



近代中国における中等教員養成史研究

山本, 経天

(Degree)

博士 (学術)

(Date of Degree)

2004-03-31

(Date of Publication)

2009-01-15

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲3057

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D1003057>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



博 士 論 文

近代中国における中等教員養成史研究

平成 15 年 12 月

神戸大学大学院総合人間科学研究科

山 本 経 天

目 次

序 章	近代中国における中等教員養成史研究の課題と方法
1	問題意識と研究課題
2	本研究の構成と研究方法
第一部	清朝末期における優級師範学堂の設立と運営
第1章	優級師範学堂の発足と挫折
第1節	奏定優級師範学堂章程の公布と優級師範完全科の設置
1.	「奏定優級師範学堂章程」の内容と特色
2.	優級師範学堂の設置と限界
第2節	優級師範学堂の経営実態
1.	入学試験の内容
2.	授業科目の構成と特色
3.	教職員の陣容
第2章	優級師範選科の設置と普及
第1節	優級師範選科の設置と運営
1.	「優級師範選科簡章」の公布
2.	教育課程の特色
3.	卒業生の待遇
第2節	優級師範選科の普及と経営効果
1.	優級師範選科の設置
2.	優級師範選科の実態
3.	優級師範選科の廃止・昇格
第3章	日本人師範教師の招請
第1節	清国師範教育界におけるお雇い日本人教師
1.	師範教育への注目
2.	来華ルート

第2節	中島半次郎の北洋師範学堂総教習への就任
1.	来華前における中島半次郎の略歴と来華経緯
2.	天津における中島半次郎
第4章	留日師範生の派遣
第1節	東京高等師範学校への留学生派遣
1.	東京高等師範学校における留学生教育政策の整備
2.	東京高等師範学校における中国人留学生の数
第2節	広島高等師範学校への留学生派遣
1.	広島高等師範学校における中国人留学生の留学経緯・数・特徴
2.	広島高等師範学校における留学班の設置および留学生教育への対応
第5章	教育学教科書の成立
第1節	教育学教科書成立の3ルート
1.	留日学生および日本人による翻訳のルート
2.	日本人教師による編纂のルートと中国人による編纂のルート
第2節	張子和編纂『大教育学』
1.	張子和編纂『大教育学』の由来
2.	張子和編纂『大教育学』の内容分析
第二部	中華民国における高等師範学校の成立と格上げ
第6章	高等師範学校の成立に至る経緯
第1節	優級師範学堂の廃止と高等師範学校の設置
1.	南京臨時政府教育部の成立による優級師範学堂の名称変更
2.	孫文の大総統令による高等師範教育方針の確立
第2節	南北統一政府教育部の成立と高等師範教育制度の性格形成
1.	南北統一政府教育部の成立経緯および部員構成
2.	部員構成にみられる特徴
第3節	臨時教育会議における高等師範教育関係諸案の審議
1.	臨時教育会議の全貌
2.	高等師範教育制度の確立
第7章	高等師範学校制度の全体構造

第1節	范源濂の高等師範学校区制
1.	范源濂の生涯
2.	普通教育の重視と教師論
3.	高等師範学校区制の実現
第2節	「高等師範学校規程」の特質—日本との比較を通じて
第8章	高等師範学校の発展過程
第1節	北京高等師範学校の成立とその経営実態
1.	陳宝泉の校長就任と人事配置
2.	校内の諸規程にみる東京高等師範学校の影響
3.	学生数および卒業後の状況
第2節	南京高等師範学校の設置とその変容
1.	教職員陣容の変化にみるアメリカの影響
2.	文理科の設置と「高等師範学校規程」からの乖離
第9章	「大学における教員養成」の論議
第1節	論争の発端および論争点と分析の視点
1.	第5回全国教育会連合会大会における高等師範教育改革議論
2.	論争点と分析の視点
第2節	教師像とその養成制度をめぐる相克
1.	余紹仁らのプロフェッショナルリズムの教師像と師範大学の特設
2.	師範大学非特設論総合大学教育科設置の二つの型
第10章	壬戌学制における中等教員養成制度の成立
第1節	高等師範教育制度の成立経緯とその特徴
1.	全国教育会案における中等教員養成制度
2.	折衷案における中等教員養成制度
第2節	高等師範学校の消失
1.	胡適の中等教員像
2.	高等師範学校存在意義の喪失
3.	高等師範学校を持つ省と持たない省の対立
第11章	総合大学教育科と師範大学における中等教員養成の成立
第1節	総合大学における中等教員養成の系譜

1. 東南大学教育科の成立
2. 東南大学教育科の特質
第2節 師範大学における中等教員養成の系譜
1. 北京師範大学へ向けての改革
2. 北京師範大学の成立と経営実態
終章
付表1
付表2
謝辞

序章 近代中国における中等教員養成史研究の課題と方法

1 問題意識と研究課題

本研究は、近代中国における中等教師養成制度の成立過程、とりわけ清朝が 1904 年に公布した「奏定学堂章程」（癸卯学制）、中華民国が 1912 年に公布した「学校系統令」（壬子学制）および 1922 年に公布した「学校系統改革案」（壬戌学制）という 3 つの時期の学校制度における優級師範学堂、高等師範学校、師範大学あるいは総合大学教育科の設置過程と経営実態を解明することを目的とする。

1952 年以来、中国では中等教師を師範大学など特設の単科大学で養成してきた¹⁾。ところが、近年中等教師養成を行う単科大学と総合大学の間で相互乗り入れの動きが出てきた²⁾。2000 年 10 月、日本の文部科学省に相当する教育部は北京大学に教育学院の設置を許可し、中等教師養成機能の特設の単科大学から開放した³⁾。さらに 2001 年 10 月には北京師範大学を「教育科学を主とする研究型大学へ転換」させる方針を打ち出し、単科大学であった師範大学が総合大学化へと動き出した⁴⁾。こうした一連の動きの中で、中等教師養成をめぐる論争が活発になっている⁵⁾。

しかし歴史を遡ってみれば、この論争は今に始まったものではない。新文化運動期における 1919 年の第 5 回全国教育会連合会大会ですすでに行われており、それは 1922 年の壬戌学制の成立まで続いた。この学制によって、それまで高等師範学校で行われてきた中等教師養成は、師範大学かあるいは総合大学の教育科で行われることになった。この論争によって癸卯学制と壬子学制のもと 18 年間つづいた師範教育の系統は一瞬にして失われた。これにより、教師の養成にきわめて重要である教育学的教養と教職倫理の教育は軽視され、教育実習も無視されることになった。こうした新文化運動期の論争（1915-22 年頃）をみることは、現在の中国で起こっている論争の方向性をみきわめるためにきわめて示唆的である。歴史を顧みて将来の道をみいだすならば、同じ轍を踏むことを避けることができるだろう。中等教師養成制度の改革の方針を模索している現在の中国にとって、本研究は一刻も早く行われなければならない課題であろう。

学校の系統からみれば、癸卯学制と壬子学制における教師養成制度は、いずれも中等教育機関から高等教育機関に続く専門教育の系統とは別に、初等教師養成機関と中等教師養成機関が重層的に設けられる師範教育の系統が存在していた。それを具体的な法令として

定めたのは、癸卯学制のなかの「奏定初級師範学堂章程」と「奏定優級師範学堂章程」、壬子学制のなかの「師範教育令」および「師範学校規程」や「高等師範学校規程」であった。ところが、壬戌学制には師範教育の系統はなく、教師養成に関する独立の法令もなかった。初等教師の養成は師範学校や高級中学師範科で行い、中等教師の養成は師範大学や総合大学教育科で行うこととなった。壬戌学制では高等師範学校が消えていたことが教師養成史上の重要な変化である。

本研究に関連する先行研究を検討してみよう。近代中国の教師養成史を扱ったこれまでの研究としては、主に2つが挙げられる。第1は劉問岫『中国師範教育簡史』（中国・人民教育出版社、1984年）であり、第2は陳永明『中国と日本の教師教育制度に関する比較研究』（ぎょうせい、1994年）である。

劉問岫の『中国師範教育簡史』は、今でも中国の教師養成系大学の教科書や参考書によく使われている。近代師範教育制度のおおまかな流れを解明した中国教師養成史研究に関する最初の成果であり、今日までの到達点でもある。しかし、『簡史』という書名のとおり、近代中国における教師養成制度の沿革を概括的に示すにとどまっており、教科書として基本的な事実を確認する上では有効であっても、詳細な事項に立ち入ってみようとするば非常に心もとないと言わざるを得ない。

陳永明の『中国と日本の教師教育制度に関する比較研究』は日本で出版された中国の教師養成に関する著作である。この著作は現代中日教師養成制度の比較研究の歴史的前提として近代教師養成制度をまとめたもので、近代中国教師養成に関する記述は、序章と終章を除いた5章のうち第1章の前半のみで、全体の約15パーセントにすぎない。また、その記述の多くを多賀秋五郎『近代中国教育史資料』民国編上「解説」（日本学術振興会、1973年）に依拠していることが指摘できる。試みに2つの事例をあげてみよう。

（陳）1912年12月10日に「師範学校規程」が公表された。教育総長范源濂（1876-1927）の学んだ日本の師範学校は、順良・信愛・威重の氣質が気風となった。それは、日本の師範学校令第1条に、「生徒ヲシテ順良・信愛・威重ノ氣質ヲ備ヘシムルコトニ注目スヘキモノトス」とあったからである（25頁）。

（多賀）十二月十日に、師範学校規程が公布されたのである。教育総長范源濂（1876-1927）の学んだ日本の師範学校は、順良・信愛・威重の氣質が伝統的な

気風となっていた。それは、師範学校令第一条に、「生徒ヲシテ順良・信愛・威重ノ氣質ヲ備ヘシムルコトニ注目スヘキモノトス。」とあったからである(66頁)。

(陳) もっとも、日本の高等師範学校規程は、すでに清末の優級師範学堂に採り入れられたが、民国初期では、更に検討が加えられ、近代化が図られるようになった(27頁)。

(多賀) もっとも、日本の高等師範学校規程は、すでに、清末、優級師範学堂に採り入れられていたところで、今回は、更に、検討が加えられて、近代的に制度化されているといえる(70頁)。

こうした記述の類似性は、ひとり陳に言えることではなく、10数年前の中国留学生による研究の限界と言えよう。彼ら戦後中国留学生の第一世代は、研究手法において未熟であり、先行研究の模倣や引き写しというレベルに留まることが多かった。残念ながら、先行研究を独創的に乗り越えようとする意識に欠ける点があった。

いずれの研究も中等教師養成に焦点をあてたものではない。本研究と問題意識において重なる研究がないのみではなく、高等師範学校の存廃論争があったという歴史的事実さえ記されていないのが実情である。

このようにみえてくると、中国の中等教師養成史に関しては先行研究と呼べるものが存在せず、依然未開拓の研究分野であると言ってよい段階である。

日本の中等教員養成史研究に目を転じてみると、本研究にもっとも有効な視点を与えてくれるのが船寄俊雄「大正期高等師範学校存廃論争にみる中等学校教師像の性格」(『教育学研究』第53巻第2号、1986年6月)および、同論文を発展させた同『近代日本中等教員養成論争史論』(学文社、1998年)である。いずれの研究も、日本における高等師範学校の存廃論争を扱ったものであるが、中国の教師養成制度が日本のそれをモデルにして作られていたが故に、日本の中等教師養成制度が抱え込んだ制度的難点、すなわち中等教師養成において高等師範学校と(帝国)大学の関係をどのように考えるかという問題⁶⁾を抱え込んだのであり、中国におけるそれを分析する場合に有効である。

2 本研究の構成と研究方法

本研究は、序章と終章を除き 2 部 11 章から構成されている。時系列に沿って清朝末期における優級師範学堂、中華民国初期における高等師範学校と師範大学あるいは総合大学教育科という 2 つの時期に区切り、それぞれに 1 部ずつを割りあて検討を行った。

第 1 部では、優級師範学堂や優級師範選科の経営実態を検討し、清朝における中等教師養成の到達点を解明する。具体的には以下の 7 点を明らかにする。

- ①「奏定優級師範学堂章程」や「優級師範選科簡章」など、清朝が制定した中等教師養成に関する規程・規則を考察し、「奏定優級師範学堂章程」に対する日本の影響を明らかにする。
- ②朱有瓚主編『中国近代学制史料』（華東師範大学出版社、1989 年）など先人たちが編輯した史料集を用いて、優級師範学堂の入試問題、中等教師養成教育の内容、教員スタッフの履歴、各省の設置状態を明らかにする。
- ③優級師範学堂との比較を通じて優級師範選科の中等教師養成教育の内容、卒業生の待遇、各省の設置状態など運営実態を考察する。
- ④当時の官僚たちの皇帝への上奏文を用いて、学生募集難など優級師範学堂設置当初の状況を考察し、変則的な優級師範選科の設置理由とそれが果たした役割を分析する。
- ⑤南里知樹編『中国政府雇用の日本人——日本人顧問人名表と解説』（『近代日中関係史料』第 II 集、龍溪書舎、1976 年）など日本人教習に関する統計資料を活用し、優級師範教育に携わった日本人教習の状況を明らかにする。その際、日本人教習の来華ルートを考察し、特にこれまで研究されていない早稲田大学による独自のルートの中島半次郎の来華とその活動を通じて解明する。
- ⑥『東京高等師範学校一覧』、『広島高等師範学校一覧』、日本の『教育時論』と『官報』、中国の『東方雑誌』、『清国留学生会館第一次報告書』、『番禺県統志』、『北洋公牘類纂』など当時の官公文書や教育雑誌および郷土史料を駆使し、中国人師範留学生の数量的把握を行い、来日動機を明らかにする。
- ⑦上海図書館に眠っていた両江師範学堂で使用された教育学教科書・張子和編『大教育学』（商務印書館、1914 年）を発掘し、日本の当時の教育学教科書と比較し、近代中国の教育学説の成立における日本の影響を解明する。

第 2 部では、邵爽秋等合選『歴届教育会議議決案彙編』（教育編訳館、1935 年）に収録された『臨時教育会議日記』、多賀秋五郎『近代中国教育史資料』（日本学術振興会、1973 年）に収録された『臨時政府公報』や『政府公報』および『教育公報』、『北京高等師範

学校一覧』など官公文書、『教育年鑑』など中国民国の教育統計や興亜院が調査した『日本留学支那要人録』、『教育雑誌』や『中華教育界』など当時の代表的な教育雑誌、『巖修東游日記』や陳宝泉の『退思齋文存』および『蔡元培文集』（錦繡出版、1995年）に収録された手紙などを駆使し、高等師範学校の成立過程や経営実態を浮き彫りにする。さらに高等師範学校の消失過程およびその後に生まれた師範大学と総合大学教育科の実態を考察する。具体的には以下の12点を明らかにする。

- ① 中華民国教育部設立当初の人事配置を考察し、壬子学制における中等教師養成制度の作成者を究明する。
- ② 留日師範生の帰国後の教育的活動、とりわけ中華民国教育部の初代次長（副大臣）および2代目総長（大臣）范源濂や北京高等師範学校初代校長陳宝泉という代表的人物を取り上げ、可能な限り彼らの生涯の活動を追跡し、高等師範学校の成立に果たした役割を解明する。
- ③ その際、中華民国の「高等師範学校規程」を日本のそれと比較し、「奏定優級師範学堂章程」から続いた日本の影響を実証する。
- ④ さらに、北京高等師範学校の経営実態に焦点をあて、東京高等師範学校を比較しながらその影響を分析する。
- ⑤ 『北京師範大学校史』を含むこれまでの研究には使用されていない『国立北京師大畢業同学録』（北平師範大学秘書処畢業生事務部編、1935年、北京師範大学附属図書館所蔵）、『北京高等師範学校週報』に依拠し、北京高等師範学校の入学生数や卒業生数を集計する。また、卒業生の赴任先や教職への定着率を分析し高等師範学校の教育効果を実証する。
- ⑥ 南京高等師範学校2代目校長郭秉文を中心とする留米帰国者が策定した同校の組織系統を考察し、南京高等師範学校が「高等師範学校規程」から乖離し、変容していく状況を分析する。
- ⑦ 高等師範学校存廃論争の場となった教育雑誌、すなわち『教育雑誌』、『教育叢刊』、『中華教育界』、『新教育』の4誌に掲載された20件あまりの論説を通覧し、教育ジャーナリズムにおける論争を分析する。その際、分析方法として日本の高等師範学校存廃論争を研究した船寄俊雄が用いた方法を援用する。
- ⑧ 雑誌記事などの史料により、全国教育会連合会における壬戌学制草案の作成プロセスを考察する。

- ⑨『胡適文集』（北京大学出版社、1998年）に収録された日記や講演稿などを駆使し、壬戌学制草案の作成プロセスにおいて最終段階で胡適が高等師範学校を排除した原因を分析する。
- ⑩中国における最初の総合大学教育科である東南大学教育科と最初の師範大学である北京師範大学の成立に至る経緯を考察する。北京師範大学の成立に役割を果たした留日師範生（後に留米）鄧萃英の校内改革と、李建勛の師範大学論をもここで分析する。
- ⑪東南大学教育科の目的、定員、教師養成教育の内容、教員スタッフの履歴などをおおして経営実態を考察する。
- ⑫北京師範大学の目的、定員、教師養成教育の内容などをおおして経営実態を考察する。

-
- 1) 1949年10月1日、中華人民共和国が成立した。1951年8月、教育部は北京で第1回全国師範教育会議を開催した。そこで高等師範教育（中等教師養成）機関・中等師範教育（初等教師養成）機関・初等師範教育（幼児教師養成）機関という3段階の師範教育系統を独立させた。高等師範教育機関は師範大学（4年制）、師範学院（4年制）、師範専科学校（2年あるいは3年制）の三つに分け、いずれも高級中学および初等教師養成機関である師範学校の卒業生から学生を募集した。1996年、初等師範教育（幼児教師養成）機関が廃止されたが、高等師範教育（中等教師養成）機関と中等師範教育（初等教師養成）機関は継承されており、師範教育系統は依然普通教育系統と併存している。
- 2) 1999年、総合性をもつ大学や非師範系の高等教育機関が初、中等教師の養成に参加することができるという方針が定められ、師範教育機関が独占していた教師養成を総合大学などに開放した。これを踏まえ、2001年に総括的な方針が出され、伝統的な師範教育機関を充実させるとともに、他の総合的高等教育機関の参画もますます奨励することが確認された。しかし、師範大学は教師養成以外の学部を設置することができるが、あくまで総合大学になることはできないのが現状である（「我国教師教育体系如何從封閉走向開放」『中国教育報』、2001年12月14日参照）。
- 3) 「北京大学教育学院今日成立」『北京晚報』、2000年10月25日参照。
- 4) 北京師範大学校長鐘秉林「從日本高校改革看中国師範大学轉型」『中国教育報』第4版、

2002年5月25日参照。

- 5) 2001年8月、全国12ヵ所の師範大学の中国共産党委員会書記や学長、教育部の代表、教育学者は華東師範大学で開かれた「師範大学改革與発展諮問会議」（師範大学の改革と発展に関する諮問会議）に出席した。この会議で師範大学をそのまま継承するのか、それとも総合大学に転換するのか、という議論が行われた。
- 6) 寺口昌男「戦前日本における中等教員養成制度史 — 『開放制』の戦前史素描」（日本教育学会教師教育に関する研究委員会編『教師教育の課題』明治図書、1983年）参照。

第 1 部 清朝末期における優級師範学堂の設立と運営

第1章 優級師範学堂の発足と挫折

第1節 奏定優級師範学堂章程の公布と優級師範完全科の設置

1. 「奏定優級師範学堂章程」の内容と特色

(1) 起草者の経歴

近代中国において中等教師養成制度が本格的に導入・整備されるのは、1904年1月に交付された「奏定優級師範学堂章程」（以下、「章程」と略記）以後のことである。中国において近代的中等教師養成制度が導入されたのはこれが最初ではなく、それより約1年半前の1902年8月、管学大臣張百熙の名で立案された「欽定京師大学堂章程」のもとにおいてであった。しかしこの章程に定められた師範館の設置条文は、京師大学堂師範館の開設を除いて実施されず、まもなく「章程」にとって替わられたのである¹⁾。

この新しい学制では師範教育がこれまで以上に重視されるようになり、国家による中等教師養成の仕組みが大いに整えられた。師範教育を優級・初級の2段階に分け、師範教育体系の一貫性をはかる独立の師範教育系統を樹立したのである。

「章程」は、「奏定学堂章程」（癸卯学制）の一環である。「奏定学堂章程」は、3名の管学大臣、すなわち張百熙・栄慶・張之洞が協議し作成したものであったが、実際には張之洞が中心であった。張之洞は管学大臣を拝命した後、直ちに自らが創設した湖北方言学堂の漢文教師であった陳毅と胡鈞²⁾、さらに10数人を雇用して「奏定学堂章程」の起草を命じた³⁾。これらの起草者は皆日本留学生であった⁴⁾。

胡鈞の文章から、張之洞が「章程にある学務綱要や経学に関する各項目、各級学堂における国学の部分および文学の課程を手がけた」が、その他のものに関しては、「当時長椿寺に事務所を設け、教育に通暁する者を招いて各課程のそれぞれの項目を作成させた」ことが分かる⁵⁾。また、王国維は「奏定経学科大学文学科大学書後」の巻頭で、「奏定学堂章程は、黄陂出身の陳毅が起草したものを、南皮出身の張之洞尚書が実際に仕上げた」ものであったと述べ、陳毅の構想にかかる部分が大きいと証言した⁶⁾。

陳毅は、かつて王国維や胡鈞などと一緒に、張之洞により教育事情を調査するため日本に派遣され、1901年12月から2ヵ月ほど東京に滞在した。張之洞の信頼が厚い人物であった。東京滞在中に彼らは、高等師範学校・女子高等師範学校・東京府立師範学校などを見学し、さらに嘉納

治五郎や伊沢修二などの教育専門家を訪ねて、教育上の意見を聞いた。教育専門書や教科書も大量に買い込み、そのなかの重要な書物の翻訳を滞在中にはじめた⁷⁾。また陳毅は、帰国後すぐ雑誌『教育世界』に日本の「師範教育令」(1897年10月勅令第346号)などを翻訳したものを発表した⁸⁾。

こうした陳毅の日本の師範教育に対する深い理解から、陳毅こそ「章程」を起草した人物であると推測できる。起草の際には日本の中等教師養成制度が参考にされた。実際に1904年の中国の学校系統を1900年の日本の学校系統と比較してみると(図1参照)、類似している所が多いことが分かる。

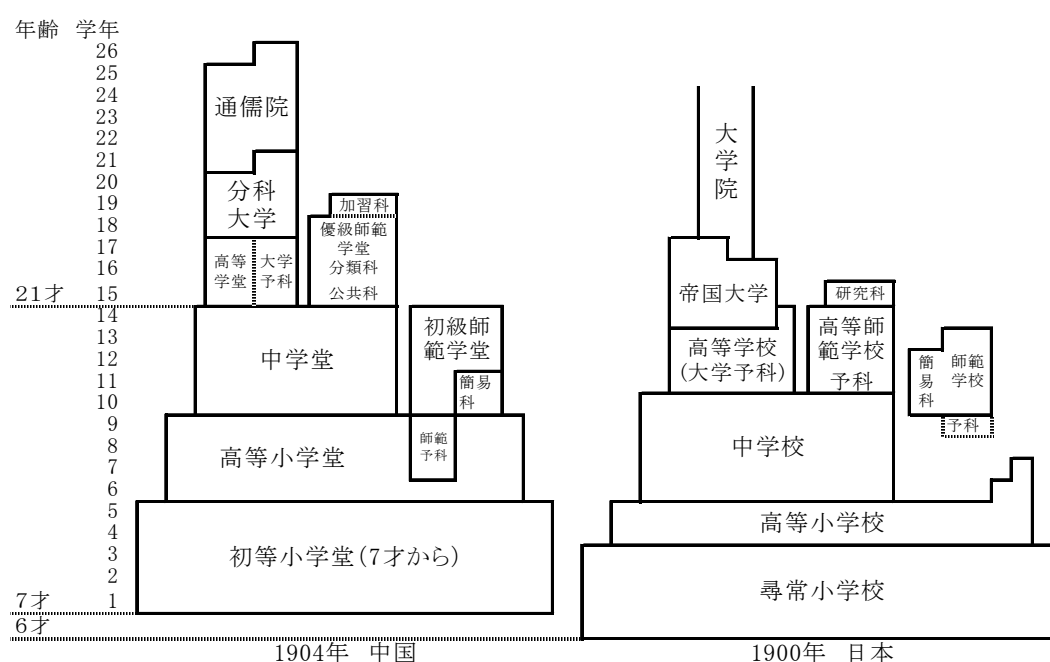


図1 中国の学校系統(1904年)と日本の学校系統(1900年)の比較

[註]王鳳喈『中国近代教育制度』(商務印書館、1923年、111頁)、細谷俊夫『教育学大事典』(第一法規、1978年、356頁)により整理した。

とくに筆者が注目するのは、中学堂から大学に続く専門教育の系統とは別に師範教育の系統が設けられていたことや、初等教師養成を担う初級師範学堂と中等教師養成を担う優級師範学堂が重層的に設けられていたことなど、日本の教育制度をそのまま踏襲した点である。優級師範学堂は基本的に日本の高等師範学校予科に相当する公共科と、本科に相当する分類科、および研究科に相当する加習科の3科より構成された。また、公共科と分類科を合わせて優級師範完全科(以下、完全科と略記)と呼ばれていた。

こうした清朝末期の中等教師養成制度が、具体的にどこまで日本の制度を参考にしたのかについて、以下詳細に比較検討してみよう。

(2) 「章程」の条文の比較

「章程」は「目的、学科課程、生徒募集、卒業生服務、附属学堂、教員・管理員」の6章に分けられていた。まずは全体の条文を考察してみる。「章程」でまとめて規定された内容は、日本においてはいくつかの別個の規則、規程、法令となっている。「章程」の条文とそれに該当する日本の諸規程を比較した(表1)。

表1 条文の比較

	「奏定優級師範学堂章程」	日本の高等師範学校諸規定
目的	優級師範学堂は、初級師範学堂および普通中学の卒業生を入学させ、初級師範学堂および中学堂の教員、管理員を養成し、これら学堂の教員、管理員供給を満たすことを目的とする(第一章第一節)	高等師範学校ハ師範学校中学校及高等女学校ノ教員タルヘキ者ヲ養成スル所トス(「師範教育令」第一条)
学科課程	公共科の学科は8科とする(第二章第一節) 公共科の修業年限は1年とする(第二章第二節) 分類科の学科は4類に分ける(第二章第四節) 分類科の修業年限は3年とする(第二章第五節) 加習科の学科は10科とする(第二章第七節) 加習科の修業年限は一年とする(第二章第八節)	高等師範学校ノ学科ヲ分チテ予科本科研究科トス(「高等師範学校規程」第一条) 修業年限ハ予科一カ年本科三カ年研究科一カ年乃至二カ年トス(「高等師範学校規程」第五条)
生徒募集	公共科の学生は、初級師範学堂および官立中学堂の卒業証書を有するものに入学を許可する。私立中学堂の卒業生はその学力を本省の学務処で検定し、官立中学堂と同レベルと認められた場合、選抜試験を受けることを許可する。但し変則として初級師範および中学堂に相当する学力を有する者に選抜試験を課し入学を許可する(第三章第一節)	高等師範学校予科生及官費専修生ハ師範学校官立中学校及文部大臣ニ於テ徴兵令第十三条ニ依リ中学校ノ学科程度以上ト認めタル私立中学校ノ卒業生ニシテ身体健全品行方正ナリ者ニ就キ地方長官之ヲ薦挙シ高等師範学校長其ノ中ヨリ試験ノ上選抜スルモノトス(「高等師範学校生徒募集規則」第一条)
卒業生服務	分類科卒業生の服務義務は6年とする。前2年は学務大臣や省の督撫から指定された仕事に就く。義務年限を終了すれば大学堂に進学することができる(第四章第一節)	高等師範学校本科卒業生ニシテ所定学資ノ全部支給ヲ受ケタル者ノ服務年限ハ卒業証書受得ノ日ヨリ七カ年一部支給ヲ受ケタル者ハ五カ年自費生ハ三カ年トシ其ノ間教育ニ関スル職務ニ従事スル義務ヲ有スルモノトス但全部支給ヲ受ケタル者ハ卒業証書受得ノ日ヨリ三カ年間一部支給ヲ受ケタル者ハ二カ年間ハ文部省ノ指定ニ従ヒ奉職スル義務アルモノトス(「高等師範学校卒業生服務規則」第一条)
附属学堂	普通教育の方法を研究し、教育の進歩をはかり、各普通学堂の模範となることを期すとともに、本学堂学生の実習の場となす(第五章第一節)	附属学校ハ普通教育ノ方法ヲ研究シ師範生徒ヲシテ実地授業ヲ練習セシムル所トス(「附属学校規則」第一章第一条)
教員・管理員	優級師範学堂に以下の教員管理員をおく。 監督 教務長 教員 副教員 監書 庶務長 文案官 会計官 雑務官 斎務官 監学官 檢察官 中学弁事官 中学教員 小学弁事官 小学教員(第六章第一節)	文部省直轄諸学校ニ職員ヲ置ク 校長 教授 生徒監 助教授 書記(「文部省直轄諸学校官制」第六条) 高等師範学校ニ第六条職員ノ外左ノ職員ヲ置ク 教諭 助教諭 訓導(「文部省直轄諸学校官制」第十一条)

優級師範学堂の目的は、高等女学校の教師の養成を欠いてること以外は、日本の高等師範学校と同様であった。優級師範学堂は公共科、分類科、加習科の3つに分かれており、加習科は、分類科修了後、自ら管理法や教授法の学力がなお不足であると感じ、教育の肝要を学ぶ希望のあるものを入学させ教育の神髓を考究させた。こうした学科課程は日本の高等師範学校が、予科本科研究科としたのと同様であり、修業年限についてもほぼ同様であった。生徒募集についてもほぼ同様である。ただし、初級師範や中学堂の卒業生がまだそれほど排出されていない状況に応じて、変則的に科挙及第者を募集対象としたことがうかがえる。服務義務は日本の高等師範学校に比べ1年短かったが、前期の数年間を文部大臣が指定する機関に服務するという点などが同様であった。附属学校の設置目的にいたっては、まったく同じであったといえる。教員管理員については、教師職員を合わせて附属学校の教職員まで一括して規定しているため日本のものと比べやや煩雑となっている。

以上のように「章程」の各条文は、日本の高等師範学校に関する諸規程と酷似していた。

(3) カリキュラムにみる日本の影響

では、もっとも重要なカリキュラムの内実はどうであっただろうか。ここでは、公共科や分類科のカリキュラムを例とし、その内容を日本と比較しながらその特徴を解明する。

日本の高等師範学校予科にあたるのが公共科である。1年の共通教養課程ともいうべき公共科を終えれば、日本の高等師範学校本科にあたる分類科に進学する。まずは、公共科と予科のカリキュラムを比較する。公共科の学科目は、英語、数学、日本語、国語、体操、論理、倫理、経学であった。対する予科の学科目は、英語、数学、漢文、国語、体操、論理、倫理、図画、音楽であった。

表2と表3を一見して分かるように、細かい違いはあるものの中国の学科目と各学科目名のおおよその比率は、日本のそれと類似していた。英語の週時間数は12時間で、日本と同様に抜きんでて多い。ついで多い数学の週時間数の2倍であった。数学と同時間数を費やしたのは日本語であった。日本語や英語の教育に力を入れたことは、日本や欧米列強に学ぶ姿勢を示している。数学教育を重視したことは科学を推進する清政府の姿勢を現わしている。

予科との違いとしては、経学が設けられていたこと、音楽図画が設けられなかったことがあった。経学の設置は、日本における忠君愛国の国家主義的教育、すなわち国民統合をめざす臣民教育をモデルにしたものであった。また、内憂外患の排除をめざす上で、即時的に救国の用をなさ

ない図画や音楽といった科目は排除されたものと思われる。

表2 優級師範学堂
公共科カリキュラム

学科目	週時間数
英語	12
数学	6
日本語	6
国語	3
体操	3
論理	3
倫理	1
経学	2
合計	36

表3 東京高等師範学校
予科カリキュラム

学科目	週時間数
英語	10
数学	4
漢文	3
国語	3
体操	3
論理	2
倫理	1
図画	2
音楽	2
合計	30

次に分類科のカリキュラムと日本の本科のカリキュラムの比較である。

5部（外国語学部、国文学部、地理歴史部、数物化学部、博物学部）に分けられた日本の本科に対し、中国の分類科は4類（中国文学および外国語を主とする第1類、地理および歴史を主とする第2類、数学、物理学および化学を主とする第3類、植物、動物、鉱物および生理学を主とする第4類）に分けられた。日本では外国語と国文をそれぞれ一つの学部にしたが、中国ではこの二つを合わせて第1類と設定したのである。

ここでは、近代化を急ぐ中国がもっとも重視していたと思われる数物化学を専門とする第3類を例にとって比較してみる。中国の第3類は日本の数物化学部に相当する。それぞれのカリキュラムを表4と表5に示した。

分類科第3類の学科目は、人倫道德、教育学、心理学、数学、物理学、化学、英語、図画、手工、体操、経学大義、中国文学であった。また、日本の数物化学部の学科目は、倫理、心理学及教育学、数学、物理学、化学、英語、図画及手工、体操、天文気象であった。科目構成、時間数の比率など、第3類は日本の数物化学部と似ているといえる。

違いとしては、教育学と心理学を分けそれぞれ一つの科目としたこと、経学大義という経学科目が設けられたこと、天文気象が設けられていなかったことなどがあげられる。

最後に、中国の加習科と日本の研究科について簡単に述べておこう。加習科の学習内容は、「人倫道德、教育学、教育制度、教育政令機関、美学、実験心理学、学校衛生、専科教育、児童研究、教育演習の10科目から、5科目以上を修得しなければならない。教育演習は必修ではない。卒業

論文の提出を要する」とされていた。日本の研究科の科目は「本科各部ニ置ク所ノ科目トス」と記された。

表4 優級師範学堂第3類

科目	学年		
	第一学年	第二学年	第三学年
人倫道德	2	2	3
教育学	—	4	8
心理学	1	1	—
算学	6	6	6
物理学	5	6	7
化学	4	5	5
英語	3	—	—
図画	2	—	—
手工	3	3	—
体操	3	3	3
経学大義	6	5	4
中国文学	1	1	1
合計	36	36	36

表5 東京高等師範学校本科数物化学部

科目	学年 第一学年	第二学年		第三学年	
		数学物理を主とするもの	物理化学を主とするもの	数学物理を主とするもの	物理化学を主とするもの
		倫理	1	1	1
心理学及教育学	2	3	3	5	5
数学	6	6	3	6	—
物理学	3	4	4	5	5
化学	4	1	4	—	4
英語	5	3	3	—	—
図画及手工	2	2	2	2	2
体操	3	3	3	2	2
天文気象	—	—	—	2	2
合計	26	23	23	23	21

以上、優級師範学堂における公共科と分類科のカリキュラムを、日本のそれと比較してその類似点と相違点を明らかにした。その結果、カリキュラムをみる限り、日本との大きな違いは、経学科目を設けていたことである。

経学は張之洞の主張にもとづいて設けられた科目である。張之洞の主導で作成された「奏定学堂章程」は、中国教育史上はじめて国民教育の理念を明確に打ち出した。従来の支配

体制を強化維持するための国民意識の統合を狙った支配者側の意図が、経学科目には込められていた。また専門科目に関していえば、文系の第1類を除くその他の3類はいずれも日本のそれより学習時間数が多かった。学生に多くの負荷をかけてでも、近代国家の早期実現をめざしていたといえよう。

2. 優級師範学堂の設置と限界

(1) 優級師範学堂の概要

さて、「章程」に基づき全国ではどのくらい中等教師養成機関が設けられたのか。またどのくらい生徒を募集し、どのくらい卒業者を送り出したのか。ここでは、その全国的な設置の概要について述べる。

もっとも早い時期に設置されたのは京師大学堂優級師範科であった。京師大学堂優級師範科は、1904年に京師大学堂の再編成に伴い設置された新たな中等教師養成機関であり、その前身は1902年12月にスタートした京師大学堂師範館であった。1902年には100数名、1904年には200数名の学生を入学させた。前者は1907年に卒業し、卒業生数104名、後者は翌1908年に卒業し、卒業生数は206名であった⁹⁾。これらの師範生は、「章程」の応募者基準に達しており、卒業後は「章程」の服務義務規定に従い初級師範学堂や中学堂の教師として義務を果たしたと思われる。また彼らは民国初頭において、大学長や南京教育部社会教育司司長および各地の中学校校長を務めた者も少なくなかった¹⁰⁾。

「章程」制定の時点で、将来、大学堂の予備科および分科大学が開設されたときには、優級師範科を優級師範学堂に改め、独立させることになっていたもので、1908年6月、京師大学堂優級師範科は京師優級師範学堂となった。1908年10月、優級師範学堂として初めての入学試験が実施され、80余名が入学を許可され、11月14日に正式に開学した。次いで1909年ならびに1910年にも、3度に分けて入試が行われ、各省から推薦されてきた学生150余名が入学した。これらの師範生はいずれも民国に入ってから卒業した。1909年入学生の卒業は1913年で43名、1910年入学生の卒業は1914年で61名であった¹¹⁾。

三江師範学堂（1906年9月に両江師範学堂と改名）は、1903年2月に張之洞の上奏によって設置され、1904年11月に開学した初・中等教師を同時に養成する師範学堂であった。三江師範学堂は1904年に「章程」に基づく分類科の第3類甲班と第4類を設け、江蘇省、安徽省および江西省の3省から師範生を募集した。81名の師範生が入学し、うち

第3類甲班が35名で、第4類が46名であった。この81名の師範生は1910年1月に卒業した。また1906年7月頃、第3類乙班も50名を募集したが、卒業年などは不明である¹²⁾。

1903年6月に保定に設置された直隸兩級師範学堂は1907年に76名の優級師範卒業生を送り出した¹³⁾。

北洋師範学堂は1906年11月に天津に開設され、1909年時点での優級完全科の在學生は55名であった¹⁴⁾。

以上の4校は1906年以前に設置された優級師範学堂である。1907年から1909年に設置された優級師範学堂の数や在學生数については清政府の統計があり、それに基づき表6を作成した。

表6 1907～1909年の優級師範学堂

年度 場所	1907年		1908年		1909年	
	学堂	学生	学堂	学生	学堂	学生
直隸		177		65	2	189
山東	1	77	1	136	1	179
河南					1	273
江寧	1	273	1	361	1	338
江蘇			1	91	1	112
四川					1	224
広東			1	200	1	189
広西			1	165		
合計	2	527	5	1018	8	1504

[出典]朱有瓚主編『中国近代学制史料』
第2輯下冊（華東師範大学出版社、
1989年、465～467頁）より作成。

優級師範学堂それぞれの年度別生徒数については不明であるが、部分的な資料によれば、直隸省では1909年時点で直隸兩級師範学堂には134名の學生が在籍していた¹⁵⁾。

山東省では1907年に山東全省師範学堂（1910年に山東優級師範学堂と改名）優級師範完全科が設置された。初級師範完全科の第2クラスと第3クラスの卒業生から136名を選出し、優級師範完全科の文科（第2類）クラスと理科（第3類）クラスに入学させた。1908年、この文・理兩科は再び1クラスずつ生徒を募集した。1907年に入学した師範生は1910年春に卒業し、1908年に入学した師範生は1911年春に卒業した。これらの卒業生は合計136名で、優級文科（第2類）が70名、優級理科（第3類）が66名であった。1909年、優級師範完全科は、1クラスの第4類の學生を募集したが、卒業年は不明である¹⁶⁾。

その他の省については、史料を欠いており詳細は不明である。

(2) 受験者の資格にみる優級師範学堂の限界

「章程」では、優級師範学堂公共科の受験資格は、初級師範学堂および官立中学堂の卒業生であることが定められていた。ただし私立中学堂の学生であっても、その学科レベルが官立中学堂のそれに相当すると省学務処が認めた場合には受験できた。また、これらの資格に相当する者は多くなかったので、変則として、学業成績が初級師範学堂および官立中学堂の卒業生と同等と認められる者について詳細な試験を行い入学者を選ぶ制度もつくられていた。

このような措置がとられたのは、優級師範学堂の設立と同時に、初級師範学堂と中学堂も設立されたのであって、いまだ卒業生を出していなかったことによる。主な入学生としては、旧式学堂の出身者、あるいは旧式学堂のない省に関しては科挙の挙人、貢生、生員及第者が想定されていた。そして、公共科に入学した旧式学堂の出身者に対しては、彼らに欠落している知識を補うために変則的な補習カリキュラムが用意された。また、上記の科挙及第者に対しては、公共科の課程が1年であるところを3年に延長し、中等普通教育のレベルに達するまで補習が行われた。入学年齢も、中学堂卒業生は21歳であるが、科挙及第者は18歳から25歳までとし柔軟に対応した。

受験希望者は、まず出身地の府州県の推薦を受ける必要があった。推薦者は、推薦書、学生履歴書、健康診断書、学業成績書、内申書を提出しなければならなかった。試験は、中国文学、英語、算学、地理、歴史、格致の6科目であった。これは初級師範学堂および中学堂で教えられた科目であったが、先に述べたように当初はまだこれらの学校の卒業生はいなかったため、現実にはこの試験に対応できる者はほとんどいなかった。そこで、受験生が学んできた学問の内容に応じて、この6科目から適宜数科目を選んで試験が行われた。つまり各学生が得意とする科目によって試験が行われたのである。筆記試験の後、正規の試験では実施されない面接が設けられ、最終的に合否が判断された¹⁷⁾。

このような「章程」の入学基準は、実際に受験生を募集する各省においてどのように受けとめられたのだろうか。両広総督岑春煊は1905年の皇帝に対する上奏文に次のように書いた¹⁸⁾。

奏定学堂章程は各省に優級師範学堂を設置することを命じているが、現状はそれに合

格するだけの学力を有する学生に乏しい。もし、そうした人材を養成するために初級師範学堂の設置からはじめるなら、優級師範学堂の実現は少なくとも 8、9 年先の話になる。

現状では、入学するための学力を有する学生はまだ十分に育っておらず、そのまま待っていたのでは「8、9 年」かかる。しかし、初等教育を普及させるための初級師範学堂の教師および中堅人材を育成する中学堂の教師の養成は、危機的状態にある国家を救うために一刻を争う問題であった。「章程」に定められた優級師範学堂のコース、すなわち公共科や分類科を含む優級師範完全科の展開が制約されるならば、何らかの形でその制約を乗り越えなければならない。これが当時の指導者たちが直面した課題であった。

また、直督総督袁世凱は 1906 年の皇帝への上奏文に次のように書いた¹⁹⁾。

奏定章程優級師範に関する規定では、まず公共科を設けること、中学堂卒業生から選抜し入学させること、修業年限を 3 年とすることが定められた。しかし、各省の中学堂卒業生はまだ微々たるもので、多少の変則はやむをえない。応募者のなかからレベルの比較的高いものを選んで入学させ、修業年限は 6 年とする。募集に際しては、中学堂の修業年限を含んで計算したものであって、大きく規則に背くものではない。

ここでもやはりまだ中学堂卒業生が少ないために、変則的に入学者を選ぶことが述べられている。少しでも学力レベルの高い者を選び、修業年限を延長してでも帳尻を合わせようというのである。

近代的教育機関がほとんど設立されていなかった当時では、「章程」に定められた優級師範学堂の入学資格を満たす生徒はわずかであり、定員にははるかに及ばなかった。岑春煊と袁世凱の上奏文はまさに学生募集難の打開策であり、清政府はこれに対し即許可を下した。こうした状況にあって、各省は中等教師養成の実をあげるために、学生募集の門戸を旧式学堂の出身者や科挙及第者に開放し、様々な方法で対処しようとしていたのである。

第2節 優級師範学堂の経営実態

さて、各省の優級師範学堂では具体的にどのような試験が行われたのか。また、合格した学生にどのような授業科目を用意していたのか。学生募集すら困難であった当時、教師はどこから供給されたのか。こうした種々の事実を確認するために優級師範学堂の経営実態を考察してみる。

1. 入学試験の内容

上述した柔軟な学生募集制度をいち早く採用したのは両江師範学堂であった。1907年夏、両江師範学堂は300名という大規模な学生募集を行った。応募者はほぼ4000名で、応募資格の審査によって半分以上が削られたが、それでも実際に試験を受けた者は1400名を超えていた。応募資格の要点をまとめると次の4点である²⁰⁾。1点目は、「章程」に基づき、中学堂および初級師範学堂の卒業生を基準とするが、必要な量を確保するために基準を緩和し、中学および初級師範の卒業生に相当する者をも許可する。2点目は、科挙及第者については、举人・貢生・生員・監生の別なく応募できる。3点目は、応募者の年齢は20歳から30歳までに限定する。4点目は、地方官および教育会の推薦を必要とする。

受験者が多いため、選抜試験は受験者の出身地域をもって区分され、旧暦の7月10日、11日、12日の3日に分けて行われた。各々の試験では2つの問題が出されており、受験者はその内1問を選び、規定の時間内に解答することになっていた²¹⁾。

10日は、「蘇属」、「贛属」および「京口駐防」から来た者が受験を受けた。11日は「皖属」からの受験者の受験日で、12日は「寧属」および「江寧駐防」からの受験者の受験日であった²²⁾。ここでは、10日の試験問題を一例として考察を行う。ここでは、多少煩雑になるが、試験問題の原文と筆者による邦訳の2つを示す。

第一題

欧西大教育家莫不曰养民使自尊、纵民使自由。然不能自治、而自尊者骄;不知公德、而自由者乱。教也者、长善而救其失者也、诸生果何以救其失也?

西欧の大教育家トマス・モアは、自尊によって民を養ない、自由によって民を恣にする」と述べている。しかし自治ができなければ自尊は驕りにすぎない。公德を知らなければ自由は乱される。教える者は善を助長し、それにより善を失った者を救うことができる。諸生は果たして何をもってその失を救うか?

第二題

英人霍布士其学絶近楊朱、論者比之孫卿、誤矣。霍布士虽纵乐派、又倡命令主義者也。楊朱学实出于老、申韓法家亦老氏之支流学者、試稽其学派而纵論之。

イギリス人ホッブズの学説は非常に楊朱に近い。論者は彼を孫卿と比べるが、それは間違いである。ホッブズは放任主義であるが、命令主義をも提唱した。楊朱の学は老子（の道家学説、筆者加）から出ており、申韓の法学もまた老子の支流の学である。試しにその学派について思うままに論じよ。

試験問題から分かるように、当時の優級師範学堂の試験内容は、教育と国家の関係、新教育における伝統的国学の重要性、という2つの視角から展開されていた。前者の事例として、トマス・モアの自尊より自治、自由より公德が先に確立するという言説があげられる。後者の事例として、ホッブズの放任主義と命令主義の対立と統一の関係、ホッブズの思想が戦国時代の思想家である楊朱の思想に近いことがあげられる。教育学に関する基礎的知識や概念についてはまだ取りあげられていなかったことがこの試験の特徴である。2問のうち1問を選んで論じるという試験方式には、依然科挙試験の影が残されていたことがうかがえる。

2. 授業科目の構成と特色

こうして集めた学生に授けるものとして、両江師範学堂はどのような授業科目を設けていたのだろうか。また、「章程」に定められた公共科や分類科の授業科目は、実際にはどこまで実現したのであろうか。ここでは、1908年の両江師範学堂の分類科と公共科の授業科目の設定について考察してみる。

両江師範学堂の公共科は「修身・教育・物理・化学・博物・手工・図画・法制・音楽・数学・地理・歴史・英文・東文・体操」の15科目により編成された。「章程」に規定された8科目、すなわち「人倫道德・群経源流・中国文学・東語・英語・弁学・算学・体操」よりほぼ倍に近い数の授業科目が設定された。初級師範学堂および中学堂からの入学者が十全にえられない事情に対応し、分類科に進学後の学業に耐えうる学力を入学者に予備的に施すためであった。

両江師範学堂の分類科は、「章程」に定められた4コース中の2コースが創設された。

すなわち理化数学部と博物農学部である。

理化数学部は、「章程」中の第三類に相当し、倫理学・経学・教育・物理・化学・手工・図画・音楽・英文・文学・体操の 11 科目が設けられた。第三類に規定された 12 科目と比べると、心理学と算学が設けられなかったことや音楽を加えたことが特徴であった。

博物農学部は「章程」中の第四類に相当し、倫理学・経学・教育・動物学・植物学・鉱物学・生理学・衛生学・農学・図画・英文・文学・体操の 13 科目が設けられた。第四類に定められた 14 科目と比較すると心理学と地学が設けられなかったことや衛生学を加えたことが授業科目の設定における特徴であった。

なぜ両コースに心理学がなかったのか。このことを考えるのに興味深いエピソードがある。それは、1907 年に京師大学堂優級師範科を卒業した鄒樹文の次の回想である²³⁾。

私は心理学の授業中に起こったある出来事を今でも覚えている。ある日、服部宇之吉教習が心理学を教えているところへ、ちょうど張之洞が視察にやってきた。服部は人の記憶力について講義しているところで、次のような話をした。すなわち、中年になると少年あるいは幼年の頃のことが思い出せないのは、中年は多忙なため、少年の頃に過ぎ去ったことは覆い隠されてしまうからだ。老年になると、しばしば中年の頃のことを忘れ、そこで少年や幼年の頃のことが逆に浮かび上がって現れる。だから人は老年になると、幼年の頃のことをよく思い出すことができるのだ、と。ところが、記憶力についてのこの議論が張之洞を怒らせることになった。張は自分が年老いたことをあざ笑われたと考えたのだ。その後、学堂章程を検討しているときに、張之洞は心理学科目の廃止を考えたそうだが、服部が外国人であったため、威を振るわけにもいかなかった。しかし師範科目からは心理学を取り除こうとした。だがこうしたやつあたりの方法も当然のことながら実行することはできなかった。

張之洞は 1903 年に管学大臣を拝命し、「奏定学堂章程」の制定のため北京に移った。以上の回想にある張の京師大学堂優級師範科視察は、管学大臣の就任後から「奏定学堂章程」の公布前までの時期、およそ 1903 年の末頃と推測できる。鄒が記した出来事が直接の原因かどうかは別として、張の心理学嫌いは事実だろう。心理学嫌いの張は、「章程」ではそれを排除することはできなかったが、結局自分が創設した両江師範学堂では設けることを許さなかったのであろう。

このように、両江師範学堂は「章程」に基づきコースを設けており、また授業科目の設定においても一応「章程」に定められた科目を設定した。しかし、若干ではあるが違いを出しているところもあり、各地の優級師範学堂は「章程」によって画一的に運営されたのではなく、現地社会の需要や学校運営者の構想によって多様な側面も有していたのである。

3. 教職員の陣容

優級師範学堂設立当初の学生募集はきわめて困難であったことが以上の考察から分かるが、教師はどこから供給されたのだろうか。1908年頃の両江師範学堂の教師名簿はいまだ発見に至っていないので、やむなく1907年度の北洋師範学堂の教師名簿を用いて優級師範学堂の教職員の陣容を概観してみる。

表7に示したとおり、北洋師範学堂の教職員は全部で42名であった。ここでは、管理職、教師、特殊職、助手、事務員に分別してみよう。

管理職の6名には表の「1」類、すなわち日本の大学や高等専門学校およびそれに準ずる学校を卒業した者が2名で、校長に相当する監督李士偉と教務長梁志宸であった。「3」類、すなわち日本の速成師範に属する者は2名で、学務官周煥文と監学馬鑿沅であった。残りの2名中1名は旧科举及第者で、もう1名は不明である。当時の留日帰国者は、日本の速成教育機関で学んだ者がほとんどで、李士偉と梁志宸のような正規の高等教育機関を出た者は非常に少なかった。学堂のトップクラスを占めていたことも現状を物語っている。管理職は留日帰国者が主流であったことがここから分かる。

教師の19名中、お雇い日本人教師は8名で、自国の教師は11名であった。8名のお雇い教師は教育学、地理歴史、倫理、博物、農学、理化、手工、図画という近代学校の授業科目を担当していた。また、11名の中国人教師は留日学生が2名で、日本体育会を卒業し体操科目を担当していた武鴻勛と、日本音楽学校を卒業し音楽教育を担っていた鄧汝坼であった。教師層にはお雇い日本人教師や留日帰国者が主な授業科目を担当し、中等教師養成の役割を果たしていたことが分かる。

留学歴のない9名の中国人が担当していた授業科目は国文、中国の地理や歴史、經学、製造、英語、算術であった。

お雇い日本人教師の最終学歴は高等専門学校卒を中心とするが、中国人教師の最終学歴は中国の専門学校や速成師範卒を主とした。大量のお雇い日本人教師の招請や自国教師の学歴の低さは、近代教育を導入したばかりで、教師自給が不可能な状況であったことを反

表7 北洋師範学堂教職員名簿

役職		氏名	出身	最終学歴および種類	
管理職	監督	李士偉	永年	早稲田大学	1
	教務長	梁志宸	豊閩	早稲田大学	1
	学務官	周煥文	寧河	速成師範（日本）	3
	監学	劉桂芬	文安	不明	0
	監学	馬鑿?	定州	理化師範（日本）	3
	庶務長	童宗河	江西	附貢生	5
教員	図画教員	松長長三郎	日本	美術学校	1
	教育学教員	中島半次郎	日本	高等師範学校教育学研究科	1
	地理歴史教員	関栄太郎	日本	高等師範学校	1
	日本語・倫理教員	后藤龍縁	日本	早稲田大学	1
	博物教員	大津原三郎	日本	高等師範学校	1
	農学教員	柴田勝熊	日本	高等師範学校	1
	手工図画教員	安成一雄	日本	高等工業学校	1
	理化教員	武正兼一	日本	物理学校	1
	国文教員	常? 璋	饒陽	不明	0
	中地理教員	白毓昆	江蘇	南洋公学	4
	経学教員	孫 雄	江蘇	不明	0
	歴史教員	李 ?	寧河	举人	5
	中地理教員	張相文	江蘇	南洋公学師範班	4
	体操教員	武鴻勛	広宗	日本体育会	3
	制造教員	孫質超	清苑	師範	4
	音楽教員	鄧汝?	大城	音楽学校（日本）	1
	手工教員	何賢梁	広東	福建船政	2
	国文・経学教員	李汝讓	永年	举人	5
	英語・算術教員	李葆華	河南	初級師範	2
	特殊職	文案	胡紹銓	貴州	警察学校
会計		楊瑜統	江蘇	不明	0
医官		月原秀範	日本	金沢医学校	1
助手	教員助手	? 廉増	三河	法政大学予科	6
	教員助手	呉清林	阜城	儲才所	7
	教員助手	韓定生	高陽	儲才所	7
	教員助手	馬冠標	宛平	儲才所	7
	教員助手	焦 瑩	懷安	儲才所	7
	教員助手	何俊福	福建	儲才所	7
	教員助手	郭錫瀛	永年	日本語専科	7
	教員助手	王自強	南宮	同文学院	6
	教員助手	劉作新	豊潤	同文書院	6
事務員	司事	王開第	天津	廩生	5
	司事	田壯勛	山東	不明	0
	司事	馬慶錫	山東	高等小学堂	8
	司事	陳宝善	天津	監生	5
	司事	王文徳	山西	銀行専修科	7

註) 0は学歴不明者。

1は日本の大学や高等専門学校およびそれに準ずる学校の出身者。

2は中国の専門学校およびそれに準ずる学校の出身者。

3は日本の速成師範の出身者。

4は中国の速成師範の出身者。

5は旧科挙及第者。

6は日本の速成師範以外の速成教育機関の出身者。

7は中国の速成師範以外の速成教育機関の出身者。

8は中国の高等小学堂の出身者。

映している。

特殊職には学堂の内部文書など機密情報を管理する文案と、会計および医者 of 3 名がいた。文案の胡紹銓は警察学校の卒業生であった。この警察学校は日本の教育機関か、それとも中国の教育機関か不明であるが、学堂ではなく学校という名称であることから、中国の教育機関ではない可能性が高いと思われる。医者は日本人で金沢医学校の卒業生であった。

助手の 9 名のうち留日帰国者は 3 名で、いずれも速成師範以外の速成教育機関に学んだ者であった。残りの 6 名のうち、5 名は儲才所を卒業した者で、1 名は日本語専科を卒業した者であった。儲才所は地方に設置された人材養成機関であった。

事務員は、旧科挙及第者 2 名、銀行専修科を卒業した者が 1 名、高等小学堂を卒業した者が 1 名、合計 5 名であった。

以上、北洋師範学堂の教職員について考察を行った。お雇い日本人教師や留日帰国者が多数存在したのはこの学堂の人事の特徴であった。留日学生について、詳細な考察は第 3 節に譲るが、北洋師範学堂における教育学をはじめとする近代教育の科目はいずれもお雇い日本人教師や留日帰国者が担当していたことから、清朝末期中国中等教師養成における日本の影響には大きなものがあつた。近代中国の師範教育はまさにお雇い日本人教師の協力のもとでスタートした。その後次第に早期の留日学生、なかでも留日師範生が続々と帰国し、お雇い日本人教師に替わって活躍するようになる。

第2章 優級師範選科の設置と普及

第1節 優級師範選科の設置と運営

1. 「優級師範選科簡章」の公布

優級師範選科（以下、選科と略記）とは、「奏定優級師範学堂章程」（以下、「章程」と略記）によれば、「学習者が中等学堂教員となるため分類科の一科目あるいは数科目を修得するところ」であり、「将来は実情に応じて、この方法を拡大していくべきである」とされた²⁴⁾。また、「章程」の公布と同時に選科の奨励制度として「優級師範選科及初級師範簡易科畢業奨励」が公布された。

しかし、当時の中国では、専門的な中央教育行政機関は未だ設置されておらず、「章程」に規定された諸種の制度は実施をみるに至らなかった。1905年12月6日、日本の文部省をモデルに組織された清朝中央教育行政機関＝学部が成立してからは、その責任者を有することとなって、ここに全国の教育行政はようやく活気を呈しはじめ、中等教師養成に対する重視の姿勢も強まった。中等教師養成に力が注がれたのは、初等教師養成機関である師範学堂の教師を増やし、留学費用を節約するためであった。

ところで、近代的教育機関がほとんど設立されていなかった当時、優級師範学堂の入学資格を満たす生徒はわずかであり、定員にははるかに及ばなかった。こうした実状は当時の各大臣が作成した皇帝への上奏文からうかがえる。例えば、両広総督岑春煊は1905年の上奏文で「奏定学堂章程は各省に優級師範学堂を設置することを命じているが、現状はそれに合格するだけの学力を有する学生に乏しい」と述べており²⁵⁾、直督総督袁世凱は1906年の上奏文に「各省の中学堂卒業生はまだ微々たるもので、多少の変則はやむをえない」と主張していた²⁶⁾。そのような状況において選科には、中等教師の大量養成が託されたのである。1906年7月21日、「学部訂定優級師範選科簡章」（以下、「簡章」と略記）が学部より公布され、優級師範選科が制度として確立された。

選科制度は清政府が崩壊する前年の1910年3月まで存続し、清末において「優級師範は選科が主流である」と評されたように中等教員養成の主要な位置を占めていた²⁷⁾。選科制度の解明抜きに、清末の中等教員養成制度の全体像を明らかにすることはできない。

そこで本章では、近代中国における中等教員養成制度の確立に選科が担った役割を分析する。

優級師範選科の目的は、「初級師範学堂および中学堂の教員を養成すること」で、「初級師範学堂および中学堂の教員、管理員を養成すること」という優級師範学堂の目的と比べて、管理的教職員の養成が除外されているという特色があった。また、優級師範学堂と同じように「各省に1カ所設置」し、定員は優級師範学堂の「最低240名」に対し「最低200名」と定められた²⁸⁾。

では、優級師範選科はどこが優級師範完全科と違っていたのか。それを明確に把握するため、ここでは優級師範選科を当時の学校系統図に位置づけてみた。

図2に示したように、入学年齢や就学年限において優級師範選科は、優級師範学堂よりはるかに下位にあった。優級師範選科の受験資格は、師範簡易科²⁹⁾を卒業あるいは、中学堂に2年以上在籍した者であったが、このような学生がえられなかった場合は、国語の基礎がある20歳以上の性質純然な学生を、まず予科に入学させ後に本科へ進学させることとされた³⁰⁾。

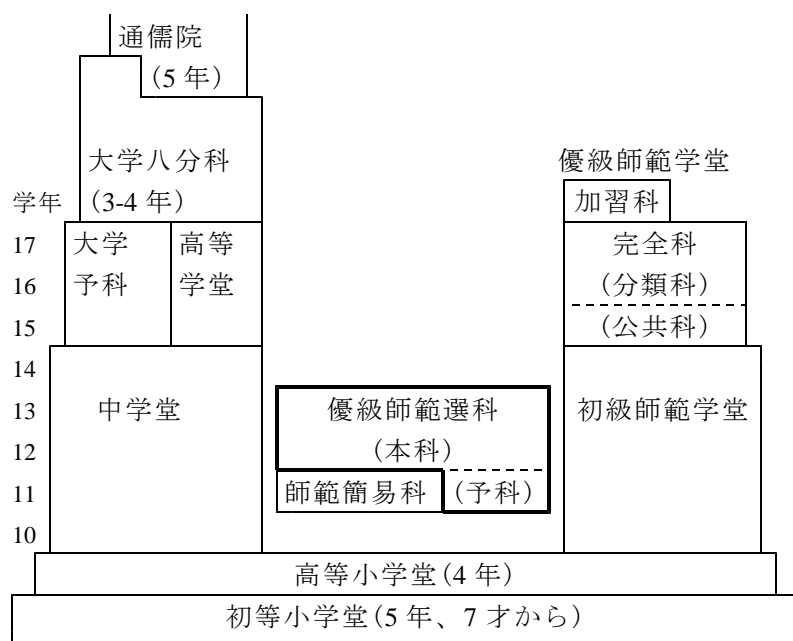


図2 優級師範選科位置図 (1904年)

[註]学制系統図は、前掲李友芝・李春年・柳伝欣・葛嘉訓編『中国近現代師範教育史資料』1冊(58頁)や「奏定優級師範学堂章程」および「奏定初級師範学堂章程」を参考に作成した。

優級師範学堂と比べて、入学資格がかなり寛容に設定されていたことが、制度上の最大の特徴であった。

入学資格以外に、修業年限にも特徴がみられた。優級師範選科は基本的に2年であり、応募者がいなければ、生徒募集の基準を下げ1年の予科を設けることになっており、優級師範学堂の3年間という修業年限と比べて、これまた簡易に設定されていた。

入学資格および修学年限の相違は、卒業後の服務義務年限にも反映し、優級師範選科の卒業生は優級師範学堂より2年短かく4年であった³¹⁾。

2. 教育課程の特色——優級師範学堂との比較をとおして

では、優級師範選科は何を教えていたのか。その内容は優級師範学堂とどのくらい違っていたのだろうか。ここでは、優級師範選科の予科・本科を、それに相当する優級師範学堂の公共科・分類科と比較し、その相違点をみしてみる。

(1) 予科と公共科

表8と表9から、優級師範選科の予科と優級師範学堂の公共科の共通点としてあげられるのは次の2点であろう。

表8 優級師範選科
予科科目

科目	週時間数
倫理	2
国文	3
数学	8
地理	3
歴史	3
理化	2
博物	2
体操	3
図画	2
英文	8
合計	36

表9 優級師範学堂
公共科科目

科目	週時間数
中国文学	3
弁学	3
数学	6
群経源流	2
人倫道德	1
体操	3
東語	6
英語	12
合計	36

1点目は、予科と公共科の週時間数は同じく36時間であったことである。公共科より学力が低い予科生には、時間的な負荷を増やすことができなかつたためであろう。

2点目は、予科と公共科がいずれも近代化路線のなかで英語と数学を重視していたことである。予科は数学と英文の学習時間数が一番多く各々8時間で、公共科は英文の学習時間数をもっとも多く12時間で、ついで数学の6時間であった。また、予科、公共科ともに体操が組み込まれていた。従来の科举及第者に象徴されるような体力薄弱な旧知識人を、

健康な体をもつ近代的教師に養成するにあたって体操は欠かせない科目であった。

また、相違点としてあげられるのは次の2点である。

1点目は、公共科には中国文学、弁学（論理学のこと）、数学、群経源流、人倫道德、体操、東語（日本語のこと）、英語の8科目が設けられていたのに対し、予科には倫理、国文、数学、地理、歴史、理化、博物、体操、図画、英文の10科目が設けられていたことである。予科には、公共科にない地理、歴史、理化、博物、図画のような中学堂の普通教育の学科目が多数設けられていた。予科生に対し、中学堂で授けるべき学力を補足する役目を担っていた。一方、公共科は予科と違って、単なる普通教育の学科目を行うのではなく、専門教育的要素も含む学科目、たとえば弁学（論理学のこと）や東語（日本語のこと）が設けられていた。弁学は高度の学問を学ぶための思惟能力を育む科目で、東語は近代化に成功している日本の教育成果をいかに生かすかということを考える際に必要な道具であった。予科には弁学や東語の科目が設けられなかったことから、予科の目的は中学堂レベルの教育水準を満たさない予科生に必要な学力を補足することであったと理解できる。

2点目は、予科には公共科にあった古典の経典を学ぶ群経源流科目が設けられなかったことである。「学制は優級師範学堂加習科と初級師範学堂簡易科に経学を設けていない。ここではそれと同じ趣旨である。ただし優級師範学堂および初級師範学堂の完全科にはこれを援用しない」との「簡章」の説明から、群経源流という難解な経学科目を省くことによって速成の実をあげようとしたといえよう。

（2）本科と分類科

分類科と比較した本科の特徴は以下の2点にまとめられる。

表10 優級師範選科本科共通必修科目

科目	第一学年		第二学年	
	前期	後期	前期	後期
倫理	1	1	1	1
教育	3	3	3	3
心理	2	2	1	1
論理	2	2	1	1
英文	5	5	5	5
日文	—	—	2	2
体操	2	2	2	2

表11 優級師範学堂分類科共通必修科目

科目	第一学年	第二学年	第三学年
	人倫道德	2	2
経学大義	6	5	4
教育	—	4	8
心理	1	2	—
体操	3	3	3

1点目は共通必修科目名と学習時間数である。表10と表11によると、本科の共通必修科目は倫理、教育、心理、体操、論理、英文、日文の7科目に増加されていた。分類科の

共通必修科目が人倫道德、教育学、心理学、体操、経学大義の5科目であったのに対し、本科の共通必修科目は分類科の共通必修科目より論理、英文、日文の3科目が多く、経学大義が削除されていた。予科になかった論理学と日本語は、本科にあった。分類科には英語科目が共通必修科目に入らなかったが、必修と同じように各コースで設けられた。本科に経学大義科目が設けられなかった理由は予科の場合と同様である。

本科の共通必修科目の学習時間数でもっとも多いのは英文で、2年間で週に5時間であった。次に教育、体操、心理、論理、日本語の順であった。分類科の共通必修科目の学習時間数でもっとも多いのは経学大義で、1年目は週に6時間、2年目は週に5時間、3年目は週に4時間であった。次に教育、体操、人倫道德、心理の順であった。儒教や道德を中心とする分類科の学科目設定に対し、本科は実用的な学科目しか設けていなかったといえる。

2点目はコースの構成である。優級師範選科の本科には、歴史地理、理化、博物、数学の4コース³²⁾があった。優級師範学堂の4コース、すなわち第1類（中国文学、外国語を主とする）、第2類（地理、歴史を主とする）、第3類（算学、物理学、化学を主とする）、第4類（植物、動物、鉱物、生理学を主とする）に対し、本科には、分類科の第1類（中国文学、外国語を主とする）に相当するものがなく、その代わりに第3類（算学、物理学、化学を主とする）を二分し、理化と数学が設置された（表12から表19参照）。

表12 優級師範選科歴史地理本科

科目	第一学年		第二学年	
	前期	後期	前期	後期
歴史	10	10	10	10
地理	8	8	8	8
法制理財	3	3	3	3

表16 優級師範学堂第一類

科目	第一学年	第二学年	第三学年
	歴史	2	—
周秦諸子学	1	5	—
生物学	2	—	—
中国文学	6	5	5
英語	12	8	8
生理学	—	2	—
独語或仏語	—	4	3
弃学	—	—	3

表13 優級師範選科理化本科

科目	第一学年		第二学年	
	前期	後期	前期	後期
物理	6	6	6	6
化学	6	6	5	5
数学	5	5	5	5
物理実験	2	2	2	2
化学実験	2	2	2	2
地文	—	—	1	1

表17 優級師範学堂第二類

科目	第一学年	第二学年	第三学年
	中国文学	1	1
英語	4	2	—
生物学	2	—	—
地理	5	5	5
歴史	12	10	10
法制及理財	—	3	3

表14 優級師範選科博物本科

科目	第一学年		第二学年	
	前期	後期	前期	後期
動物	6	6	6	6
植物	6	6	5	5
地質鉱物	1	1	6	8
生理衛生	2	2	2	—
図画	2	2	2	2
物理	2	2	—	—
化学	2	2	—	—

表18 優級師範学堂第三類

科目	第一	第二	第三
	学年	学年	学年
中国文学	1	1	1
英語	3	—	—
図画	2	—	—
手工	3	3	—
算学	6	6	6
物理学	5	6	7
化学	4	5	5

表15 優級師範選科数学本科

科目	第一学年		第二学年	
	前期	後期	前期	後期
数学	15	16	16	16
理化	3	3	2	2
天文	1	1	1	1
図画	2	1	1	1
簿記	—	—	1	1

表19 優級師範学堂第四類

科目	第一	第二	第三
	学年	学年	学年
中国文学	1	1	1
英語	3	—	—
図画	2	2	—
植物学	6	5	4
動物学	3	7	7
生理学	6	—	—
鉱物学	3	—	—
地学	—	3	4
農学	—	3	3

こうした構成を採用した理由は、「現在もっとも欠乏している理化博物二科の教員養成に重点を置く必要」があったからである³³⁾。当時の中国がもっとも必要としていたのは理化と博物の教師であり、算学と理化に分立することによって、理化教師の養成に力を入れる必要があった。近代的な実学が優先されたことがここからうかがえる。

一方、分類科では細分化されていた科目が本科では統合されていることもあった。たとえば、法制と理財を法制理財に、地学と砒物学を地質鉱物になどがその一例である。近代化への道程のために理化教師の養成を最優先し、その他の科目を統合したのである。また、中国文学という教養科目が本科に設けられていないことから、選科は性急に中等教師を養成するという明確な目標をもっていたことが改めて感じられるのである。

3. 卒業生の待遇——京師第一師範学堂と北洋師範学堂の卒業生を事例として

優級師範選科卒業生の待遇は、「優級師範選科及初級師範簡易科畢業奨励」（以下、「畢業奨励」と略記）に定められ、1904年1月13日に「章程」と同時に公布された。その内

容は以下のとおりであり³⁴⁾、優級師範選科の卒業生の待遇は優級師範学堂の卒業生より悪かった。

卒業生には、最優等者に優級師範学堂の中等奨励を与え、優等および中等者に優級師範学堂の下等奨励を与える。職位としては、中学堂および相当程度の各類型堂の副教員に充てることである。下等者に卒業証書を与え、小学堂および程度相当の各類型堂の副教員に充てることを許可する。最下等者に課程修得証書を与える。

「卒業奨励」は1904年1月13日に公布されたが、実施されたのは、1910年3月27日、学部が「各省優級師範選科における最優等卒業生の学部再試験に関する通達」（以下、「通達」と略記）を通知して以降のことであった。「通達」は、優級師範選科卒業生の最優等者を高等学堂の卒業生と同等にするため、卒業後まもない3月に高等学堂の卒業生と同様に学部で再試験を受けるよう規定した。再試験の内容は、卒業学堂の専攻科目全部とし、「5科目中1科目が70あるいは60点に満たない、あるいは10科目中2科目が70あるいは60点に満たない場合、規程により降格降等する」と規定された³⁵⁾。

優級師範選科制度は、このようにして整えられた。1910年6月3日、学部は京師督学局の「京師第一師範優級選科卒業請奨折」をもって上奏し、卒業生への待遇許可を求めた。最優等6名に「優級師範学堂の中等奨励を与え」、優等29名と中等34名に「優級師範学堂の下等奨励を与え」た。下等3名には奨励を与えず、「小学堂および程度相当の各類型堂の副教員に充てること」が許可された³⁶⁾。優級師範選科より卒業生を出したのは、管見のかぎり、これが最初であった。

また、1911年1月26日、学部は「北洋師範学堂優級選科卒業請奨折」を認め、奨励の請求を上奏した。優等は106名（歴史地理科18名、理化数学科16名、博物科29名、文学教育科26名、図画手工科17名）で、中等は94名（歴史地理科21名、理化数学科21名、博物科19名、文学教育科16名、図画手工科17名）であった。全員を「中学堂および相当程度の各類型堂の副教員、あるいは高等小学堂以下の各種学堂の正教員に充てること」が許可された³⁷⁾。

こうした待遇制度の確立は、全国における優級師範選科の展開を促進した。こうした各省における優級師範選科の経営効果については次項で述べる。

第2節 優級師範選科の普及と経営効果

1. 優級師範選科の設置

「簡章」の公布は、これまでの優級師範学堂制度を緩和し、各省の中等教師養成機関設置に対する意欲を刺激した。

表 20 に示したように、公布された 1906 年、湖南、直隸、奉天、山西、河南、江蘇、福建の 7 省が直ちに応じ、翌 1907 年に京師、黒龍江、山東、陝西、江西、四川、広東、雲南、甘肅の 9 省、1908 年に江寧、浙江、広西の 3 省、1909 年に吉林省も優級師範選科を設置した。

表 20 全国の優級師範選科の設置状況

省別	1906 年		1907 年		1908 年		1909 年	
	学堂数	学生数	学堂数	学生数	学堂数	学生数	学堂数	学生数
京 師					1	72		
直 隸	1	180		150		29		149
奉 天	1	150	1		1	150	1	139
吉 林							1	154
黒龍江				140	1	100	1	137
山 東			1	246	1	142	1	218
山 西	1	200	1	89	1	302	1	62
陝 西			1	266		73		
河 南	1	100	1	230	2	267		214
江 寧						215		
江 蘇	1	101	1	34		32		
安 徽								
浙 江					1	189	1	276
江 西			1	86	1	103	1	94
湖 北								
湖 南	1	100			1	239	1	320
四 川			1	632	1	287	1	271
広 東			1	223	1	206		
広 西					1	272	1	436
雲 南			1	226	1	226	1	214
貴 州					1	135	1	126
福 建	1	不明	1	191	1	166	1	219
甘 肅			1	90	1	110	1	125
新 疆								
合 計	7	不明	12	2603	16	3243	14	3154

[出典] 本表は朱有瓚主編『中国近代学制史料』第2輯下冊（華東師範大学出版社、1989年）334～468頁に掲載されている各省の史料と教育統計により集計。

一方、設置しなかった省もあった。湖北、安徽、新疆の 3 省である。湖北省は各省より一歩早く優級師範学堂を設置した先進省であった。学部成立前の 1904 年 7 月、総督張之洞は省教育行政機関である学務処に初等と優等の両等師範学堂の設立を命じた。仁・義・礼・智・信という名の 5 専攻に分け、一専攻 240 名ずつ、合計 1,200 名の生徒を湖北および湖南から募集し、「千師範」と呼ばれた³⁸⁾。

安徽と新疆の 2 省は、湖北省と反対でいわゆる教育後進省であった。1907 年の安徽省総督の上奏文から³⁹⁾、当時の安徽省の状況をうかがうことができる。

私の就任後、学部は初等教育をはじめとして教育を振興する方針を打ち出した。私はそのためには師範学堂を設置し、教員養成を行うことが最も重要であると考え、直ちに全省に師範の定員を割り当て学生を募集した。設置用地として学務省がすでに定めていた安慶府試験場を、直ちに改修した。省の土木予算から建設費を捻出し、また毎年銀 4 万 2 千両を經常した。……暫定募集要項を規定し、学堂建設と平行して各地で学生を募集した。……本年正月中旬、学堂が一応竣工し、各地から推薦されてきた学生も次第に到着しはじめた。…… 2 月上旬に試験を実施し、厳格な選抜のもと計 273 名を選出し、2 月 17 日をもって開学の運びとなった。

このように、安徽省にとっては「簡章」が公布された年に、ようやく初等師範学堂を設置しようとしていた状態であり、優級師範選科の設置などはまだ考えられなかったのである。安徽省ほどではないにしろ、この上奏文に書かれた状況は大なり小なり各省に共通していたので、「最低 200 名」という定員を満たせなかった省は少なくなかった。

2. 優級師範選科の実態

優級師範選科は、各地に設置されたが、コースや科目の設定はかならずしも「簡章」の規定どおりではなかった。

表 21 に示したように、本科のコース設定が、「簡章」に規定された「歴史地理、理化、博物、数学」の 4 コースと一致していた省は浙江省だけで、大半の省はそれぞれの事情に応じてコースを設けた。学部もそのことは容認しており、それは各地からの上奏文によっ

て知ることができる。たとえば、北洋師範学堂監督李士偉の上奏文にある「学部と相談し、専修科および選科の趣旨は完全科と違うので、必ず4コースを同時に設ける必要はなく、または4コースに限らないとの説明を受けた」というくだりはその証左である⁴⁰⁾。

表 21 優級師範選科の実態

学堂名	コース名	期間	生徒数	
江蘇南京 両江師範学堂	数学理化選科班	1906年6月～1909年12月	31名	
	農学博物選科	同上	37名	
	図画手工選科甲班	同上	33名	
	歴史輿地選科	1907年9月～1910年	36名	
直隸天津 北洋師範学堂	歴史地理科	1906年10月～1910年12月	39名	
	理化数学科	同上	37名	
	博物科	同上	48名	
	文学教育科	同上	42名	
	図画手工科	同上	34名	
浙江杭州 浙江師範学堂	史地科	本科から	1908年4月～1910年	18名
		予科から	1908年4月～1911年	50名 ¹⁾
	理化科	本科から	1908年4月～1910年	22名
		予科から	1908年4月～1911年	48名 ¹⁾
	博物科	本科から	1908年4月～1910年	24名
		予科から	1908年4月～1911年	50名 ¹⁾
数学科	本科から	1908年4月～1910年	10名	
	予科から	1908年4月～1911年	39名 ¹⁾	
京師第一師範学堂 付設優級選科	甲班	1907年正月～1909年12月	34名	
	乙班	同上	38名	
註：(甲)優等6、中等25、下等3。(乙)最優等6、優等23、中等9。				
奉天省城 奉天兩級師範学堂	3班	1906年～1909年	150名	
黒龍江省城 黒龍江省師範学堂		1908年～		
山西晋省師範学堂		1906年9月から	200名	
陝西 陝西師範学堂	理化類	1907年正月～1909年12月		
	博物類	同上		
河南 豫南師範学堂	予科から	1906年～1909年	100名	
	(理化)本科から	1907年～1909年	30名	
湖南長沙 全省優級師範学堂	文班(歴史地理科 ²⁾)	1905年1月～1908年	合計	
	理班(物理化学科 ²⁾)	同上	108名	
	予科から	1908年9月～1911年	60名	
	理化(本科から)	1908年9月～1910年	60名	
	博物(本科から)	1908年9月～1910年	52名	
数学(本科から)	1908年9月～1910年	60名		
雲南昆明 兩級師範学堂		1907年～		
福建福州 全閩師範学堂	理化班	1906年～		
	博物班	1906年～		
	史地班	1906年～		
	数学班	1906年～		
甘肅省城 優級師範学堂	予科甲班	1909年～	80名	
	予科乙班	同上	40名	

【出典】本表は朱有瓚主編『中国近代学制史料』第2輯下冊(華東師範大学出版社、1989年)334～464頁の各省学堂の報告などにより集計したものである。

1)で示した数には、1909年に追加募集で編入した本科生の62(あるいは61)名を加算した。また、史地科には中退者は1名があった。

2)1906年10月に文班は歴史地理科と改称し、理班は物理化学科と改称した。

授業科目の設定についても同じであった。たとえば、1908年の両江師範学堂優級師範選科予科の科目名をみると、修身、教育、物理、化学、博物、手工、図画、法制、農学、音楽、文学、数学、地理、歴史、英文、東文、体操の17科目があり、「簡章」に規定された倫理、教育、心理、論理、英文、日文、体操の7科目よりはるかに多かった⁴¹⁾。

また、鄭曉滄の回想によると、コース名が同様であった浙江師範学堂でも、本科の共通必修科目は教育学、心理、英語、体操の4科目しかなく、「簡章」に規定された倫理、教育、心理、論理、英文、日文、体操の7科目より少なかった。また、歴史地理本科の必修科目には、歴史、地理、法制経済、生物学の4科目で、「簡章」に定められた歴史、地理、法制理財の3科目より多かった⁴²⁾。

3. 優級師範選科の廃止・昇格——短命の優級師範完全科

1910年3月30日、学部は「学部通諭各省限期停弁優級選科初級簡易科文」（以下、「停止文」と略記）を公布し、「本年から新入生の募集を停止する」よう各省に命じ、次のように記した⁴³⁾。

本来は、兩級師範を基本として完全科を正則とする。選科は……ただ一時的な政策に過ぎず、長期的な規定ではない。現在、章程公布から5年が経過し、簡易科卒業生を輩出したところは数校に及び、完全科も次第に卒業生を送り出しつつある。……昨年、本部は中学堂改革を上奏し、文、実兩科に分けることになった。それ以降学科は簡略になったため、学生の質は向上するはずである。したがって中学堂教員は、もはや優級師範選科の卒業生が担当できるものではなくなる。本部は、大局を考慮し本年から、各地に変則的に設置された優級師範選科に対し新規学生の募集を禁止する。現在在籍している学生が卒業した後には、優級師範選科は優級師範完全科に昇格する。

すなわち、優級師範選科は、優級師範学堂が普及するまでの時期に限って設置された一時的な中等教師養成機関であり、初等教師のある程度の普及や、教師資質の向上および京師大学堂優級師範科など優級師範完全科が「次第に卒業生を送り出しつつある」結果のもとで、かつて負わされた中等教師の速成養成という使命を終え、優級師範学堂の完全科へ昇格することとなった。

しかし、崩壊寸前の清政府は、すべての優級師範選科を昇格させる余裕がなかった。1911

年の優級師範完全科の状況を示す史料は未見だが、中華民国の統計によると、1912年に残された優級師範完全科は、全国で11カ所であった。すなわち、北京の京師優級師範学堂、直隸省の直隸優級師範学堂、南京の两江師範学堂、瀋陽の奉天兩級師範学堂、広州の兩広優級師範学堂、成都の四川優級師範学堂、長沙の湖南優級師範学堂、済南の山東優級師範学堂、南昌の江西優級師範学堂、福州の全閩師範学堂優級師範班、河南省の河南優級師範学堂であった⁴⁴⁾。

以上、清朝末期における優級師範学堂の消長をみてきた。「章程」の考察によって、清朝末期の中等教員養成制度は日本のそれと酷似していたことを明らかにした。こうした特徴はカリキュラムにも反映された。受験資格を持つ者が不足していたことによって、優級師範学堂の展開は阻まれた。その状況を打開するために設置されたのが優級師範学堂選科であった。選科については稿を改めて論述する。

两江師範学堂の入試問題や授業科目の構成や北洋師範学堂の教職員から優級師範学堂の経営実態が明らかになった。两江師範学堂の入試問題から、教育学に関する基礎的知識や概念についてはまだ取り上げられていなかったことが分かった。また、同校の授業科目の構成をみれば、地方の状況に応じる柔軟性を持ちつつも、基本的には「章程」に定められたカリキュラムが実際に実施されていたことも分かった。北洋師範学堂の教職員から優級師範学堂設置当初は日本人のお雇い教習、留日帰国者が多数存在していたことが分かった。

優級師範学堂の歴史は約8年という短期間ではあったが、中国における初めての近代的な中等教師養成機関が成立した時期であった。それは、辛亥革命によって全面的に停滞するが、中華民国誕生後に設置された高等師範学校に引き継がれ新たなはじまりを迎えることになる。

第3章 日本人師範教師の招請

第1節 清国師範教育界におけるお雇い日本人教師

1. 師範教育への注目

1902年6月、管学大臣張百熙に懇請され京師大学堂総教習に就任した吳汝綸は、直ちに3ヵ月間の日本視察を申し出た。近代的学校制度の導入において一步先んじていた日本をつぶさに調査するためであった。日本人教師の派遣を正式に日本側に依頼したのはこの調査中のことであった⁴⁵⁾。帰国した吳汝綸に次のような書簡が届いており、文部大臣菊池大麓の清国教育に対する見解、日本人教師派遣の経緯をみることができる⁴⁶⁾。

本日我が国文部大臣菊池氏に面会し、清国教育について話し合いました。菊池氏の意見は次のようなものでした。「現在の清国は日本の明治初年以降 15、6 年までの制度を模倣するのが適切と考えている。今の日本の制度は日本自身にとっても早過ぎるものと心配している。いわんや清国の現状に不適切であることはいうまでもない。清国教育において最初に行わなければならないのは、師範学校を設立し、各省の小学校（国民教育）教員を養成することである。教員養成は教育行政上、最も優先的な急務である。北京大学は、名称上は「大学」としながらも、実際のカリキュラムは日本の中学校以上高等学校以下のレベルに設定すべきである。各地の師範学校教員を養成する専門科は別に設ける。」……文相は、今の情勢に処するための任に堪える人材は日本には多くはないが、清国のために優れた人材を選んで送るつもりであること、今は慎重に選んでいるところであるが、まだ決定に至っていないと述べています。

この時点で日本人教師の選抜が進行中であったことが分かる。文部省は日本人教師の派遣に関する実務を帝国教育会に依頼した⁴⁷⁾。帝国教育会会長であった辻新次は、吳汝綸との会談で次のような意見を展開していた⁴⁸⁾。

貴国の今日の状況では、国民教育を早急に普及させなければ、列国に抵抗することができない。一旦各地で学校を設立すれば、急に大量の教員が必要になることはいうまでもない。しかも貴国の国土は広大であり、いっそう急を要する。今日貴国は外国人

教習の招聘に躍起になっているが、教習の手当が法外であり、財力不足に陥っていることはもちろんである。最も心配するのは、専門家でない者を教習として招聘しているのではないかということ。また、専門家であっても、貴国の歴史地理風俗人情に通じていなければやはりいけないということである。つまり、熟練したイギリス人教習がドイツに招聘されたとしても、能力を発揮することはできず適当ではないのである。ゆえに、熟練した日本人が貴国に招聘されたとしても、その能力を発揮できると保証することはできない。この事業をはじめるときに十分注意して行わなければ、学生に深い害を与えることになる。日本は明治初年、この種の弊害を受けており、貴国がこの害を再び受けることがないように願っている。私は我が国の師範卒業生を募集し、貴国の歴史地理に関する知識を授け、風俗人情を伝え、さらに言語に習熟させることを計画している。これは我が国の人士を借りて貴国の教員を養成するものである。また、貴国の年少有為の士であり、すでに貴国の学問を修めている者を募集し、普通学の基礎を授ける。お互いに知識を交換し、二つの道で同時に進めば速成に期することができる。

辻は、中国の教育普及には、まず何よりも教師を大量に供給すること、師範教育の確立が不可欠であるとの認識をもっていたことが分かる。さらに、日本の経験を踏まえ、地理歴史風俗人情に通じない教師を派遣したのでは、教師養成の成果をあげることは難しいばかりか、弊害をももたらすと実感していた。よって、派遣に先だって地理歴史風俗人情などの予備知識を授けることを構想したのである。同時に中国からは学生を受け入れ日本で教育することによって、一日も早く教師需要を満たすことになると考えていた。

このように、師範教育は中日両国によって最も急を要する課題としてとらえられていたのである。

では、清末中国の師範教育機関に日本人師範教師はどのくらいいたのだろうか。清末の師範教育に携わったお雇い日本人教師の数は 164 名であった⁴⁹⁾。お雇い日本人教師が赴任した師範教育機関は 27 校におよび、数が多かった学校を挙げれば、両江師範学堂 23 名、ついで直隸師範学堂 16 名、江蘇両級師範学堂 15 名、北洋師範学堂 13 名などであった。彼らの月俸は、高額な者で 400 元、低額な者では 50 元ほどであった。当時、一般の中国人教師の月俸は 40 元前後であったから、清国お雇い日本人教師の中国での給与は中国人教師に比べておよそ 5 倍ほどであった。また、日本国内の教員の最高給与に比べても 3-5

倍の高さであった⁵⁰⁾。契約はおよそ2年か3年に一度更新され、2年以上滞在した者が多数を占めた。

2. 来華ルート

先に述べた辻の構想はまもなく現実となり、多くの師範教師は帝国教育会のルートで来華した。帝国教育会の選抜を経て来華した者は、すべて中国側の招請となり、招請の条件つまり給与、待遇、教授課程、毎週の授業時間およびその他の権利、義務を規定された⁵¹⁾。

招聘期間は2年ないし3年が通常であった。招聘期間にはよほどの違約行為がある時のほかは免職されず、また招聘期間が満期に達すると、双方の同意によって継続することができた。例えば関本幸太郎は、1902年9月26日に最初の招聘書を受け取ってから5回延長し、5回目の招聘書の日付は1910年12月29日であった⁵²⁾。

こうしたルートで来華した日本人教師の状況について、汪は次のように述べた⁵³⁾。

日本帝国教育会の選抜を経て中国に来たものは、すべて中国側の招請となり、招請の条件、つまり給与、待遇、教授課程、毎週の授業時間およびその他の権利、義務を規定された。たとえば直隸学務処が招聘した関本幸太郎の直隸師範学堂で教師を担当する招聘契約は、全文19条あり、そのなかで次のように規定している。

期限内に、毎月の薪水は湘平銀二百両を支給する。あらゆる使用人の給与食費、一切の雑費はすべてこれに含む。

該員は契約期間内に、師範学堂で学科を教えることを承認するが、毎週の授業時間は二十四時間を超えない。

該員は監督及び教務長の指揮に従わねばならない。

学堂が教授時間を分配し課程を裁定し、その権限は監督及び教務長が会商〔協議〕して主宰する。該員は忠告の義務はあるが、干渉の権利はない。

招聘書にははじめ招聘期間の規定はなかったが、後に年限が規定された。2年ないし3年が普通だった。招聘期間内には、よほどの違約行為（主に品行不良を指す）がある時のほかは免職されず、また招聘期間が満期に達すると、双方の同意によって継続することができた。たとえば、関本幸太郎は、1902年9月26日に最初の招聘書を受け取ってから5回延長し、5回目の招聘書の日付は1910年12月29日であった。

帝国教育会という公的なルートその他、地方官僚が知人のつてで招請したルートもあった。1903年9月に山東省の聘に応じて来華した内堀維文はその一例であった⁵⁴⁾。内堀は、「湯武居士に約して、山東の状況を本誌に報ずる」との東京を発つ前の約束によって、1904年3月から6月の日本の『教育時論』に「山東概観」という文章を連載した。この文章から内堀が招聘された経緯をうかがうことができる⁵⁵⁾。

上諭によれば、沿海の各省は、昨年中に師範学堂を設立開始すべしとのことである。それ故昨年の正月に、其の計画に着手した。周巡撫は直隸省が前任地であり、其の保定の教育事業は、同氏の経営に成つたと言ふ位で、我が渡辺氏なども余程周氏を信用していた。周氏も亦山東の教育は、範を保定に取るの便なるを知りて、袁総督に師範学堂の教習を、我邦から招聘することを托した。……袁総督は更に之を楊按察使に命じ、楊氏は之を渡辺氏に托した。

山東省の教育事業を推進していたのは、周という巡撫（日本の県知事に相当 — 引用者註）であった。周の前任地は直隸省保定であり、保定の教育整備において実績があった。そのため当時、直隸省で学務顧問を務めていた渡辺龍聖にとっても信用できる人物であった。周は袁世凱に対し、日本から教師を招聘することを依頼し、袁は楊按察使にこの仕事を命じた。さらに楊は、渡辺にこれを託した。内堀と渡辺は、ともに東京高等師範学校の教師であり、年齢は渡辺が20歳ほど年長であった。教育事業草創期の中国にわたり、教育整備に尽力する渡辺に対し、内堀は憧れと尊敬を感じていたであろう。その渡辺からの誘いで、内堀は山東からの招聘を受けたのである。

師範学堂は、昨年の初に創立せんと企てたらしい。僕が交渉を受けたのも、昨年の正月であったが、恰も学年末に瀕してゐるから、来四月からでなければ応じきれぬと言ふことにした。処で、山東では余り長く延ばされるので、気抜けがしたとみえ、数回の交渉の末、来九月から赴任を望むとやつて来た。これは其間に二回も生徒を募集してみたが、教習其人がないから、一は我東京に留学せしめて、一ヶ年速成の師範学科講習生となし、一は保定の師範に教養を托することにした。方燕年氏の監督の下に、弘文学院に学んでゐる山東の留学生は是である。それで若し僕が昨年二月頃に此地にはいつたら、晩くとも三四月頃には開学ができたであろう。併し其機を失したから、

遂に年の十一月になつて、やつと開学の運に会した⁵⁶⁾。

当初の計画では、師範学校の開学は 1903 年の初めであった。内堀が交渉を受けたのもその年の正月というのであるから、計画と準備が同時に進んでいたことが分かる。教師も揃わず、学生も集まらない状況で、結局開学は 11 月にずれ込んだ。「若し僕が昨年二月頃に此地にはいつたら、晩くとも三四月頃には開学ができたであろう」という内堀の言葉は、やや誇張を含むかに思われるが、日本人教師に依存せざるをえない当時の状況も察することができる。

上述した 2 つのルートはこれまで一般的に知られているものであるが、これ以外にも早稲田大学による独自のルートがあったことを次に詳しく述べることにする。

第2節 中島半次郎の北洋師範学堂総教習への就任—— もう一つの来華ルート

1. 来華前における中島半次郎の略歴と来華経緯

(1) 来華前における中島半次郎の略歴

中島半次郎は、1871年熊本の士族中島半平の長男として生まれた⁵⁷⁾。1885年小学校卒業の後、師範学校への進学を志し受験した。成績は優秀であったが耳疾のため入学を果たすことはできず、翌年から母校の助教師となった。東京高等師範学校を卒業した同県人合志林蔵との出会いによって、辻敬之の知るところとなり上京、1891年に東京専門学校文学科への入学を果たした。1893年には倫理科、国語科の中等教員免許状を取得し、検定委員長であった中島力造に見出され、月2回彼の自宅で指導を受けるようになり、ここで倫理学の基礎を培った。在学中から学資のために辻の創設した普及社および開発社に勤務し、『教育時論』や書籍の編集に従事した。1894年東京専門学校を卒業し、『教育時論』の主任記者となった。1897年12月同職を辞し、翌年1月高等師範学校研究科に入学、教育学を専攻し、1899年3月に卒業した。在学中に『教育学原理』（早稲田大学出版社、発行年不明）を出版した。



写真 1 中島半次郎（中島会編『中島半次郎』同、1937年、口絵）

1899年5月東京府立第一中学校の教諭となり、同年9月に中島力造の推薦により高等商業学校の講師となった。また、東京専門学校先輩にあたる渡辺龍聖の紹介で東京音楽学校の講師をも務めた。1900年9月東京専門学校の講師となり、教育史や教育学を担当した。同年12月自らの講義をまとめた『普通教育学要義』（開発社）を出版した。1901年3月中島力造夫妻の媒酌により、香蘭女学校卒業の信子と結婚した。1902年に『教育史教科書』（金港堂）、『倫理学教科書』（成美堂・目黒書店）を出版した。またほぼ同時期に『日本教育史』（早稲田大学出版）も出版した。1904年東京専門学校高等師範部教務主任となり、翌年『戦後の教育』（目黒書店）を出版した。

（2）中島半次郎の来華経緯

1906年10月、中島半次郎は夫人と二人の息子を伴い、天津の北洋師範学堂に赴任した。中島の来華は前述した帝国教育会という公的なルートでも、地方官僚が知人のついでで招請したルートでもなかった。高田早苗の記述によれば、当時の学監（校長の次席ポスト——引用者註）であった高田⁵⁸⁾は、「大隈侯と相談の結果、日支提携の為にも東洋文化発揚の為にも、支那の海外留学生を日本へ誘引して文化的礎石を築く事が最も急務の事である」⁵⁹⁾として、視察と勧説のため1905年に中国へ渡った。高田はまず武昌に行き、両広総督張之洞に面会し、留学生の派遣を要請したが、張はあまり良い返事をしなかった。張は「勸学篇」という文章を記し、日本留学をまっさきに提唱した西太后政権の重臣であった。しかし、当時の日本は中国革命の舞台裏でもあり、高田が中国へ視察に赴いた年は中国人日本留学生が革命運動に熱中した時期でもあった。同年8月、孫文らの興中会、黄興らの華興会、章炳麟らの光復会という3つの革命勢力は東京で合同して中国革命同盟会を組織した。張はこの状況を憂慮して西太后に上奏し、日本政府に留学生取締策を求めた。1905年11月2日に文部省令第19号で発布された「清国人ヲ入学セシムル公私立学校ニ関スル規定」はその結果であった。早稲田大学に在学していた中国人留学生が革命活動に深く関与していたことが言われている⁶⁰⁾。

張に断られた高田は天津に行き、直隸総督袁を訪ねた。袁にも張に説いたのと同様の訪問の趣旨を述べたところ、「袁世凱は大に共鳴して、留学生も派遣するし留学の出来ない者の為に学校も作りたいから其節は是非有力な教育者を御世話願度いといふことでいろいろ歓待を受けて帰って来た」⁶¹⁾。翌1906年春頃、袁は北洋師範学堂の設置に際し、高田

に優秀な教育者を教頭として派遣して欲しいと依頼した。そこで、高田は「当時高等師範部に教鞭を執って居た新進教授中島君をお世話申上るに至った」⁶²⁾のである。これが高田と中島が親しく面談した初めのことであった⁶³⁾。

中島の派遣は帝国教育会という公的なルートでも、官僚や知人の紹介という私的なルートでもなく、早稲田大学が自ら作った独自のルートであった。

では、高田はなぜ中島に白羽の矢を立てたのか。また、当時の中島は何を研究し、中国に対してどれほどの認識を有していたのか。当時の中島は、早稲田大学高等師範部の教務主任に抜擢されたばかりの若手教育学者であった。しかし教育学に関する数冊の単著を著し、教育関係の雑誌には多くの論著を発表するなど、教育学者としてすでに知名度はあった。

これらの論著からみると、中島は中国の教育を本格的に研究し始めたのは 1902 年頃であった。1902 年の 8 月から 9 月まで、中島は連続 4 回『教育時論』へ寄稿し、中国の教育を論じた。その論稿は以下の通りである。

- ・「支那教育史論(上)」第 624 号、8 月 15 日
- ・「支那教育史論(中)」第 625 号、8 月 25 日
- ・「支那教育史論(下)」第 626 号、9 月 5 日
- ・「教育史上より支那教育の革新を論ず」第 627 号、9 月 15 日

「支那教育史論(上)(中)(下)」では、周以前の時代から清朝までの教育状況を概観し、中国教育の歴史的な性格を分析した。「教育史上より支那教育の革新を論ず」では、現在の中国教育において革新すべき点を 7 点挙げ、「現今支那が其教育の革新を我国に托せる以上は、我が教育家は之に向つて、多少の考慮と労力とを費する好意あるべし」と革新への希望を示した。こうした中島の教育界における位置と、中国教育に対する熱意を考慮した上で、高田は彼を中国へ派遣したものと思われる。

中島の派遣は早稲田大学としての教員派遣の嚆矢であった。早稲田大学と中国との友好関係は様々に論じられているが⁶⁴⁾、お雇い日本人教師に関する指摘はこれまでなされていない。中島の派遣は日本人教師のもう一つの来華ルートを確認できるとともに、早稲田大学と中国の関係における新たな一面を築くことにもなった。

では、清朝末期中国の中等教師養成機関に日本人師範教師はどのくらいいたのか。ここ

では、まず南里知樹「中国政府傭聘日本人人名表（1903 ～ 1912）」と汪向荣「日本教習分布表」を基本資料とし、それに若干の考証を加え日本人師範教師の一覧表を作成した（本論文末に収録した付表 1 参照）。

2. 天津における中島半次郎

(1) 北洋師範学堂の概況

中島半次郎の総教習就任を考察するのに先立って、まず北洋師範学堂の創設趣旨や師範教育界における位置について概観しておく必要がある。

北洋師範学堂は直隸省の総督である袁が、1906年天津に設置した初級師範学堂および中学堂の教員を養成する機関であった⁶⁵⁾。当時の学校系統図の中の優級師範学堂に相当する。

北洋師範学堂を設置する以前、1902年に直隸省の総督に着任したばかりの袁は、直隸省の省城（現在の日本における都道府県庁所在地に相当 — 引用者註）保定に初等教員の養成を主たる目的とした直隸師範学堂を設置した⁶⁶⁾。北洋師範学堂は、直隸省において初等教員の養成がある程度実現した段階で次なるステップとして設置された。省城の保定ではなく天津が選ばれた理由は、北京と汽車で3時間という距離を生かし、いち早く北京の学部の討議訓令を実行しようという意図があったからである⁶⁷⁾。一つの省に複数の師範教育機関が設けられることは当時においては極めて稀なことであったが、北洋師範学堂は直隸省のみならず山東山西河南など北清の各省および東三省の普通教育を振興する目的をもっていたのである⁶⁸⁾。

中島半次郎も「天津は、袁総督がすべての事に於て範を清国に示さんと務め居候故教育の如きも幾分他省に先んじて研究もし実施も致す傾に相成り居り、当地教育上の実際の施設及び将来の計画は以て清国教育の趨向を卜するに足るべく候」と認識していた⁶⁹⁾。このような重要な役割を担って新設された北洋師範学堂に、中島は総教習として赴任したのである。

北洋師範学堂の初代監督（校長に相当 — 引用者註）は李士偉であった。李は早稲田大学の卒業生で⁷⁰⁾、中島半次郎を招聘する具体的な手続きは彼が行った。中島が着任する前の1905年、李はすでに「奏定北洋師範学堂章程」（校内規程 — 引用者註）を起草した。この章程によれば、北洋師範学堂には「優級完全科」「専修科」「初級簡易科」の3コースが設けられた。

「優級完全科」は中等教員の養成を行う科であり、修業年限1年の公共科で予備的教育を施し、その後修業年限3年の分類科に進学させる仕組みになっていた。分類科には地理歴史、数学理科、博物の3つのコースが置かれており、学生はそのいずれかに所属して学

ぶことになっていた。

「専修科」も中等教員を養成する科であったが、修業年限は2年半であり、各地の初級師範学堂の教員を速成的に養成するコースであった。

「初級簡易科」は、当時一番不足していた小学校の教員を応急的に養成するコースであった。修業年限は不明であるが、おそらく1年未満であったと思われる。

授業については、「専修科」と「初級簡易科」には外国人教員が授業を行う場合通訳をつけることができたが、「優級完全科」の場合は通訳はつかなかった。開学当時の1906年、お雇い日本人教師は中島を含めて6名であった⁷¹⁾。1909年の学校側の統計によれば、教職員全員は42名で、その内、お雇い日本人教師は9名であった。すなわち教育学教員兼総教習の中島半次郎、博物教員の大津源三郎、歴史・地理教員の関榮太郎、図画・手工教員の安成一雄、図画教員の松長長三郎、理化教員の武正兼一、倫理・日本語教員の後藤龍縁、農学教員の柴田勝熊、校医の月原秀範である⁷²⁾。また中島が帰国する直前の1910年の統計から、大津源三郎、関榮太郎、安成一雄、武正兼一、後藤龍縁、月原秀範はまだ北洋師範学堂に務めていたことが分かる⁷³⁾。

(2) 北洋師範学堂における中島半次郎の教授内容

前述した北洋師範学堂の教職員名簿と南里知樹が作成した統計によれば、中島半次郎は同学堂で教育学を担当していた。この学堂では教育学を担当していた教員は中島しかいなかった。



写真2 天津にて。前列右から3人目は中島半次郎（中島会編『中島半次郎』同、1937年、口絵）。

北洋師範学堂における教育内容を知る資料はほとんど残されておらず、わずかに「専修科」における予備教育段階の教授細目が残されているに過ぎない。しかもそれをみても、担当教員の氏名が記されていないし、教育学も設けられていなかった。ただ心理学と弁学が設けられており、それらの細目をみると、「正科教育学への準備となす」科目であったことが分かる⁷⁴⁾。その教育内容は次のとおりであった。

総論

心理学を解説し弁学も附する、心の内と外、意識、注意、心の所在、心と体の関係、知、情、意、初心の発生、遺伝心の発達と外部境遇。

各論

知—感覚、知覚、記憶、同化、想像、思考、概念、断定、演繹法、帰納法、学問研究法。

情—感応、情緒、情操。

意—衝動、本能、欲望、意志、行為、習慣、品性、人格、自我、克己、気質の変化。

興味深いことは、この内容が、中島が来華前に出版した『普通教育学要義』（開発社、1902年3版）の「第二編 被教育者」の「第二章 其心意」とよく似ていることである。例えば、「第二章 其心意」中の「知の発達」という節を摘記すると以下のようなになる⁷⁵⁾。

外物の感覚を……そ物の位置、性質を知り覚ゆるに至る。之を知覚又は直覚といふ。……かくの如く、一旦心に止りたる観念は、折あらば再び現はる。之を記憶といふ。……心はそれに応じ、それに因める観念を喚び起して之を構成す。之を想像と言ふ。……想像は……是より一定の法則を引くに至る。之を推理といふ。……之を一の抽象せる言葉に現はすことにて、これを概念といふ。……一の言ひ定めを付くることにて、之を断定又は命題といふ。……新に一の結論を引くことにて、これを推論といふ。推論には、個々の場合を検して、其似寄れる所の一の普ねき結論を引く帰納法と、一の普ねき断定より、個々の場合を推して、一の新しき結論を引く演繹法とあり。……帰納法即ち分解法は、知識を発見する方法にして、演繹法即ち総合法は、知識を拡張する方法なり。……心に各種のことを取り入るる状態を同化といひ、……

先に引用した教授細目の「知」に掲げられた用語と、上の引用の下線部を比較すると、教授すべき用語が順序も含めてほぼ同一であることが分かる。このことから、中島は予科における心理学と弁学の授業も担当していたことが推測できる。

(3) 中島半次郎の活動

ここでは断片的な資料からではあるが、中島の天津での様子を描き出したい。

中島の長男道雄は当時の記憶は「極めて断片的にしか残ってをらず僅かに凍結した白河の上でスケートを一緒に見物したことだとか、朝食にトーストを分けあって食べたこと」などであると語った⁷⁶⁾。道雄はわずか9ヵ月で母と弟と一緒に帰国し、この回想が天津における中島の唯一の家庭生活の風景である。

1907年2月28日、北洋師範学堂は1月の開校式に続き始業式を行った。この日、中島は袁と言葉を交わす機会をえた。学生に対する訓辞のあと、教職員を引見した袁に日本人教師を代表して、「総督本校創設の趣旨を体し、監督の命に従ひ、出来るだけの力を本校の為に尽くすべき旨挨拶致し」た。これに対し袁は「多謝々々十分の助力を望む」と答えた⁷⁷⁾。北洋師範学堂での教育活動に対する夢を抱く中島の姿をうかがうことができる。

中島会編『中島半次郎』の記述によると、中島の契約は一期3年で、月俸は300元であった。3年満期後に2ヵ月ほど延長され、その月俸は400元に上がった⁷⁸⁾。また、南里知樹の統計資料によれば、中島の月俸は350元であった⁷⁹⁾。

では、中島の給与は当時の中日両国においてどのような水準であったのか。ここでは、中島の月俸を350元と仮定し、当時の中日両国における様々な職種の収入と比較してみよう。中島の給与を年俸で計算すると4200元であった。当時の中国の知県（日本の町長に相当 — 引用者註）の年俸はおおよそ4000元で、中島とほぼ同額であった⁸⁰⁾。また、当時庶民の1ヵ月の生活費はおおよそ6元で、食べ物の値段で見ると、高級食材である鶏は1元で4、5羽を買うことができた⁸¹⁾。

当時の清国の1元は、日本の貨幣に換算するとおおよそ80～90銭であった⁸²⁾。仮に1元を日本貨幣の85銭とすると、中島の月俸は日本の貨幣ではおおよそ298円となり、年俸にすれば3570円となる。1907年の高等文官試験（現在の国家公務員一種試験に相当 — 引用者註）に合格した高等官の初任給が月俸50円であったから⁸³⁾、中島の約六分の一であ

ったことになる。また、同時期の帝国議会の衆議院議員の年俸は 2000 円で中島のその 6 割未満⁸⁴⁾、都知事の年俸は 3、600 円で中島とほぼ同額であった⁸⁵⁾。

以上の比較から分かるように、中島に対する北洋師範学堂での待遇は非常に良かった。北洋師範学堂における中島の貢献が認められたと言えよう。後年のドイツなどへの 2 年間の留学費用は、在華時代の節約生活によって作られたと言われている⁸⁶⁾。ちなみに当時の北洋師範学堂でのほかの日本人教師の月俸は 150 ～ 200 元であった⁸⁷⁾。総教習であった中島の月俸は、お雇い日本人教師のなかでも高額であったと言える。

天津での中島は前述した東京専門学校時代の先輩で、当時直隸総督袁の教育顧問を務めていた渡辺龍聖と親しく交流していた。渡辺は「中島君を憶ふ」の中で「天津時代の我々の親交は兄弟も畜ならぬ有様で同一家屋の下で年余に亘って寝食を共にしたこともあった」と述べ、中国の教育のために共に邁進した当時を懐かしく回想している⁸⁸⁾。

中島は、北洋師範学堂の職務に尽力するほか、1909 年夏から清国における日本人と西洋人というお雇い外国人の数や分布状況および西洋人の教育施設について丹念に調査し始めた。これは各省に滞在する日本人に調査表を送付して広範に行われた。その結果を『日清間の教育関係』に纏め、帰国直後の 1910 年に自費で出版した。この出版は「清国教育の発達を希ひ、其教育と我国教育との関係の今日より一層親善に赴かんことを望むの念」によると述べている⁸⁹⁾。もちろん、当時の「日中親善」は、日本の清国への進出という国策の中で語られていることは忘れてはならない。しかし、「清国教育の発達を希」う中島の中国への情熱があったことも真実である。

以上、天津における中島の家庭風景、北洋師範学堂への抱負、給与、交友状況、社会活動を描いてみた。表 22 に示したように、55 年と中島の生涯は長くはなかった。中国に赴任したのは 35 ～ 39 歳で、中島にとってそれは人生の輝かしい時代でもあった。中国での 3 年 2 ヶ月は、中島の人生にとって貴重な体験となったと言えよう。

表 22

中島半次郎年譜

年月日	事 項
1871年12月23日	熊本市東子飼源空寺に、士族中島半平の長男として生まれる。
1878年4月	壺川小学校に入学。
1885年3月	第6回上等科卒業生として卒業。
1886年5月	母校壺川小学校の助教師に就任（1889年4月まで）。
1889年4月	東京高等師範学校卒業生の合志林蔵の習字教科書編纂を手伝う。合志は中島を同じく東京高等師範学校卒業生辻敬之に推薦され上京。
1891年9月	東京専門学校文学科に入学。辻敬之の普及社および開発社に勤務し、『教育時論』などの編輯に携わる。
1893年4月	倫理科および国語科教員免許状取得。検定委員長・東京帝国大学教授中島力造博士と出会い。中島力造の自宅で月2回指導を受けるようになる。
1894年7月	東京専門学校を卒業。8月『教育時論』の主任記者となる（1897年12月まで）。
1898年1月	東京高等師範学校研究科に入学、教育学を専攻。
1899年3月	東京高等師範学校卒業。
5月	東京府立第一中学校教諭に就任。
9月	高等商業学校、東京音楽学校の講師に就任。
不明	処女作『教育学原理』（早稲田大学出版部）出版。
1900年8月	東京専門学校の教授に就任し、教育史および教育学を担当。
12月	『普通教育学要義』（開発社）出版。
1901年3月	中島力造夫妻の媒酌で結婚。
1902年3月	『教育史教科書』（金港堂）出版。
11月	『倫理学教科書』（成美堂、目黒書店）出版。
1904年3月	早稲田大学高等師範部教務主任に就任*。
1905年11月	『戦後の教育』（目黒書店）出版。
1906年10月	家族を伴い、天津北洋師範学堂に赴任。
1907年4月	高等師範部教務主任退任*。7月、夫人と二人の子どもは日本に帰国。
11月	『近世教育史教科書』（金港堂）出版。
1910年1月	帰国。
2月	ドイツに留学。
3月	『日清間の教育関係』自費出版。
5月	『東洋教育史』（早稲田出版部）出版。
1911年4月	『新編教育学講義』（富山房）出版。
8月	ドイツ留学を終えてイギリスへ。
1912年1月	帰国。
11月	『独逸教育見聞記』（目黒書店）出版。
1913年9月	早稲田大学高等師範部部長に就任。
1914年2月	『人格的教育学の思潮』（同文館）出版。
1915年5月	『人格的教育学と我国の教育』（同文館）出版。『学制改革論』（新時代学会）出版。
1916年3月	『独仏英米国民教育の比較研究』（教育新潮研究会）出版。
1917年6月	ジョン・アダムス『教育学説の進化』（翻訳、文明書院、隆文館）出版。
1919年11月	『教育の改造』（早稲田出版部）出版。
1920年3月	早稲田大学高等学院初代学院長に就任*。高等師範部長辞任*。
1921年9月	『教育思潮大観』（東京堂）出版。
1926年3月	早稲田大学高等学院学院長を辞任*。
10月	『公民教育要領』（文明協会）出版。
12月20日	心臓麻痺により逝去。
1927年4月	遺著『教育の本質』（教育研究会）出版。

1) 「*」を付けた事項については、早稲田大学大学史編集所編集『早稲田大学百年史 総索引 年表』早稲田大学、1997年参照。そのほかの事項については、中島会編『中島半次郎』非売品、1937年参照。

2) 中島の著作について、早大出版部が出版した『日本教育史』もあるが、その出版年は不明である。

第4章 留日師範生の派遣

第1節 東京高等師範学校への留学生派遣

1. 東京高等師範学校における留学生教育政策の整備

日本人師範教師の招聘とほぼ同時期に、清政府は多くの師範留学生を日本に送った。最初に留日師範生を派遣した省は、四川、広東と直隸の各省であり、留学先は日本各地の教育機関に付設された速成師範科から、東京および広島の高師本科へと推移した。つまり、日本における中国人の師範教育は、1907年に成立した「五校特約」を境としておよそ2期に分けられる。それは、1907年までの量的な需要に対応する変則師範教育とそれ以後の質的な需要に対応する正則師範教育である。

1907年までの変則師範教育に関する研究は、さねとうけいしゅう『中国人日本留学史』をはじめ、多くの先行研究がある⁹⁰⁾。しかし、その後の正則師範教育に関する研究は、未だ進んでいない。その主たる原因は、二見剛史が指摘したように、「東京高等師範学校の中国人留学生教育はみるべき点が多いと予想されるが、詳細を伝える資料がまだ発見されていない」からである⁹¹⁾。

ここでは、主に留学生教育政策の整備および中国人留学生の受入数の分析を主軸に、従来明らかにされていない明治末期の東京高等師範学校（以下、東京高師と略記）における中国人留学生教育について考察する。

まず、時の東京高師校長嘉納治五郎の中国人日本留学生に対する教育の分析から着手したい。なぜなら、嘉納は中国から派遣された最初の留日学生13名の教育責任者であったからである⁹²⁾。当時の駐日清国公使裕庚は、この13名の教育を外務大臣西園寺公望に依頼した。文部大臣を兼任していた西園寺は、彼らの教育を嘉納に一任した。しかし、アイウエオも知らぬこの13名の学生を東京高師の生徒にするわけにはいかず、そこで神田三崎町に一戸を借り、学校兼寄宿舎の塾を開いた。嘉納は留学生教育を手がけたのが縁となり、1899年にはその塾を亦楽書院と名づけて、留学生教育を続け、1902年には牛込西五軒町に弘文書院をつくった⁹³⁾。

東京高師の関係者には、嘉納のように日本における中国人留学生教育へ熱意を注いだ者の他、顧問などとして中国に招聘されたものも少なくない。彼らによってつくられた東京高師と中国教育界の関係は、中日教育交流の歴史において新たな局面を開き、当時の教育

雑誌に次のように評価された⁹⁴⁾。

近時我高等師範学校と、清国の教育界と、漸く接近せんとするは、両国のために賀すべき事と謂ふべし。夫の嘉納東京高等師範学校長が、従来東京に於いて、弘文学院の下に、清国多数の留学生を教育監督し、今又親しく彼地に渡航して、南北各省を遊歴し、到る処彼邦官民の歓待を受けつつあり、尚本校及附属中学校に於ても、多少の留学生を收容して、教育を与へつつあるは、固より論なく、今や同校出身の教育家数氏は、直隸総督袁世凱氏の招聘に応じて、赴任することとなり、其一人たる戸野周次郎氏は、湖広総督張之洞氏の招聘に応じて、目下契約の交渉中に属す、想ふに諸氏が任地に赴きて、其職に当るの日は、即ち我邦の教育主義の彼邦に注入流下する時機にして、戸野氏の契約締結後は、又茗溪出身の教育家が、相継ぎて両湖地方の学校に招聘せらるるの事実をみるに至るべし。……吾等は、我普通教育の本源たる高等師範学校と、彼邦の教育界との関係、漸く親密なるに至れるを喜ぶと同時に、渡清教育家諸氏が飽くまで本校の体面を重んじ、日清両国の為め、誠意熱心を以て、其職に当り、永く日清教育史上に、赫々なる光彩を發揮せんことを、切望して己まざるなり

中国人留学生に対する嘉納らの教育的熱意の背景には、清末の中国にとって近代学校教育の一日もはやい実現が必要であるという信念があったと思われる。嘉納らは中国の「大急務は、実に多数の人民が、速に世界に対する自国の地位を自覚することである」と論じ、「自覚」のための伝達者である教育者の養成が重要であることを示し、速成的な教育を展開していった。勿論、このような中国教育への熱意はその後、中国の教育権を日本のものとしようとする動向につながったことも見逃すことはできない⁹⁵⁾。

嘉納らが考えた中国人留学生に対する教育は、決して速成のみで事足りりとするものではなかった。中国訪問中の嘉納は管学大臣張百熙との会談で、速成的な教育は「大急務」のため仕方のないことであるが「根底ある教育は決して速成を以て期すべからず、必ずや普通教育を終り、専門教育に入り深遠なる研究に身を委せしものに頼らざるべからず」と述べ、「速成的留学生を派遣すると同時に、少年を派して他日国家の為め深遠の学に依り、国家経営の任に当るに堪えゆるものを造らざるべからず」と根本的な正規の留学生教育が必要であることを訴えた⁹⁶⁾。

このような速成的な教育に対する認識は、中国側にも共有されていた。1906年夏、張

之洞の女婿黄紹箕を团长格とする提学使 10 余名は 3 ヶ月に亘って日本を視察し、在日中国人留学生の成績不良や日本側の「学商」についての対策を講ずべきことを指摘した⁹⁷⁾。それ以後、清朝の学部は日本留学に対する方針を量から質へと転換せしめることを緊急の課題として意識しはじめた。

結局、1907 年に清朝公使李家駒は学部を代表し、日本の文部省と交渉したうえ、「五校特約」と言われる協定を結んだ⁹⁸⁾。この協定に基づき、東京高師は毎年 25 名の中国人留学生を受け入れることが規定された。しかし、実際に入学させた生徒数は常に一割ほど上回っていた。

文部省の留学生教育制度の整備は、嘉納の中国人留学生に対する教育主張の実現に有利な環境を提供したといえる。その整備の理由について、嘉納は、次のように述べた⁹⁹⁾。

留学生を欧米諸国に派遣せしむ可きや或いは我邦に渡来せしむ可きやの問題に就ては自分は最も日本に留学せしむるの得策たるを信ずるものなり其理由の重なるものは経費の多少は勿論第一彼我道德主義の根底を一にすることは最も養成に便利を感ずる所にして留学生自身も異文異教の土地に於て修業するに比すれば其感覚も同日の談にあらざる可し。

この「我道德主義の根底を一にすることは最も養成に便利を感ずる」という嘉納の対中認識は、「最も日本に留学せしむるの得策たるを信ずる」根拠であり、嘉納の留学生教育政策の整備の原動力となったといえる。こうして、嘉納は 1907 年 4 月に「聴講生受業心得」（以下、「心得」と略記）、翌年の 6 月 17 日に「東京高等師範学校外国人特別入学規程細則」（以下、「細則」と略記）を規定した¹⁰⁰⁾。

「細則」の第一条から、東京高師の外国人留学生の身分は聴講生であったことが分かる。また、「心得」および「細則」には、聴講生は「本校所定ノ制服ヲ着用スベシ但シ襟章ヲ C トス」と規定されていた。入学志望者に対する条件については、「入学志望者ニシテ相当ノ学力アリト認ムヘキ者」と限定し、入学試験の厳しさが感じられる。学習の面において、「聴講科目ニツキテハ本校生徒ト同シク試験ヲ受クヘシ」と「学科ヲ修了シ相当ノ成績ヲ得タル者ニハ卒業証書ヲ授与ス」と規定し、外国人留学生を日本人学生と同じように扱い、教育したと理解できる。さらに、外国人留学生の管理について、「心得」の第五条から第十条に規定された内容の他、「細則」の第六条には「本校規則ニシテ本細則ニ抵触

セサル事項ハ之ヲ聴講生ニ適用ス」と定め、日本人生徒に対するもの以上の厳しさを感じる。その他、もっとも注目すべきことは外国人留学生に対する授業料徴収についてである。東京高師は「細則」の第四条に基づき、外国人留学生から授業料を徴収した。たが、その金額は「予科、本科国語漢文部、本科英語部、本科地理歴史部在学ノ者一学年金六十円」、「本科数物化学部、本科博物学部在学ノ者一学年金百円」であり、「五校特約」の「学生の教育費（補助費）と学費とは、1名1年分平均日本金650円」¹⁰¹⁾より安くなっていた。学習の厳しさ、卒業証書の発行および授業料の低減などから、東京高師の外国人留学生に対する積極的な教育姿勢をみることができる。

一方、留学生には「文部省直轄学校外国人特別入学規程」や「五校特約」に規定されていない「聴講生」という特別な身分と、特製の卒業証書を与えており、優遇策がはかられていたこともうかがえる。

2. 東京高等師範学校における中国人留学生の数

『東京高等師範学校一覧』によると、東京高師が最初に留学生を募集した年は1906年度であった。それから1911年度まで、募集した外国人聴講生の合計数は416名であった。そのうち、「五校特約」成立以前は、1906年度に15名、1907年度には25名の外国人留学生があった（表23）。しかし、残念なことに、『一覧』名簿上に名前など具体的なことが記録されていないので、留学生の国籍は分からない。

東京高師は「五校特約」に基づき、1908年から15年間、年に25名の中国人留学生を入学させることとなったが、民国以後、各省は経費支出が不可能となったことなどがあって歩調が整わず、予定どおりにはいかなかった¹⁰²⁾。「五校特約」が着実に実行されたのはおそらく1909年度から1911年度までの3年間のことであろう。また、実際には、表26に示したように、1909年度と1910年度の中国人入学者数は各々28名であり、1911年度は29名であった。これはいずれも「五校特約」で定められた25名の人数より多くなっていた。

一方、留学生監督処の『官報』によると、「五校特約」における1908～1910年度の東京高師留学生数は、『東京高等師範学校一覧』による統計（表23）より少なく、省別は次のとおりである（表24）¹⁰³⁾。省別にみると、3年間に入学した人数は湖南省が一番多く、続いては直隸、江西、福建の各省の順で並んでいる。また、湖北省は第一年目に4名が入学し、比較的にかかったが、その後は入学者がいなかった。

表 23 明治期東京高師外国人聴講生一覧表

年 度	外国人聴講生数	中国人聴講生数	入学予定者数
1904 ★	13	不明	不明
1905 ★	10	不明	不明
1906	15	不明	不明
1907	25	不明	不明
1908	69	63	不明
1909	88	86	30
1910	109	105	31
1911	110	110	28
1912 ★	88	不明	不明

[註] 『東京高等師範学校一覧』により作成したものを、邵艶・船寄俊雄

「清朝末期における留日師範生の教育実態に関する研究－宏文学院
と東京高等師範学校を中心に－」（『神戸大学発達科学部研究紀要』第
10 巻第 2 号、2003 年、86 頁）により補正した（★を付けた年）。

表 24 「五校特約」における 1908～1910 年度東京高師留学生数省別統計表

年別	湖南	雲南	湖北	直隸	貴州	江蘇	四川	浙江	広東	江西	山東	安徽	福建	山西	陝西	奉天	広西	河南	吉林	蒙古	合計
1908	8	5	4	3	2	2	2	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	31
1909	1	0	0	3	0	3	2	1	3	4	0	0	6	1	1	2	0	0	0	0	27
1910	2	1	0	2	1	1	2	1	2	2	2	2	1	1	0	1	0	0	0	0	21
合計	11	6	4	8	3	6	6	3	6	7	3	3	7	2	1	3	0	0	0	0	79

東京高師における外国人留学生数は、1908 年度から 1911 年度まで 376 名であった。そのうち、韓国人留学生 12 名を除くと、中国人留学生数は 364 名であり、約 97 %を占めていた（表 23）。すなわち、東京高師の外国人留学生は中国人留学生を主とするものであった。これは、外国人留学生に対する教育政策が中国人に対する教育政策に偏っていたことが理由のひとつであろうと思われる。勿論、ときの中日関係の流れに影響されていたことは言うまでもない。

このような対中教育政策は中国人留学生には好都合であったが、実際には表 25 にみるように、競争率は非常に高かった¹⁰⁴⁾。量より質の方を重視する嘉納治五郎の中国人留学生教育観の現れであった。

『東京高等師範学校一覧』の「付録」の「新卒業生」によれば、1908年度から1911年度までに外国人卒業生数は合計32名であり、入学予定者数は合計89名であった(表23)。

表25 1909年度東京高師における中国人受験者数及び合格者数

人数	省別	広東	浙江	江西	湖北	湖南	直隸	江蘇	福建	安徽	四川	山東	奉天	陝西	広西	貴州	雲南	山西	河南	吉林	蒙古	盛京	合計
受験者数		15	13	12	11	10	8	7	7	6	5	5	4	1	1	1	0	0	0	0	0	0	106
合格者数		3	1	4	0	1	3	3	6	0	2	0	2	1	0	0	0	1	0	0	0	0	27

表26 1908～1911年度東京高師中国人留学生在籍者一覧表

年度	在籍者数				例年在籍・入学者カラ本年度修了・退学者数				例年在籍・入学者カラ来年度へノ進学者数								
	本年度 入学者数	往年在籍・入学者からノ進学者数			合計	1908 修了 退学	1909 修了 退学	1910 修了 退学	合計	1908	1909	1910	1911	合計			
		1908	1909	1910													
1908	不明	63	/	/	63	5	0	/	/	/	/	5	58	/	/	/	58
1909	28	58	/	/	86	8	0	1	0	/	/	9	50	27	/	/	77
1910	28	50	27	/	105	20	1	1	0	2	/	24	29	26	26	/	81
1911	29	30	26	25	110	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明

しかし、表26をみると、中国人聴講生だけで修了者数は、1908年度5名、1909年度9名、1910年度23名であり、合計37名である。これは、「新卒業生」の記録より多くなっている。つまり、修了者は全員が卒業生にあたるのではなく、卒業証書を得ない修了者も多く存在していたと考えられる。また、1908年度に在籍していた63名の中国人留学生には、1908年度の5名修了と1909年度の8名修了、1910年度の20名修了および1名退学その他¹⁰⁵⁾、残りのほぼ半分の29名は全員が1911年度に進学し、第4年目の学習生活に入った。すなわち、東京高師における中国人留学生は、3年の学習では卒業できるだけの学力を備えられなかったため4年目に進学したと推察できる。また、1909年度に入学した28名の中国人留学生で、1年目に修了したものは1名、2年目に修了したものは1名、残りの26名は全員3年目に進学した。残念なことは、1912年度からの名簿がみつからないので、その26名中何名が何年間で修了したのかについては分からない。しかし、東京高師における中国人留学生は、多くの者が日本人学生と同じように3年あるいはそれ以上の教育を受け、本科のレベルに達していたと言える。ここからも東京高師が中国人留学生に対し、厳しく学力を要求していたと想像できる。

ここで、1908年度と1909年度の149名の中国人留学生を追跡調査すると、3年あるいはそれ以上の学習年限をもつ学生は76名であり、半分以上を占めていた。それは、①1908

年度から在籍、1910年度に修了した者の20名と、②1908年度から在籍あるいは1909年度に入学、1910年度までに在籍している者の56名であった¹⁰⁶⁾。

最後に、東京高師における中国人留学生教育の意義に言及しておこう。嘉納の教育活動は中日関係の流れ、あるいは文部省の動きに従って実現したとひとまずは理解できる。しかし、中国人留学生に対する嘉納の活動は公的な面を除き、私的な面もたくさんあったことを忘れてはならない。その代表的なこととして、清政府から民国政府に転換する1911年末の混乱により引き起こされた中国人留学生の大動揺、すなわち学費問題での急ぎよ帰国に対し、嘉納が行った学資援助のことがあった。このことは当時の教育雑誌に次のように記述された¹⁰⁷⁾。

過日留学生百余名を講堂に集め、和田留学生総監督、幹事等列席の上校長より卿等が故国を憂へ、父母兄弟の身を案ずる点は深く同情するも、此際狼狽学を廃して帰国するが如きことは故国及卿等のために採らず、学資の道は如何とも心配すべければ心を安じて留学せられよと諄々訓誨を与へたり、留学生等は深く校長の高義に感激し、其後物理化学学科本科三年生姜思敏外二十二名は校長の補助の下に留学する事に決し、其旨届出でたるが他の八十余名も多分半は滞留修学することとなるべしと。

留学生の心情を思いやり、その上で留学を継続することの意義を説いた嘉納の訓辞は、決起にはやる留学生の心を鎮めた。このような嘉納を中心とした東京高師関係者の積極的な中国人留学生教育への尽力は、東京高師における中国人留学生の増加に直接つながった。

第2節 広島高等師範学校への留学生派遣

1. 広島高等師範学校における中国人留学生の留学経緯・数・特徴

広島高等師範学校（以下、広島高師と略記）の中国人官費師範留学生の受け入れ時期は、東京高師とほぼ重なる。広島高師にも東京高師同様多くの中国人が留学した。とくに、民国期からその数は増加した。それは、清末民初、中国の初等教育の成熟に伴い、高等師範教育を受けた人材が必要とされたため、中国教育の重点が初等教育から中等教育へ移行したことを反映していた。

1905年、両広総督岑春煊は広州で遊学予備科を設立した。彼の上奏文には、中学卒業生から選考によって180名を選び、2年の予備教育を受けさせ、そのなかから再度選抜し、120名の学生を高等師範学校本科へ派遣すると書かれていた。予備科設立の目的について、岑は次のように指摘した¹⁰⁸⁾。

日本の高等師範学校は東京、広島に各一ヶ所あり、我々が派遣する学生が一校に収容できないならば、両校にまたがって入学させる。入学後は、日本人学生と同じ教育を受けさせることが最も重要である。

広島高師に何名が留学したかは不明であるが、これが広島高師留学の最初と言えよう。

同じ頃、直隸省からも留学生が派遣された。学務処は優級師範学堂の教師養成のため、師範留学生の派遣を同省学務顧問渡邊龍聖、師範監督羅守正鈞等と相談したうえ、直隸総督袁世凱に上奏した。その後、許可を受け、保定師範学堂の最上級四年生から14名の優秀な学生を選び、広島高師に派遣した。この14名の留日師範生の専攻分野は、倫理、教育両学科が2名、地理、歴史両学科が2名、物理、化学、数学3学科が6名、博物学科が4名であった。広島高師に派遣する理由について、「東京は浮薄で騒がしいのに反し、広島は静かで堅実である。東京を避け広島を選んでも何の問題もないだけでなく、学修の成就や経費の節約にも有益である」¹⁰⁹⁾と述べ、1905年の留学生取締規則反対運動の中心地東京を避けた可能性が大きい。

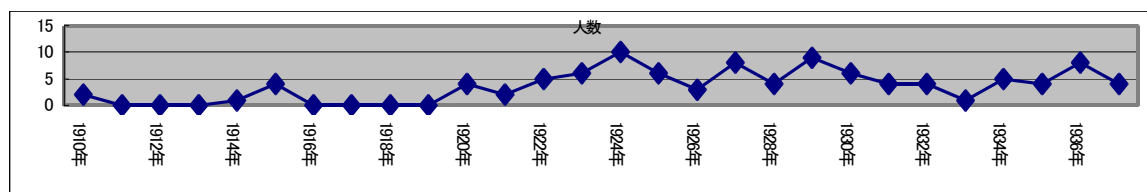
師範留学生は次のように、教室での学習以外に実地研究も要求されていた¹¹⁰⁾。

師範留学生は卒業後、母国の教育の前途に大きく関わることになる。だから、理論だ

けではなく実践も学んでいなければ、帰国しても役割が果たせない。教育部は、駐日留学生監督により各学生の履歴及び専攻の報告をうけ、母国の教育事情に応じて考察対象および内容を指定し、この両校留学生に三ヵ月間の考察および実践研究を要求する。……彼らが、帰国後に中国の教育現場の状況に応じて独自の教育管理や教育方法及び教育理論を実行することを期待している。

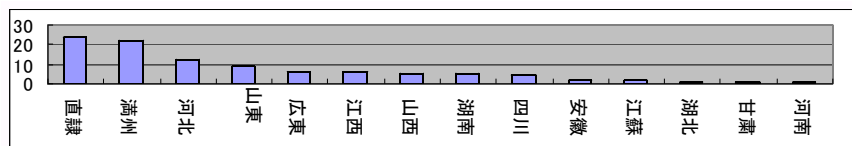
1906年までに134名の官費師範留学生が東京、広島両高師に派遣されたはずである。しかし、その存在を『東京高等師範学校一覧』と『広島高等師範学校一覧』で確かめることはできなかった。したがって、広島高師留学生数の総数は分からない。広島高師留学生卒業名簿で確認できたのは、1910年から1937年の卒業年100名だけである¹¹¹⁾。この100名について省別、専攻、卒業年別に分けたものが表27から表29である。

表27 広島高師年度別中国人留学生卒業生数(1910～1937)



[出典]『広島高等師範学校一覧』の「留学生名簿」により作成した。

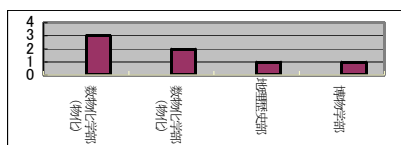
表28 広島高師省別中国人留学生人数(1910～1937)



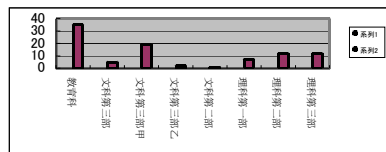
[出典]表27に同じ。

表29 広島高師専攻別中国人留学生人数

A(1910～1915)



B(1915～1937)



[出典]表27に同じ。

表 27 の年代からみると、1910 年代 7 名、1920 年代 57 名、1930 年代 36 名であり、すなわち、清末 2 名、民国 98 名である。一番多い年は 1924 年で、10 名であった。表 28 の省別からみると、直隸・河北省が 36 名で最高である。また、表 29 の専攻からみると、教育科が一番多いことが分かる。

なぜ教育科で学ぶ留学生が多かったのか。1915 年、広島高師は、新たに特科として、東京高師の体育科設置と同時に、教育科を設置した。その修業年限は 2 年、入学資格は、師範学校・中学校・高等女学校の教師免許状を有する者、または小学校本科正教員免許状を有し二年以上普通教育の職務に従事したものであった¹¹²⁾。教育科はこの入学資格からも明らかなように、中等教師の有資格者や初等教育の経験者を対象として、教職的素養を深めることをめざし、優良な中等教師としての再教育、ならびに小学校長または視学事務に従事する教育行政官の養成を意図した。このように修業年限が短かったため、早急に教師養成の必要があった中国にとって都合がよかったと思われる。教育科は 1915 年 4 月より、1943 年度までつづき、1943 年 9 月の最後の卒業生をもって廃止された。その間の中国人卒業者の総数は 42 名に達した（表 30 参照）。

表 30 教育科の中国人入学志願者・入学者数（1915～1943 年）

年度	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
応募者	1	0	1	4	2	4	4	2	3	4	5	4	3	0	1	2	2	0	1	2	1	1	1	1	1	7	0	2	0
入学者	1	0	1	4	2	4	4	2	1	3	1	1	3	0	1	2	2	0	1	2	1	1	1	1	1	0	0	2	0

〔出典〕『広島大学二十五年史・包括校史』（1977-1979 年）31 頁により作成した。

2. 広島高等師範学校における留学班の設置および留学生教育への対応

1917 年、広島高師は留学生の増加に基づき、次のような「広島高等師範学校留学班規程」を規定した¹¹³⁾。留学生を組織するために設立された留学班は、東京高師にはない広島高師の独自な方針であり、幣原坦校長時代に設けられた。この規程は、1930 年に一度修正され、1938 年の「広島高等師範学校外国学生規程」の規定まで用いられた¹¹⁴⁾。

留学生班の設置目的は「本校留学生の監督教導の為に」（第一条）とされており、留学生の監督のためであったが、「留学生の予備教育」（第三条）を行う趣旨もあった。留学生監督、留学生班主任などの関係職員は「本校又附属学校教官中に就き学校長」が命じ、

留学班教師は「本校又は附属学校職員中につき学校長」が委嘱した。すなわち留学班は、留学生の監督および予備教育などを展開するため設置された特別な教育の場であった。広島高師は1907年の「五校特約」に指定されなかったが、このように、むしろ積極的に留学生予備教育を展開していたのである。

1925年2月、文部省と外務省の協議によって、「直轄学校に於ける支那人予備教育施設計画案」が成立した。これに基づき、広島高師に1926年4月特設予科が設置され、予科規程も同年に発布された。特設予科は外国人留学生の学力補充のために設けられたもので、広島高師以外に第一高等学校、東京高等工業学校、東京高師、奈良女子高等師範学校、長崎高等商業学校および明治専門学校に置かれた。特設予科修了者は、当該学校の本科に無試験で入学することができた。広島高師に置かれた特設予科は修業年限1年、生徒定員25名以内とし、中学校、師範学校卒業生またはこれと同程度の学力を有する者を入学資格とした。この特設予科に入学した外国人は、主として満州国・中華民国出身者であり、1944年までに168名の入学者があった（表31）。しかし、彼らは卒業後、すべてが本校本科に入学するとは限らなかった。

表31 特設予科応募者・入学者数（1926～1944）

年 度	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44
応募者	20	16	17	34	37	13	1	4	24	32	39	36	3	7	5	11	3	6	3
入学者	13	12	14	10	20	8	1	2	17	18	14	9	3	7	4	6	3	4	3

[出典]『広島大学 25 年史・包括校史』（1977～1979 年）277 頁により作成

した。

第5章 教育学教科書の成立

第1節 教育学教科書成立の3ルート

清朝末期中国における教育学教科書の成立には主に3つのルートがあった。それは、留日学生および日本人による翻訳、日本人教師による編纂、中国人による編纂というものである。

留日学生および日本人による翻訳のルートは、時期的には長く最初の教科書の出現から民国の初期まで15年以上にわたり、また量的にも豊富で20冊以上があった。翻訳に携わった人物は中国人留日学生だけではなく日本人も含まれていた。日本人教師による編纂のルートは1902年日本人師範教師が登場した後のことで、出版された数は少ない。中国人による編纂のルートは、およそ1906年以降のことで、出版された教科書の数は年を追うごとに増加した。

1. 留日学生および日本人による翻訳のルート

まず、留日学生および日本人による翻訳のルートについて述べる。最初の教育学教科書は、1898年に広智書局により刊行された“速成師範講義叢書”に含まれていた。この叢書は「よく売れており、日本語版の教材をそのまま直訳した」のが最大の特徴であった¹¹⁵⁾。しかし残念なことは、この叢書に関する記録がみつからず、これ以上のことは分からない。

明確に書名・著者名・訳者名・翻訳時期が分かる最初の教育学教科書は、上海にある教育世界社が1901年6月に出版した雑誌『教育世界』に掲載された立花銑三郎講述・王国維訳『教育学』であった。

訳者であった王国維は、1901年秋に東京物理学校に留学し、1902年夏に帰国した。帰国後教育世界社の編訳に携わり、1903年に南通師範学堂の教師になった¹¹⁶⁾。この『教育学』は王の留日前の翻訳作品であった。

教育世界社は1901年4月に張之洞と劉坤一の支援で設けられ、『教育世界』という雑誌の刊行を基本的な事業とし、教科書の翻訳を含む日本教育に関する情報を系統的に中国教育界に提供する半官半民の組織であった。責任者は張之洞に重んじられた羅振玉で、実際に教科書の翻訳を担ったのは王国維・沈紘・錢単と日本人の一戸清方・上岡市太郎・清田谷・中村大来・中島端などであった¹¹⁷⁾。

1901年11月10日、張之洞は羅振玉に宛てた依頼の電報のなかで、教科書の編纂は教育

の基礎であり、事は重大であって、最初が肝要であるから、購入された図書だけを模倣するのではなく、自ら日本へ行き、その目で考訂しなければならないと強調した。さらに、羅振玉に4～5名を率いて直ちに日本に渡ることを要請したのである¹¹⁸⁾。ちなみにここで指名された陳士可は、前述した1903年に張之洞が主導した「奏定学堂章程」の制定に参画した陳毅のことである。この視察団は1901年に出発し、翌年2月中旬に帰国した¹¹⁹⁾。教育世界社が本格的に日本の教科書を翻訳するのは、この視察以後のことである。加納友市・上田仲之助著『実用新教育学』や牧瀬五郎著・王国維訳『教育学教科書』は、いずれも1902年の『教育世界』に掲載された翻訳作品であった。

教育世界社の成立とほぼ同時期、留日学生が東京で訳書彙編社を設置した。1902年7月30日、同社発行の『訳書彙編』第7期の「已訳待刊書目録」によれば、「教育論 英国 斯賓塞爾著」や「教育論 法国 盧騷著」および「教育論 美国 如安諾著」などの著作が刊行されることになっていた¹²⁰⁾。

1903年、京師大学堂は、各学堂で使用する教科書を『暫定各学堂応用書目』として定めた。これは、修身門、倫理門、字課門、作文門、経学門、詞章門、中外史学門、中外輿地門、算学門、名学門、理财学門、博物学門、物理学門、化学門、地質学門、鉱産学門の16門に分かれていたが、教育学はなかった。修身門、字課門、作文門、経学門、詞章門については中国のもので占められているが、その他の門は日本語からの翻訳本がほとんどであった。『暫定各学堂応用書目』と同時期に作られていた教育学の翻訳教科書は以下のとおりである。

格露孟昇『格氏特殊教育学』京師大学堂訳書局（広益書局版もある）、1903年。

熊谷五郎著・范迪吉等訳『教育学』普通百科全書、会文学社、1903年。

富山房編・范迪吉等訳『教育学新書』普通百科全書、会文学社、1903年。

富山房編・范迪吉等訳『教育学問答』普通百科全書、会文学社、1903年。

日下部三之介著・馮霈訳『教育学問答』広智書局、1903年。

金子馬治著・陳毅訳『教育学史』広智書局、1903年。

中島半次郎著・田吳焯訳『普通教育学要義』移山堂、1903年。

（奥）埵斯仏勒特力著・藤代禎輔訳・中島端重訳『埵氏実践教育学』大学堂訳書局、1903年。

高島平三郎著・田吳焯訳『心理教育学』商務印書館、1904年。

長谷川乙彦編著・巖猷章訳『新編童蒙養正教育学』湖北訳書官局、1904年。
尺秀三郎と中島半次郎著・季新益訳『教育学原理』教科書訳輯社、1904年。
小泉又一著『教育学教科書』北京華新書局、1904年。
大瀬甚太郎著・通社編訳『休氏教育学』通社、1904年。
越智直安と東辰乙郎著・張肇桐訳『実用教育学』文明書局、1904年。
羽多野貞之助編・関多等訳『教育学』湖北官書処、1905年。
伊沢修二著・三屋大四郎訳『教育学』泰東同文局、1905年。
普通科・師範科講義 14冊、書名不詳、東亜公司、1907年。
吉田熊次著・蔣維喬訳『新教育学』商務印書館、1909年。
植山英次著・陳憲熔と許家惺訳『女子教育学』群学社、1909年。
中島半次郎編著・韓定生訳『新編教育学講義』富山房、1911年。

2. 日本人教師による編纂のルートと中国人による編纂のルート

次に日本人教師による編纂のルートを見てみよう。ここでいう日本人教師は、二つの種類に分けられる。一つは、日本に留学してきた中国人留学生を教えた日本人教師、もう一つは中国に渡り現地の師範学堂で教育にあたった日本人教師である。

前者の日本人教師が編纂した教科書としては、江口辰太郎が弘文学院の留日師範生のために編集した『速成師範科教育学講義』（1904～1905年）や、同じく弘文学院で教鞭を執っていた波多野貞之助著の『教育学講義』（1906年）があった。後者には、「湖北速成師範講義叢編本」として出版された波多野貞之助講述・顔可鏞編輯『教育学原理』（1904年）がある¹²¹⁾。

1903年以降は中国政府の要請で日本人教師が続々と中国の師範学堂に就任した。これらの日本人教師のなかには中国に渡る前に教育学教科書を編纂した者があり、彼らは自分の著作を使って教授した。1906年から両江優級師範学堂の教育学を担当していた松本孝次郎は、中国に渡る以前の著作である『新編教育学』（成美堂、1902年）を用いて授業を行った¹²²⁾。

最後に中国人による編纂のルートについて紹介する。中国人自らが教育学教科書を編纂しはじめたのは、1906年のことであった。たとえば、1906年、江蘇省の師範生は『教育学』や『心理学』を含む16種の教科書シリーズを編纂し、日本の並木印刷所に製本を委託した。同年、文明書局は繆文功『最新教育学教科書』を出版した。1908年、中国図書

公司は秦毓均『教育学』を出版した。1909年、商務印書館は『新教育学』（初級師範教科書）を出版し、この年、四川速成師範生は『教育学』や『教育史』など10種以上の教科書シリーズを編纂した¹²³⁾。その他、以下に紹介する張子和『大教育学』も清朝末期に編纂された両江師範学堂の教科書であった。

第2節 張子和編纂『大教育学』

以上、近代中国における教育学教科書の成立過程を考察した。中国人が自ら教育学教科書を編纂するようになったことが、清朝末期の教育学教科書編纂の到達点であった。では、こうした教科書はどのような性格を有していたのだろうか。

上述した江蘇省の師範生が編集した『教育学』を含む教科書シリーズは、当時の日本人教師の講義原稿を元にしたものであった¹²⁴⁾。また、四川速成師範生が編集した『教育学』を含む教科書シリーズは、四川の提学使より学部の審査に提出されたが、過度な「日本化」を理由として却下された¹²⁵⁾。清朝末期中国人が編纂した教育学教科書は、日本のものを中心に参考にしたと思われる。こうした実態を明らかにするため、ここでは現時点で残っている張子和編纂『大教育学』を分析してみたい。

1. 張子和編纂『大教育学』の由来

張子和は、1873年生まれ、本名永熙、字が子和で、本籍は江蘇鎮江溧水であった。早稲田大学の留学生で¹²⁶⁾、「己巳（1905年 — 引用者註）年の冬帰国し」た¹²⁷⁾。帰国後、南京両江師範学堂に勤務し、教職員の一覧には「訳員」と記されたが、「自叙」には「東文（日本語 — 引用者註）教習兼通訳に就職した」と書かれている。教育学を学んだ経緯について、張は『大教育学』の「自叙」に次のように記した¹²⁸⁾。

私が日本に留学したばかりのとき、普通学（普通科 — 引用者註）で学び、すべての主要な学科の初歩をかじった。ただ教育の一科については、普通学にはなかったもので、一度も目にしたことがなかった。……翌年（1906年 — 引用者註）春、ちょうど日本人教習松本孝次郎氏が招聘に応じ来華され、主に本校の教育学を講じることになった。私は校長李梅庵先生から松本氏の通訳を務めるよう命じられ、およそ6、7年あまりともに仕事をした。このことを通じて、日々耳で聞き目になじみ口から発し心に諳んじた教育学に関する講義の内容は数十編におよんだ。

張は、留日期间に「教育」よりレベルが低い「普通学」の科に所属した。確かに、早稲田大学は、1899年から中国留学生を受け入れ、1905年7月に特設機関として清国留学生部を設けた。目的は師範教育と実業教育を施すことに置かれ、日本語・普通学・政経理財学等を教授するために、予科（1年制）・本科（2年制）・研究科（1年制）が設けられた。

予科は、本科進学の際として日本語および普通教育を受ける。本科には、政法理財科・師範科（物理化学科・博物学科・歴史地理科）・商科の3専科が併置された。張が留日期间に所属した部門はおそらく予科であり、1年コースであった。また、張が進学しなかった「教育一科」は師範科のことと推測できる。つまり、張の教育学の修得は、留日の成果ではなく、松本の通訳として職務に専念した結果であった。一通訳から教育学の兼任教師になるまでの、張の貪婪ともいえるべき日本教育学摂取への意欲は、近代教育学を中国に導入せんとするエリート的留日学生の責任感に裏づけられていた。『大教育学』は、こうした日本教育研究への傾倒と張の意気込みにより編纂されたに違いない。

1907年、「本校の学級は増え、教員の数を拡充し、毎週の教育学の授業時間は日本人教習が定めた時間数より格段に多くなった。校長は私にそのうち10時間を担当するよう依頼した。」ことがきっかけとなって、張は「日本語講義用の教材を編纂する他、大教育学を著した」。

『大教育学』が出版されたのはやや遅く、1914年のことであった。そのことについて、張は「自叙」の結語で次のように述べた。

これは、ただ高等師範生の研鑽に備えたり、同じ課を担当する我が同氏諸君の採択に供することのみを願うものではない。拙く不十分なる部分を憂えればきりが無いが、最近、師範が林立し、その世界で働く友人たちは私のこの原稿があることを知り、手紙を寄こしてこれを分けて欲しいと言ってきた。そのたびに書き写すのは大変な手間、ついに印刷したのである。

つまり、『大教育学』は出版されるまで筆写により多くの教育学教師の手から手へ回覧され用いられていたのである。また、その出版から著者の本書を自国の教育改善に資する意図とともに、当時の師範教育界にこうした適当な教科書に対する需要があったことがうかがえる。

「自叙」にあるように、『大教育学』は「その草稿が日本人教習松本と松浦の両氏の手になるものである。私は中国のため、中国教育界の理想と現実に沿うように検討、修正しようと考えた。ついには不遜を顧みず、最近の東西名著を収集し、斬新な思想や豊富な資料を参考かつ折衷した。これは私の一存によるものである。本年、再び安徽省立師範学校の教育講習に任じられた。暇をみつけては、経験からえた知見をもって修正を加え、一冊

の教科書を完成させた」。こうした「自叙」から、『大教育学』は「日本人教習松本と松浦の両氏」の講義原稿を主として編纂した教科書であったことが分かる。そのため、松本孝次郎と松浦秋作について紹介する必要がある。

松本孝次郎は東京出身で、1899年9月から東京専門学校（後の早稲田大学）に務め、教育学・教育法令・心理学・応用心理学・特殊教育を教えた¹²⁹⁾。来華時の身分は高等師範学校教授で文学士であった¹³⁰⁾。松本は、両江師範学堂監督（校長相当）李瑞清（字、梅庵）が自ら渡日し、「教育学科教員兼総理各東教員課程」として招請された総教習であった¹³¹⁾。彼は高等師範学校を退職し1906年4月に来華し、4年以上務めた。その功労は清王朝に褒美され、1910年に「宝星」奨が与えられた¹³²⁾。月俸は「銀350元」¹³³⁾で、同学堂の一般中国人教師の「銀40元前後」¹³⁴⁾と比べると、その待遇が想像できる。来華前の松本はすでに30数点の著作を出版していた。教育学を専門とするものは4冊で、『教育学原理』（哲学館、1900年）、『新編教育学』（成美堂、1902年）、『教育学新教科書』（小西重直と共著、普及舎、1902年）、『教育学要義』（啓成社、1906年）であった。

松浦秋作は、群馬出身で、在華中の月俸は「銀170元」であった¹³⁵⁾。松本より1年遅く1907年7月に来華し、3年以上両江師範学堂で務め、松本とともに1910年に「宝星」奨を受けた¹³⁶⁾。来華の経緯は不明であるが、当時の総教習を務めていた松本が関与していたと思われる。来華前の最終学歴は理学士で、文検教育科・倫理科の教員免許を所有していた¹³⁷⁾。松本と違って著作や論文など研究実績はみあたらない。

2. 張子和編纂『大教育学』の内容分析

さて、張子和編纂『大教育学』は何を記載したのか。ここでは章名の配列順や各章の分量および記述の内容からその性格を分析してみよう。

表32に示したように、張の目次の配列順は、緒論、教育者論、被教育者論、目的論、教授論、訓育論、学校論であった。この配列順を松本孝次郎が「普通教育学の大要を知らしむるを以て目的とし」¹³⁸⁾て出版した『新編教育学』の目次と比較してみると、意外な違いがあったことが分かる。松本の目次の配列順は、緒論、教育目的論、養護論、訓育論、教授論、教育の場所、教育者であった。7章に分けて構成する点においては同じであるが、緒論を除けば、松本は目的論を最初に配置したのに対し、張は、教育者論を最初の位置に置いた。教育において教師を最重要視する張の姿勢が、この目次の配列順から読み取れる。

教育の目的を冒頭部分に置くことは、当時の教育学教科書の共通点でもあった。帝国百

科全書の熊谷五郎『教育学』（博文館、1901年）、大瀬甚太郎の『実用教育学』（成美堂、1901年初版－1906年9版）、小泉又一『普通教育学』（大日本図書株式会社、1904年）、谷本富の『系統的新教育綱要』（六盟館、1907年）、文部省検定済師範学校用書の下田次郎『教育学』（同文館、1910年）などはみな教育の目的を冒頭部分で述べている。

表 32 張・松本の教育学教科書の目次比較

張の『大教育学』目次	松本の『新編教育学』目次
第一編 緒論	緒論
第二編 教育者論	本論 第一章 教育目的論
第三編 被教育者論	第二章 養護論
第四編 目的論	第三章 訓育論
第五編 教授論	第四章 教授論
第六編 訓育論	第五章 教育の場所
第七編 学校論	第六章 教育者

張の『大教育学』と同様の構成をもつ教科書はなかったのだろうか。本節の(1)であげた20冊の当時の日本の教育学教科書を調べてみると、中島半次郎『普通教育学要義』訂正三版（東京開発社、1902年）の目次の配列が、総論、教育者、被教育者、教育の目的、教育の方法、教育の制度、となっており張の『大教育学』と合致していることが判明した。

中島半次郎は熊本出身で、松本と同じく早稲田大学の教師であった¹³⁹⁾。厳密な考証をした後でなければ確実なことを言うことはできないが、当時の教育界では中島は松本より著名であったと思われる。中島は、雑誌『教育時論』の主任記者を担当し、1900年8月に帝国教育会の夏期講習会にも出講した。『普通教育学要義』はこの「講習会に於て、講義したる草案を訂正し、普通教育学の大意を伺はむとする者の手引とし、かねて師範学校に於ける教育学の教科書に充てむがために著述せり」として、同年12月に出版されたものであった。翌1901年に再版され、1902年には三版が出された¹⁴⁰⁾。早稲田大学で普通学を学んだ留学生張は、中島の著作を読み、あるいは直接授業を受けたことがあるかもしれない。中島は日本のみならず、中国でも教育活動を展開した。文末に収録した付表1に示したように、中島は1906年9月北洋師範学堂の総教習として招聘された。総教習とは学校の財政と人事に関する権限はないものの、全校の教師を管理し、カリキュラムの決定な

ど実際の教育を管掌する要職である。在職中の月俸は 350 円で、この額は両江師範学堂に招かれた松本と同格であった。ちなみに松本と同じく両江師範学堂で教育学を教えていた松浦秋作は 170 円であった。松浦の月俸は教育学という専門を担当する日本人教師の平均的な月俸であり、中島、松本は破格の待遇であったことが分かる。

もう一つ指摘しておきたいのは、『普通教育学要義』は 1903 年に田吳炤により中国語に翻訳され、移山堂から出版されていた¹⁴⁾。中島の中国での待遇や彼の著書が翻訳出版されていたことを考え合わせれば、中島の中国での知名度は高かったといえる。こうしたことから、張は中島の『普通教育学要義』を参考にする環境にあったことが言える。

張の『大教育学』は、7 編 250 頁である。7 編中頁数をもっとも多いのは第五編の教授論で 94 頁であり、全編の 38%を占めている。次は第六編の訓育論で 53 頁、21%である。教授論と訓育論の分量合計は 147 頁で、ほぼ 60%を占めている。張の『大教育学』が、教授や訓育という教育方法論を重視していたことが分かる。

張（『大教育学』）の章名の配列順は松本（『新編教育学』）の配列順とかなり違ったが、記述の内容はどうであったのだろうか。記述内容の分析結果を表 33 に示した。

当時の教科書の傾向として、内容の類似性が高いことを指摘できる。とくに緒論にみられるような内容は多くの教科書に散見される。ここでは先にあげた 20 冊の教科書を分析して、張の『大教育学』の訳出元を特定した。松本の著述を翻訳した部分は訳出元の欄に「松本」と記した。さらに、張自身は参考にしたことを明らかにしていないが、中島の著作から翻訳した部分があることが分かった。その部分は、「中島」と記した。訳出元が判明しなかった部分には「その他」と記した。その他の部分は松浦の講義原稿である可能性が高いが、またさらに別の人物の著作から抽出した可能性も否定できない。表 33 をみると『大教育学』は、ほぼ松本の著作からの翻訳であることが分かる。

では、実際に本文の記述を比較する。ここでは松本の『新編教育学』において独自性をもつ内容である「教育者の天職」の部分を取りあげる。張の『大教育学』では第二編第一章「教育者の天職」となっている。

表 33 張子和編纂『大教育学』の訳出元

目次	訳出元	目次	訳出元
第一編 緒論		第三章 教育の十原則	その他
第一章 教育学の起源	その他	第四章 結論	その他
第二章 教育の意義	松本	第五編 教授論	
第三章 教育の効力及限界	松本	第一章 教授の意義及目的	松本
第四章 教育の必要	松本	第二章 教授の心理的・理論的基礎	松本
第五章 教育学と術の関連	松本	第三章 教材の選択と分類	松本
第六章 教育学の範囲及他科学との関連	松本	第四章 教材の排列法	松本
第二編 教育者論		第五章 教授細目案及日課表	松本
第一章 教育者の天職	松本	第六章 教授方法の三条件について	その他
第二章 教育者の資格	松本	第七章 形式的段階	松本
第三編 被教育者論		第八章 教式	松本
第一章 概説	中島	第九章 教態	その他
第二章 被教育の身体のしくみ	中島	第六編 訓育論	
第三章 身体発育の順序	中島	第一章 訓育の意義及目的	松本
第四章 身心の関連	中島	第二章 訓育における二つの主義	その他
第五章 心の所在と特質	中島	第三章 訓育と教授の関連	その他
第六章 知情意	中島	第四章 訓育の心理的基礎	その他
第七章 個性および性別	中島	第五章 訓育の統一	その他
第八章 被教育者の社会的関連	中島	第六章 訓育の方法	松本
第九章 教育期の区分	中島	第七編 学校論	
第四編 目的論		第一章 教育場	松本
第一章 意義及目的論における諸家の見解	松本	第二章 学校系統	松本
第二章 目的思想に関する歴史の変遷	その他	第三章 各種学校	その他

[註]松本の著作からの訳出元は『新編教育学』（成美堂、1902年）と『教育学要義』（啓成社、1906年）参考。中島の著作からの訳出元は『普通教育学要義』（東京開発社、1902年）参考。

まず、張の第二編第一章の冒頭は次のように書き出している。

教育者の天職は二方面からみることができる。

(甲) 個人の方面

(乙) 社会の方面

これに対し松本の冒頭は以下のとおりである。

教育者の天職は之を二方面より考察することを得べし。即一は個人的方面にして一は社会的方面なり。

これに続く張の本文をみてみよう。

個人の方面とはどういうことだろうか。すべての教育事業の成功の根源は愛にある。被教育者が幸せを獲得することが教育者の最大の希望である。そのために、被教育者の身体を鍛錬し、智力を啓発し、感情を修養し、意志を練達する。被教育者個人の発達進歩の希望を達成させることが、真の愛情である。真の愛とは神聖なる教育者が行う事業であり、これこそ神聖の職務というべきものである（16～17頁）。

この部分は松本の以下の記述を元としている。

又教育の成るは其根元愛にあり。愛の行はるゝや、其被愛者の幸福を希求するものなり。教育者の被教育者に対して其体を鍛へ、其智を啓き、其情を修め、其意を練り、以て彼れ幼者の発達暢伸するを希求するは是真の愛なり。真の愛は神聖なり。教育者の執る所の仕事を以て一の職業なりとせば是実に神聖なる職業と言ふべし（231～232頁）。

このように張の記述は、松本の記述と一致している。もちろん全編すべてが一致するわけではないが、根本的な部分において訳出元としている。なお、中島の『普通教育学要義』にも「教育者の天職」という章があったが、内容はまったく異なるものであった。

次に中島から訳出した部分として、第三編第八章「被教育者の社会的関連」をみてみる。張は人間と社会の関連について次のように記述している。

アリストールの言葉に「人は政治的生物である」という名言がある。その意味は、人は社会に生き、社会に死す。仕事は社会の用に供し、道徳は社会の秩序を維持する。孤島や荒野に生活するといえども、人類の足跡を断って独立生存することはできない。すなわち、社会の範疇を離れ、自分勝手に生活することはできない（48～49頁）。

この元となっている中島の記述は次のとおりである。

アリストールが、「人は政治的生物なり」と言へるを真とせざるべからず。

人は社会に生れて社会に死し、自然をも使役して以て社会の用と為す。人は孤島に独りある時にも、猶道德を行はざるべからざるかと、往々世人の発する間は、愚なる間なり。人は孤独にて生存し得るものにあらず、其道德と言ふもの、人間社会を離れてはあるべきものにあらず。人は到底社会的生物なり（69頁）。

この部分の張の記述は、先の松本のものを元にした部分と比べ、訳出元との差異が大きいことに気づく。本旨は訳出元に沿いながら、張自身の言葉で論を展開してたと見えよう。

張の『大教育学』は、日本のいくつかの教科書から意図的に内容を抽出した。こうした工夫によって自らの主張を反映する教科書をつくり出した。教育学教科書の編纂は、単なる直訳のレベルから脱して、編纂者の意図を反映した選択的な翻訳段階に入っていたと言える。

-
- 1) 「欽定京師大学堂章程」は、旧維新派の漢人官僚・張百熙が起草した。結局、保守派の反対や満蒙官僚の不満などの原因によってほとんど実施されず、中等教員養成機関も首都にある京師大学堂師範館の他は設置されなかった。「奏定優級師範学堂章程」は、前者の改訂版という形で、張百熙・栄慶・張之洞という 3 名の管学大臣（すなわち文部大臣）が協議して起草したものであった。栄慶は、刑部尚書を務めた保守派の満人官僚であった。張とならんで管学大臣に任命されたことについては諸説あり、張を牽制するためであったという見方が強い。また、改訂版を実質的に担ったのは張百熙と栄慶の連名上奏で要請した元湖広総督の張之洞であった。「奏定優級師範学堂章程」の公布によって、京師大学堂師範館は京師大学堂優級師範科に改名され、教育内容もかなり変更された。
 - 2) 呉貽谷主編『武漢大学校史』武漢大学出版社、1993 年、22 頁。
 - 3) 関曉紅『晚清学部研究』広東教育出版社、2000 年、56 頁。
 - 4) 蔣維喬「清末学制之草創」、陳学恂主編『中国近代教育史教学参考資料』上冊、人民教育出版社、1986 年、558 頁。
 - 5) 胡鈞『清張文襄公之洞年譜』台湾商務印書館、1978 年、206-207 頁。
 - 6) 王国維「奏定經学科大学文学科大学章程書後」、前掲陳学恂主編『中国近代教育史教学参考資料』上冊、551 頁。
 - 7) 汪婉『清末中国対日教育視察の研究』汲古書院、1998 年、96 頁。
 - 8) 同前書、246 頁。
 - 9) 大塚豊「中国近代高等師範教育の萌芽と服部宇之吉」『国立教育研究所紀要』第 115 集、1978 年所収。
 - 10) 国立北京師範大学秘書処畢業生事務部編『国立北京師大畢業同学録 1907-1934』（出版社不明）、1934 年参照。
 - 11) 同前書参照。
 - 12) 「两江師範学堂同学録」、朱有瓚主編『中国近代学制史料』第 2 輯下冊、華東師範大学出版社、1989 年、361-362 頁。
 - 13) 阿部洋「清末直隸省の教育改革と渡辺龍聖」、『お雇い日本人教習の研究 — 中国・朝鮮の教育近代化過程における日本人の活動とその役割』、1988 年、22 頁。
 - 14) 「宣統元年直隸教育統計図表」、前掲朱有瓚主編『中国近代学制史料』第 2 輯下冊、406-408 頁。

- 15) 同前書、406-408 頁。
- 16) 「山東教育史誌資料」、同前書、416-417 頁。
- 17) 「奏定優級師範学堂章程」、李友芝・李春年・柳伝欣・葛嘉訓編『中国近現代師範教育史資料』1 冊、部内資料、29-44 頁参照。
- 18) 「光緒 31 年(1905)署両広総督岑春煊等会奏籌設両広遊学予備科造就高等師範折」、前掲朱有瓏主編『中国近代学制史料』第 2 輯下冊、453 頁。
- 19) 「直督袁奏為設立北洋師範学堂以広教育折」、同前書、369 頁。
- 20) 「両江師範学堂第二次招考師範生照会各省府州県文」、同前書、363 頁参照。
- 21) 「紀両江師範学堂考試事」、同前書、365-366 頁参照。
- 22) 「蘇属」、「贛属」、「京口駐防」は当時の行政区画中の名称である。「蘇属」は江蘇、「贛属」は江西、「京口駐防」は南京。
- 23) 鄒樹文「北京大学最早期的回憶」『北京大学五十周年記念特刊』出版社・出版年記載無、8-9 頁。
- 24) 「奏定優級師範学堂章程」、前掲李友芝・李春年・柳伝欣・葛嘉訓編『中国近現代師範教育史資料』1 冊、29-44 頁。
- 25) 「光緒 31 年(1905)署両広総督岑春煊等会奏籌設両広遊学予備科造就高等師範折」、前掲朱有瓏主編『中国近代学制史料』第 2 輯下冊、453 頁。
- 26) 「直督袁奏為設立北洋師範学堂以広教育折」、同前書、369 頁。
- 27) 凡將「教育編」『十年以来中国政治通覧』、『東方雜誌』第 9 卷第 7 号、1913 年、84 頁。
- 28) 「学部訂定優級師範選科簡章」、前掲朱有瓏主編『中国近代学制史料』第 2 輯下冊、1989 年、260-261 頁。
- 29) 師範簡易科は、初級師範学堂の卒業生が順調に輩出されるまでの間、小学堂教員を速やかに養成する初等教員養成の速成科であった。1 年のコースで、生徒の入学条件は詳しく規定されておらず、基本的には「25 歳以上 30 歳以下」の国語の基礎がある者が対象であった。「奏定初級師範学堂章程」、同前書、13-28 頁。
- 30) 「学部訂定優級師範選科簡章」、前掲朱有瓏主編『中国近代学制史料』第 2 輯下冊、260-261 頁。
- 31) 「学部訂定優級師範選科簡章」、同前書、260-261 頁。
- 32) 同上、260-261 頁。

- 33) 同上、260-261 頁。
- 34) 「優級師範選科及初級師範簡易科畢業奨励」、前掲李友芝・李春年・柳伝欣・葛嘉訓編『中国近現代師範教育史資料』1 冊、64 頁。
- 35) 「学部通行各省優級師範選科最優等卒業生応令送部復試文」、前掲朱有燾主編『中国近代学制史料』第 2 輯下冊、264 頁。
- 36) 「京師第一師範優級選科卒業請奨折」、同前書、401 頁。
- 37) 「北洋師範学堂優級選科卒業請奨折」、同前書、384 頁。
- 38) 「張文襄公治鄂記」、同前書、443 頁。
- 39) 「皖撫恩師範学堂工竣業経開学上課折」、同前書、434 頁。
- 40) 「学部諮復直督轉行北洋師範学堂飭轉予科期限為一年文」、同前書、383 頁。
- 41) 「京外学務報告」、同前書、366-367 頁。
- 42) 「鄭曉滄記浙江兩級師範学堂」、同前書、392-400 頁。
- 43) 「学部通諮各省限期停弁優級選科初級簡易科文」、同前書、265 頁。
- 44) 「教育概況」『第一次中国教育年鑑』丙編、145-146 頁。
- 45) 汪向荣著・竹内実監訳『清国お雇い日本人』朝日新聞社、1991 年、80 頁。
- 46) 吳汝綸「東遊叢録」、王宝平主編・呂順長編著『晚清中国人日本考察記集成・教育考察記』(上) 杭州大学出版社、1999 年、359 頁。
- 47) 前掲汪向荣著・竹内実監訳『清国お雇い日本人』、80 頁。
- 48) 前掲吳汝綸「東遊叢録」、381 頁。
- 49) 「中国政府傭聘日本人人名表 (1903-1912)」(南里知樹編『中国政府雇用の日本人・日本人顧問人名表と解説』、近代日中関係研究会編集『近代日中関係資料』第 II 集、龍溪書舎、1976 年) と「日本教習分布表」(前掲汪向荣著・竹内実監訳『清国お雇い日本人』、83-125 頁) を基本資料とし、それに若干の考証を加え、筆者が独自に統計した。
- 50) 前掲汪向荣著・竹内実監訳『清国お雇い日本人』、143 頁。
- 51) 同前書、133-134 頁。
- 52) 同前書、133-134 頁。
- 53) 同前書、133-134 頁。
- 54) 内堀維文に関する先行研究は、上沼八郎「内堀維文と山東省師範学堂」(研究代表者阿部洋『お雇い日本人教習の研究——中国・朝鮮の教育近代化過程における日本人の活

動とその役割』1988年、65-74頁）がある。しかし、上沼の論文は主に『内堀維文遺稿並伝』を資料として使用し、『教育時論』に掲載された当時の手紙についてはまったく触れていない。

- 55) 「山東概観（七）」「内外雑纂」『教育時論』第687号、1904年5月15日、29頁。
- 56) 同上、29頁。
- 57) 来華前の中島半次郎の経歴については、中島会編『中島半次郎』同、1937年参照。
- 58) 早稲田大学大学史編集所編集『早稲田大学百年史 総索引 年表』早稲田大学、1997年9月、105頁。
- 59) 高田早苗「中島君」、前掲中島会編『中島半次郎』、164頁。
- 60) 上垣外憲『日本留学と革命運動』東京大学出版会、1982年と、小島淑男『留日学生の辛亥革命』青木書店、1989年参照。
- 61) 前掲中島会編『中島半次郎』、165頁。
- 62) 同前書、165頁。
- 63) 同前書、164頁。
- 64) 安藤彦太郎『未来にかける橋』成文堂、2002年参照。
- 65) 中島半次郎「天津便り（第一回）」『教育時論』第786号「内外雑纂」、開発社、1907年2月15日、25頁。
- 66) 阿部洋「清末直隸省の教育改革と渡辺龍聖」、阿部洋ら共同研究報告書『お雇い日本人教習の研究——中国・朝鮮の教育近代化過程における日本人の活動とその役割』1988年、7-25頁参照。
- 67) 前掲中島半次郎「天津便り（第一回）」、25頁。
- 68) 「光緒三十二年（1906）直督袁奏為設立北洋師範学堂以広教育折」、前掲朱有瓏主編『中国近代学制史料』第2輯下冊、369頁。
- 69) 前掲中島半次郎「天津便り（第一回）」、25頁。
- 70) 「北洋師範学堂教職員名録」、前掲朱有瓏主編『中国近代学制史料』第2輯下冊、375-377頁。
- 71) 前掲中島半次郎「天津便り（第一回）」、25頁。
- 72) 前掲「光緒三十二年（1906）直督袁奏為設立北洋師範学堂以広教育折」、369頁。
- 73) 中島半次郎『日清間の教育関係』、非売品（自費出版）、1910年、22頁。

- 74) 「北洋師範学堂専修科教授予定案」、前掲朱有燾主編『中国近代学制史料』第2輯下冊、377-383頁。
- 75) 中島半次郎『普通教育学要義』開発社、1900年、45-50頁。
- 76) 前掲中島会編『中島半次郎』、157頁。
- 77) 中島半次郎「天津便り（第二回）」『教育時論』第792号「内外雑纂」、開発社、1907年4月15日、21頁。
- 78) 前掲中島会編『中島半次郎』、31頁。
- 79) 前掲南里知樹編『中国政府雇用の日本人・日本人顧問人名表と解説』参照。
- 80) 「山東概観（三）」「内外雑纂」『教育時論』第683号、1904年4月5日、26頁。
- 81) 「山東概観（十）」同、第690号、1904年6月15日、30頁。
- 82) 同上、29頁。
- 83) 週刊朝日編『続・値段の明治大正昭和風俗史』1981年、159頁。
- 84) 週刊朝日編『続続・値段の明治大正昭和風俗史』1981年、19頁。
- 85) 前掲週刊朝日編『続・値段の明治大正昭和風俗史』、239頁。
- 86) 前掲中島会編『中島半次郎』、31頁。
- 87) 前掲南里知樹編『中国政府雇用の日本人・日本人顧問人名表と解説』参照。
- 88) 前掲中島会編『中島半次郎』、174頁。
- 89) 前掲中島半次郎『日清間の教育関係』、2-3頁。
- 90) 阿部洋『中国の近代教育と明治日本』（福村出版、1993年）、小島淑男『留日学生の辛亥革命』（青木書店、1989年）、蔭山雅博「弘（宏）文学院における中国人留学生教育について」『响沫集2』と「弘（宏）文学院における中国人留学生教育について(2)」『响沫集5』（学習院大学史学会内响沫集発行世話人編、1980年と1987年）など。
- 91) 二見剛史「戦前日本における中国人留学生予備教育の成立と展開」、『国立教育研究所紀要』第94集、1978年、64頁。
- 92) さねとう・けいしゅう『増補中国人日本留学史』くろしお出版、1970年、37頁。
- 93) 同前書、38頁。
- 94) 「清国教育と高等師範学校」『教育時論』、1902年10月5日、44頁。
- 95) 「文部省と清国教育問題（教育上の主権を収むべし）」『教育時論』、1901年9月5日。
- 96) 「清国における嘉納治五郎氏」『教育時論』、1902年9月15日参照、34頁。

97) 前掲二見剛史「戦前日本における中国人留学生予備教育の成立と展開」、62 頁。

98) 前掲さねとう・けいしゅう『増補中国人日本留学史』、106 頁。

一、光緒 34 年（明治 41 年、1908 年）以降、15 年間、毎年、第一高等学校に 65 名、東京高等師範学校に 25 名、東京高等工業学校に 40 名、山口高等商業学校に 25 名、千葉医学専門学校に 10 名、合計 165 名の中国留学生の入学を許す。中国はそのため学生 1 名に対し 200 円乃至 250 円の割で、（公使館の手を経て）当該学校に教育費をおさめる。

一、右 165 名の中直隸・奉天・山東・河南・江蘇・江西・安徽・浙江・福建・湖南・広東・四川などの大省は各 9 名、吉林・黒竜江・山西・陝西・甘肅・新疆・広西・貴州・雲南などの小省は各 6 名の留学生を出し、それぞれその経費を分担する。

一、各校の競争入学試験に及第したものが、この官費生として採用されるので、学生の教育費（補助費）と学費とは、1 名 1 年分平均日本金 650 円とする。

99) 「嘉納氏の清国留学生談」『教育時論』、1902 年 7 月 25 日、37 頁。

100) 「聴講生受業心得」『高等師範学校一覧』（1908、4-1909、3）、361-362 頁。「東京高等師範学校外国人特別入学規程細則」『高等師範学校一覧』（1909、4-1910、3）、112-113 頁。全文は以下のとおりである。

聴講生受業心得（1907 年 4 月定）

- 第一条 聴講生中ニ総代三名ヲ置キ学校長之ヲ命ス
- 第二条 総代ハ聴講生ヘ学校ノ示達ヲ伝フル等ノコトニ従フヘシ
- 第三条 聴講ヲ許サレタル科目ハ修了ニ至ルマデ変更スヘカラス但相当ノ理由アリ特ニ許可ヲ得タルトキハ此限ニアラス
- 第四条 聴講科目ニツキテハ本校生徒ト同シク試験ヲ受クヘシ
- 第五条 欠席セントスルトキハ書面ヲ以テ届出ツヘシ又欠席七日以上ニ涉ルトキハ病氣ノ場合ニハ医師ノ診断書ヲ添フヘク事故ノ場合ニハ予メ事由ヲ具シテ願出テ許可ヲ受クヘシ
- 第六条 帰国セントスルトキハ事由ヲ具シテ願出テ許可ヲ受クヘシ
- 第七条 無届欠席一ヶ月以上ニ及フ者ハ除籍スルコトアルヘシ
- 第八条 宿所ハ入学ノ際書面ヲ以テ届出テ変更ノ節ハ即日届出ツヘシ
- 第九条 常ニ揭示場ニ注意スヘシ
- 第十条 本校所定ノ制服ヲ着用スヘシ但シ襟章ヲ付ス

東京高等師範学校外国人特別入学規程細則（1908 年 6 月 17 日伺定）

- 第一条 外国人ニシテ文部省直轄学校外国人特別入学規程ニ依リ入学ヲ志望スル者アルトキハ聴講生トシテ特ニ之ヲ許可スルコトアルヘシ
- 第二条 入学志望者ニシテ相当ノ学力アリト認ムヘキ者ニハ設備ノ許ス限リニ於テ入学ヲ許可ス
- 第三条 学科ヲ修了シ相当ノ成績ヲ得タル者ニハ卒業証書ヲ授与ス
- 第四条 聴講生ハ毎年四月左記全学年分ノ授業料ヲ納付スヘシ但シ全学年休学ノ場合ニハ之ヲ徴収セス又即納ノ授業料ハ如何ナル場合ニ於テモ之ヲ還付セス

- 一 予科、本科国語漢文部、本科英語部、本科地理歴史部在学ノ者一学年金六十円
- 二 本科数物化学部、本科博物学部在学ノ者一学年金百円

第五条 聴講生ハ本校所定ノ制服ヲ着用スヘシ但シ襟章ヲCトス

第六条 本校規則ニシテ本細則ニ抵触セサル事項ハ之ヲ聴講生ニ適用ス

附 則

第七条 本細則ハ本学年ヨリ施行ス

卒 業 証 書

校印 何 国 氏 名

右ハ本校本科何部(何部中何々)聴講生トシテ成規ノ課程ヲ履修シ其ノ業ヲ卒ヘタリ依テ茲ニ之ヲ証ス

明治 年 月 日

東京高等師範学校長 印

- 101) 前掲さねとう・けいしゅう『増補中国人日本留学史』、106 頁。
- 102) 同前書、107 頁。
- 103) 清国遊学生監督署『官報』(1907、7-1910、12) 参照。
- 104) 同上。原史料には、山西の受験生はないが合格者 1 人と記入されている。これをそのまま記した。
- 105) 張貽恵は 1908 年度から 1910 年度まで在籍した。しかし、1911 年度の名簿には彼の名前はなく、修了者名簿にもなかった。おそらく中退したと思われる。
- 106) 『高等師範学校一覧』(1908 年 4 月-1912 年 3 月) 四冊を参照。名簿は以下のとおりである。
 - ① 1908 年度から在籍、1910 年度に修了した者 20 名：王修・王基栄・牛賓善・任誠・何璜先・杜蘭・林道容・林元喬・范承祐・洪彦遠・徐鴻策・符詩鎔・経亨頤・彭世芳・葉謙・楊立奎・楊昌寿・鳳高翥・劉煥・劉以鐘
 - ② 1908 年度から在籍あるいは 1909 年度に入学、1910 年度までに在籍している者 56 名
(王喆・王継貞・王寿彭・王善基・尹于忠・司徒欽・呉景鴻・呉則范・呉家鎮・何礼賢・李鑑・李笏山・林焯・林兆燕・歩以峻・祁祖雄・金之錚・姜思敏・唐鎮業・唐廷秩・孫璨・孫炳・孫其昌・馬春芳・陳錦章・陳映璜・陳浩年・張本釗・張珽・張遠蔭・張維祺・張仁輔・符鼎昇・許陳琦・康耀宸・曾繼嘯・曾廣潤・舒翰祥・舒之鑾・葉炳蔚・賀国恩・楊茂杰・楊若堃・蒋拱辰・趙家珍・鄧曾緒・鄧萃英・劉維廉・鄭蟄・謝价僧・謝遐齡・薛維楨・薛德焯・戴翰香・魏憲章・鐘正楸)
- 107) 「嘉納校長の義挙」『教育時論』、1911 年 12 月 5 日、32 頁。
- 108) 「岑春煊等：会奏籌設兩広遊学予備科造就高等師範摺」『東方雜誌』(1905 年 9 月 25

日) 9 期、1913 年版、212-213 頁。また、『番県続志』44 卷、623 頁にも、両広遊学予備科の設立について「両広遊学予備科係考選各中学学生入館肄業備留学日本師範之用三十一年十月開辦三十二年二月停辦改建方言学堂」と記録している。

109) 「学台廬：詳擬選派日本広島留学高等師範弁法文並批」『北洋公牘類纂』(2)、卷 10、学務 1、721-722 頁。

110) 『広東全省教育大事記』1924 年度、185 頁に中国広東教育視察団(1924 年 5 月 28 日-同年 7 月 8 日)の報告に次のような一節がある。「7 月 5 日、広島高等師範を参観したが、東京高等師範とほぼ同じであった。その独自性は、教育博物館を設立し、陳列部・研究部に区分し、現行小中学校教科書や成績を調査蒐集し、標本・模型や種々の教育資料を出品することで、教員・学生の研究の用をなした。該校在籍の中国留学生は 45 名である」。

111) 『広島高等師範学校一覽』(従大正 6 年至大正 7 年) 広島高等師範学校、1917 年 12 月 97 頁。

112) 前掲さねとう・けいしゅう『増補中国人日本留学史』、544 頁。

113) 『広島大学二十五年史・包括校史』31 頁。全文は以下のとおりである。

広島高等師範学校留学班規程

第一條 本校留学生ノ監督教導ノ為メニ留学班ヲ設ク。

留学班ハ便宜上之ヲ数班ニ分ツコトアルヘシ。

第二條 留学班ニ留学生監督ヲ置キ本校教官中ヨリ学校長之ヲ命ス。

第三條 留学生監督ハ校長ノ指揮ヲ承ケテ留学班ニ関スル左ノ事項ヲ処理ス。

- 一 留学生ノ入、退、休学及旅行ニ関スル件。
- 一 留学生ノ訓練及管理ニ関スル件。
- 一 留学生ノ居住及身分ニ関スル件。
- 一 留学生ノ予備教育ニ関スル件。
- 一 留学生ノ教員並ニ助教ニ関スル件。
- 一 留学生ノ本籍監督処トノ交渉ニ関スル件。
- 一 留学生ニ関スル文書ノ起草整理保管ニ関スル件。
- 一 留学生及留学生ノ会計ニ関スル件。
- 一 其他留学生ニ関スル事項。

前記事項中本校各課係トノ関係アルモノハ当該課係ト協商シテ之ヲ処理ス。

第四條 留学生監督ハ其職務ニ関シ関係職員ノ一部若クハ全部ト協議スルコトヲ得。

第五條 留学班主任ヲ置キ留学生監督ノ職務ヲ補助シ留学班ニ属スル教務、庶務及留学生直接ノ管理指導ニ任セシム留学班主任ハ本校又附属学校教官中ニ就キ学校長之ヲ命ス。

第六條 留学生予備教育ノ為メ教員若干名ヲ置ク留学班教員ハ本校又ハ附属学校職員中ニツキ学校長之ヲ囑託ス。

第七條 留学生ノ教導補助ノ必要アル場合ハ監督ハ助教若干名ヲ委嘱スルコトヲ得。

- 114) 『広島高等師範学校一覧』の「諸規則及内規」による。
- 115) 「教科書之発刊概況」「戊編・教育雑録」『第一次中国教育年鑑』(影印本)、宗青図書
公司、1981年。
- 116) 徐友春主編『民国人物大辞典』河北人民出版社、1991年、81頁。
- 117) 前掲さねとう・けいしゅう『増補中国人日本留学史』、257頁。
- 118) 前掲汪婉『清末中国対日教育視察の研究』、238頁。
- 119) 羅振玉「扶桑両月記」、前掲王宝平主編・呂順長編著『晚清中国人日本考察記集成・
教育考察記』(上)参照。
- 120) 前掲さねとう・けいしゅう『増補中国人日本留学史』、262頁。
- 121) 前掲陳学恂主編『中国近代教育史教学参考資料』上冊、682頁。
- 122) 同前書、682頁。
- 123) 「教科書之発刊概況」「戊編・教育雑録」、前掲『第一次中国教育年鑑』、1981年。
- 124) 同上。
- 125) 同上。
- 126) 興亜院政務部『日本留学支那要人録』調査資料第27号、1942年。
- 127) 「自叙」『大教育学』(高等師範学校教科書)商務印書館、1914年。
- 128) 『早稲田大学百年史』第2巻参考。
- 129) 同前書。
- 130) 前掲南里知樹編『中国政府雇用の日本人——日本人顧問人名表と解説』参照。
- 131) 「两江師範学堂統聘東教習」、前掲朱有燾主編『中国近代学制史料』第2輯下冊、351
-352頁。
- 132) 「本署司詳復奉飭核議两江師範学堂日本教員請奏獎文」、同前書、359-360頁。
- 133) 前掲南里知樹編『中国政府雇用の日本人——日本人顧問人名表と解説』参照。
- 134) 前掲汪向荣著・竹内実監訳『清国お雇い日本人』、147頁。
- 135) 前掲南里知樹編『中国政府雇用の日本人——日本人顧問人名表と解説』、33頁。
- 136) 前掲「本署司詳復奉飭核議两江師範学堂日本教員請奏獎文」。
- 137) 同上。
- 138) 「凡例」松本孝次郎講述『新編教育学』成美堂、1902年、1頁。
- 139) 「北洋師範学堂教職員名録」、前掲朱有燾主編『中国近代学制史料』第2輯下冊、376

頁。

140) 「序」「序言」「例言」、中島半次郎著述『普通教育学要義』訂正三版（東京開發社、1902年）参照。

141) 実藤恵秀監修・譚汝謙主編『中国訳日本書総合目録』香港中文大学中国文化研究所書目引得叢刊（一）、中文大学出版社、1980年参照。

第 2 部 中華民国における高等師範学校の成立と格上げ

第6章 高等師範学校の成立

第1節 優級師範学堂の廃止と高等師範学校の設置

1. 南京臨時政府教育部の成立による優級師範学堂の名称変更

1912年1月1日、アジアにおける初の共和国、中華民国が誕生した。同月3日、南方17省代表会議で蔡元培と景耀月が教育部の総長と次長に選ばれ、5日に臨時大總統孫文の命令により就任した¹⁾。同月9日、中華民国（南京）臨時政府（以下、南側と略記）教育部（1912年1月9日—1912年3月22日）が発足した²⁾。

南側教育部の成立に伴い、辛亥革命により一時的に停止されていた学校はやがて再開の日を迎えた。成立10日後の19日、総長蔡元培は普通教育の暫定的法規である「普通教育暫行弁法」14条を頒布し、電報によって各省に通達した。

「普通教育暫行弁法」の頒布にともない清朝の学制が廃止された。「普通教育暫行弁法」の第1条には「既存の各種学堂をすべて学校と改称し、監督や堂長を一律校長と改称する」と規定され、それに従いこれまで用いられていた「優級師範学堂」は「優級師範学校」と改称された³⁾。

『蔡元培年譜』によると⁴⁾、「普通教育暫行弁法」は蔣維喬と陸費達が起草したものであることが分かるが、具体的な作成過程については何も記されていない。作成過程は、『臨時政府公報』や『教育雑誌』にまったく公表されず、教育部成立からわずか10日という短期間で成立した。

蔡元培は、なぜ蔣維喬と陸費達に民国最初の法規作成を委任したのだろうか。また、蔣維喬と陸費達とはどのような人物であったのか。ここでは、蔣維喬や陸費達の経歴および蔡元培との関わりを調べてみる。

蔣維喬は⁵⁾、1873年に江蘇省武進で生まれた。1902年に江蘇全省高等学堂を卒業し、鐘觀光の紹介で中国教育会に加入した。同年9月に同会会員蔡元培と知り合い、蔡とともに張園で革命の講演を行った。翌1903年、蔡の要請で上海に赴き、愛国学社や愛国女校の教員となり、革命活動に引き続き従事した。同年夏、商務印書館編訳所の編輯となり、小学校の教科書を主編した。1905年、同印書館の速成小学師範講習所の責任者となった。1909年10月、蔡の後任として愛国女校長を兼任した。1912年1月に中華民国連合会に加入した。後に、蔡の右腕として教育部の設置に尽力した。

陸費達は⁹⁾、1886年に陝西漢中に生まれた。1902年、南昌にある熊氏英文学塾付設日本専修科に入学した。1903年、恩師呂烈煌について武昌に赴き、革命団体日知会を発足させた。1904年、友人とともに新学界書店を設け、革命に関する書籍を販売した。1905年秋に『楚報』の主筆となり、清政府を批判する文章を書いたことにより追放され、上海に逃れ、昌明書店支店の店長および編輯となった。1906年、上海文明書局編輯、文明小学校長、『図書月報』の主編、書業商会学徒補習所主任を歴任した。1907年、『南方報』という新聞紙上で清朝学部図書局が刊行した教科書を批判した。1908年秋に商務印書館に転職し、国文部編輯、出版部部長、講義部主任、交通部部長を歴任し、『教育雑誌』や『師範講義』の主編をも担当した。1909年、文字改革を提唱し、1910年、蔡元培と蔣維喬が経営していた愛国女学の卒業生高君隠と結婚し、蔡元培らとともに中国教育会を発足させた。辛亥革命が勃発した1911年、友人とともに自宅で秘かに共和国教科書の編纂および中華書局の創設に着手した。中華民国が成立した1912年の元旦、中華書局を開業、さらに蔡元培の要請を受け教育諸法規の制定に携わった。

蔣維喬や陸費達は、いずれも蔡元培と同じく主に文化や教育の活動を通じて中華民国の成立を推進し、新しい教育システムの策定に尽力した当時の代表的な文人であった。教育部が成立した際、蔣維喬は教育部秘書長を拝命し、陸費達は新しい教科書の編纂を急いだ。蔣維喬と陸費達は、活動の内容に相違はあれ、中華民国教育への志を共有していたといえる。秘書長となった蔣維喬は、清朝の学制をすべて廃止し、数ヶ月中に暫定の教育法規をつくる必要があると主張していた。こうした主張から、「普通教育暫行弁法」の策定は蔣維喬を中心として展開されていたと思われる。

2. 孫文の大総統令による高等師範教育方針の確立

「普通教育暫行弁法」には校名の改正の他、小、中、初級師範学校の開校についても記されていた。さらに、3月5日、蔡は高等専門学校の授業を速やかに再開することを電文で各省に通告した。しかし、これら一連の教育部令には、中等教員養成機関への配慮は明確にはみられなかった。こうした状況に際して臨時大総統孫文は、3月14日に優級師範教育の再開を通達するように命じる大総統令を出した。孫文が大総統令として、直接教育部の職分に干渉したのはこれが初めてしかも最後であった。この命令から孫文の高等師範教育機関への重視度を察することができるので、主な内容をここで紹介しておきたい。

辛亥革命以来、教育機関が一時的に停止され、学舎は兵営となり、学生も軍隊に入った。これは実に時勢に応じたことでやむをえないことであった。……臨時政府公報第32号（「普通教育暫行弁法」を指す——引用者註）のなかに、高等専門学校を速やかに開学し、高等学生を中途半端に放り出すことを避け、中学卒業生が進学できるようにする云々という電文があることは査閲している。これはもちろん正しい方法である。ただし教育は人となる道を普及させることが第一義である。……中小学校を多数設置するためには、多くの教員を養成しなければならない。多数の中小学校教員を養成するためには、初級、優級師範学校を多く設けなければならない。臨時的な方法と永久的な制度は別のものであるといえども、全局を統轄しようとするならば、一方を重んじ一方を軽んじることはできない。師範を重視することは、中学以上の学生を吸収するとともに、将来の教育の根本を植え付けることにもなる。これこそ最大の急務である。この令を受けて、教育部が迅速に方策を考案し、すでに設けられている優級、初級師範学校が一斉に開学するよう各省に通達することを期待したい⁷⁾。

孫文は「教育は人となる道を普及させることが第一義」であり、これを担う教員の養成が「全局を統轄」する鍵であると考えた。こうした思想のもとで、孫文は優級師範学校が「中学以上の学生を吸収するとともに、将来の教育の根本を植えることにもなる」と指摘し、国家としての「最大の急務」と断じる優級師範学校の再開を蔡元培に命じた。

孫大總統の突然の命令を拝した蔡元培は、素早く「覆文」を出し「特に優級師範学校を強調しなかったのは、これが学校系統において高等教育に含まれると考えたためである。故に高等専門という言葉が統括的に用いた。決して師範を軽視し、これを顧みないものではない」と弁明した⁸⁾。前述したが、蔡は日本や欧米の教育システムを熟知していた教育の大家であり、もちろん1904年に日本から導入してきた独立の師範教育システムを知らなかったわけではない。蔡は自伝で民国成立当初に高等師範教育機関を廃止し、中等教員養成を大学に任せる計画を抱いていたことを明らかにしている⁹⁾。蔡にとって中等教員の養成を担う優級師範学校は高等専門学校と同じく一種の専門教育機関で、「高等専門」系譜に統轄される方がよいと考えていたのである。

異例の大總統令が発布された背景には、孫文自身が中等教員養成を重視したことや、師範教育システムを重視する教育者の進言があったと思われる。この大總統令によって消失寸前の中等教員養成機関が救われたといえる。

第2節 南北統一政府教育部の成立と高等師範教育制度の性格形成

1. 南北統一政府教育部の成立経緯および部員構成

南側政府が成立しても、清朝は北京を中央政府として存続し、1ヵ月以上にわたり南側と対峙した。しかし、2月12日、清帝溥儀は退位の詔を下し、袁世凱に全権をゆずり、臨時共和政府を組織することを命じた。こうして清朝学部は北京臨時政府（1912年2月12日—1912年3月12日、以下、北側と略記）学部となり、官職名は部分的に変えられたが、部員はほとんどが継承された¹⁰⁾。

同年2月15日、南側は「臨時政府組織大綱」により袁世凱を第2代臨時大総統に選出し、南北の統一を進めていた。3月10日、袁は臨時大総統に就任し、13日に唐紹儀を國務総理に任命した。わずか1ヵ月あまりで北側は廃止され、また3月22日には、南側も蔡元培の命令により解散することとなった¹¹⁾。

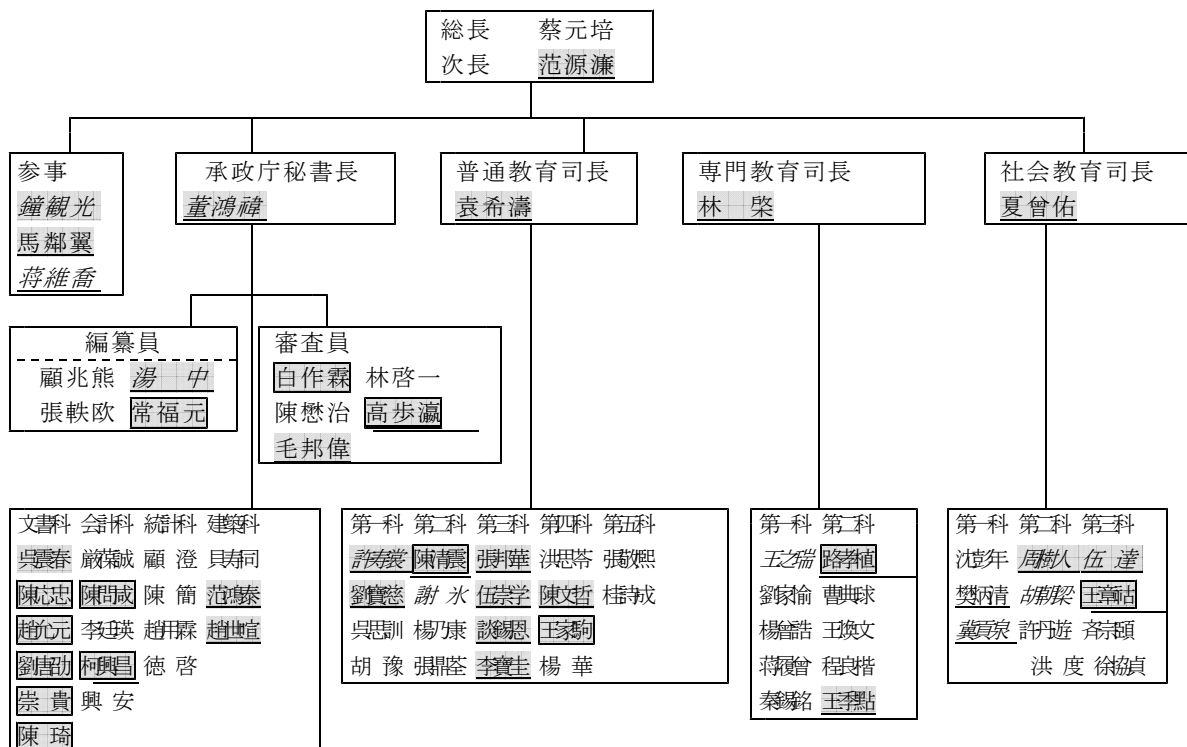


図3 中華民国教育部第一次部員職位図

〔註〕 中華民国教育部『第一次中国教育年鑑』甲編（伝記文学出版社、1934年、34～37頁）、多賀秋五郎『近代中国教育史資料』民国編上（日本學術振興会、1973年、50頁）により整理した。斜体は南側から採用した11名である。四角で囲んだのは北側から採用した14名である。網掛は清朝の中央および地方の教育行政機関に携わった36名である。下線を付した29名は留日帰国者（日本視察者3名を含む）である。

3月30日、臨時大総統袁世凱は各部総長を任命し、教育部総長には改めて国民党の蔡

元培が据えられた¹²⁾。教育部総長となったばかりの蔡元培は、野党の最大派閥で袁世凱の与党であった共和党の范源濂を2回にわたり訪問し、范の教育部次長への就任を要請した¹³⁾。こうして4月8日、范源濂は教育部次長に任命された。

同年4月21日、国务院が設立され、中華民國（北京）政府の成立が宣告された。4月26日、教育部総長蔡元培と次長范源濂が着任し、新教育部を組織しはじめた。所在地は、接收された元清朝学部であった鉄匠胡同であった。5月5日、教育部人事構成の部令が發布された。部員の構成は図3のとおりであった¹⁴⁾。

この官制は3ヵ月後の8月2日に修正され、承政庁を総務庁に改名するなど若干の変更があったが、普通教育司・専門教育司・社会教育司の三司により構成するという基本的な枠組みは変わらなかった¹⁵⁾。また、部員構成についても、蔡元培の辞任により7月26日に范源濂が総長に、7月29日に董鴻禕が次長に交代した他はほとんど変更されなかった¹⁶⁾。

2. 部員構成にみられる特徴

まず結論から述べるなら、新教育部の部員構成から3つの特徴を指摘できる。特徴の第1は、新教育部の部員には清朝の教育専門家が多かったことであり、第2は、新教育部の部員の採用にあたって、南側と北側ではその処遇に違いがあったことであり、第3は、新教育部部員の経歴として、留日帰国者が非常に多く、とくに師範教育を専攻した留日師範生が多かったことである。とりわけこれらの留日師範生は全国の師範教育を管轄していた普通教育司第三科に集中して配置されており、こうした人材配置が、中華民國における師範教育制度の成立に大きな影響を与えたものと考えられる。以下、この3つの特徴について詳しく説明する。

(1) 中華民國（北京）政府教育部に起用された清朝の教育専門家

新教育部全員の経歴を調べたところ、新教育部の部員構成には、清朝の学部や地方の教育行政機関に携わった者、いわゆる清朝の教育専門家が非常に多く、少なくとも36名がそのような経験をもっていた（図3の網掛けと表34参照）。とくに次長や承政庁秘書長および各司の司長という上層官僚は、いずれも清朝の教育専門家であったことが注目される。

表 34 中華民国（北京）政府教育部の清朝教育専門家一覧

所属	氏名	清朝の教育行政職	所属	氏名	清朝の教育行政職
次長	范源濂	学部参事		袁希濤	直隸天津学務所総務科長
参事	鐘觀光	江蘇高等学堂理化教習	普通教育司	許寿裳	浙江兩級師範学堂教務長
	馬鄰翼	学部総務司員外郎		劉寶慈	天津模範兩等小学堂長
承政庁	董鴻禕	学部候補主事		陳清震	実業司庶務科員外郎
	湯中	山西法官養成所長		張邦華	格致科挙人(1910年)
	常福元	一等書記官		伍崇学	普通司司員
	白作霖	同上		談錫恩	(官費留日師範生)
	高步瀛	普通司中等教育科主事		李寶圭	(官費留日師範生)
	毛邦偉	中・下級学務官僚		陳文哲	員外郎
	吳震春	浙江高等学堂長		王家駒	七品小京官
	陳忠忠	実業司教務科主事		林榮	学部参事
	趙允元	一等書記官	路孝植	総務司機要科員外郎	
	劉唐邵	主事・額外司員	王季點	京師大学堂提調	
	崇貴	一等書記官	夏曾佑	浙江教育司長	
	陳琦	一等書記官	周樹人	紹興府中学堂監学	
	陳問成	會計司建築科主事	伍達	武陽勸学所長	
柯興昌	専門司専門教務科主事	王章祐	一等書記官		
范鴻泰	郎中				
趙世喧	分科大学工程処技師				

[註]徐友春主編『民国人物大辞典』（河北人民出版社、1991年）および高平叔主編『蔡元培文集』巻2（錦繡出版、1995年）により整理した。馬鄰翼については、顧明遠主編『教育大辞典』（増訂合編本、上海教育出版社、1998年、1048頁）参照。毛邦偉については、嚴修撰・武安隆 劉安敏点注『嚴修東游日記』（天津人民出版社、1995年、52頁）参照。伍崇学については、興亜院政務部編『日本支那要人録』（1942年、64頁）参照。談錫恩については、吳貽谷主編『武漢大学校史1893～1993』（1993年、78頁）参照。張邦華は、伍崇学と同期で南洋官費として日本に派遣され、李寶圭も1904年3月に湖南官費として日本に派遣された。両者は帰国後、服務義務があったので、彼らも清朝の教育専門家であると推測した。

また、編纂員や審査員という中層官僚においても、清朝の教育専門家が多く、半数以上を占めていた。編纂員の2名と審査員の3名がそれである。さらに各科においても清朝の教育専門家は少なくない。まず、承政庁の文書科と普通教育司の第三科は全員が清朝の教育専門家であった。この第三科は全国の師範教育を管轄していた部署であり、科員の全体は本稿の考察対象である。その他、承政庁は会計科に2名、建築科に2名。普通教育司は第一科に3名、第二科に2名、第四科に2名。専門教育司は第一科に1名、第二科に2名。社会教育司は第二科に2名、第三科に2名が清朝の教育専門家であった。このように新教育部において清朝の教育専門家は、承政庁の統計科と普通教育司の第五科を除き、いたるところに配属されていた。

では、清朝の教育専門家はどのようにして新教育部に入ったのだろうか。当時の教育雑誌の記事や蔡元培の回想録をみると、大別して2つのルートがあったと考えられる。第1は蔡元培の推薦により入部したルートであり、第2は范源濂の推薦により入部したルートであった。

まず、第 1 のルートについて説明する。蔡元培は南側を解散する際、全 33 名におよぶ新教育部への推薦名簿をつくりあげていた¹⁷⁾。しかし図 3 をみると、実際には 11 名が採用されたのみであった。そのなかで董鴻禕・湯中・許寿裳・周樹人・伍達の 5 名が清朝の教育専門家であった。

第 2 のルートについては、蔡元培の回想によると、蔡と范が半数ずつ部員を推薦したことになる¹⁸⁾。ただし、田正平の研究によれば、林燦・路孝植・馬鄰翼・高歩瀛・毛邦偉などが清朝の教育専門家であったとみられる¹⁹⁾。

清朝の教育専門家が多く採用されたのは袁世凱政権の性格と深くかかわっていた。袁世凱にとって、革命派である南側の教育部員を採用するより、清朝の改進黨であった学部や地方教育機関の専門家を起用する方が好都合であった。事実、袁世凱は南側の解散直後に革命派の蔡元培が引退の意志を示したとき、強いて慰留せず、改進黨の范源濂に教育部総長を委任しようとした。しかし、范はこれを固辞した²⁰⁾。清朝の教育専門家に偏った部員採用は、中華民国初期教育制度の制定に大きく影響したと考えられる。

(2) 新教育部における南側と北側の教育専門家の処遇

1 で述べたが、新教育部は南側から 11 名の教育専門家を起用した。その 11 名とは蔣維喬、鐘觀光、董鴻禕、湯中、謝冰、胡朝梁、許寿裳、王之瑞、伍達、周樹人、冀貢泉であった(図 3 中の斜体)。

北側は実に清朝学部の継続であった。正式な政府が成立した 3 日後、蔡は「前清学部接收の諭示」を下し、北側の白作霖など 18 名の教育専門家を派遣し、26 日午前 10 時に北側を接收するよう命じた²¹⁾。この 18 名中正式に採用された者は白作霖、趙允元、陳応忠、劉唐劭、陳問成、柯興昌、崇貴、陳琦、高歩瀛、常福元、王家駒、路孝植、王章祐の 14 名であった(図 3 中の四角で囲んだ人物)。

ここでは、新教育部における南側教育専門家と北側教育専門家の処遇について比較する。そのため、まず南側や北側および新教育部の官制に基づき、官職の序列を 4 クラスに分類する(図 4 参照)。

第 1 クラスは総長や次長レベルであり、第 2 クラスは参事や秘書長および司長である。第 3 クラスは編纂員や審査員であり、第 4 クラスは科長や科員である。第 1 クラスは総長の蔡元培と次長の范源濂が位置するが、図 4 では省略した。の北側から採用された教育専門家には、昇進した者が存在するのに対し、南側から採用された教育専門家には昇進した

者はおらず、逆に推薦された職位よりも下位の職位で採用された者が少なからず存在したことが分る。

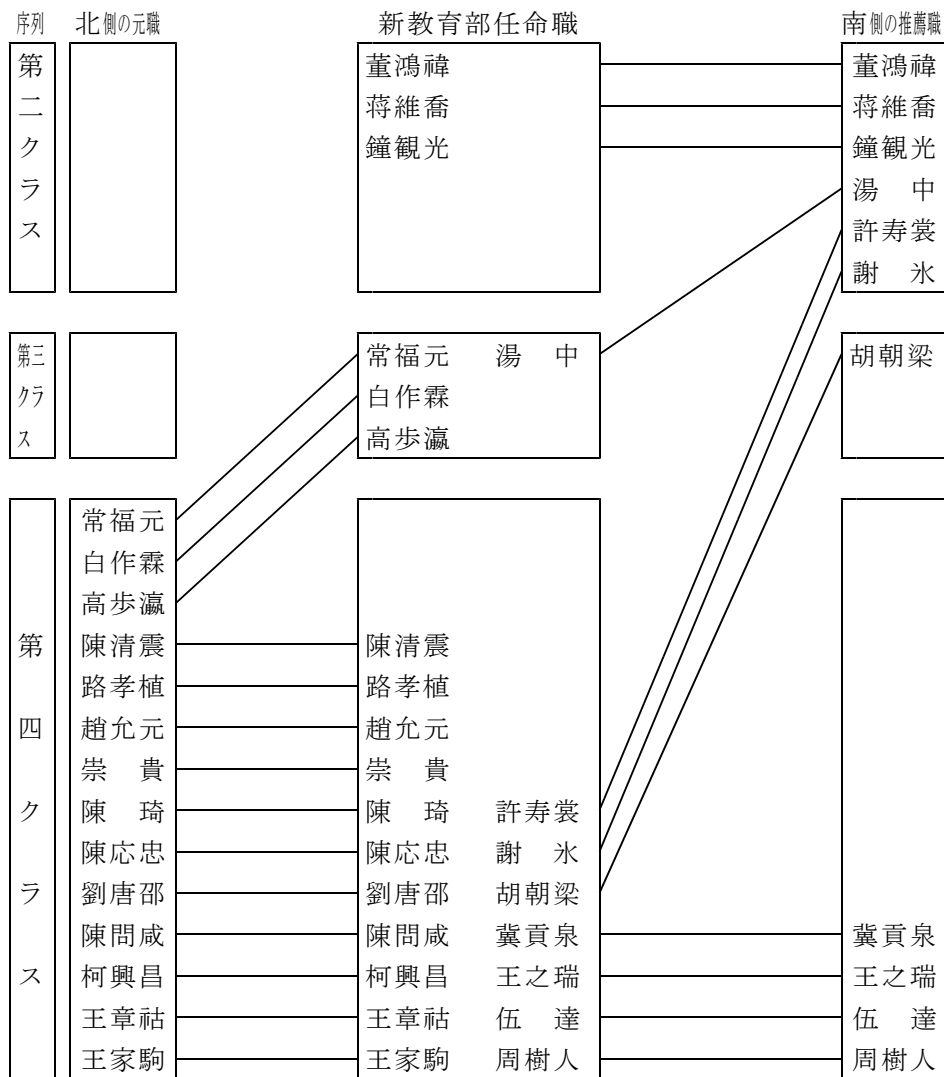


図4 新教育部における南側の11名と北側の14名の処遇一覧

[註] 中華民國政府成立当初の教育部官制には、科長という職位がなかったため、ここでは科長と科員を一つのクラスに設定した。

(3) 新教育部の留日帰国者

新教育部部員のもう一つの特徴は彼らの留学歴である。調査した結果、新教育部には日本留学を経験した者が少なくとも29名いた。そして、図1をみると、それら29名の者はほぼ全員が清朝の教育専門家であった。

留日帰国者の専攻分野を調べてみると、師範教育や普通教育を学んだ者が多く、14名

に上った（表 35 参照）。

表 35 新教育部における留日師範生一覽

所属	氏名	出身	資格	留学期間	留学先	専攻別
次長	范源濂 ²²⁾	湖南	自費	1899～1902	東京高等師範学校等	教育等
参事	馬鄰翼 ²³⁾	湖南	自費	1904～1905	弘文学院	速成師範
承 政 庁	編纂員 湯中 ²⁴⁾	江蘇	不明	? ?～1908.3	弘(宏)文学院 日本大学	不明 法科
	審査員 高步瀛 毛邦偉 ²⁵⁾	直隸 貴州	不明 官費	1903.9～1904.7 1902.9～1909.3	弘文学院 弘(宏)文学院 東京高等師範学校	速成師範 倫理 不明
普 通 教 育 司	一科 許寿裳 ²⁶⁾	浙江	浙江 官費	1902.9～? ?～1908.3	弘(宏)文学院 東京高等師範学校	普通科 教育・地理・西洋史料
	劉寶慈 ²⁷⁾	直隸	官費	1903 秋～1904 秋	弘文学院	速成師範
	三科 張邦華 ²⁸⁾	浙江	南洋 官費	1902.3～? ?～1909.3	弘(宏)文学院 東京高等師範学校	普通科 教育、化学
		伍崇学	江蘇	南洋 官費	1902.3～1902.9 1902.9～1908	弘文学院 東京高等師範学校
	談錫恩	湖北	湖北 官費	1902.5～? ?～1908.3	弘(宏)文学院 東京高等師範学校	師範科 教育・植物・動物
	李寶圭	湖南	官費	1904.3～?	弘(宏)文学院	普通科
四科 陳文哲	不明	不明	不明	弘(宏)文学院	師範科	
社会教 育司	二科 周樹人	浙江	辭館費	1902.3～1904.4	弘文学院	普通科
三科 王章祐	不明	不明	1903 年 2 月～?	弘(宏)文学院	速成師範	

[註] 蔭山雅博「中国人留学生在籍者名簿」（「弘（宏）文学院における中国人留学生教育について（二）」、『响沫集』（5）、1987 年）を基礎として、数点の資料を補足し本表を完成させた。

普通教育司第三科は全員が留日師範生であった。彼らは弘（宏）文学院出身で、しかも官費留学生であった。また、このうちの 3 名は後に東京高師に進学した。前述したが、普通教育司第三科は全国の師範教育を管轄しており、彼らの経歴は冒頭で述べたような中華民国初期の師範教育制度に影響していたと考える。

第3節 臨時教育会議における高等師範教育関係諸案の審議

1. 臨時教育会議の全貌

本節の1で述べたように、高等師範教育に関する諸案は教育部普通教育司第三科により作成された。それを審議したのは臨時教育会議であった。この会議の様を『臨時教育会議日記』をもとにみてみよう²⁹⁾。

臨時教育会議は、中華民国（北京）政府が成立した当初、中央教育部総長蔡元培が「全国の教育家を北京に招集し、民国の教育事業を討論する」ために行われた初めての中央レベルの教育会議であり、「中華民国教育史の幕開け」であった。会議に教育部が提出した議案は48件、議員が提出したのは44件で、合計92件であった。会議は1912年7月10日から翌月10日まで32日にわたり開催されたが、「土、日曜日が休会」であったり、「大雨で出席した議員が三分の二に足らず休会」となったりしたため、実際に議案の討論が行われたのは19日間であった。この19日間で教育部から提出された議案は48件、うち提案され審査に入ったものが32件、残り16件は時間の制限により提案されなかった。32件のうち9件は決議に至らず審査中のまま閉会、決議されたのは23件で、うち18件が採択され否決され5件は否決された。一方、議員から提出されたのは44件、そのうち提案されたものが28件で残り16件はやはり時間の制限で提案されなかった。28件中実際に審査に入ったのはわずか3件のみであった。教育部の議案32件に比べ格段に少ない。こうした結果から会議は、限られた時間のなかで教育部が提出した議案を優先的に検討したといえる。

『教育雑誌』の「特別記事」によると、会議の参加者数は82名であった。これらの参加者は4つに大別できる。一つは教育部が要請した教育専門家、一つは教育部の直轄学校の校長、一つは各省および少数民族地区の代表各2名と華僑代表1名、一つは教育部が招請した内務、財政、農林、工商、海軍、陸軍など各部および教育部の代表であった³⁰⁾。82名の氏名と当時の所属省は分かるが、各々が上記4分類のいずれにあたるかを示す史料はない。表36は省別の参加者の一覧である。2名ずつ名前があがっている省は省代表であると考えられる。現時点の調査で判明したものについて、教育部に招請された教育専門家にA、教育部直轄学校の校長にB、教育部以外の部代表にC、教育部員にDを付した。図3の中華民国教育部第一次部員職位図とあわせてみると、教育部員はここでDを付した2名のみであることが分かる。

これら 82 名が毎回会議に必ず出席したわけではなかった。『臨時教育会議日記』によると実際の出席者数はこれをかなり下回っていた。もっとも多い日は 7 月 24 日と 7 月 26 日で「60 余人」であり、50 数名あるいはそれ以下の日がほとんどであった。残念なことは、それぞれの会の出席者の氏名は分らない。各省および少数民族地区や華僑の代表の合計は 50 名弱となるので、これらの代表はほぼ毎回出席し、その日に審議される法案によって、それに係わる教育専門家や直轄学校の校長、各部代表が適時加わったのではないかと推測できる。

表36 臨時教育会議参加者

省	参加者	人数
江蘇	俞子夷 ^A ／黃炎培 ^A ／楊保恒／買豐臻／顧琅 ^C ／仇 時／彭清鵬／姚錫光 ／侯鴻鑑／伍達 ^D ／庄俞／沈慶鴻／顧実／秦汾	14
浙江	夏元 治 ^B ／葉瀚 ^A ／湯爾和／陶昌善 ^C ／夏錫祺／何 時／邵章／錢家 治／陳 杜子楸	10
直隸	王劭廉 ^A ／吳鼎昌 ^C ／陳宝泉 ^B ／胡家祺／劉宝慈 ^D ／張寿春 ^A ／魏宗瀚／	8
福建	嚴復 ^B ／劉以 曾 ^A ／吳曾 霖 ^A ／施作霖／周慕西／葉可梁 ^B	6
湖北	李步青／黃立猷 ^C ／陳毅 ^A ／高建 章 ^A ／余日章	5
安徽	洪熔／常恒芳／舒鴻儀／汪樹德	4
四川	徐炯／賃溶／彭蘭芬	3
奉天	張国 清 ^A ／莫貴恒／海清	3
雲南	錢用中／王用子	2
河南	郭景岱／王卓午	2
甘肅	鄧宗 王	2
広東	林葆恒／蕭友梅	2
貴州	凌雲／易尚廉	2
江西	蔡漱芳／周蔚生	2
黒龍江	鄭林阜／馬庶蕃	2
湖南	陸鴻逵／陳潤霖	2
山西	蘭承榮／張秀升	2
山東	鄭錫氏／許名世	2
広西	鑑清／陸大中	2
蒙古	章桂陞／鄂里雅蘇	2
陝西	李元鼎／劉実濂	2
吉林	趙銘新	1
新疆	劉	1
華僑代表	白蘋洲	1
合計		82

[註]A:教育専門家。B:直轄学校の校長。C:教育部以外の部代表。D:教育部員。

次にこの会議の参加者の留学経験などについてみてみたい。錢曼倩・金林祥主編『中国近代学制比較研究』は 82 名のうち、16 名の留日あるいは日本視察者があったことを指摘しているが³¹⁾、筆者の調べでは日本留学 27 名、日本視察 2 名、日米視察 1 名、日本欧米視察 1 名が判明した(表 37)。依然として不明の者のなかに留日などの経験者がある可能

性を考えれば、錢曼倩らの先行研究にはすくなくない漏れがあるといわなければならないだろう。臨時教育会議の参加者には留日帰国者が多かったことが本会議の特徴である。

もう一つ指摘しておきたいのは、参加者の経歴をみると師範教育を学び、会議当時、師範教育に携わっていた者が 10 名あったことである（表 38）。彼らは師範教育に関する法案の審議に係わった可能性が高いと思われる。

表37 臨時教育会議参加者の留学経験等別内訳

留学経験等	人数
日本留学	26
イギリス留学	2
アメリカ留学	2
ドイツ留学	1
日本・ドイツ留学	1
アメリカ・イギリス・ドイツ留学	1
日本視察	2
日本・アメリカ視察	1
日本・ヨーロッパ・アメリカ視察	1
なし	5
不明	40
合計	82

表38 臨時教育会議参加者における師範教育関係者

氏名	最終学歴	現職
陳宝泉	弘(宏)文學院速成師範科	北京高等師範學校長
陳潤霖	弘(宏)文學院速成師範科	湖南省第四師範學校長
李步青	弘(宏)文學院速成師範科	湖北省教育司副司長
鄭林臯	黒龍江省立第一師範學校	黒龍江省勸学所長
徐 炯	科挙及第者	四川通省師範學校長
買豊臻	弘(宏)文學院速成師範科	江蘇省第二師範學校長
仇 仇	弘(宏)文學院速成師範科	江蘇省第四師範學校長
胡家祺	弘(宏)文學院師範科	直隸師範學校長
侯鴻鑑	弘(宏)文學院師範科	江蘇省視学

2. 高等師範教育制度の確立

この会議で審議された高等師範教育関係諸案は主に、①「学校系統案」、②教員像を定めた「師範教育令案」、③「高等師範学校規程案」、④高等師範学校の学区を定めた「画定高等師範学区案」の4つであった。

まず①の「学校系統案」は、審議の初日であった7月12日に教育部より提出され、審査に入る許可をえた。審査では、小学校・中学校・高等学校・大学という普通教育系統の

学習年限などでかなりもめ、師範教育の学制についてはあまり議論されなかった。この「学校系統案」は7月17日に審査を通過し、9月3日に「学校系統令」として公布された。「学校系統令」により、清末に設けられた独立の師範教育系統は継承され、普通教育系統と並列して存続することとなった（図5）。

ただし、初等小学校への入学年齢を1年早め、同時に各教育段階の学校の修業年限を短縮したことが、中華民国初期学制の特徴であった。中等教員養成制度についてみると、清朝末期の学制では、優級師範学堂（公共科）への入学資格は、中学堂および初級師範学堂を卒業した者となっていた。これに対し、中華民国初期の学制では、中学校の卒業生はやはり公共科にあたる高等師範学校の予科に入らねばならなかったが、師範学校の卒業生は直接本科に入学することができるようになっていた。この点が清朝末期と中華民国初期の中等教員養成制度の大きな相違点であった。

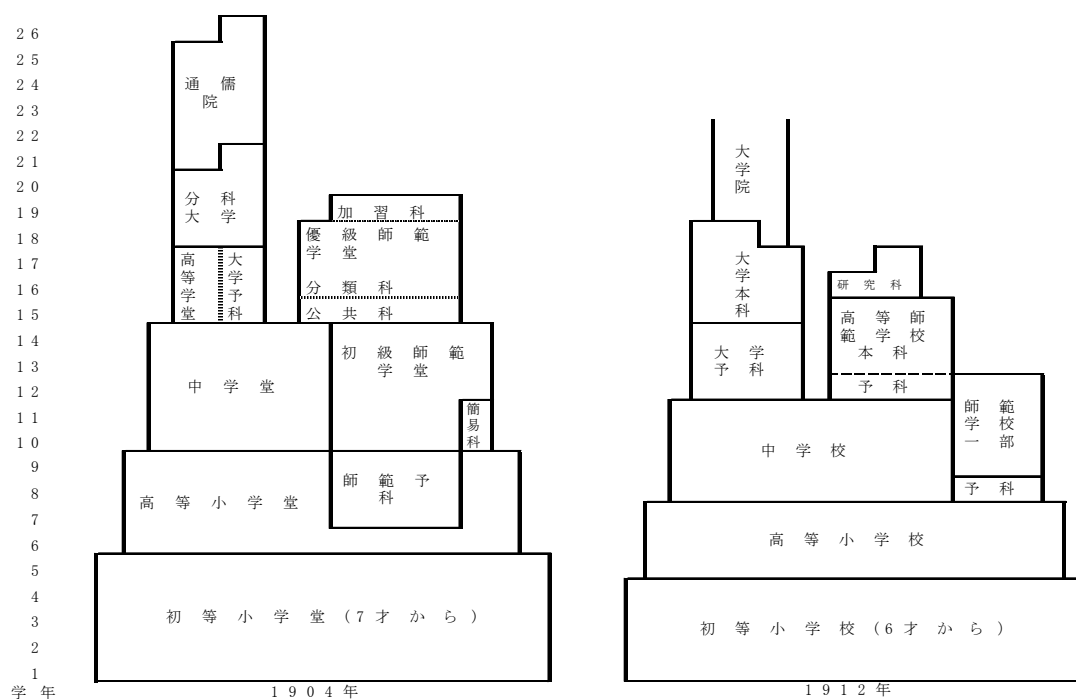


図5 中華民国初期（1912年）の学校系統図と清朝末期（1904年）の学校系統図の比較

次に②の「師範教育令案」は、もともと「師範学校令案」として7月15日に教育部より提出されたが、審議を経ずに成立した。「師範教育令案」は教育部令第14号とされ、9月29日に「師範教育令」として公布された。

次に③の「高等師範学校規程案」についてである。「7月16日、教育総長蔡元培の辞職によって教育次長范源濂は教育総長代理となり、7月26日に教育総長になった。翌27日、

「高等師範学校規程案」が教育部より提出され、審査に移された。表決は審査会に任せられることになった。「高等師範学校規程案」は1913年2月24日に「高等師範学校規程」（教育部令第6号）として公布された。「師範教育令」が師範教育の全体構造を定めた法令であるのに対し、「高等師範学校規程」は高等師範学校の運営を詳細に規定したものであった。

最後に④の「画定高等師範学区案」については、7月31日に范の教育システム構想を表す「画定高等師範学区案」が教育部に提出され、審査に移されることが決まった。「画定高等師範学区案」の公布年月日については不明であるが、以下の雑誌記事から1913年9月には方針が固まっていたことがうかがえる³²⁾。

最近、教育部はこれまでの高等師範教育をできるだけ継承していく方針を定めた。范総長は全国の高等師範教育を六つの区域に分け、区域内の省の師範教育行政を統括すると計画している。詳細は以下のとおり。

一、直隸区域は、察哈爾や熱河および山西、山東、河南の3省。

一、東三省区域は、蒙古東部。

一、湖北区域は、湖南、江西などの各省。

一、四川区域は、陝西、甘肅、雲南など各省。

一、広東区域は、広西、福建、貴州など各省。

一、江蘇区域は、浙江、安徽など各省。

この他、蒙古、西藏、青海などの地域はこれらの区域にふくまず、別に組むものとする。新疆省も別に一区として立案する。

ここであげられた6区は東三省区域を除いて³³⁾、区域名となっている省に高等師範学校を設置することが構想されていた。すなわち、直隸省、湖北省、四川省、広東省、江蘇省である。これらの省は政治的経済的に重要な省であることはもちろんのこと、清末から他の省に先駆けて、中等教員養成を行っていた省であった。すなわち、京師大学堂優級師範科（直隸省）、兩湖師範学堂（湖北省）、四川通省師範学堂（四川省）、兩広優級師範学堂（広東省）、兩江師範学堂（江蘇省）といった実績のある優級師範学堂を前身とする高等師範学校を核として、周辺の省を統括することが計画されていた。

第7章 高等師範学校制度の全体構造

第1節 范源濂の高等師範学校区制

范源濂は、中華民国（北京）政府期において7回、通算3年2ヵ月余り教育部総長を務めた。これは歴代21名の教育部総長のなかで最多最長の記録である³⁴⁾。中国教育史研究の先駆者である陳青之は、『中国教育史』（商務印書館、1937年、654頁）で第1次世界大戦前の歴代教育部総長について次のように評価している。

世界大戦の終結にいたるまで、教育総長になった人物は5、6名いるけれども、教育に対して自身で主張をもっていた人物は、蔡元培、范源濂、湯化龍の3名である。それぞれ主張の重点は、蔡元培は美感教育や世界観教育、范は軍国民教育、湯は国民教育である。また、この時期の教育思潮として、軍国民教育から派生した勤労主義、国民教育から派生した公民教育、実用主義教育から派生した職業教育があげられる。これをもって三大教育思潮と呼んでいる。

陳青之の記述から分かるように、范源濂は蔡元培と同じように中華民国初期の教育政策や制度の形成および教育思潮に大きな影響を与えていた。しかし、今日までの教育史研究の成果を概観してみると、蔡元培についての研究蓄積が厚いのに対し、范源濂を対象とした研究はほとんどみられない。近年の教育史研究、たとえば李華興主編『民国教育史』（上海教育出版社、1997年）や熊明安著『中華民国教育史』（重慶出版社、1997年）および董宝良・周洪宇主編『中国近現代教育思潮与流派』（人民教育出版社、1997年）をみても、范源濂への関心は依然として低い。

李華興は「1913年6月、教育総長范源濂は全国における六つの高等師範学校区の設置を提案した。すなわち直隸区、東三省区、湖北区、四川区、広東区、江蘇区である。各区に1ヵ所の高等師範学校を設け、……各区の教育行政機関と協力して中学校を管理する。必要に応じて中学校を視察し、教育実状を把握しながら助言をする」と范源濂の高等師範学校区制構想について言及したが、紹介の域を出ていない。熊明安の著作には范源濂の名前すらみあたらない。董宝良・周洪宇は范源濂の「教育における訓練の重視を論じる」という重要な史料を用いて、范源濂が学校教育に軍国民教育を導入する意志をもっていたことを紹介したが、学校教育において何をどのように導入したのかという具体策については

究明していない。これらの記述は、基本的な事実を確認する上では有効であり、さらに教育制度史および教育思想史の系譜における范源濂という人物研究の可能性を示唆している。

先行研究の指摘から分かるように、范源濂は中華民国初期の高等師範教育を構築した人物で、中華民国教育史上、決して見落としはならない人物である。范源濂の研究は、民国初期の教育制度、とくに高等師範教育制度の性格形成の解明において新たな突破口となる。よって、ここでは范源濂の高等師範学校区制の形成背景と展開過程について若干の考察を試みることにする。

1. 范源濂の生涯

范源濂に関しては中国の『民国人物大辞典』（河北人民出版社、1991年）『教育大辞典』（上海教育出版社、1998年）、アメリカの *Biographical Dictionary of Republican China*, vol. II (Columbia Univ. Press, 1968) 1876 など主な辞典に紹介されたが、記述された出生年や留学歴など基礎的なデータすら整っていない。たとえば范源濂の出生年について、前掲の *Biographical Dictionary of Republican China* には 1875 年、『民国大辞典』には 1876 年、『教育大辞典』には 1877 年と書かれている。また、留学歴について、*Biographical Dictionary of Republican China* と『民国大辞典』は東京高師に進学したと記述されているが、『教育大辞典』には記述していない。范源濂の年譜研究については今後の課題としたいが、ここでは教育史研究の視座から、范源濂の教育的活動について述べる。

1899 年 8 月、日本亡命中の梁啓超からの招きで、唐才質や蔡鍔らと一緒に梁が創設した東京の高等大同学校に留学し、「重田先生」に日本語を学び、まもなく蔡鍔らと一緒に東亜商業学校に転学した³⁵⁾。後に東京高師に進学した³⁶⁾。梁啓超は、清末の学者のなかで比較的早くから師範教育の重要性を説いていた人物であった。1896 年に発表された「学校総論」と「師範を論ず」はその代表作で、「師範は諸学の基である」と論じた³⁷⁾。范源濂は恩師の影響で東京高師に進学し、師範教育を学んだと思われる。

1902 年に弘文学院が誕生し、范源濂はそこで講義通訳者として活躍した³⁸⁾。同年、曹汝霖などと一緒に速成師範科や速成法政科など諸科を創設した³⁹⁾。1904 年に故郷の湖南に戻り、12 名の女子師範生を募集して東京の実践女学校に送った。こうした一連の動きから、范源濂が積極的に日本の師範教育を中国に導入しようとしたことがうかがえる。1905 年、范源濂は帰国して京師大学堂師範館の日本人教習服部宇之吉の通訳および法政学堂の

日本人教習の助手となった⁴⁰⁾。

1906年9月、30歳の范源濂は学部に入り、主事補を拝命し、殖辺学堂や優級師範学堂および清華学校の創設に携わった。その実績が学部認められ、翌1907年10月に異例の昇進で員外郎に抜擢され、さらに1909年冬に学部参事に昇った⁴¹⁾。1910年2月に学部郎中として遊米学務処に転属した⁴²⁾。留日帰国者である范源濂の局長クラスへの昇進は、旧知識人が牛耳る清朝学部においては異例であった。范源濂を抜擢した厳修は袁世凱の右腕で、1904年に直隸総督袁世凱によって直隸学校司督弁に任命され、日本をモデルにして全省の教育改革を行った。まもなく袁世凱の中央進出に伴い学部の副大臣に相当する侍郎となった⁴³⁾。

1912年の南北統一によって中華民国は袁世凱の天下となり、袁世凱を中心とする直隸派は依然として最大派閥としての地位を占めた。范源濂は厳修の抜擢によって直隸派における地位を確立し、政治の流れに乗って清朝学部から中華民国教育部へ涉った。范源濂は、中華民国初期の最大政党である共和党の幹事であった。共和党は「国家の統一を守り、国家主義を提唱する」ことを宗旨として国権論を主張する党で、孫文の三民主義を宗旨とする同盟会（後の国民党）の民権論と対立し、袁世凱政権を支持していた。共和党に加入したのは自らの軍国民教育の主張が共和党の国権論と一致したからであると考えられる。

1912年4月、36歳の范源濂は袁世凱政権の代表として唐在礼など3人とともに南京へ赴き、袁世凱の北京での中華民国臨時大総統就任を決する会談に出席した⁴⁴⁾。まもなく、中華民国（北京）政府の初内閣＝唐紹儀内閣の教育部総長蔡元培の要請で、初代の教育部次長となった。中央教育行政機関における范源濂の活躍は、党派などの背景によって実現したというより、むしろ教育家としての実力があつた。このことは、蔡元培が范源濂に教育部次長の就任を要請した際の談話からうかがうことができる⁴⁵⁾。

今は国家教育創建の端緒である。個人の偏見や党派の立場を超え、教育に統一かつ長期的な計画を立てる必要がある。国民党内で次長をみつけることができないのではない。私（蔡元培 — 引用者註）は先生（范源濂 — 引用者註）に次長としておいでいただきたいのであって、普通の事務官としてお願いしているのではない。共和党はいつでも内閣を組織することができ、先生もいつでも我が国の教育を管理することができるし、いずれはそういう立場にお立ちになるだろう。各々別々に目標をめざすより、今ともにこの責任を担おうではないか。教育は政治から離れるべきものであるの

に、私が他党派から次長を要請することは、国民党内から反対の意見がないわけではない。……貴党にも「自ら腰を低くして、他党、蔡元培のために力を貸す必要はない」という反対意見があると聞いている。しかし、これは国民党や私個人に力を貸すのではなく、国家のためである。私が敢えて先生にお願いしているのは、先生が党派の利益や個人の損得より国家の利益を重視する人物と信じるからである。

蔡元培は国民党の党员であったが、対立する党の范源濂を次長にと望んだ。これは教育家としての范源濂の実力を見込んでのことであった。范源濂は蔡元培の誠心誠意と熱情的な説得によって承諾し、中華民国教育部の初代次長に出仕した。1912年7月、范源濂は陸徵祥内閣の教育部総長となり、就任5日後の7月31日、范源濂は臨時教育会議で講演し、「①民国固有精神の發揮、②個人職業独立の提唱」が非常に重要であると繰り返し強調した⁴⁶⁾。引き続き9月には趙秉鈞内閣の教育部総長となった。

ところで当時の袁世凱は人民こそ新しい国家の主人公であるという「民国」の理念から徐々に背離し、専制君主の夢をふくらませ、復古の専制政体を謀ろうとした。袁世凱の野望を看破した范源濂は1913年1月末に「脳疾」を理由に辞職して上海に行った⁴⁷⁾。上海で中華書局の編輯部長を務め、1916年5月に共和党の幹事として護国（肇慶）軍務院の上海代表となり、袁世凱の独裁政権を打倒する運動に従事した。范源濂の辞職が、袁世凱政権への不満とみなされるような行動は避け、表面的には治療に専念しているように装うことが重要であった。そして実際には反独裁運動に身を投じたのである。

1916年6月、袁世凱は万民の罵声の中に病死した。翌7月、范源濂は段祺瑞内閣の教育部総長、1917年6月に李経羲内閣の教育部総長兼内務部総長、翌7月に段祺瑞内閣の教育部総長を歴任した。1917年11月末に段祺瑞の辞職に従い教育部総長の職を離れた。1918年春にアメリカへ行き、農村教育を考察した。1920年8月と1921年5月、2回連続靳雲鵬内閣の教育部総長となり、1921年5月末に経費不足の問題で辞職した。この経費不足の問題は半年後の11月に給料未払いという事態に至り、教育部部員のストライキにまで発展した。

1921年、45歳の范源濂は、蔡元培などとともに北京で実際教育調査社を創設し、同社の社長に選ばれた。蔡元培は副社長であった。1922年春、范源濂は再びアメリカへ行き教育視察を行った。1923年にイギリスへ赴き義和団賠償金の返還をめぐる会談に出席した。海外滞在中に北京師範大学の初代校長に選出され、教育経費の不足を理由に一旦は就

任を断ったが、梁啓超の説得で同年 11 月に就任した。1924 年 1 月、北京師範大学校長を務めていた范源濂は、孫宝琦内閣に教育部総長に任命されたが、固辞した。同年 9 月、経費不足の問題で校長を辞め、中華教育文化基金理事会の会長となった。1924 年 11 月から 1926 年 4 月まで清室善後委員会の委員となり、1927 年 6 月に梁啓超の依頼で北京図書館の館長代理となった。同年 12 月 23 日に天津で病死、享年 51 歳であった。

2. 普通教育の重視と教師論

教育行政者であった范源濂の論著は多くなく、教育部総長の職を離れていた 1913 年から 1915 年の間に集中して論説を発表した程度である。

范源濂は「新教育の弊害を説く」と題する文章で、「小学校教育は児童の身心の発育に留意し、国民道德の基礎を培養しながら生活に必要な知識と技能を授けることを以て宗旨とする。中学校は普通教育を完成させ、健全なる国民を養成することを宗旨とする」と述べた⁴⁸⁾。范源濂は健全なる国民の養成を中学校に期待していた。当時の中学校は社会の中堅人材を養成する教育機関で、中学校生徒への教育は国家の発展を左右するものと考えられた。こうした普通教育重視の考えは蔡元培の高等教育重視の考えと対立した。このことは以下の蔡元培の回顧文からうかがえる⁴⁹⁾。

私は次長である范静生君（范源濂、静生は字——引用者註）と常に対立する意見をもっていた。范君は「小学を充実しないでどうして中学が充実できるのか。中学を充実しないでどうして大学をよくすることができるのか。だから私たちの第一歩は、小学教育の整備から着手するべきである」と論じたが、私は「よい大学がなければ中学教員となる人材はどこから輩出されるのか。よい中学がなければ小学教員となる人材はどこに求めればいいのか。だから私たちの第一歩は、大学教育の整備から着手すべきである」と説いた。二人の意見を合わせれば、小学校から大学まですべて整備しなければならぬようになる。彼は普通教育に興味を傾け、普通教育に多くの力を入れたが、私は高等教育に興味を傾け、高等教育に力を多く入れた。

蔡元培がいった「高等教育」は大学や専門学校であった。蔡元培はライプチヒ大学に学び、ヨーロッパの高い水準の学術に接して帰国した。一方、范源濂は東京高師に学び、高い就学率をめざして発展してきた日本の国民教育を目撃して強い感銘をうけて帰国した。

両者の主張の裏にはそれぞれ異なる留学経験があったのである。范源濂がいう「普通教育」は、小学校で行う「生活における基本の知識と技能」の教育を基盤として、中学校で行う「健全なる国民の養成」を実現するものであった。こうした蔡元培と范源濂の考え方の違いは、蔡元培が日記に記した「自分は理想に偏り、范源濂は実務を重視する」という言葉に端的に表われている⁵⁰⁾。

范源濂が構想する普通教育を実施するためには優秀な教員が必要であった。范源濂が教員に求めたのは道德教育であった。この道德教育で強調されたのは「軍国民教育」と「訓練」の2点であった。

1913年1月18日、教育部総長であった范源濂は訓令12号を發布し、軍国民教育を重視するよう各学校に通達した⁵¹⁾。具体的には各学校が「体育」を重視し、カリキュラムに定められた「体操」の他、運動会を開き、さまざまな運動を導入するよう命じた。強健な国民を養成しなければ国家の富強を望むことはできない、これは范源濂が「体育」を格別に重視する根拠であった。

「軍国民教育」を提唱する一方、范源濂は教育方法の一つとして「訓練」を強調し、「徳性を陶冶することである。この徳性の陶冶は教育の根本的な目的である。ゆえに訓練を行うことは、直接的に教育の目的を達成することとなる」と論じた⁵²⁾。また、「訓練は心理や倫理に役立ち、個人としての生活と国民としての生活という両方にも重要な役割を果たしてくれる」とも論じた。こうした教育の鍵である「訓練」の有効性をより高く発揮するため、范源濂は「訓練を行う」教員に「教授と訓練の関係」を正しく理解することを求めた。教員は「教科を分かりやすく説明するだけではなく、生徒の心まで届けていく」必要があると、道德教育における教員の役割が大きいことを指摘した。

表 39 に示したとおり、范源濂はこの「訓練」によって「修身、国文、外国語、歴史、地理、数学と自然科学、手工、図画、唱歌、体操」の各科目の教授を通じて道德教育を展開することができると考えた。

范源濂が主張した「訓練」は、各教科にとどまらず、「教訓と校歌」や「儀式」および「競技と旅行」など、学校の行事という「学生の日常生活」においても取り組むべきものであった。とくに、范源濂は「生徒の寄宿舎」における「徳性養成」の有効性を唱え、寄宿舎をもつ学校の責任は「もっとも大きい」と指摘した。

表39 范源濂の構想による各教科における訓練の目的

教科	教科の目的	教科を通して行う訓練の目的
修身	道德思想を明確にし、情操を養成する。	学生の感想を引き出し、反省を促す。
国語	文法を習得させる。	智と徳を啓発し、美感を引き出す。とくに作文によって心情を修練する。
外国語	文法を習得させる。	文字の内在的な意味を学ばせ、これをおしてその国の文化を理解させる。とくに訳述においては誠実な姿勢を重視し、客観性を身につけさせる。
歴史	聖人賢人の事跡を学ばせる。	政治、戦争、学術など各方面における古人の精神に接し、感動を奮起させ、志気を上げます。
地理	山や川の名称、名勝の概況を学ばせる。	実際の生活の意味を理解させ、愛国の情を引き起こす。
数学・自然科学	計算能力を身につけさせる。	厳密な思索能力を養う。宇宙の真理と人類の関係を理解させ、自然美を感じることによって崇高正直な徳を養う。
手工・図画・唱歌	それぞれの技を習得させる。	勤労、整飭、剛強、優美の諸徳および共同一致の精神を養う。
体操	身体を錬成する。	身体の錬成をとし、意志を磨き、強固な意力を養う。

范源濂は道德教育を実行しえる教員を養成するために高等師範教育制度を確立する必要があると考えた。単に知識を伝達すればよいのであれば、蔡元培が考えたように大学で教員を養成すれば十分であった。しかし、范源濂は教員に道德教育の完遂を求めたが故に、高等師範学校を特設し教員を養成する必要があると考えたのである。高等師範学校区制はこうした考えのもとで構想された。

范源濂は高い水準の道德性を教員に求めるとともに、実習を通じて教授技術の専門性を高めることを強調した。1913年4月24日、范源濂は教育部訓令第18号を下し、「高等師範学校は、訓練を最も重視しなければならぬ」と述べた⁵³⁾。師範学校より高等師範学校にとって、教育実習はさらに重要であり、そのため、「附属学校の規模が小さく実習の用を満たさないのならば計画的に拡大しなければならぬ」と考えた。

以上に述べた教員の道德性と教育実習の重視は、范源濂の教員養成論の核心であった。さらに、日々刻々と変化する社会情勢にあつて、「現状に甘んじ研鑽を怠るならば、自らの歩みを止め、新しい事柄を知ろうという心を失うだろう。それは人を教える者としての本分を忘れた行為といえるだろう」と述べ、教員にとって日々の研鑽が必要であることをも主張した⁵⁴⁾。

3. 高等師範学校区制の実現

では、范源濂の高等師範学校区制はどのように実現したのだろうか。清末には20数校の優級師範学堂があり、その多くが選科であった。教員供給に一定の効果をあげていたが、教育内容のレベルでは批判の声もあった。中華民国が成立した1912年、蔡元培は優級師

範学堂の「科学程度は非常に低く、徐々に廃校にすべきである」と述べた⁵⁵⁾。これに対し、范源濂は優級師範学堂から相対的に質の高い学堂を選び、それを基盤として高等師範学校をつくろうと考え、全国を6つに分けた高等師範学校区制を提案した。高等師範学校区制に基づき、直隸区、東三省区、湖北区、四川区、広東区、江蘇区という6つの区それぞれに1カ所の高等師範学校を設けることとなった。この高等師範学校は、清末の省財政で賄われていた優級師範学堂とは違って国の財政によって運営されることになった。各区にそれぞれ小学校、中学校、師範学校を設立し、国民皆学を目指した。高等師範学校に改組されなかった優級師範学堂は生徒の募集を停止し、現有の生徒を卒業させ、段階的に廃止することになった。6つの区に設けられた高等師範学校の校名と開校の時期は以下のとおりである。

直隸区	北京高等師範学校	1912年8月20日
湖北区	武昌高等師範学校	1913年11月2日
江蘇区	南京高等師範学校	1915年9月10日
広東区	広東高等師範学校	1916年（1912年開校、1916年国立に移管）
四川区	成都高等師範学校	1916年11月（原名四川高等師範学校、1914年開校）
東三省区	瀋陽高等師範学校	1918年5月

開校の時期をみると明らかなように、6つの高等師範学校は一斉に設立されたわけではなかった。広東と成都は1912年に設置されたが、当初は省立であり、国立に移管されたのは1916年のことであった。6つの高等師範学校がすべて揃ったのは1918年のことであった。こうした状況の背景にはどのような事情があったのだろうか。

元教育部参事であった蔣維喬は1915年湖北省における教育視察録で武昌高等師範学校の設置経緯を次のように語った⁵⁶⁾。

中央政府の財政難によって6校の設置計画は順調には進まず、一方各省の優級師範はすでに生徒の募集を停止していた。年々中学および師範から卒業生は輩出されるものの進学の手はない。そこで教育部は、ようやく1913年冬に元方言学堂の校舎を引き継ぎ、武昌高等師範学校の設置に漕ぎ着けた。創設費はわずか1万元ほどで、経常費も定期的に支給することができず、月に5～6百元も不足していた。運営中止の寸前

までいき、やむをえず湖北省行政公署に助けを求めた。紙幣 6 万元（約現銀 4 万余元）が支給されたので、今日まで現状を維持できた。教育といえば師範を重視すべきことはだれでも知っているが、国立の高等師範ですらこのような状態に陥るとは、教育部が予想だにできなかったことであった。

中華民国（北京）政府は各地の軍閥政権を統括し樹立した中央政府で、内閣の交代も非常に頻繁であった。こうした不安定な中央政権のもとで教育への投資は難航し、莫大な費用を要する高等師範学校の設置は放置されがちであった。武昌高等師範学校は、教育部が財政難に陥りながらも精一杯の努力によって設置した学校であったことが、蔣維喬の視察録から理解できる。

また、地方政府に学校維持費を求めたことから、地方の軍閥政権はある程度の財力を有していたこともうかがえる。隣り合う湖南省の長沙には、清朝の優級師範学堂から引き継いだ省立の湖南高等師範学校があった。この学校は、高等師範学校区制に基づき、生徒の募集を止め、現有の生徒を卒業させれば廃止となるはずであったが、実際には 1913 年にも予科生を募集し、翌年秋も 120 名の専修科生を募集した。これに合わせて 1914 年度と 1915 年度に各々 8 万余元の予算がつけられた⁵⁷⁾。地方政府によっては、教育を重視しこれに投資するものもあったのである。逆に教育投資を軽視する省も少なくなかった。かつて清朝の先進省であった江蘇省はその一例である。1915 年 2 月ごろ、江蘇省教育会は地方政府の最高長官である齋巡按使に電報を送り、「1915 年度の予算支出は 1914 年度の 75%であり」、「1914 年度の教育費予算は前清時代の 1911 年度の半分にも及ばなかった」と告白し、「教育経費を維持するよう」要求した⁵⁸⁾。

1914 年 2 月、教育部総長を拝命した嚴修は、放置されている高等師範学校区制の着実な実施を大総統袁世凱に求めたが⁵⁹⁾、まもなく内閣は交代し結果は見出せなかった。同年 6 月、大総統袁世凱は新任の教育部総長湯化龍に全国の師範教育を計画的に展開するよう指示し、さらに北京高等師範学校（以下、北京高師と略記）校長陳宝泉を召し、同校の規模を 2000 名まで拡大するよう命じた。拡大のための費用について、袁世凱は「財政部に金がなければ私に直接要求しなさい。私は毎年必ず一、二の事業を実行する。今年は教育を重視する」と陳宝泉に語った⁶⁰⁾。

翌年、袁世凱は陳宝泉が提出した拡大費 7 万元の臨時予算を承諾し、みずから 1 万元を寄付した他、財政部に 6 万元を 3 回に分割して支給するよう命じた⁶¹⁾。以下で述べるが、

この経費によって北京高師はやっと 4 学部から「高等師範学校規程」に定められた 6 学部に拡大し、教育部の理想的な高等師範学校となった。また、この年に南京高等師範学校（以下、南京高師と略記）が設置された。

1916 年 7 月、范源濂が再び教育部総長を拝命し、広東と四川にあった 2 つの省立の高等師範学校を国有化した。翌年 12 月、傅增湘が教育部総長となり、半年後に瀋陽高等師範学校を開設した。范源濂の高等師範学校区制は 6 年がかりでようやく実現した。

第2節 「高等師範学校規程」の特質 — 日本との比較をとおして

中華民国における高等師範学校区制が高等師範学校の設置計画とすれば、「高等師範学校規程」はその運営指標であった。多賀秋五郎は中国の「高等師範学校規程は、民国元年九月二十九日の師範教育令をうけて出されたもので、日本の高等師範学校規程よりとった点が多いようである。すなわち、各部の分け方なども、日本では、本科を国語漢文部・英語部・地理歴史部・数物化学部・博物学部の5部としている（1903改正規程）が、中国でも、国文学部・英語学部・歴史地理部・数学物理部・物理化学部・博物部の6部としている。もともと、日本の高等師範学校規程は、すでに、清末、優級師範学堂に採り入れられていたところで、今回は、さらに、検討が加えられて、近代的に制度化されているといえる」と指摘した⁶²⁾。また、陳永明も多賀を踏襲し同様の指摘を行っている⁶³⁾。しかし、両者は、具体的に誰が、日本の規程のどの部分を採用したのか、については述べていない。

日本の「高等師範学校規程」を参考にした一つの原因として、教育部に留日師範生が多かったことは前述した。ここでは、中華民国の「高等師範学校規程」を日本のそれと比較し、その相違点を明らかにする。

相違点の考察に入る前に、共通点を多賀や陳の指摘によっておさえておきたい⁶⁴⁾。

師範学校・中学校教員の欠乏を補うために予科と入学資格が同じの専修科(二～三年)や、本科・専修科の一教科目と倫理・教育学を選習する選科も付設できることになっている。日本でも、すでに、予科(1900改正規程)研究科(1900改正規程)・専修科(1895開設)などを置いていた。

高等師範学校における学科の構成については、日本のそれと同様であった。それでは、中日両国の「高等師範学校規程」の詳細な比較に移る。**付表2**(本論文末に収録)から分かるように、生徒募集の方法、修業年限、無料制と服務義務など大まかな規定において、中国の「高等師範学校規程」は日本のそれと同じであった。しかし、詳細に考察すると異なる部分が5点ある。この5点から中国の「高等師範学校規程」の性格をみることができる。

1点目は規程項目の構成である。中国の「高等師範学校規程」は、「第一章 学科」、「第二章 定員および修業年限」、「第三章 入学、退学および懲戒」、「第四章 学費」、「第

第五章 服務」、「第六章 附属学校」、「第七章 附則」の 7 章で構成された。日本の「高等師範学校規程」だけでなく、「高等師範学校生徒学資支給規程」、「高等師範学校生徒募集規則」、「高等師範学校卒業生服務規則」および「附属学校規則」という関連の規程や規則を統合し凝縮したものであった。

日本の「高等師範学校規程」は、「第 4 条 高等師範学校ノ学科ハ師範学校ノ課程ニ照ラシ更ニ一層精深ナル程度ニ於テ教授スルモノトス」を除いてすべて取り入れた。「第二章 定員および修業年限」と「第三章 入学、退学および懲戒」は、日本の「高等師範学校規程」に定められた項目であったが、定員と入学に関してはいずれも「高等師範学校生徒募集規則」に記された項目であった。また、「第四章 学費」は日本の「高等師範学校生徒学資支給規程」に相当するものであり、「第五章 服務」と「第六章 附属学校」は日本の「高等師範学校卒業生服務規則」と「附属学校規則」に相当するものであった。

2 点目は本科における学部の構成である。中国の「高等師範学校規程」では本科が国文部、英語部、歴史地理部、数学物理部、物理化学部、博物部の 6 学部に分けられた。日本の国語漢文部、英語部、地理歴史部、数物化学部、博物学部の 5 学部と比較すると、日本の数物化学部が中国では数学物理部と物理化学部の 2 学部に分けられた。列強の侵略に対する抵抗を至上課題として、より自然科学に力を入れていた中国の姿勢がここからうかがえる。

3 点目は予科、本科、研究科の科目構成と学科目名である。多賀は中国の「予科では、倫理学・国文・英語・数学・論理学・図画・楽歌・体操を課している。本科（3年）では、倫理学・心理学・教育学・英語・体操を各部通習科目とし、各部分習科目としては、5～7 科目を課し、また、各部随意科目として世界語・ドイツ語・楽歌を、英語部随意科目としてフランス語を加えることとしている。本科卒業生は研究科（1～2年）に入って、さらに本科各部の 2～3 科目について研究することができる」と紹介した⁶⁵⁾。予科と研究科に関してはこれ以上の規定がなかったが、本科についての詳細規定があったので、本科の学科目の特徴について考察してみる。

本科の科目構成は、中国では「共通科目」と「専修科目」の 2 つに分けられ、日本のそれより細分化されていた。科目名からみれば、中国の数学物理部と物理化学部では、日本の数物化学部と同様であったが、国文部、英語部、歴史地理部、博物部では日本の国語漢文部、英語部、地理歴史部、博物学部のすべての科目を有する上、日本にはない科目も設置していた。とくに注目すべきは、国文部と英語部に「美学」が設けられていたことであ

る。

前述したように、蔡元培は美感教育と世界観教育を提唱した人物であった。蔡元培は臨時教育会議の開会演説で美感教育を教育宗旨の5項目の一つとして提案した。蔡元培は、自らの教育界での経験から、「美育を提案する理由は、美感は普通的なものであり、人々のなかにある偏見を打破するのに役立つ。美感は超越的なものであり、生死や利害にまつわる不安を打破するのに役立つ。故に教育上とくに重視しなければならないのである」と述べている⁶⁶⁾。蔡元培のこうした思想が高等師範教育に反映されたものがこの「美学」であった。

4点目は専修生の費用についてのことである。中国では、専修生は基本的に全員「すべて自費生」で、「特別の情状が認められる場合」に限り公費を与えると定められていた。日本の場合、専修生であっても官費が支給されることがあった。官費か私費かは、「其都度文部大臣ノ認可ヲ経テ」定めると規定されており、官費専修生となれば「1ヶ月金4円」が支給された。官費専修生の枠が用意されていなかったことは、軍閥政権下の中国において中央財政の余裕がなかったこと、さらには国家が中等教員養成の責任を完全には負わなかったことを反映している。

5点目は卒業後の服務年限である。中国では、公費生と自費生の服務年限はいずれも日本のそれと比べて1年短縮されていた。教員不足の折になぜ服務年限を短く設定したのか不明である。服務年限を短くすることによって高等師範学校への敷居を低くしようという意図があったのかもしれない。

近代中国の「高等師範学校規程」は基本的に日本のそれを援用した。一方、上述した5点から規程の策定者は当時の中華民国の実情に応じて工夫していたこともうかがえる。「美学」など教科目は西洋文化の影響を受けた初代教育部総長蔡元培がもち帰ったものであった。

第8章 高等師範学校の発展過程

第1節 北京高等師範学校の成立とその経営実態

中華民国教育部が成立した1912年4月、陳宝泉は教育部総長蔡元培と次長范源濂の要請で、辛亥革命により停止されていた京師優級師範学堂の再開に着手した。翌5月、教育部の部令により京師優級師範学堂は北京高師と改名され、陳宝泉は初代校長となった。

1. 陳宝泉の校長就任と人事配置

(1) 陳宝泉の略歴

陳宝泉（1874～1937）は⁶⁷⁾、字を篠庄といい、直隸省天津に生まれた。1897年、23歳で京師大学堂同文館の「算学予備生」となったが、母親の看病のために進学をあきらめた。1901年、友人王寅階が開設した開文書局に勤め、編輯や校正を担当した。1902年冬に蒙養塾（後の天津私立第一小学堂）の教員となり嚴修と出会った。

1903年秋、29歳の陳宝泉は嚴修の推薦で弘（宏）文学院速成師範科に留学し、1年後に帰国した。後にこの時のことを、「学習期間は長くないが、える所が多かった。……1年間の日本留学によって、まさに氷が溶けるように多くの疑問が溶けた」と回想している⁶⁸⁾。

帰国後、天津の各小学の教務長を歴任し、まもなく天津における周学熙の教育博物館設立に際し、再び日本（1ヵ月）に赴き、調査および設備購入を担当した。1904年、直隸省学校司の督弁である嚴修の抜擢で直隸学校司へ転勤し、勸学所、宣講所の各章程を制定した。1905年春、直隸省学校司は直隸省学務公所に改称され、陳宝泉は当所図書課の副課長になり、『直隸教育雑誌』および『国民必讀』、『民教相安』、『格致』等教科書の編集に尽力した。

1905年12月、陳宝泉は嚴修が学部侍郎に昇任したことにもない学部主事になり、范源濂と一緒に学部の設置や諸規程の制定に携わった。1907年に学部普通教育司師範科員外郎（科長）に抜擢され、1910年に学部実業司郎中（司長）になった。この間の主な活動は①学部開設計画の策定、②図書局の創設および教科書の編纂、③中等以下の学堂章程の改定である。とくに、図書局の設立および教科書の編纂における役割は大きく、主要な著作は『家庭談話』、『中小学教科書審定書目』、『国民必讀』（先述の『国民必讀』とは異

なる) などである。また、1910年に「実業学堂章程」を改定し、実業留学生の派遣の中止、学生の実業機関への派遣などを実行した。1911年に中央教育会会議の予備議案員や教育会の会員となり、翌1912年から北京高師の創立に尽力した。

(2) 教職員の招請

北京高師の校長に就任した陳宝泉はまず着手したのが、教員の招請であった。陳宝泉は弘(宏)文学院の同窓であり、後に東京高師に進学した陳英才、彭世芳をそれぞれ同校の教務主任に任命した。また、専任教員として日本の高等師範学校を卒業した者を多く任用した(表41)。これは、北京高師において日本の高等師範学校をモデルとした教育を実現しようとする陳宝泉の計画の前段階であった。

専任教職員の他、重要な科目を担当していた兼任教員も日本の帝国大学や高等師範学校を卒業した者から採用していた。たとえば、初年度に教育史を教えていた毛邦偉(東京高師)、数学や物理を教えていた王永炅(東京物理学校)、鉱物を教えていた章鴻釗(東京帝国大学理学部地質学科)、哲学や美学を教えていた夏錫祺(京都帝国大学文学部哲学科)、倫理学を教えていた王桐齡(東京帝国大学文学部東洋史学科)などはその一例である。帝国大学や高等師範学校を卒業した彼らは、日本において最高レベルの教育を受けたのである。

表41 北京高等師範学校設立当初の専任教職員

氏名	担当科目	留学先	備考
陳宝泉	なし	弘文学院速成師範科	校長
陳映才	化学	東京高等師範学校(聴講生)	兼教務主任
彭世芳	植物	東京高等師範学校博物学部	兼教務主任
王祖訓	ドイツ語	ドイツ	兼教務主任
楊立奎	物理	東京高等師範学校数物化学部	
陳映	動物、生理、日本語	広島高等師範学校博物学部	
陳家麟	英語	イギリス	
黄恭憲	数学	東京高等師範学校数物化学部	
裴南美	英文、教育、哲学、美学、社会学		アメリカ人

このように、北京高師は日本の高等師範学校出身者を中心とする留日帰国者に広く活動の場を提供した。高い教育レベルをもった彼らが、北京高師の骨格をつくりあげた。管理職と専任教員への留日帰国者の多用は陳宝泉による人事の特徴であったといえる。元京師

優級師範学堂から引き続き奉職していたのは、西洋史を教えていた王用舟のみであった。

弘（宏）文学院師範科に1年間留学した陳宝泉は、短期間に高い学習効果がえられたことを、「弘文学院の教授陣には、嘉納校長のもと、高等師範学校および同附属中学や東京帝国大学、東洋大学などの現職教授や教諭が多数招かれ、すぐれた人材が少なくなかった」からであろうと回想している⁶⁹⁾。1年間の留学を通して陳宝泉は、近代日本の発展のもとといわれる師範教育を賛美するようになった。そして、帰国後に日本で学んだ知識を直隸省の教育機関や清国の学部で実践しようとした。まず、清末における長期の教育実践による知名度を活用して留日帰国者、とくに当時弘（宏）文学院と関わっていた東京高師および東京帝国大学の卒業者を北京高師に招聘した。その結果、前述した多彩な留日帰国の人材が北京高師に雲集することになったのである。

2. 校内の諸規程にみる東京高等師範学校の影響

1912年7月、教育部は高等師範学校区制を実施し、直隸区にあった北京高師は最初の国立高等師範学校となった。1912年9月、「師範教育令」が公布され、翌年2月に「高等師範学校規程」が公布された。北京高師の諸制度は、「師範教育令」と「高等師範学校規程」に基づいて策定された。

教職員の陣容を整えた陳宝泉は、校内諸制度の制定に心血を注いだ。校内制度の整備の過程について詳細は不明である。しかし、教育部が策定した「高等師範学校規程」が日本の影響を強く受けていたことや、北京高師教職員に留日帰国者が多かったことを考えれば、北京高師が東京高師の教育形態と同様のものではなかった可能性は高いといえる。そのことを①目的・学科編成・修業年限・服務義務・修学旅行・全寮制に関する規定、②カリキュラム、③附属学校の3点について比較検討してみるなかで考えてみよう。

（1）目的・学科編成・修業年限・服務義務・修学旅行・全寮制に関する条文の比較

まず、両校の校規における目的、学科編成、修業年限、服務義務、修学旅行および全寮制に関する条文を表42に示す。

目的をみると、東京高師が養成したのは「学校長及ヒ教員」であったが、北京高師が養成したのは「教員」のみであった。中国では、近代学校の誕生以降、学校長は教員ではなく官僚が務めるという伝統があったので、北京高師は管理職である学校長を養成する権限とは無縁であった。北京高師には管理職を養成する役割はなかった。また、「東京高等師

範学校規則」では目的に「普通教育ノ方法ヲ研究スル」と明記されたが、北京高師の制度にはその文言は記されていない⁷⁰⁾。北京高師の目的として研究が明記されなかったことは、教員養成機能と研究機能をあわせもった東京高師と異なり、北京高師の機能は教員養成のみに限定されていたことを示している。発足当時の北京高師が研究機能を有することができなかったことは、第3章で述べる7年後の高師存廃論争のきっかけとなった。

表42 目的・学科・修業年限・服務義務・修学旅行・全寮制に関する規定の比較

	北京高等師範学校	東京高等師範学校
目的	本校は師範学校、女子師範学校、中学校、女子中学校の教員の養成を目的とする	本校ハ師範学校、中学校、高等女学校ノ学校長及ヒ教員タルヘキ者ヲ養成シ兼ネテ普通教育ノ方法ヲ研究スルヲ以テ目的トス
学科	学科を分ちて予科本科研究科とする以外、随時専修科選科を増設する	学科ヲ分チテ予科本科研究科トス
修業年限	修業年限は予科一カ年本科三カ年研究科一カ年或は二カ年とする	修業年限ハ予科一箇年本科三箇年研究科一箇年乃至二箇年トス
服務義務	本校本科および専修科の学生は卒業後服務義務を有する。(本科公費生6年、専修科公費生4年、本科専修科自費生は公費生の各2分の1)	高等師範学校本科卒業生ニシテ所定ノ学資ノ全部支給ヲ受ケタル者ノ服務年限ハ卒業証書受得ノ日ヨリ七箇年一部支給ヲ受ケタル者ハ五箇年自費生ハ三箇年 高等師範学校官費専修科卒業生ノ服務年限ハ卒業証書受得ノ日ヨリ五箇年
修学旅行	旅行の出発5日前までに教員は予算書を作成し、校長の許可を得たうえで、会計課は出発1日前までに旅費を支給する 旅行にかかる交通輸送費などはすべて学校が支給する 学生は旅行から帰ったら2週間以内に旅行報告書を教務課に提出し、旅行決算書を会計課に提出しなければならない	職員ハ旅行ノ状況ヲ書面(日誌)ニ認メ帰校後二週間以内ニ学校長ニ復命スヘシ尤モ生徒ニハ別ニ詳細ナル日誌ヲ作ラシメ検閲ノ上之ヲ学校長ニ報告セシムヘシ
全寮制	本校の学生はみな寄宿舎に收容する。ただし専修科および選科の学生はこの限りではない	本校生徒ハ総テ寄宿舎ニ收容ス

学科編成をみると、北京高師は、東京高師と同じように予科、本科、研究科を常時設けていた他、専修科と選科を「随時」増設すると定めていた。北京高師では1915年以降、常に国文専修科や手工図画専修科および体育専修科などさまざまな専修科を設けており、教員の速成養成に重要な役割を果たしたが、これも東京高師と同じであった。

修業年限と服務義務については、前節の両国「高等師範学校規程」の比較でみたように、北京高師の服務義務年限が1年短い他は同じであった。

修学旅行に関しては、北京高師の「修学旅行規程」は東京高師の「修学旅行内規」より簡単であるが、規定内の旅費支給や旅行報告書の作成など内容は大体同じであった。中国

には「修学旅行」という用語も概念もないことから、当時の北京高師が「修学旅行」をそのまま取り入れたことが分かる。

全寮制については、東京高師では全員を収容することになっていたが、北京高師では専修生と撰科生を除外した。前節で述べたように、専修生の費用を国家が提供しなかったことは北京高師の特徴であった。

(2) カリキュラムの比較

ここでは、両校における予科のカリキュラムを表 43 と表 44 に示し、その相違点を考察してみる。

表 43 北京高等師範学校予科カリキュラム一覧

周時間数	倫理学	国文	英語	数学	論理学	図画	楽歌	体操	合計
第一学期毎週時間数	1	4	12	4	2	2	2	3	30
第二学期毎週時間数	1	4	12	4	2	2	2	3	30
第二学期毎週時間数	1	4	12	4	2	2	2	3	30

表 44 東京高等師範学校予科カリキュラム一覧

周時間数	修身	国語	漢文	英語	数学	論理	図画	音楽	体操	合計
第一学期毎週時間数	1	3	3	10	4	2	2	2	3	30
第二学期毎週時間数	1	3	3	10	4	2	2	2	3	30
第三学期毎週時間数	1	3	3	10	4	2	2	2	3	30

中国にはもともと「修身」という言葉がないので、「倫理学」を「修身」のかわりに使用していた。また、中国の「国文」には国語と漢文が含まれている。したがって、両校の予科のカリキュラムはほぼ同じであったといえる。

次に両校の本科のカリキュラムについてみる。表 45 から表 50 に北京高師本科各部のカリキュラム、表 51 から表 55 に東京高師本科各部のカリキュラムを示した。

一見して分かることは、各部の学科目名がほぼ同様であることである。違いとしてあげられるのは、北京高師の国文部、英語部には、東京高師の国語漢文部、英語部にはない美学という科目があったことである⁷¹⁾。北京高師の歴史地理部には、東京高師の地理歴史部

にはない考古学人類学の科目があった。北京高師の博物部には、東京高師の博物部にはない化学があった。美学、考古学人類学は教育部総長である蔡元培が提唱した新しい学科目で、清末のカリキュラムや日本のカリキュラムにはみられないものであった。最新の西洋の哲学や歴史学をとり入れたことがうかがえる。

次に学習時間数に注目してみる。美学（第3学年で週2時間）、考古学人類学（第3学年で週3時間）、化学（第2学年で週2時間）の増加分がある。北京高師の国文部、英語部、博物部、数学物理部の専門科目の学習時間数は、いずれも東京高師のそれより、若干少なかった。逆に北京高師の歴史地理部と物理化学部の専門科目の学習時間数は、東京高師のそれより1割以上多く、とくに物理化学部の学習時間数の差は多かった。また、体操の学習時間数は、東京高師においては第3学年には2時間に減っているが、北京高師は通年3時間となっていた。

表45 北京高等師範学校本科国文部

学年 学科目	第一学年 週時間数	第二学年 週時間数	第三学年 週時間数
倫理学	2	2	2
心理学及教育学	2	3	5
国文及国文学	12	12	10
英語	5	5	—
歴史	3	3	—
哲学	—	—	2
美学	—	—	2
言語学	—	2	—
体操	3	3	3
合計	27	30	24

表51 東京高等師範学校本科国語漢文部

学年 学科目	第一学年 週時間数	第二学年 週時間数	第三学年 週時間数
倫理	2	2	2
心理学及教育学	2	3	5
国語	6	7	6
漢文	6	7	7
英語	5	3	—
歴史	3	3	—
哲学	—	—	2
言語学	—	—	3
体操	3	3	2
合計	27	28	27

表46 北京高等師範学校本科英語部

学年 学科目	第一学年 週時間数	第二学年 週時間数	第三学年 週時間数
倫理学	2	2	2
心理学及教育学	2	3	5
英語及英文学	14	14	13
国文及国文学	4	2	—
歴史	2	—(2)	—
哲学	—	—	2
美学	—	—	2
言語学	—	2	—
体操	3	3	3
合計	27	26(28)	27

[注]()は一学期のみ。

表52 東京高等師範学校本科英語部

学年 学科目	第一学年 週時間数	第二学年 週時間数	第三学年 週時間数
倫理	2	2	2
心理学及教育学	2	3	5
国語及漢文	3	2	—
英語	15	15	13
歴史	2	3	—
哲学	—	—	2
言語学	—	—	3
体操	3	3	2
合計	27	28	27

表47 北京高等師範學校本科歷史地理部

學年 學科目	第一學年 週時間數	第二學年 週時間數	第三學年 週時間數
倫理學	2	2	2
心理學及教育學	2	3	5
歷史	8	9	9
地理	5	5	4
法制經濟	—	3	3
國文	4	—	—
英語	5	3	—
考古學人類學	—	—	3
體操	3	3	3
合計	29	28	29

表48 北京高等師範學校本科博物部

學年 學科目	第一學年 週時間數	第二學年 週時間數	第三學年 週時間數
倫理學	1	1	1
心理學及教育學	2	3	5
植物學	4	4	4
動物學	2	4	4
生理學及衛生學	3	—	—
鉅物及地質學	2	2	4
農學	—	3	2
化學	—	2	—
英語	5	3	—
圖畫	2	—	—
體操	3	3	3
合計	24	25	23

表49 北京高等師範學校本科數學物理部

學年 學科目	第一學年 週時間數	第二學年 週時間數	第三學年 週時間數
倫理學	1	1	1
心理學及教育學	2	3	5
數學	6	6	6
物理學	4	4	5
化學	4	2	—
天文學氣象學	—	—	2
英語	5	3	—
圖畫及手工	2	2	2
體操	3	3	3
合計	27	24	24

表53 東京高等師範學校本科地理歷史部

學年 學科目	第一學年 週時間數	第二學年 週時間數	第三學年 週時間數
倫理	2	2	2
心理學及教育學	2	3	5
地理	5	4	4
歷史	8	8	9
法制經濟	—	3	4
國語及漢文	3	2	—
英語	5	3	—
體操	3	3	2
合計	28	28	26

表54 東京高等師範學校本科博物部

學年 學科目	第一學年 週時間數	第二學年 週時間數	第三學年 週時間數
倫理	1	1	1
心理學及教育學	2	3	5
植物學	4	4	4
動物學	2	4	4
生理學及衛生學	3	—	—
鉅物學及地質學	2	2	4
農學	—	3	3
英語	5	3	—
圖畫	2	—	—
體操	3	3	2
合計	24	23	23

表50 北京高等師範學校本科物理化學部

學年 學科目	第一學年 週時間數	第二學年 週時間數	第三學年 週時間數
倫理學	1	1	1
心理學及教育學	2	3	5
物理學	4	4	5
化學	4	4	4
數學	5	3	—
天文學氣象學	—	—	2
英語	5	3	—
圖畫及手工	2	2	2
體操	3	3	3
合計	26	23	22

表 55 東京高等師範学校本科数物化学部

学年 学科目	第一学 年週時 間数	第二学年週時間数		第三学年週時間数	
		数学物理を 主とするもの	物理化学を 主とするもの	数学物理を 主とするもの	物理化学を 主とするもの
倫理	1	1	1	1	1
心理学及教育学	2	3	3	5	5
数学	6	6	3	6	—
物理学	3	4	4	5	5
化学	4	1	4	—	4
天文気象	—	—	—	2	2
英語	5	3	3	—	—
図画及手工	2	2	2	2	2
体操	3	3	3	2	2

(3) 附属学校の比較

陳宝泉は東京高師をモデルに、高等師範学校教員の研究および学生の実地練習のため、1912年4月、附属中学校と附属小学校を設置した。ここでは、北京高師附属学校の目的と教科目を東京高師附属学校のそれと比較し、表 56 に示す。

表 56 附属学校の比較

		北京高等師範学校	東京高等師範学校
目的	附属小	附属小学校は小学教育の研究を教授訓練管理の模範となり、且つ本校教生の実地練習の場とすることを目的とする。	附属学校ハ普通教育ノ方法ヲ研究シ師範生徒ヲシテ実地授業ヲ練習セシム所トス
	附属中	附属中学校は普通教育の完成および健全な国民の養成と普通教育方法の研究および本校教生の実地練習教授の場とすることを目的とする。	
教科目	附属小	初等小学校:修身、国文、算術、手工、図画、唱歌、体操(女子は裁縫を加える) 高等小学校:修身、国文、算術、本国歴史、地理、理科、手工、図画、唱歌、体操、英文	修身、国語、算術、日本歴史、地理、理科、図画、手工、唱歌、体操、英語
	附属中	修身、国文、英文、歴史、地理、数学、博物、物理化学、法制、経済、図画、手工、楽歌、体操	修身、国語漢文、英語、歴史、地理、数学、博物、物理化学、図画、唱歌、体操

表 56 の比較から分かるように、両校は目的だけでなく、教科目名もほぼ同じであった。

以上の比較検討から、両国の国情の違いから細かい点では相違があるものの陳宝泉が北京高師の経営に当って、東京高師のそれをほとんど全面的に取り入れていたことが分かる。

3. 学生数および卒業後の状況

ここでは、北京師範大学附属図書館書庫に所蔵されている『国立北京師大畢業同学録』

(北平師範大学秘書処畢業生事務部編、1935年)と『北京高等師範学校週報』を使用し、北京師範大学の学生数や卒業後の状況を考察する。『国立北京師大畢業同学録』は北京師範大学校史にも使用されていないもので、この史料を用いた分析は本研究が初めてである。

(1) 入学生と卒業生の数

さて、北京高師はどのように生徒を募集したのだろうか。表 57 に示したように、中華民国初期における北京高師には、京師優級師範学堂時代に入学した学生がまだ 100 数名残されていた。北京高師として初めて学生が入学したのは 1912 年であった。ここでは、1912 年から 1914 年にかけて北京高師に入学した 253 名の生徒を対象として、年度別に彼らの年齢について考察を行う。

中華民国初期の学制によると、高等師範学校への進学者は師範学校や中学校を卒業した者であり、それから考えると年齢は 18 歳となるはずであるが、実際に入学した学生の年齢をみると、18 歳前後の者は、1912 年に約 9 %、1913 年に約 8 %、1914 年に約 7 %であった。3 年間に入学した学生の平均年齢はいずれも 21 歳であった (表 58)。

表57 1908-1914年の入学者数

入学年月	人数	
1908 年 冬	45	45
1910 年 1 月	13	56
1910 年 2 月	2	
1910 年 3 月	6	
1910 年 4 月	2	
1910 年 7 月	31	
1910 年 8 月	2	4
1911 年 1 月	1	
1911 年 7 月	3	54
1912 年 8 月	8	
1912 年 9 月	31	
1912 年 10 月	15	141
1913 年 9 月	137	
1913 年 10 月	2	
1913 年 11 月	1	
1913 年 12 月	1	58
1914 年 1 月	1	
1914 年 9 月	57	
合計	358	

表58 1912-1914年入学生年齢

	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	合計	平均年齢
1912年	0	5	5	7	7	15	0	7	2	4	1	0	0	1	54	21.87
1913年	3	8	12	10	25	28	21	22	4	4	1	3	0	0	141	21.97
1914年	3	1	12	6	9	8	9	2	3	1	2	2	0	0	58	21.51

表59 1912-1914年入学生の学歴

	中 学	師 範 学 校	優 級 師 範 学 堂 予 科	優 級 師 範 学 堂	高 等 学 校 予 科	高 等 学 校	大 学 予 科	大 学	合 計
1912	38	3	9	0	1	3	0	0	54
1913	84	6	38	0	7	3	1	2	141
1914	50	2	2	2	0	2	0	0	58

表 59 によると、北京高師に進学した学生は、中学を卒業した者が、1912 年に約 70 %、1913

年に約 60 %、1914 年に約 86 %であり、大半を占めていた。師範学校を卒業した者は 1912 年が 17 %、1913 年が 27 %、1914 年が 3 %であった。師範学校を卒業した学生が少ないのは、彼らには卒業にともない服務義務が課せられ、多くは小学校教員を務めていたからである。とくに注目したいのは、優級師範学堂、高等学校、大学予科および大学を卒業した者が、1912 年に約 7 %、1913 年に約 9 %、1914 年に約 7 %となっていることである。北京高師には高い学歴を有する受験生が集まっていたといえる。

北京高師が初めて卒業生を送り出したのは 1913 年のことで、1927 年まで合計 14 回 1,524 名の卒業生を送り出した。その内、1912 年と 1913 年に卒業した学生は京師優級師範学堂時代の入学者であった。また、辛亥革命の年であった 1911 年に学生をほとんど募集しなかったため、1915 年には卒業生がなかった（表 60）。

表60 北京高等師範学校卒業生数

卒業年度	1913	1914	1915	1916	1917	1918	1919	1920	1921	1922	1923	1924	1925	1926	1927	合計
卒業生数	43	43	0	67	129	72	187	155	92	124	157	161	133	36	125	1524

（2）赴任先および教職への定着率

高等師範学校の学生は、卒業にともない基本的に中学校あるいは師範学校に服務する義務があったが、実際にその義務を果たしたのだろうか。ここでは 1913 年に北京高師を卒業した 43 名の学生の卒業後の就職先を、1914 年の調査によって表 61 にまとめた。

表61 1913年北京高等師範学校卒業生就職先

中等教育機関					高等教育機関					教育行政機関		高等小学	社会教育機関	政府軍事機関	死亡	不明	合計
中学			師範学校		高等師範学校		専門学校		高等学校		中央						
校長	教務主任	教員	校長	教員	教員	職員	教員	学監	教員								
1	1	13	2	5	1	1	2	2	1	1	3						
22					7					4		2	1	3	2	2	43
51.2%					16.3%					9.3%		4.6%	2.4%	7.0%	4.6%	4.6%	100.0%

表 61 を一見して分かるように、43 名の卒業生中死亡と不明の者 4 名を除く 39 名中教育関係機関に勤務していた者は 36 名で約 92 %を占めていた。卒業生の大半は教育関係機関に勤務していたことが分かる。教育関係機関に勤務していた 36 名の内訳は、中学および

師範学校など中等教育機関に 22 名で約 61 %、高等学校や専門学校および大学など高等教育機関に 5 名で約 14 %、高等師範教育機関に 2 名で約 6 %、教育行政機関に 4 名で約 11 %、初等教育機関に 2 名で約 6 %、社会教育機関に 1 名で約 3 %であった。原則的な服務先である中学校や師範学校に勤務していた者は 60 %強に過ぎなかった。

前述のように、高等師範学校卒業生の服務年限は、公費の場合は基本的に本科生が 6 年、専修科生が 4 年であり、私費の場合はそれぞれ半分と定められた。こうした服務義務を果たした後、彼らは中等教育界に定着したのか、あるいは他の職種に移っていたのだろうか。北京高師は 1927 年まで卒業生を輩出した。最後の年である 1927 年の卒業生は基本的には 1933 年まで服務しなければならないことになる。ここでは、1935 年刊の『国立北京師大畢業同学録』を用いて彼らの教職への定着率を考察してみる。

表 62 から分かるように、服務年限を超えても中等教育機関に勤務している北京高師の卒業生は 41.7%であった。先に卒業直後の就職先をみた表 61 の結果と比べると 10 %弱の減少がみられる。ただし、表 62 における不明者は 31.9%であることを考慮すれば、41.7%の中等教育機関への定着率は変化が少ないといえるのだろう。つまり、北京高師の卒業生は服務年限を果たした後も中等教育機関にとどまり、その発展に尽力したと一応はいえるだろう。

表62 北京高等師範学校卒業生服務期間後の職種

就職先 卒業年	中等教育機関			高等教育機関		教育行政機関		初等教育機関		社会教育機関	政府 軍事機関	その他	死亡	不明	卒業生数
	中学	師範学 校	職業 学校 等	大学 研究 機関	専門学 校	中央 教育 行政	地方 教育 行政	小学 校	幼稚園						
1913年	3	2	0	2	0	0	0	0	0	1	3	2	11	19	43
1914年	11	2	0	0	0	0	2	0	0	1	4	1	3	19	43
1916年	18	7	1	5	1	0	2	0	0	1	2	1	7	22	67
1917年	28	11	6	7	0	0	5	1	0	2	2	6	14	47	129
1918年	19	9	1	2	0	0	1	0	0	0	3	1	3	33	72
1919年	33	13	2	16	1	0	12	1	0	1	12	4	19	73	187
1920年	44	16	0	9	0	0	10	3	0	3	12	2	11	45	155
1921年	37	11	1	5	0	0	2	0	0	1	6	3	2	24	92
1922年	38	10	1	10	2	0	5	1	0	2	9	2	5	39	124
1923年	65	22	1	3	0	0	3	3	0	0	7	5	4	44	157
1924年	57	23	2	2	0	0	3	4	0	3	10	3	13	41	161
1925年	44	15	4	3	0	0	6	2	0	3	8	3	4	41	133
1926年	17	0	0	4	0	0	1	0	0	0	3	2	0	9	36
1927年	43	17	1	3	0	0	5	0	1	0	9	9	6	31	125
合計	457	158	20	71	4	0	57	15	1	18	90	44	102	487	1524
%	41.7%			5.0%		3.7%		1.0%		1.2%	5.9%	2.9%	6.7%	31.9%	100.0%

次に担当する科目によって定着率に違いがあるかどうか、をみてみたい。

表 63 に示したように、中等教育機関における担当する科目別の定着率がもっとも高いのは物理で、それから生物、博物、史地、手工図画、理化、数理、英語、教育、国文、化学、体育、数学の順番であった。百名以上の卒業生を有していた担当科目に限定してみると、平均の 41.7% を超えたのは博物 (49.7%) と史地 (44.1%) で、理化 (40.9%)、数理 (40.7%)、英語 (39%)、国文 (38.1%) はいずれも平均を下回った。

以上、北京高師を事例として高等師範学校卒業生の中等教育機関への定着率について考察を行った。その結果、服務義務を果たした後も 40 % 以上の者は引き続き中等教育機関に勤務していたことが分かった。この数値を高いとみるか低いとみるかは見解の分かれるところであるが、筆者は低いと考える。ただし、主な転職先は高等教育機関や教育行政機関であったので、中等教育機関への定着率は低いとはいえ、教育界から離れたわけではなかったことが指摘できる。

表63 北京高等師範学校卒業生服務期間後の職種

就職先 学部	中等教育機関			高等教育機関		教育行政機関		初等教育機関		社会 教育 機関	政府 軍事 機関	その 他	死亡	不明	卒業 生数
	中学 校	師範 学校	職業 学校 等	大学	専門 学校	中央	地方	小学	幼稚園						
物理	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	10
	80.0			0.0		0.0		0.0		0.0	0.0	10.0	0.0	10.0	100%
生物	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
	66.7			33.3		0.0		0.0		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100%
博物	47	22	2	4	0	0	6	0	0	3	10	4	9	36	143
	49.7			2.8		4.2		0		2.0	7.0	2.8	6.3	25.2	100%
史地	72	24	2	10	0	0	8	2	0	1	12	7	15	69	222
	44.1			4.5		3.6		0.9		0.5	5.4	3.2	6.7	31.1	100%
手工図画	10	5	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	18	35
	42.9			0.0		2.9		0.0		0.0	2.9	0.0	0.0	51.3	100%
理化	68	31	16	11	7	0	0	4	0	2	14	6	26	96	281
	40.9			6.4		0		1.4		0.7	5.0	2.1	9.3	34.2	100%
数理	42	8	0	8	1	0	2	3	0	3	11	1	10	34	123
	40.7			7.3		1.6		2.5		2.5	8.9	0.8	8.1	27.6	100%
英語	81	24	7	3	25	2	0	1	1	4	20	15	20	84	287
	39.0			9.8		0.7		0.7		1.4	7.0	5.2	7.0	29.2	100%
教育	9	5	0	2	0	0	2	1	0	0	3	0	3	11	36
	38.9			5.6		5.6		2.8		0.0	8.3	0.0	8.3	30.5	100%
国文	53	17	1	9	0	0	11	1	0	4	7	1	15	68	187
	38.1			4.9		5.9		0.5		2.1	3.7	0.5	8.0	36.3	100%
化学	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	2	8
	37.5			0.0		0.0		0.0		0.0	25.0	12.5	0.0	25.0	100%
体育	14	5	0	3	1	0	2	0	0	1	3	2	1	29	61
	31.2			6.6		3.3		0.0		1.6	4.9	3.3	1.6	47.5	100%
数学	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	1	5	17
	29.4			0.0		0.0		0.0		0.0	17.7	17.7	5.8	29.4	100%

[註] 数字は上段が人数、下段は%を示す。

第2節 南京高等師範学校の設置とその変容

第7章で述べたが、范源濂の高等師範学校区制によれば、全国を六つの高等師範学校区に分け、各区に1カ所の高等師範学校を設けるというものであった⁷²⁾。江蘇、浙江、安徽をもって構成される江蘇区では、南京がその拠点に選ばれた。南京高師は、北京高師、武昌高等師範学校に続き、中国における3番目の国立高等師範学校であった。

1. 教職員陣容の変化にみるアメリカの影響

(1) 南京高等師範学校の設立に携わった人々

教職員陣容の変化をみるためには、創設に関わった人物および設立当初の教職員を考察する必要がある。創設の経緯およびそれに携わった人物について、蔭山雅博は、南京高師の設立は江蘇省巡按使（同省の最高行政官）韓国鈞が「江蘇省教育会に全面的に委任し」、同会の「中心人物、黄炎培、沈恩孚、袁希涛を同準備処評議員に任命し、また張謇の直弟子でもある省教育司長江謙を初代校長に抜擢した」と指摘した⁷³⁾。つまり、蔭山は南京高師の設立にあたって江蘇省教育会の役割が大きいことを論じたのである。確かに蔭山があげた人物は登場するが、それぞれの役割や学校の設置経緯については事実と多少のズレがある。

南京高師の創設のきっかけは、江蘇省第二師範学校長賈豊臻らが同省の中等教員の不足を解消するため教育部に高等師範学校の設置を求めた要請文であった。賈豊臻の要請文の趣旨は教育部第545号「諮文」として江蘇省に通達され、1914年8月30日に韓国鈞は江蘇省巡按使公署第2406号を以て同省の財政により南京高師の設置を教育部に要請し、江謙を同校の校長に抜擢しようとした⁷⁴⁾。しかし、韓国鈞はすでに1カ月前、つまり7月15日に安徽省へ転属する辞令を受けていたので⁷⁵⁾、韓が後任巡按使の到着を待つ間に出した要請に教育部は即座に対応せず、江謙も教育部の任命がないため就任しなかった。

韓国鈞のかわりに斉耀琳が江蘇省の巡按使となった。斉は韓と同じく同省の高等師範学校の設置を再び教育部に要請した⁷⁶⁾。教育部は斉の要請に応え、江謙を南京高師の初代校長に任命した。こうして斉は1915年1月8日に江に対し同校の創設を命じ⁷⁷⁾、江は同月17日に江蘇省へ着任した⁷⁸⁾。

翌18日、南京高師の設立にあたって江謙は帰国したばかりの留米学生郭秉文や陳容、元の教育部視学・普通教育司司長袁希涛を南京に招いた。また、河海工程専門学校のこと

で南京に来ていた江蘇省教育会会長沈恩孚および同会副会長黄炎培と一緒に学校を設立することになる元両江師範学堂の校舎を視察した。そこで設立準備処を開設し、さらに袁希涛に対し南京に留まり学校の創設を手伝うよう要請した⁷⁹⁾。つまり、沈恩孚、黄炎培の二人は別件で偶然南京を訪れていた時に江謙から視察に誘われたのである。袁希涛に助力を頼んだのも江謙であった。これらのことを総合して考えるなら、南京高師範の設立は、江蘇省教育会の主導というよりは、校長江謙が主役であり、袁希涛がその相談役であった。郭秉文と陳容はその脇役であり、江蘇省教育会の沈恩孚と黄炎培はさらにその外延的な位置に存在したのである。

江謙は 1876 年生れ、字は益源あるいは易園である。南京の文正書院に入門し、清末における「日本型」学校制度の導入に尽力した院長張謇に師事した⁸⁰⁾。1899 年 3 月に南洋公学師範班に入学し、1890 年 9 月に修了した⁸¹⁾。1902 年、張謇の右腕として通州師範学校の創設に尽力し、同校の監理（校長の次）となった。先行研究に指摘されたとおり、この学校は建築法からカリキュラムの編成まですべて日本から導入し、教員の多くも日本人教習であった⁸²⁾。こうした経歴から、江謙は師範教育、とくに日本の師範教育を熟知していた教育専門家であった。

袁希涛については、前述したように直隸省の嚴修に従い日本の教育システムを同省に導入した人物であった。

郭秉文と陳容については、蔭山が紹介したとおり、両者ともコロンビア大学ティーチャーズカレッジを卒業していた。前者は博士学位を取得し、後者は教育学学士を修得した。郭は同校の教務主任に、陳は学監主任に任命された。また設立の年の 6 月 11 日、校長江謙の派遣で日本へ赴き教育を考察した⁸³⁾。

沈恩孚は 1894 年の甲午科挙人で、後に江蘇省にある宝山区学堂の教員となった。1904 年秋に日本へ渡って教育を考察した。日本の師範教育に高い関心を寄せ、帰国後に同省の上海にある龍門師範学堂の監督となり、まもなく江蘇学務総会を発起した。

黄炎培は 1901 年に南洋公学に入学し、翌年 3 月に蔡元培とともに中国教育会を発起した。1903 年に日本へ渡り教育学を専攻した⁸⁴⁾。

アメリカの教員養成システムを熟知していた郭秉文や陳容に対し、江謙、袁希涛、沈恩孚、黄炎培はいずれも留日あるいは日本への教育考察を通じて日本の教員養成システムを把握し、清末に江蘇省や直隸省で日本の教員養成システムを導入した実務者であった。師範教育をめぐる 5 名はアメリカか日本かという相違はあったが、いずれも教員養成シス

テムに通曉した人物であった。郭秉文と陳容を教育視察のために日本へ送ったことから、江謙は南京高師の創設初期から日本の教員養成システムに対する共通理解を求めていたことがうかがえる。江謙を除く5名はみな江蘇省出身の者であった。江謙は留学経験などにかかわらず、江蘇省内から師範教育の専門家を集め南京高師の設立にあたったのである。

以上、同校の創設当初において、南京高師の設立事業は江蘇省巡按使韓国鈞が「江蘇省教育会に全面的に委任し」、「郭秉文の構想にもとづいて進められることとな」ったという蔭山の指摘は事実と異なるといえる。江蘇省教育会ではなく校長江謙が主導し、彼が集めた人材によって設立準備が進められていった。

1915年8月、南京高師の設立準備に着手した半年後、江謙は「南京高等師範学校学生募集要項」を公告し、学生の選考をはじめた⁸⁵⁾。翌月10日、南京高師を開校した。

(2) 南京高等師範学校設立当初の教職員陣容

では、設立当初の南京高師はどのような教職員を擁していたのか。蔭山は郭秉文が南京高師設置当初において「数次にわたり欧米の高等教育機関を訪問、学業成績、人物ともにすぐれた人材の発掘にあたった。その結果……多彩なアメリカ留学出身の人材が南京高師に雲集することになるのである」と述べ、1914年から1924年までの46名のアメリカ留学出身者を表にまとめた。蔭山の指摘によると、南京高師設立当初の1914年から東南大学に昇格した1924年までの教職員採用は、アメリカ一辺倒で郭秉文の主導によるものであったとされている。しかし、設立当初の校長は郭秉文ではなく江謙であり、郭秉文は江謙に同校の教務主任に任命されていた。

留米帰国者を教職員に多数採用したのは郭秉文が校長となった1919年以降のことであった。留米帰国者陶行知の教務主任への抜擢、学監主任を辞任した陳容のかわりに留米帰国者劉伯明を起用したのはその一例である⁸⁶⁾。教員の陣容も1919年後に「欧米留学生を招聘し」⁸⁷⁾、教員の数は1918年の53名から1921年の102名と倍にまで拡大した⁸⁸⁾。1919年以後南京高師における教員メンバーの構成は校長である郭秉文と密接な関係があり、彼の校長就任後に留米帰国者が雲集したことが理解できる。

しかし、1918年の53名の教職員陣容はどのようであったのか。果たして蔭山が指摘したように、設立当初からすでにアメリカ一辺倒であったのか。こうした疑問を解くため、ここでは蔭山が使用していない史料、1918年度の『南京高等師範学校一覽』に記された教員名簿を用いて郭秉文の校長就任直前の教職員を考察する。

まずは管理職や一般職員の陣容をみってみる（表 64）。教務主任である郭秉文は 1918 年 3 月に病で倒れた江謙のかわりに校長代理となり、教育専修科主任教員陶行知は郭秉文のかわりに教務主任代理を兼任していた。郭秉文が校長代理であった時、職員には留米帰国者は郭秉文と陳容と陶行知の 3 名であった。陶行知は校長代理となった郭秉文によって抜擢されたのであり、彼の代理校長就任がなければ留米帰国者の数は 2 名のみであった。

次に教員の陣容をみってみる。表 65 から分かるように、郭秉文の校長就任直前において南京高師の教員中もっとも多いのは留学経験がない者で 27 名であった。留米教員は 19 名で、その他に留日教員は 3 名、留英教員は 1 名であった。アメリカ人教員は 3 名おり、1 名が「英文」を担当し、1 名が「商業兼英文」を担当していた。残り 1 名は体育専修科の「名誉主任教員」を務めていた。19 名の留米帰国者を主に数学理化部、工芸専修科および農業専修科という科学技術を専攻する部・科に配分していたことは、同校の留米帰国者採用の目的を表している。つまり、留米帰国者を通してアメリカの先進の科学技術を導入しようとしていた。

表64 1918年度南京高等師範学校職員一覧

氏名	字	職位	留学歴	最終学歴	職歴
江謙	易園	校長(病で休暇中)	なし	南洋公学師範班	南通代用師範校長、江蘇教育司長
郭秉文		教務主任兼校長代理	米国	コロンビア大学博士	なし
陳容	主素	学監主任	米国	教育学学士(アメリカ)	なし
陶知行		教育専修科主任教員 兼教務主任代理	米国	コロンビア大学大学ティチャーズカ レッジ都市学務総監資格取得	なし
李文才	仲霞	庶務主任	なし	旧科举知識人	昆山市教育会副会長、小学校長
張景范	企文	学監兼齋務書記	なし	旧科举知識人	上海震修兩等小学校長、浦東中学附 属高等小学主事
汪頌明	慎大	学監	なし	浙江之江大学卒業	上海清心実業学校教員および学監
黄応桂	栗香	学監処事務員	なし	旧科举知識人	松江師範および農業学校事務員松江 市議員
楊賢江	英父	学監処事務員	なし	浙江第一師範学校卒業	なし

表65 1918年度南京高等師範学校(2部7科)教員留学歴

留學先等	部科	国文 部	数学理 化部	国語講 習科	工芸専 修科	体育専 修科	農業専 修科	商業専 修科	英文専 修科	教育専 修科	合計
留米		2	5	0	3	1	4	0	2	2	19
留日		1	0	0	0	0	1	0	0	1	3
留英		0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
なし		2	2	2	0	11	0	2	6	2	27
米国人		0	0	0	0	1	0	1	1	0	3
合計		5	7	2	3	13	5	4	9	5	53

体育専修科には、兵式体操を担当していた楊与齡がいた。楊は留学経験がなく、南洋将備学堂を卒業してから軍隊に入った。小島淑男『留日学生の辛亥革命』（青木書店、1989年）から分かるように、留日学生で最も多いのは軍事を学んだ者であった。彼らは帰国後に軍隊に入り、あるいは軍事に関係する学校で教鞭を執り、中国の近代的軍隊をつくりあげた。楊の兵式体操は南洋将備学堂で留日帰国者あるいは日本人教習から授かった可能性が大きい。

教育専修科は1918年6月、郭秉文の校長代理時代に増設された同校最後の専修科であった。主任教員は昨年秋に招聘した陶知行であった。教育学および心理学を担当したのは同じ昨年に採用された鄭宗海であった。東京高師を卒業した姜琦は、同科の教育史を担当しており、同時に暨南学校師範科主任をも兼任していた。留学経験がない陸規亮と俞子夷は同科の教育行政と教授法を担当していた。陸規亮は広西師範校長や日本留学生経理員を歴任した人物であった。俞子夷は清末に日本へ渡り単級教授法を研究し、帰国後に単級教授法練習所を創設した。民国に入ると江蘇第一師範学校附属小学校で単級教授法の実践を行った。また1913年10月、江蘇省教育会の派遣でアメリカに留学中の郭秉文と陳容と会合し、アメリカの初等教育機関や師範教育機関をめぐって考察を行った⁸⁹⁾。

姜琦は1922年に南京高師の派遣でコロンビア大学ティチャーズカレッジに留学し、1924年に修士学位を修得し帰校した。英文専修科に「英文」を担当していた張謇は江蘇省の公費で1917年末にアメリカへ留学した。1918年後半に体育専修科に「体育」を担当していた盧頌恩は教育部の官費で留米した。このように、南京高師教職員には徐々に留米帰国者が増加していったことが分かる。しかし南京高師の創設当初から留米帰国者が大勢を占めていたかのような先行研究の指摘は事実ではない。蔭山が作成した46名の留米教員名簿⁹⁰⁾を1918年度の教職員名簿と比較すると、一致したのはわずか10名（郭秉文、陳容、劉伯明、張準、王璣、陶知行、鄭宗海、鄒秉文、胡先驩、賀懋慶）であった。このことから留米帰国者の採用は、校長となった郭秉文の主導で1918年度以降に行われたことが分かる。

2. 文理科の設置と「高等師範学校規程」からの乖離

(1) 南京高等師範学校の変容

南京高師における教員陣容の変化にともない、学校組織や学科も徐々に再編成された。

1919年春、校長代理である郭秉文は同校の行政組織を改革し、国文部を国文史地部に、理化部を数理化学部に変更した。国文史地部には国文、歴史、地理の3コースがあり、数理化学部には数学、物理、化学の3コースがあった。また、翌年、哲学コースを国文史地部に増設した。

本章の第2節ですでに紹介したように、1913年に中華民国教育部が公布した「高等師範学校規程」では、本科を国文部、歴史地理部、数学物理部、物理化学部、英語部、博物部の6部に分けると定めていた。この規程に従い歴史地理部や数学物理部を単独に増設するのではなく、それぞれ国文部や理化部に合致して再編成したことから、大きく文と理という学問の枠組みを以て学科を分けたことが分かる。ここには郭秉文のアカデミックな考え方がうかがえる。

次章の第1節で述べるが、1919年前後の中国教育界では、高等師範学校の学生の学力不足を批判する声が聞かれ、高等師範学校廃止論も起こっていた。郭秉文はこれまで日本のものを踏襲してきた高等師範学校制度を批判し、理想的な「教師は創造的な科学家であり、敢えて未発見の真理を探究し、未開発の領域を開拓しなければならぬ」と述べ、教員養成に研究的性格をもち込もうと考えた⁹¹⁾。

文と理をもって南京高師における学科を再編したことは、郭秉文が考えていた研究型教員養成論の実践の第一歩であった。実際に翌1920年の元月、郭秉文は学校組織系統の再編成に着手し、国文史地部と数理化学部を合併して文理科として発足させるという新たな構想を教育部に上申した⁹²⁾。郭秉文が考えた文理科は8系より構成された。それは上述した国文史地部の4コースを継承する国文系、歴史系、地学系、哲学系と、数理化学部の3コースを継承する数学系、物理系、化学系その他、英文専修科を英文系に昇格させるものであった。文理科における各系の修業年限はいずれも4年と設定された。文理科の他、予科や体育専修科、教育専修科、工芸専修科、農業専修科、商業専修科、という5つの専修科はそのまま維持するとした⁹³⁾。

郭秉文の改革案を教育部は即座には許可しなかった。そこで1920年6月末、郭秉文は自分の構想を「南京高等師範学校内部組織試行簡章」にまとめ、再び改革意思を教育部に

上申した。当時、赴任したばかりの教育部次長かつ部長代理である傅嶽棻は教育部指令第 1128 号を下し、郭秉文の校内組織の再編成を認めた⁹⁴⁾。

文理科の設置はこれまで日本をモデルにした「高等師範学校規程」における学科設置の範囲を脱出し、新たな中等教員養成制度を築こうとするものであった。学科の改編に合わせて郭秉文は学生一人一人の習熟度を考慮し、履修科目選択制と単位制を 1920 年 9 月から行うことを計画した。すなわち、学生は毎学期ごとに最低 15 単位を修得し、4 年間に 120 単位以上を修得すれば卒業できると規定した⁹⁵⁾。第 11 章に述べるが、文理科の構想が教育部に認められてまもなく、郭秉文は東南大学の設置構想を教育部に上申し、同年 12 月に認可された。こうして南京高師文理科が制度上成立したが、学科課程など具体的な事項の改正は、東南大学が設置後に行われた。

(2) 南京高等師範学校の変容の原因

南京高師の変容は決して歴史上の偶然のできことではなかった。陳青之が「世界大戦（第一次 — 引用者註）の終結後は、世界全人類の思想の急変によって、わが国の教育思潮も改まり、この制度（中華民国初期の学制 — 引用者註）はもとより存続はしていたけれども、思想の洗礼をうけてすでに動揺しはじめていたのである」と指摘したように⁹⁶⁾、1918 年以降の中国は新文化運動の隆盛に伴い、教育界にもアメリカの影響が色濃く出てきた。中国の利権をめぐる中日両国は大戦後対立を深めていたこともあり、中国における日本の影響は次第に弱まった。こうした国際情勢の推移にともない 1920 年前後の中国教育界では日本の学制をモデルにした民国初期の学制への批判の声すら起こっていた。こうした時代的な要請に応えるように南京高師の改革は進められていった。

変容の要因は、こうした時代的な潮流によるものの他に、もう一つ南京高師の財源に求めることができる。

前述したように中華民国教育部の総長になった范は、まず全国を 6 つの高等師範学校区に分け、各学区にそれぞれ高等師範学校、師範学校、中学校、小学校を設立し、高等師範学校を軸として国民皆学を目指した。こうした国民教育を担う 6 つの高等師範学校区の原則は、国の財源で高等師範学校を設置し、断じて地方財政に任せないこととされていた。こうした高等師範学校国有化方針によって確立されたのが北京高師を軸とする直隸区であった。

しかし、范は翌年 1 月に辞任し、再び教育総長に就任したのは 1916 年 7 月のことであ

る。この間、范のような強力な推進者を欠いたことと教育部の財政難のため、高等師範学校区制は順調に進まなかった。この間に実現した学区は、湖北区と江蘇区の2つのみであった。武昌高等師範学校を中心とする湖北区は直隷区に続く2番目の学区であるが、その運営費が常に不足していたのは前述のとおりである。3番目となる江蘇、浙江、安徽をもって構成される江蘇区の南京高師はこうした状況下で発足した。

江蘇省は南京高師の設置を教育部に求め、高等師範学校区制が公布された翌1913年度の国家予算に組み込まれていたが、教育部の財政難で結局実現には至らなかった。1914年度の国家予算に再び組み込まれたが、江蘇省巡按使韓国鈞は前年の経験を踏まえ、国から費用がおきる前に省財政を充当し、南京高師を設置することを許可して欲しいと教育部に申し入れた⁹⁷⁾。教育部からの返答が返ってくる前に韓は安徽省へ転属となり、後任の斉耀琳が再びこの件を申請し許可された。結局省の財政でまかなわれることとなった南京高師の設立経費は、省财政厅が方々から借金をして5万元を集め、1915年2、4、6月の3度に分けて支給された⁹⁸⁾。

こうした経緯から分かるように南京高師は名目上は国立であるが、実質的には地方財政によってまかなわれていた。北京高師と異なり財源を国庫に頼らない南京高師は財政的に国から独立しており、そのことが国の制度を超えた多様な改革を次々に申請し実現していく素地となったと思われる。

時代的な要請と財政問題に悩まされた中華民国教育部は南京高師の改革を容認せざるをえなくなり、ついに清朝末期から踏襲してきた日本型の中等教員養成制度を踏み超え、さらなる改革の時代を迎えることとなった。

第9章 「大学における教員養成」の論議

郭秉文が南京高師の改革に着手した1919年は、新文化運動の隆盛期でもあった。第五回全国教育会連合会大会がこの年に開かれ、学校制度とりわけ高等師範教育制度をめぐって検討が進められた。この大会をきっかけに教育界における高等師範学校の存廃論争が巻き起こった。論争の結果は1922年に公布された新しい学制である壬戌学制に示されたとおり、普通教育系統と並列していた師範教育系統が廃止された。それまで高等師範学校で行われてきた中等教師養成は、師範大学かあるいは総合大学の教育科で行われることになった。この論争によって18年間つづいた師範教育系統は一瞬にして失われ、教員の養成にきわめて重要である教育学的教養と教職倫理の教育は軽視され、教育実習も無視されることになった。

壬戌学制の制定や、郭秉文の総合大学教育科構想と異なる陳宝泉の師範大学構想の形成については、次の章にゆずり、ここではこれまで先行研究で注目されなかった高等師範学校存廃論争から始まった「大学における教員養成」の論議を取りあげ、中国における中等教師養成史上の問題点を俯瞰したい。

近代中国の教師養成に関する本格的な先行研究は数そのものが少なく、陳乃林「我国近代的師範教育」(『教育学』、1982年7月)、劉問岫『中国師範教育簡史』(人民教育出版社、1984年)、崔運武・鄭登雲「論清末民初的高等師範教育」(『教育史研究』、1990年第2期)、陳永明『中国と日本の教師教育制度に関する比較研究』(ぎょうせい、1994年)、趙洪海「中国近百年の師範教育」(叶立群総主編『師範教育学』第3章、福建教育出版社、1995年)、高謙民「中国師範教育的歴史回顧」(『教育史研究』、1997年第3期)などがある程度である。

しかし、これらの研究には大きな限界がある。それは、どれも中等教師養成史に焦点をあてたものではなく、高等師範学校の存廃論争があったという歴史的事実さえ記されていないのが実情である。いずれも教員養成制度の沿革を示すにとどまっており、教員養成、とくに中等教師養成理論の形成の考察には至っていない。いずれの研究も概説的であって、基本的な事実を確認する上では有効であっても、詳細な事項に立ち入ってみようとするれば非常に心もとないと言わざるをえない。

本章のテーマについて考える場合、もっとも有効であった研究は、船寄俊雄「大正期高等師範学校存廃論争にみる中等学校教師像の性格」(『教育学研究』第53巻第2号、1986

年6月)および、同論文を発展させた同『近代日本中等教員養成論争史論』(学文社、1998年)である。いずれの研究も、日本における高等師範学校の存廃論争を扱ったものであるが、次に述べるように、中国の教師養成制度が日本のそれをモデルにして作られていたが故に、日本の中等教師養成制度が抱え込んだ制度的難点、すなわち中等教師養成において高等師範学校と(帝国)大学の関係をどのように考えるかという問題⁹⁹⁾を同様に抱えることになり、中国におけるそれを分析する場合に有効である。以下、そのあたりの事情を若干敷衍しよう。

先行研究が指摘するとおり、清末から中華民国初期にかけて中国は日本の教師養成制度を導入した¹⁰⁰⁾。厳密に言えば、癸卯学制期(1904～1911年)から壬子・癸丑学制期(1912～1921年)までの18年間、中国の教師養成制度は日本のそれをモデルにして作られた。この18年間中国では、中等教師養成を担う機関(清末では優級師範学堂と称し、民初では高等師範学校と称した)と、初等教師養成を担う機関(清末では初級師範学堂と称し、民初では師範学校と称した)が重層的に設けられており、しかも中学校から大学に続く専門教育の系統とは別に師範教育の系統が設けられていたことなどがその証左である(図6、図7参照)。

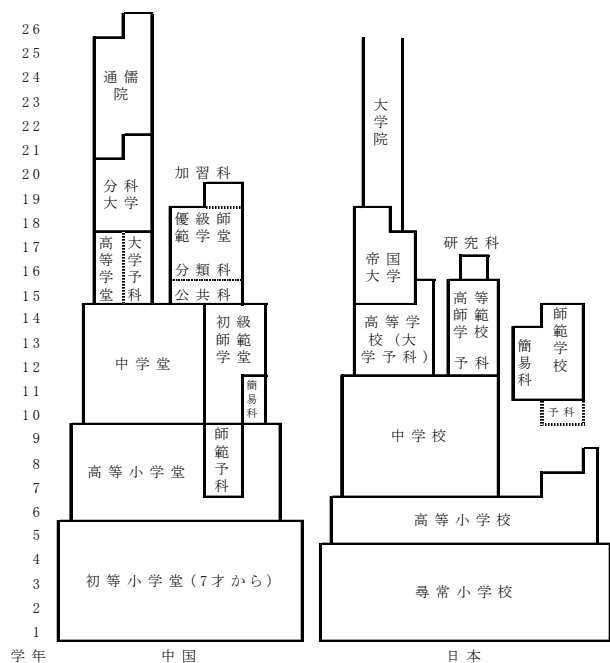


図6 中国における学校系統図(1904年)と日本における学校系統図(1900年)の比較

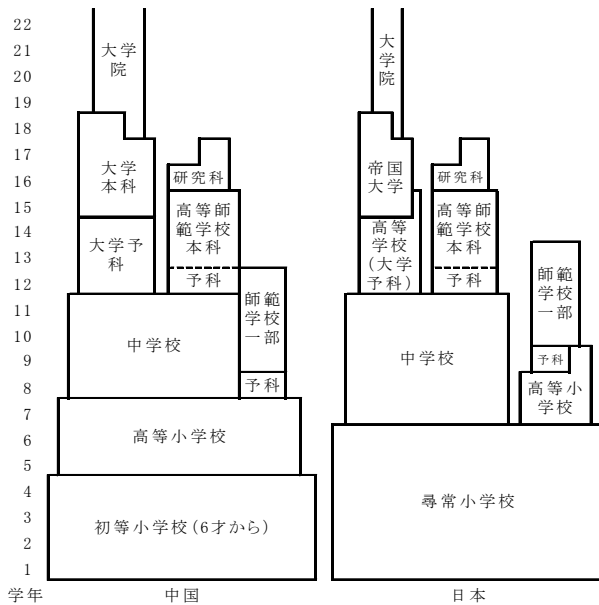


図7 中国における学校系統図（1912年）と日本における学校系統図（1908年）の比較

新文化運動期における高等師範学校存廃論争は、モンローが指摘したような中等教育の制度・内容・教授法などの不備という問題を背景にしていた¹⁰¹⁾。またすでに中国で定着していた日本型の学校制度と第1次世界大戦後に隆盛したアメリカ型の学校制度の対立を根底にはらんでいた。さらにそこには、教育界に強い影響力をもっていた留日帰国者と、それにとって代わって台頭しようとした留米帰国者の主導権争いも介在していた¹⁰²⁾。

このように本章のテーマの背景には、第1次世界大戦後の中国と日本およびアメリカの関係という興味深いテーマが存在しているのだが、ここでは中等教師養成の問題に限定し、考察を行ってみたい。

中等教師養成の問題に限定すれば、その分析の焦点の一つは高等師範学校の存廃問題が提起するものの解明になる。その点では、先に示した船寄の研究が参考になる。もちろん中国の学校制度が日本のそれをモデルにしたとはいっても、教育問題の発現の仕方は異なり、その点に留意する必要がある。例えば中国における高等師範学校の存廃論争の過程においては、中等教師養成は大学で行われるべきであるとする点は存廃両派とも一致していた。ただ、その形態において、高等師範学校を昇格させた師範大学で行うのか、それとも高等師範学校を廃止し総合大学に教育科を置いて行うのか、という相違があるだけであった。この点日本の場合と事情を異にしていた。日本との比較で言うならば、1919年の暮から始まる東京・広島の高師昇格問題とその後の師範大学存廃問題が中国では

同時に発生したことになる¹⁰³⁾。

なお、この高等師範学校の存廃論争のその後の帰結について述べておこう。高等師範学校の存廃論争を経て、1922年11月に壬戌学制が成立した。壬戌学制では、初等教師養成を担う師範学校はそのまま存続されたが、中等教師養成を担う高等師範学校は師範教育の系統から離れ、専門教育の系統にある大学へ昇格した（図8参照）。結局、中等教師養成機関の非特設を主張する派は高等師範学校を総合大学教育科へ昇格させ、中等教師養成機関の特設を主張する派は高等師範学校を師範大学という特設単科大学へ昇格させたのであった。

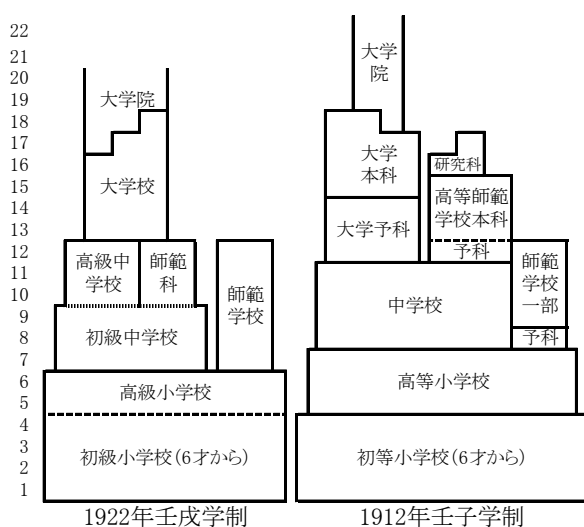


図8 壬戌学制（1922年）と壬子学制（1912年）における学校系統図の比較

第1節 論争の発端および論争点と分析の視点

1. 第5回全国教育会連合会大会における高等師範教育改革議論 — 論争の発端

1919年10月、山西省太原市で第5回全国教育会連合会大会が開催され、「改革師範教育議案」¹⁰⁴⁾が浙江省教育会から提出された¹⁰⁵⁾。作成者は同会代表経亨頤であった¹⁰⁶⁾。

経は浙江省上虞に生まれ¹⁰⁷⁾、官費留学生として1903年2月に来日し、宏（弘）文学院の速成師範教育科¹⁰⁸⁾と速成普通教育科¹⁰⁹⁾に学んだ。後に東京高師に進学し、1911年3月に数学科を修了した¹¹⁰⁾。帰国後、故郷の浙江兩級師範学堂（後の浙江省立第一師範学校）の教務長や校長を歴任し、1919年から浙江省教育会会長をも兼任した¹¹¹⁾。

経が提出した議案には、「純正な教育の研究と各科の教授に必要な教育原理は二つの問題であり、混同してはいけない」、教育学の研究という「責任を潔く大学にまかせ」、「教育科を設けるべき」と論じ、教育学の研究を中等教師養成機関から排除することを述べた。そして、「高等師範学校を第三期師範学校に改称し、中等学校の各科教師を養成する」ことを唱えた。「第三期師範学校は予科、専修科、研究科に」分けているが、経のいう「研究科」は大学の研究科とは異なり、「教育倫理と哲学などを研究し」、「第二師範学校（高等小学教師養成機関 — 引用者註）の教育学教師と中学校の修身教師を養成する」だけである。この案は、大学と高等師範学校の機能分化を目指すものであった。職業教育としての教師養成を高等師範学校の機能とし、学問としての教育学研究を大学の機能とするのが経の考え方であった。

これに対し、北京代表の陳宝泉は直ちに大会で「改革師範教育之意見」を提出した。

陳は 1874 年に直隸省天津で生まれ、公費留学生として 1903 年秋に来日し、宏（弘）文学院速成師範科で 1 年間学んだ。帰国後、故郷の直隸省天津の小学校教務長を歴任し、同省学校司（日本の県教育委員会に相当 — 引用者註）幹事を経て、学部（日本の文部科学省に相当 — 引用者註）普通教育司師範科員外郎（科長 — 引用者註）に昇った。民国期に入り、北京高師校長を拝命し、全国師範教育研究会長をも兼任した¹¹²⁾。

陳は、教育学の「研究任務を高師から排除するのであれば、それは高師廃止の意見と同じである」と経に反論した¹¹³⁾。陳は、教師養成機能と教育学研究機能は不可分の関係にあることを主張したのである。その具体策は高等師範学校を格上げし、「研究科、本科および予科三部に分ける師範大学」を設置し、「研究科で教育の学術を専攻させる」ことであつた。この研究科は「入学資格を師範大学やその他の大学の本科卒業生とし、2 年の課程で教育学士の学位を授与」するものであつた¹¹⁴⁾。

経と陳はいずれも清朝末期の留日師範生であり、ほぼ同時期に宏（弘）文学院に入学し、同窓であつた。また帰国後の職歴や社会的活動から、両名とも師範教育の専門家であつたことが分かる。同様に日本で師範教育を学び、帰国後は日本をモデルに作られた教師養成機関で活躍した両名は、中等教師養成制度改革をめぐる意見に相違はあつても、いずれも教師養成を日本のように特設の機関で行うことで共通していた。この共通点を基本として審査委員会は検討の上、「師範大学を設置し、研究科、本科および予科三部に分け、研究科を教育学術の専攻の場とする」という「審査結果」をまとめた。そして、次の大会、つまり第 6 回全国教育会連合会大会の「提案方針」として各省区教育会に通達した¹¹⁵⁾。

2. 論争点と分析の視点

各省に通達された「提案方針」は、高等師範学校の存廃論争へと発展することとなった。まず、経・陳両名とも意図していなかった、高等師範学校の存在そのものを否定する廃止論がもち上がった。その論調は『教育雑誌』に集中してあらわれた。1920年の6月から1921年の9月まで、高等師範学校廃止を主張した論文は8本あった。それらの著者と論題を整理したものが表66である。

表 66 師範大学非特設論一覧

著者	論文題目	収録誌名・巻号	出版年月
賈豊臻	今後学制革新之研究	『教育雑誌』第12巻第6号	1920年6月
顧樹森	対於改革現行学制之意見	『教育雑誌』第12巻第9号	1920年9月
雲六	現行師範学制的流弊及改革法	同上	同上
許崇清	論第五屆教育連合会改革師範教育諸案	同上	同上
賈豊臻	続今後学制革新之研究	同上	同上
郭秉文	請以南京高等師範学校改為大学	同上	同上
賈豊臻	閱全国教育連合会議決案贅言	『教育雑誌』第13巻第3号	1921年3月
賈豊臻	再続今後学制革新之研究	『教育雑誌』第13巻第9号	1921年9月

日本の高等師範学校存廃論争では、廃止論が出されるとすぐにそれを批判する論が出され、議論の応酬がみられた。しかし中国の場合、廃止論に反論する論文が発表されたのは、1年ほど経った1921年5月のことであり、これは廃止論がおおよそ出そろった後のことであった。また、高等師範学校存続論は主に『教育叢刊』に掲載された。半年の間に高等師範学校の存続を主張した論文は8本あり、それらの著者と論題を整理したものが表67である。

『教育雑誌』は上海を拠点とした商務印書館が編集した雑誌で、江蘇省をはじめ主に中国南方各省の教育者に論争の舞台を提供していた。後ほど述べるように、廃止論（＝師範大学非特設論）者賈豊臻、顧樹森、郭秉文はいずれも江蘇省の出身であった。また同省の教育界は、郭秉文をはじめとする留米帰国者によってアメリカの教育システムに強く影響を受けていた。

一方、『教育叢刊』は師範教育機関の代表であった北京高師が編集した雑誌であった。後に述べるように、存続論（＝師範大学特設論）者には、余紹仁、鄧萃英、余家菊、導之、

李建勛、常乃徳のような北京高師の関係者が多かった。また、北京高師の歴代校長である陳宝泉、鄧萃英、李建勛はいずれも留日学生であり、彼らの帰国後の活動によって日本の師範教育システムが中国に持ち込まれた。

表 67 師範大学特設論一覧

著者	論文題目	収録誌名・巻号	出版年月
余紹仁	北京高師改組大学的管見	『教育叢刊』第2巻第3集	1921年5月
鄧萃英	学制改革案	『教育叢刊』第2巻第5集	1921年10月
雲甫	高師改師範大学の理由及弁法	同上	同上
余家菊	論師範学制書	同上	同上
導之	對於主張廢除師範学制之質疑	同上	同上
莊沢宣	再論改革学制	『教育雑誌』第13巻第9号	1921年9月
常乃徳	師範教育改造問題	『教育雑誌』第14巻号外	1922年5月
李建勛	請改全国国立高等師範為師範大学案	『教育叢刊』第3巻第5集	1922年9月

表 66 で示したように、師範大学非特設論者には賈豊臻、顧樹森、雲六、許崇清、郭秉文の5名がいた。そのうち、賈、顧、雲、郭の4名は、高等師範学校を廃止することを主張した。主に論を展開したのは賈、顧、雲であり、郭はあまり多くを語らなかったが、教育科を有する東南大学の創設や壬戌学制のもとで南京高師の東南大学との合併に力を注いだ。

一方許崇清は高等師範学校の廃止よりむしろ自ら総合大学に昇格していく方がよいと主張し¹¹⁶⁾、プロフェッショナリズム¹¹⁷⁾の立場に立って中等教師像を描いた。許は師範大学非特設という点で賈ら4名と一致したが、目指す中等教師像においては違いがあった。

表 67 で示したように、師範大学特設論者には余紹仁、鄧萃英、雲甫、余家菊、導之、莊沢宣、李建勛、常乃徳の8名がいた。主に論を展開したのは余(紹)、雲、余(家)、導であり、鄧、莊、常(乃)の論は前者の論と重なる所が多い。李は論をあまり発表していないが、実践面において北京高師を北京師範大学に昇格させることに貢献した。

師範大学特設論者が描いた中等教師像はいずれも前述した陳宝泉の中等教師像の延長線に位置づけられる。いずれも教育学の研究を含む高いレベルの教育学的教養、専門職としての職業倫理、初等・中等学校での教育実習という専門性を強調するプロフェッショナルリズムの中等教師像で一致していた。

これらの論争を分析するにあたって、ここでは船寄が設定した師範大学論争の分析視点

を利用したいが¹¹⁸⁾、先に述べたように中日両国の教育事情の相違を反映して、分析視点が妥当する部分とそうでない部分がある。後の考察の便宜のためにその点を先に述べておこう。船寄が設定した分析視点とは、(1)中等教師養成機関を特設するか否か、それと連動して(2)中等教師をどのように養成すればよいのかというものであり、(2)については、めざすべき教師像として、アカデミズムとプロフェッショナリズムという二つの概念を採用した。そして、(1)の視点を横軸に、(2)の視点を縦軸にとってできた四つの象限に論者を配置し、分析を行った。

さて以上の分析視点にならって、表 66 と表 67 の論者を四つの象限に配置してみると図 9 のようになる。

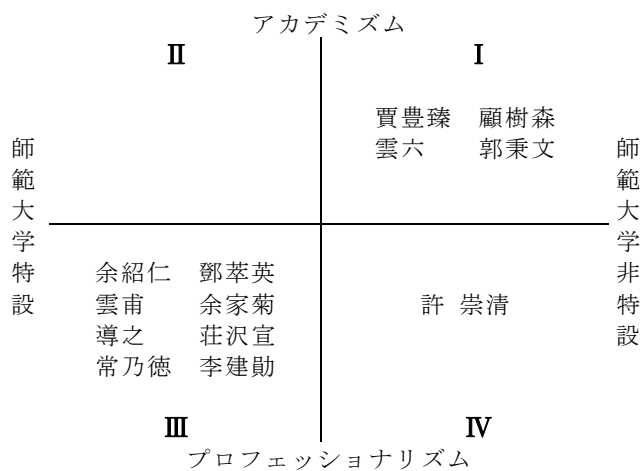


図 9 高等師範学校の存廃をめぐる論者の布置

当然のことながら表 66 の非特設論者は第 I 象限と第 IV 象限に位置づき、表 67 の特設論者は第 II 象限と第 III 象限に位置づくことになるが、日本の場合と比較して特徴的なことは第 II 象限に該当する人物が存在しなかったことである。日本の場合には長田新が第 II 象限に位置し、師範大学特設論者でありながら、第 I 象限に位置した春山作樹とアカデミズムにおいて通底しており、それ故アカデミズムの「陥穽」を抱え込むことになった¹¹⁹⁾。中国においてはこの論点は存在しなかった。

繰り返しになるが歴史的帰結を先に述べておくと、第 III 象限の論者たちの主張が師範大学の設置へとつながり、第 I・IV 象限の論者たちの主張が総合大学教育科の設置につながっていった。この点を踏まえると、以下の分析の柱は次の 2 点となる。1 点目は、第 III 象限の論者たちのえがく教師像とその養成制度の分析であり、2 点目は、第 I 象限と第 IV 象

限の論者たちがえがく教師像とその養成制度の分析である。

第2節 教師像とその養成制度をめぐる相克

1. 余紹仁らのプロフェッショナルリズムの教師像と師範大学の特設

プロフェッショナルリズムの教師像に依拠したのは、師範大学の特設を唱える論者であった。特設論者の論理は4点にまとめることができ、そこから特設派の中等教師像がうかがえる。

1点目は、知識の性格の違いである。特設論者は、教育者としての知識の質の問題を提起した。彼らは特設の中等教師養成機関の「学生が持つ専門知識」と総合大学の「大学生が持つ知識」は同じではないとして、知識の質の角度から、中等教師養成機関の特設の必要性を唱えた¹²⁰⁾。特設中等教師養成機関は、「教育者の智恵と能力を養成するだけではなく、教育者の興味、信仰と品格を養成する必要がある。単に専門知識を与えるのではなく、教育者の立場から教授されなければならない。また単に科学研究に従事させるのではなく、教育者の見地から研究に従事させる必要がある」。したがって、教師養成という職務は、「一般の大学が担当できるものではなく、また、教育系と少々連絡したからといってすぐできるものでもない」と説明した¹²¹⁾。そのほか、高等師範学校が「大学に設置された非実践的な研究者を養成する教育科と同様であってはならない」と述べ、「大学師範院或いは教育科と師範大学は性質は同じではなく、目的も違う。だから並立されても矛盾はなく」¹²²⁾、「大学は研究を重視し、高等師範学校は教授法を重視する」と述べた¹²³⁾。

2点目は、教育者としての職業倫理養成の必要性である。「人を"専心致志"に仕事に向かわせるのは、その人の心の中にある理想、Idealである。この理想は決して一朝一夕の工夫から生まれるものではなく、日々染み込むように作られるものである。師範生は師範教育機関に入り、"師範"という詞が常に自分の心に存在するというだけで、自分が生涯を賭けて従事する職業の暗示を時々にするのである。そして、自分が研究する学術に"専心致志"しなければならない、明白にいうと、そのようにしなければ、教育界に立脚することもできず、自然淘汰されるのみである。このような条件下で育まれた理想は固定的であり、しかも信用できるものである」と中等教師の職業倫理の特別な養成の必要性を説いた。こうした主張の背景には、総合大学に在籍した自らの経験から、総合大学が輩出する教師の職業倫理が脆弱なものであるという認識があった¹²⁴⁾。中等教師を養成するために「専門知識の学習」や「教育の実習」が必要であることはもちろん、そのほかに「人格の鍛錬」や「教育職への信心をも養成する」必要があると強調した。それは「教育は一種の

職業には違いないが、他の職業と違うところもある」と考えたからであった。その違いは、「第 1 に、普通の職業は社会の一部分に影響するが、教育は全社会や全人生に直接影響する。第 2 に普通の職業の対象は物質であり、身につけた技術も物質に対して行うものである。しかし、教育の対象は生身の人である。人は生きていれば自己主張もあり、教育者の思う通りにはいかない」ということであった。人を対象とする職業であるからこそ特別な職業倫理が求められるとしたのである¹²⁵⁾。

3 点目は、教育実習の重視である。いくつかある科の一つに過ぎない教育科では、教育訓練に対する総合大学職員の関心は稀薄にならざるをえない。それに対し、特設の中等教師養成機関では教育訓練に大きな注意が払われると述べた。また「師範大学は専門が広く深い教育的学者、教育人材を養成する。農工医大学は工場、農場、病院などを学生らの実習場所とするが、師範大学は全国の各中小学校、職業学校、師範学校を師範教育の実習場所にあてなければならない」と強調した¹²⁶⁾。農業、工業、医学と同じように専門職としての教師養成は実習がなければ成り立たないからである。

4 点目は、教師供給における独立設置の有効性である。高等師範学校は中学校教師の需要に応じて定員を定めることができるが、中等教師養成を大学に任せると供給に支障が生じる可能性があるとの危惧を示した¹²⁷⁾。そのほか、「我が国の教育人材が実際に足りない」ので、「高等師範において必ず真正なる教育人材の養成を行う必要があり、単なる普通科学や文学の教師をつくるのではない」と論じた¹²⁸⁾。「真正なる教育人材の養成」は、中等教師養成機関を独立設置して初めて可能であるというのである。

以上の 4 点に共通するものは、教師像におけるプロフェッショナリズムの強調である。教育者は単に学力の優れたものではなく、人間の形成さらには社会の発展に直接影響を与えるものであり、したがって教育者としての興味、信仰、品格、信念という職業倫理を備える者でなくてはならないと主張した。教育者が学ぶ知識とは、教育学的教養を含む教育科学の知識であり、そのために教育学を研究しなければならないのであった。専門職としての教育実習も不可欠であると論じた。ここに、プロフェッショナリズムの立場が明確に表明されていると見て取ることができる。また、社会の中堅人材を養成する中等教育機関がいまだ普及していない当時の状況を考慮して、教師確保に有効な手段と考えられた特設を主張した論者たちには、社会的政治的な配慮もあったといえるだろう。

特設論者の経歴から分かるように、荘を除き¹²⁹⁾、彼らには日本の師範教育機関あるいは北京高師で学んだ者がほとんどであり、論争当時において主に北京高師を拠点として活

躍していた¹³⁰⁾。北京高師の教師には東京高師の出身者が多く、カリキュラムの編成や校則の制定など経営実態においても東京高師の影響がかなり大きかったと見られる。特設論者である校長代理鄧翠英と次代校長李建勛はいずれも公官費の留日学生で、国の人材養成として派遣された。鄧は東京高師の出身で¹³¹⁾、李は広島高師の出身であった¹³²⁾。留日時代に孫文を中心とする同盟会に加入し、辛亥革命時に参加した。つまり、特設論者は、非特設論者と対照的に清朝、民国を通じて強い政治的立場を有していたといえる。

2. 師範大学非特設＝総合大学教育科設置の二つの型

(1) 賈豊臻らの総合大学教育科設置論＝アカデミズムの教師像

賈豊臻が「顧樹森君と范雲六君の意見および郭秉文君『請以南京高師改為大学』はすべて私の主張と偶然にも一致した」と述べたように、賈、顧、雲、郭は教師養成を大学に任せる方がよいと主張する論者であった¹³³⁾。彼らの論理は3点にまとめることができる。

1点目は、機関設置の重複の問題である。高等師範学校の「国文科英文科地史科は大学の文科と、数学理化科博物科は大学の理科と、農業科工業科商業科も大学の農科工科商科および農工商業専門学校と大きな違いがない。重複する機関が設置されていても意味がない」と述べ¹³⁴⁾、「大学および専門学校は教育科を設ければ、専門知識の修得は勿論のこと、教育の授業も受けられる。これは高等師範学校の学習内容と同じではないか」¹³⁵⁾、また高等師範学校が「養成する人材は中等学校の教師に過ぎない。これに莫大な経費を費やし、特設の機関を設けるより大学」に付設することにより、「同様な効果が収められる」¹³⁶⁾と論じた。したがって「高等師範学校を廃止し、大学および専門学校に教育科を設けるのは最も便利である」と主張した¹³⁷⁾。また、「日本においてもこの十年来、高等師範学校廃止の説を唱える人もある。このことはまだ実行されていないといっても、機関を重複して設置することが議論を呼んでいる」¹³⁸⁾ことを指摘し、日本の動向からも中等教師養成機関の特設を廃止すべきであると論じた。

2点目は、高等師範学校の教育水準の低さである。総合大学教育科設置論者は、「高等師範学校の六部は大変お粗末で普通中学校教師を養成することしかできず、甲種実業学校や中学校レベルの職業学校の教師を養成することはできない」と論じた¹³⁹⁾。

3点目は、日本批判である。英米の教師養成制度を紹介し、「何故彼らの組織を参照せずに、乱れた日本語を枝葉末節にこだわってただ直訳するのだろうか。私にはどうしても

理解できない。現在高師を牛耳っている留日の奴等は自分が留日であるから、ただこの制度を至上のもののように尊敬する」と罵倒した¹⁴⁰⁾。

以上の3点が、総合大学教育科設置論者の主張であった。しかし、総合大学における中等教師養成をどのように展開し、どのような教師資質を求めるのかについてはまったく言及しなかった。彼らがもっとも強調したのは、「莫大な経費を費やし」て「重複」する機関を設置するのは採算に合わないということであった。このように総合大学教育科設置論者には、教師養成論に対する理解の限界がみられた。こうした未熟な教師養成論は、後に登場してきた師範大学特設論者の成熟した特設大学における教師養成論とかみ合うことなく、両派の論は平行線を辿った。

賈らが高等師範学校の廃止を唱えた背景には、彼らの経歴や社会的立場と当時の社会的環境があった。雲六の生没年や経歴については未詳であるが¹⁴¹⁾、賈¹⁴²⁾、顧¹⁴³⁾、郭¹⁴⁴⁾の3名はいずれも江蘇省の出身でいわゆる同郷の者であった。賈は江蘇省の公費で留日したが、帰国後めざましい昇進はしなかった。郭の父は医者でありキリスト教会の長老であった¹⁴⁵⁾。当時清政府による「欧米諸国への留学生派遣は途絶し」ていたので、その間に郭は、父の影響、すなわち「キリスト教宣教師の援助など」によってアメリカへ留学した¹⁴⁶⁾。当然、留学費用は清政府から出たものではなかった。また顧も郭と同時代の留学生であったので、イギリスへの留学は官費ではないと理解できる。彼らは帰国後に故郷の教育界で活躍し、欧米教育の推進を目的とする中華職業教育社や中華新教育社の理事を務め¹⁴⁷⁾、同じ信念をもつ新教育の崇拝者であった。賈、顧、郭はいずれも辛亥革命に関わった形跡がみられず、政権交代後も政治的なしがらみが薄かった。彼らの欧米教育志向の背景にはこうした経歴があったといえよう。

一方当時の社会情勢に目を向ければ、二十一か条の要求によって国民的な反日感情はさらに高まり、第1次世界大戦後には欧米志向が隆盛していた。そして論争の最中に相次ぎ訪中したデューイやモンローなどアメリカを代表する教育学者の影響は、中国教育界におけるアメリカを中心とする欧米主義への追い風となった。郭や顧のようにようやく教育界で認知され始めていた欧米留学帰国者への注目度は、こうした社会的環境の中で一気に高まった。また、賈のように留日帰国者のなかにもアメリカ教育の信奉者となった者もあった。

(2) 許崇清の総合大学昇格論＝プロフェッショナルリズムの教師像

非特設論者の中で総合大学における教師養成をより具体的に提案したのは許崇清であった。許は、「外的構造からみれば、『提案方針』の師範大学は研究科、本科および予科に分けられおり、とても上手くできているようである。しかし、内的組織から見ると、この師範大学は従来の高等師範学校とあまり変わらない」と論じ、陳と経の提案を受けて作られた第5回全国教育会連合会大会の師範大学案を批判した¹⁴⁸⁾。

許は、総合大学で中等教師養成を行うという点で、賈・顧・雲・郭と共通していた。ただし許は、高等師範学校を直ちに廃止し、新たな総合大学教育科を設置するという賈らの論と違っていた。許は、「現状からみれば、北京大学でも中等教師養成を行う実力があるかどうか疑問であり、他の大学は全く期待できない」と述べ、ただ中等教師養成機関を一つの専門学を深めた「北京大学」を始めとする総合大学に付設すればよいという単純な問題ではないと賈らをも批判した。

なぜなら許の理想的な教師像は、「ただ学科の専門知識を授ける者ではなく」、「現代の文化を把握し」、かつ「研究志向を持つ者」でなければならないからであった。ここでいう「研究はただの科学の研究ではなく教育の研究を行わなければならない。言い換えれば、教育者の職業倫理を以て科学研究に従事すること」であった。したがって「教育者の職業倫理」を軽視する北京大学を始めとする総合大学には中等教師養成を「期待できない」のであった。

「教育者の職業倫理」の養成においても、許はアカデミズムの中等教師養成論者に不信を抱いた。プロフェッショナルな中等教師を養成するためには、単なる学科の専門知識を習得するのみならず、教育学の専門知識や教師としての職業倫理の習得も重要であるとする点において、許は師範大学特設論者と共通の基盤に立っていた。ただし許は、高等師範学校を師範大学に昇格せよとする余らの論と違って、高等師範学校を総合大学に昇格・拡充していくことを主張したのであった。

許は、「徳米英仏の中等師範教育制度」の歴史と現状を考察した上、「各国の中等師範教育は大学の各学科と大学の教育科や師範部またはその他の機関と協同で行う。高等師範学校は過渡的な制度に過ぎず、大学教育が発達すれば大学に合併するのが当然である。小学（校の教師を養成する — 引用者註）師範学校も中学教育が普及していない時点での遺物である。……これらの師範学校は一時的な方便のための傍系であり、いつか正系に戻さなければならない。したがって師範学制の系統を別に立てるのは無意味である」と論じた

¹⁴⁹⁾。

清末から受け継いだ師範教育の系統は学校系統の「傍系」であり、それによって設置された高等師範学校は「一時的な方便のための」ものでしかない。高等師範学校はもはや時代の使命を終え、師範大学に昇格する必要はない。師範教育の系統はこのまま継続すれば逆に教育の発展を阻害する可能性がある。これが、同じくプロフェッショナルな中等教師像を支持しながらも、許が余らの師範大学特設論に反対する論理であった。許は、「各省の高等師範は一足飛びに総合大学に移行することは不可能である」が、「内部組織を小幅に修正すれば、将来的に総合大学の実現を期すことはできる」と考えていた¹⁵⁰⁾。

そこで許は、高等師範学校を基礎として設ける総合大学における中等教師養成のカリキュラムを5年と構想し、「前3年はAcademic workのみを授け、後の2年はProfessional workのみを授ける」と述べ、専門教育の重要性を主張した。ここでいう「Academic work」は「一般教養」と換言されており、研究を指すものではなかった。また「Professional work」は「教育学教授法および学級管理法など科目との数学期の实地演習」を指していた¹⁵¹⁾。専門的訓練が全カリキュラムの五分の二を占めるという許の構想に、中等教師養成におけるプロフェッショナルリズムの重視があらわれている。

中等教師養成機関の非特設という制度構想において賈らと観点を共有していたが、教師教育を担う高等師範学校の特質、すなわち教育学を軸とする教師の教養、教授に生かせる専門的実習、および常にこだわり続けてきた職業倫理を基にする中等教師像をめぐっては、異なっていたことが見て取れる。こうしたプロフェッショナルリズムの教師像が濃厚にあらわれた許の展望は、今日の教師養成をめぐる議論においても十分に通用する位置に到達していたといえるだろう。

許は¹⁵²⁾、1905年官費で日本へ留学し、東京高師に学んだ。在学中に同盟会に加入し、辛亥革命に参加するために一時休学して帰国した。東京高師を卒業した後、東京帝国大学文学部に進学し、1920年に同大学大学院を修了した。孫文の勧誘で帰国後に故郷の広東省に還り¹⁵³⁾、広州市教育局長を拝命した。こうした経歴を有した許は、日本における帝国大学と高等師範学校の相克を知り、独自の中等教師養成論を形成したと理解できる。

以上、1919年から1922年までに行われた高等師範学校存廃論争を具体的に考察した。壬戌学制のもとで、中等教師養成機関は総合大学教育科と師範大学の二つのタイプに分化した。先に述べたように、壬戌学制は、非特設論者（図9の第I・IV象限）の中等教師養成論と特設論者（図9の第III象限）の中等教師養成論の制度化であった。前者の論の流れから大学のなかに教育科が置かれるようになり、後者の論の流れから高等師範学校を昇格

させた師範大学が設置された。壬戌学制における中等教師養成制度は、論争両派の主張を折衷的に取り込んだものであった。

非特設論派によって主張された中等教師養成論は、中国における中等教師養成史に新たな伝統をつくったと言えよう。しかし、一方でいくつかの課題を残すことにもなった。彼らは、高等師範学校の学習内容は大学や専門学校とほぼ同じであるとか、本家である日本でも存廃論争を行っているとか、総合大学の社会的学術的優越性が高い、などを理由にして中等教師養成機関の特設を批判したが、いかに総合大学教育科で中等教員を養成するのか、についてはほとんど言及していない。彼らの教育界での経歴をみると、欧米師範教育制度に影響された人が多いことが分かる。また新文化運動という当時の社会的環境から考えれば、非特設論は自由主義的な教育観と関係があったと思われる。非特設論と自由主義的な教育観の関係は、非特設論が教育者としての倫理の問題にまったく言及していないことに端的にあらわれている。彼らの教師像では、学芸に秀でた者こそが優れた教員であった。アカデミズムとリベラリズムにとって、中等教師養成機関の特設は無意味であった。高まるリベラリズムの思潮のなかで、プロフェッショナリズムもまたその影響を受けていたと言えよう。

一方、特設論派は、中等教師養成機関である師範大学の設置を法的に実現し、高等師範学校を師範大学に昇格させるという中国独自の道を開いた。彼らは中等教員として必要なものは、高い教育学的教養、人間を対象とする教職の倫理および教育訓練であった。それを実現するためには高等師範学校を師範大学に昇格し、特設の中等教師養成機関を保つていく必要があった。しかし、非特設論に対し特設論派は有効的な論理を展開できたであろうか。教員は単なる科学の伝達者ではないという主張はなされたが、その主張は具体性に欠けるものであった。また、師範大学の実現に伴い、清末から 18 年間続いた師範教育系統は十分な検討を経ぬまま一瞬にして失われた。

最初に教育科を設けた総合大学は東南大学であった。東南大学教育科は「南京高師に引き続き教員を養成する」という第 1 象限の郭秉文の大学における教員養成の実践場で¹⁵⁴⁾、教育系、心理系および体育系の 3 系を設けた。教育系と心理系の 2 コースは、元南京高師教育専修科にあったもので、体育系は元南京高師体育専修科が発展したものであった。

一方、最初の師範大学は、北京高師から昇格した国立北京師範大学校であった¹⁵⁵⁾。国立北京師範大学校は、教育系、国文系、英文系、歴史系、地理系、数学系、物理系、化学系、生物系の 9 系を設けた。また、専修科として体育専修科と手工図画専修科を設置した。

二つのタイプの中等教師養成機関、つまり東南大学教育科と国立北京師範大学校は、いずれも大学における中等教師養成に責任あるシステムであったが、その内実に立ち入った考察は第11章にゆずる。次の第10章では論争にともない成立した新しい学制である壬戌学制の制定過程や師範大学の誕生およびそれに関わる人物について考察する。

第10章 壬戌学制における中等教師養成制度の成立

第1節 高等師範教育制度の成立経緯とその特徴

1. 全国教育会案における中等教師養成制度

1920年前後の教育界の状況について、陶知行は「壬子学制は施行10年を経て、多くの弱点を露呈しつつある。とくにこの一二年の教育思潮の影響を受け、もはや終焉の時は近いかに思われる」と述べた¹⁵⁶⁾。「弱点」と指摘されたのは主に中等教育に関することであった¹⁵⁷⁾。そこへ新文化運動が追い打ちをかける形となった。デューイの教育思潮の高まりによって、日本をモデルにした壬子学制に対する批判の声は抑えきれない大きな流れとなったのである¹⁵⁸⁾。こうして1912年から1913年にかけてつくられた壬子・癸丑学制は、施行からわずか10年でさらなる改革の時を迎えたのである。この改革によってつくられたのが1922年11月1日に公布された壬戌学制であった(図10)。

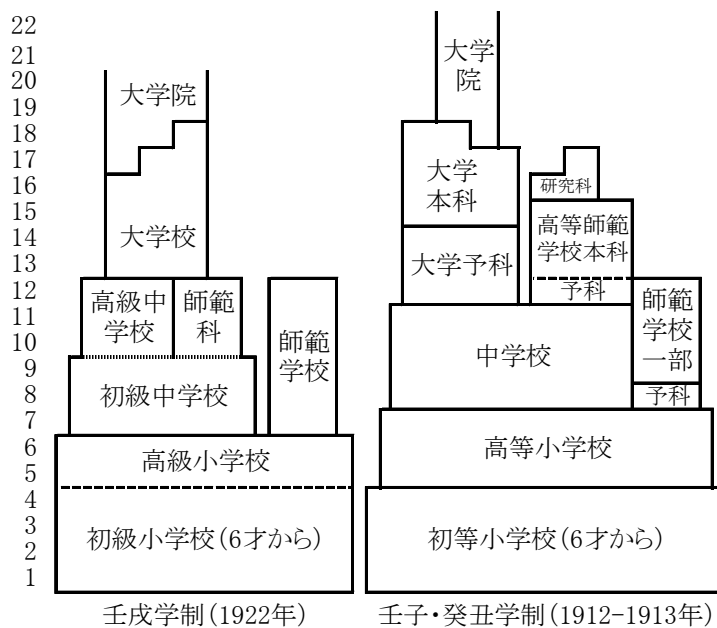


図10 学制系統図(略図)の比較

壬戌学制における中等教師養成制度はいつから、どのようにつくられたのだろうか。また、この制度はどのようなもので、壬子・癸丑学制のそれと比べるとどこが改革されたのだろうか。

壬戌学制に関する研究として最新のものをあげるとするならば、銭曼倩・金林祥主編『中

『国近代学制比較研究』（広東教育出版社、1996年）がある。しかし、この研究には限界がある。壬子・癸丑学制にあった高等師範学校が壬戌学制では消えたことを指摘したが、それがなぜ消失したのかという教員養成史上の重要な課題には答えていない。

壬戌学制における中等教師養成制度の成立過程を明らかにすることが本章のねらいだが、まず壬子・癸丑学制の公布以降壬戌学制が成立するまでの10年間の教育界の動向を概括しておこう。この間、教育界で中心的な役割を果たしたのは全国教育会連合会であった¹⁵⁹⁾。1915年から1922年までの全国教育会連合会の開催地、会期、参加者数、議長名、その役職を表68に示した。

表 68 全国教育会連合会各年会一覧

回数	開催地	会期	参加者数	大会議長	議長の役職
第1回	天津	1915.4.24-1915.5.12	25名	張佐漢	直隸省教育会会長
第2回	北京	1916.5.11-1916.5.21	45名	陳宝泉	北京教育会会長
第3回	杭州	1917.10.10-1917.10.26	39名	経亨頤	浙江省教育会会長
第4回	上海	1918.10.10-1918.10.26	33名	沈恩孚	江蘇省教育会会長
第5回	太原	1919.10.10-1919.10.25	51名	馮振邦	山西省教育会会長
第6回	上海	1920.10.20-1920.11.10	35名	黄炎培	江蘇省教育会会長
第7回	広州	1921.10.27-1921.11.7	35名	汪兆銘	広東省教育会会長
第8回	済南	1922.10.11-1922.10.20	21名以上	許名世	山東省教育会会長

[出典]『教育雑誌』第7-18巻、徐友春主編『民国人物大辞典』（河北人民出版社、1991年）、

興亜院政務部編『日本留学支那要人録』（1942年）により作成。

全国教育会連合会の由来については「全国省教育会第一次連合会記略」に次のように記されている¹⁶⁰⁾。

省教育会は全省の教育の枢要である。清朝のときは行政に關与していたが、民国に入り研究を職務とするという章程が定められ、現在の教育会の使命となった。近年の教育界では研究課題が数知れず発生している。この状況に鑑み直隸省教育会は全国連合会の開催を發起し、各地の教育会から賛同をえ、民国4年4月20日に代表が天津に集まった。会場は公園内の順直省議會とした。

このように全国教育会連合会は政府によって組織されたものではなく、省教育会の自発的な意志により結成されたものであった。以降、原則的に年1回の大会を各省で開き、大会の準備委員会は開催地の省教育会が担当し、議長、副議長は同省の教育会会長と副会長が務めた。教育部は毎回2、3名の「特派員」を派遣し¹⁶¹⁾、教育部部長の講演も度々行われた。大会で議決された案は教育界の総意として教育部に提出された。

壬子・癸丑学制における中等教師養成制度の改革は、1919年10月に山西省太原で開催された第五回全国教育会連合会における、浙江省教育会代表経亨頤と北京教育会代表陳宝泉の高等師範教育をめぐる議論を発端として始まった。前章ですでに述べたように、この大会で陳宝泉は高等師範学校を師範大学に昇格することを提案した。経亨頤・陳宝泉の提案は学制改革の議論の一環として翌年開かれる次回大会の討議課題に決定された。しかし、時間的に余裕がなかったためか、あるいは環境が整わなかったためか、結局、次回大会では議論されなかった。

壬子・癸丑学制における中等教師養成制度の議論が再燃したのは、1921年10月に広東省広州で開催された第七回全国教育会連合会でのことであった。この大会では広東、黒龍江、甘肅、浙江、湖南、江西、山西、奉天、雲南、福建、直隸の11省の学制系統案が提出されたが¹⁶²⁾、結局、全国教育会連合会学制系統案（以下、全国教育会案と略記）は「広東の案を骨子とし、黒龍江、甘肅、浙江、湖南、江西、山西、奉天、雲南、福建の9省の案を参考にした上で作成した」ものであった¹⁶³⁾。この10省の案のうち中等教師養成機関を師範教育系統として特設しているのは広東、奉天、雲南、福建の4省であった。中等教師養成機関を師範教育系統として特設して行うのか、それとも専門教育系統の大学において行うのか、という二つのタイプに分かれた。

広東省案が骨子とされたという先行研究の指摘に従って、ここでは広東省案と全国教育会案における中等教師養成制度に焦点をあて図11を作成した。

確かに一見するとよく似ている。とくに初級師範—高級師範という師範教育系統を特設した点が本節においては注目される。しかしながら、大学に師範科を置いて、おそらく中等教師養成機能をもたそうとした点では、全国教育会案は広東案と異なっていた。

同大会では、全国教育会案と各省の案を各省・区の教育会、各高等教育機関、全国の新聞社や教育雑誌社に送り、意見を聴取し、次回大会で結論を出すことを決めた¹⁶⁴⁾。

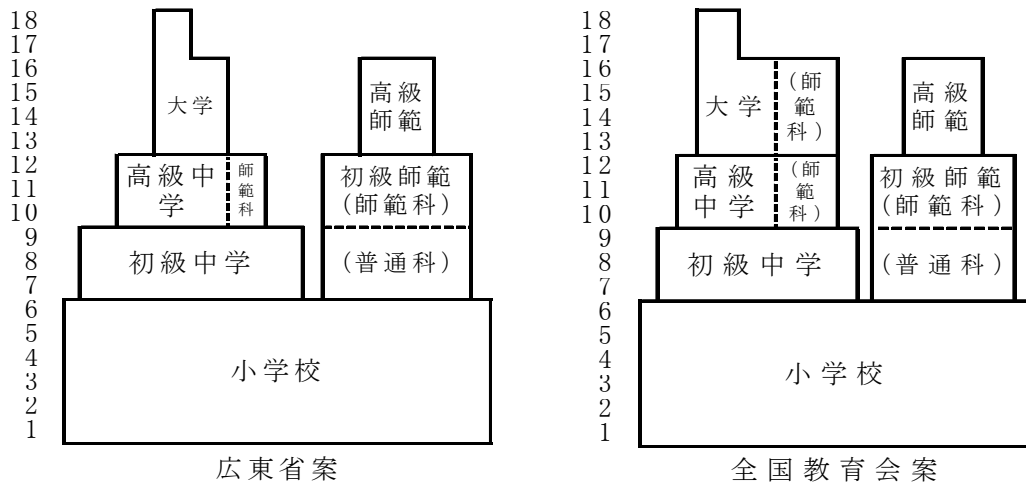


図 11 広東省案と全国教育会案の比較

2. 折衷案における中等教師養成制度

1922年10月、第8回全国教育会連合会が山東省済南で開かれた。これまで全国教育会案を中心として検討が進められていたにもかかわらず、教育部の「特派員」陳容と胡家鳳は、この大会の初日に、この年の9月に教育部が主催した学制会議でつくられた学制改革案（以下、教育部案と略記）を提出した¹⁶⁵⁾。こうして、この大会では全国教育会案と教育部案の2つの案が検討されることとなった。教育部案は6・3・3制の不採用や高等師範学校の格下げなど根本的な点において全国教育会案の性質と異なったために、各省教育会の代表から大きな反発を受けた。全国教育会案と教育部案の間には埋めることのできない溝があった。

教育部案における中等教師養成制度の特徴は3点ある¹⁶⁶⁾。1点目は、単科大学として4年制の師範大学が設定され、学生は12年学歴（6・3・3制ではない）を有する高級中学の卒業生から募集することである。2点目は、4年制の高等師範学校の位置付けが全国の案や民国初期の学制より低いことである。6年制の小学校の上に4年制の初級中学校があり、その上に2年制の高級中学校があった。高等師範学校は初級中学校の上に置かれており、高級中学校の上に置かれている大学校や師範大学より低く位置づけられている。3点目は、高等師範学校は師範大学に昇格することができたことである。

全国教育会案と教育部案の対立を打開する契機は、会期2日目の北京教育会代表胡適の講演にあった。講演において胡適は、全国教育会案を基本とし教育部案を参考にしながら

折衷案をつくってはどうかと提案した。胡適の提案は基本的に全国教育会連合会、教育部の両者の賛成をえた。そこで、教育部の陳容と胡家鳳は会議後に、胡適と姚金紳（同じく北京教育会代表）の宿所津浦賓館を訪ね、「胡氏に折衷調和の修正案（全国教育会案と教育部案の折衷案——引用者註）を作成するよう要請した」。結果、「午後 5 時から胡、姚二氏は教育部の両代表と討論しながら翌日朝までに草案をつくりあげた」。さらに胡適は草案を再び整理し、全国教育会案の骨子であった広東省の案第五条であれば「広五」、教育部案第五条であれば「制五」というように条文の出典を註記した¹⁶⁷⁾。

こうした経緯から折衷案は胡適を主導として作成されたと推測できる。中等教師養成制度についてみると、折衷案の特徴は 2 点あった¹⁶⁸⁾。1 点目は単科大学の一種として 4 年制の師範大学を設け、学生は 12 年学歴（6・3・3 制）を有する高級中学の卒業生から募集するとしたことであり、2 点目は高等師範学校が廃止されたことである。

1 点目は教育部案を取り入れたとみられる。また、師範大学を設けたという点は陳宝泉の師範大学構想とも一致した。ただ、陳宝泉が構想していた師範大学は専門教育系統に属する単科大学の一種ではなく、師範教育系統に属し、高等師範学校からその上に続く 2 年コースの研究科までを示した¹⁶⁹⁾。

2 点目について言えば、高等師範学校は、全国教育会案にも教育部案にもあったが、胡適らによって折衷される過程で消されたのである。

この折衷案は第 8 回全国教育会連合会に提出され、2 日間が討論に費やされた。高等師範学校を廃止することについてはかなり議論されたが、結局折衷案のとおり高等師範学校は廃止された。また、この過程で大学や師範大学、さらに師範学校や高級中学校には、初級中学校の教員を養成する 2 年コースの師範専修科が設けられることが決められた¹⁷⁰⁾。

討論の後、袁希涛、胡適、許倬雲の 3 人が、最終案となる「学校系統草案」の起草員に選ばれた。3 人が作成した「学校系統草案」は審査会の審査を経て議決された¹⁷¹⁾。「学校系統草案」における中等教師養成制度の内容は以下のとおりであった¹⁷²⁾。

- ・初級中学教員の不足を補うため、2 年コースの師範専修科を設けることができる。大学校教育科あるいは師範大学校に付設、また、師範学校あるいは高級中学師範科に設けることができる。師範学校および高級中学の卒業生を募集する。
- ・大学校は数科あるいは一科を設ける。一科のみ設置した大学は某科大学校と呼ぶ。たとえば医科大学校、法科大学校、師範科大学校などとする。

・ 大学校の修業年限は4年から6年である。

(附) 旧制により設置された高等師範学校は、一定の時期にレベルをあげ、高級
中学卒業生を募集し、修業年限を四年にする。師範大学校と称するか、あ
るいは大学校教育科に改める。

半月後の 11 月 1 日に「学校系統草案」は「学校系統改革案」と名づけられ、大總統令
により発布された。壬戌学制の誕生であった。中等教師養成をめぐる規定はほぼ上述した
「学校系統草案」と合致したが、「学校系統草案」(附)に記されていた「あるいは大学
校教育科に改める」の言葉が削除された¹⁷³⁾。高等師範学校はあくまでも師範大学に昇格
し、大学教育科には昇格しないという教育部の方針は、最後まで崩れなかったのである。

以上、壬戌学制における中等教師養成制度の成立にいたる経緯を概括した。次に前述し
た課題、高等師範学校はなぜ壬戌学制の成立過程で消失したのか、を明らかにする。

第2節 高等師範学校の消失

図10にみたように、壬戌学制では高等師範学校が設置されなかった。ところが、上述したように、高等師範学校は、全国教育会案にも教育部案にもあった。それらを折衷した胡適らの案が高等師範学校を削除したのであった。一体、この間の変化は何によるものなのか。高等師範学校の消失は中等教師養成制度をめぐる壬戌学制と壬子・癸丑学制の分岐点であり、近代中国中等教師養成史上において看過できない事実である。なぜ高等師範学校は消失したのだろうか。その原因を以下3点に絞って考察していく。

1. 胡適の中等教師像

胡適はなぜ高等師範学校を折衷案に入れなかったのだろうか。この疑問を解く前にまず、胡適の経歴について紹介しておこう。胡適は1891年に生まれ、1910年、19歳の時にアメリカから返還された義和団賠償金でアメリカコーネル大学農学院に留学した。毎週行われる実習を嫌った胡適は翌年、文理学院に転学し哲学を学ぶようになった¹⁷⁴⁾。研究院まで進学し、1914年にコーネル大学を離れ、1915年にコロンビア大学哲学系研究部に編入した。そこでデューイの講義を受講し、実験主義の洗礼を受けた。1917年に「中国古代哲学方法の進化史」という題目で論文を提出し哲学博士の学位を取得した。同年、北京大学文科学長の推薦で同大学文科の教授となり、「中国哲学史」と「西洋哲学史」の講義を担当した¹⁷⁵⁾。1919年に出版された大著『中国哲学史大綱』で哲学者として名を馳せ、中国を訪問したデューイからも改めてその実力を認められた¹⁷⁶⁾。壬戌学制を公布する1922年、北京大学は学制改革をめぐって「北大教育研究会」を設け、これを基盤にして1924年10月に教育系を設置した。胡適は教育系で「中国哲学史」を講義し、1932年から1933年まで教育系の責任者として主任をも兼任した。ちなみに、北京大学教育系は結局1949年6月17日、華北高等教育委員会の訓令によって廃止され、二年生以下は他系へ編入し、三年生は学年を短縮して卒業させた¹⁷⁷⁾。

コーネル大学での専攻を農学から哲学に変更した胡適は、大学は「科学研究を主に」行う「学術研究センター」¹⁷⁸⁾であると捉えていた。実習は彼にとって専門学校の職分であった。研究を志し渡米した胡適にとって毎週の実習は耐えられないものであった。

こうした研究志向をもつ胡適はどのような中等教師像をもっていたのだろうか。

台北師範大学14周年記念会で講演するよう頼まれた胡適は「教師の模範」という題目で講演を行った¹⁷⁹⁾。

師範（大学生 — 引用者註）は教師の模範である。模範となるためには少なくとも 2 つの条件が必要である。一つは自由を愛し独立を愛する人格である。これは己の命より重要なことである。志気を下げその身を辱めることなく、自由独立を最も重要なものとみなすこと、このような人こそ完全なる人格の持ち主と言える。もう一つは真理を愛し真理を追究する知識である。真理のためには一切を犠牲にし、苦しみに耐ええる。己の命よりも真理を愛すべきである。

自由、独立、真理、この 3 つの言葉は胡適の教師像を端的に示している。真理を追求するための学問を深めれば、優秀な「教師の模範」になれると胡適は信じていたのである。自由、独立、真理は大学の希求するものであり、こうした教師像の実現は大学でこそ行えると考えたのも自然なことであろう。教育実習への言及はみられず、教授技術は教員の条件として重視されていなかったと言えよう。こうした自由、独立、真理は、軍隊式寄宿制の義務を課した高等師範学校とは根本的に相容れないものである。

折衷案は胡適が 31 才の時に作成したものであった。アメリカ留学を経験したばかりの胡適にとって、高等師範学校は積極的な存在意義をもたなかったのではないだろうか。『胡適文集』（全 12 巻、北京大学出版社、1998 年）をみる限り、それ以降、胡適は自分が作成した折衷案について生涯一言も触れることはなかった。青年時代につくった折衷案、さらに高等師範学校を削除した意図を示す言説はどこにも残していない。

壬戌学制公布後の 1924 年 10 月、北京大学は教育系を設けた。1932 年から 1933 年まで胡適はその教育系の主任を兼任していた。1928 年、中国を統一した蒋介石は壬戌学制で廃止された師範教育系統を復活させ、高等師範学校に類する師範学院を設置した。蒋介石について台湾に逃げた胡適は、1959 年に台湾の中国教育会など 6 つの教育団体の連合年會で行われた講演で、「私は教育に無理解であり、『デューイ先生の教育哲学』という論文を 1 本発表しただけで、それ以外には教育に関する論文を書いていない」と述べた¹⁸⁰⁾。政治的コントロールの強い蒋介石政権下では、自由、独立、真理を盛り込んだ折衷案の話題を回避したかったのかもしれない。

このように現時点では折衷案で高等師範学校を削除した胡適の意図を明確に示す言説をひろうことは残念ながらできない。しかし、胡が中等教師養成を大学で行うべきと考えていたことは指摘できるだろう。

2. 高等師範学校存在意義の喪失

1922年9月、胡適はまもなく開かれた教育部の学制会議において次のような所感を述べていた¹⁸¹⁾。

これからつくられる新しい学制において最も重要なのは中学校の部分である。我々が希望するのは、高級中学校について特別慎重な姿勢で取り組んで欲しいということである。現在4年制の中学校でさえ円滑に経営することができていないのに、どうして6年制の中学校を経営することができるだろう。小数の優秀な中学校を指定し、それらの学校のみが高級中学校を有することを許可すべきである。この高級中学校には特別な予算を設け、そこに勤める教員の資格をも定める。以後徐々に高級中学校を増やすことは妨げないが、今は足らなくても溢れることのないようにしなければならない。

胡適が北京教育会代表として第八回全国教育会連合会に派遣されたのは、この1ヵ月後の10月中旬のことであった¹⁸²⁾。胡適の所感は胡適個人のものではなく、教育界の一定の知識人に共有されたものであったと思われる。高級中学校は旧制大学予科の機能をもつものであり、中堅人材を養成する初級中学校とは完全に性格の異なるものと捉えていた。初等教育がようやく普及しつつある当時の中国にとって、教育の次の課題は中堅人材の養成であって、高等教育の展開ではなかった。大学の予備門である高級中学校の設置はまだ先の課題であって当面する課題ではなかった。この高級中学校の教員は、大学へ進学するエリートを教育する者であり、だからこそ、高級中学校の教員は旧制大学予科の教員と同等の待遇を供する必要があると述べた¹⁸³⁾。こうした教員の養成は大学で行うものと考えており、これが壬戌学制における総合大学教育科と師範大学であった。

高級中学校の教員を養成する機能を失えば、高等師範学校はその機能の半分を失うことになる。一方、前節で述べたように当時の教育界には、授業料の無料制を特典とする高等師範学校は費用がかさみ財政難の中国にとっては贅沢品であるという論調があった。高等師範学校に投資する費用を削り、そのかわりに総合大学、師範大学、高級中学校や師範学校に2年コースの師範専修科を多設し、膨大な初級中学校教員の需要に応じようとした。こうした6・3・3制の導入に伴う高級中学校の設置と教育部の財政難とが交わり、高等師範学校の存在意義を薄めていったのである。

3. 高等師範学校をもつ省ともたない省の対立

本章第1節で述べたように、全国教育会案に関わったのは10省の案であり、そのうち中等教師養成機関を師範教育系統に設けているのは広東、奉天、雲南、福建の4省のみであった。では、なぜこの4省は中等教師養成機関を師範教育系統に設定したのだろうか。

全国教育会案にもっとも影響を与えた広東省は、中華民国の建国に伴い元両広優級師範学堂を広東高等師範学校に改称し、引き続き省立の中等教師養成機関として経営していた。まもなく范源濂が6つの高等師範学校区制を発動し、これにより全国に6つの国立高等師範学校を設置することとなった。すでに運営中の広東高等師範学校はこの6つの国立高等師範学校の一つに指定されたが、教育部の財政難を理由に1923年8月まで省財政のまま運営された¹⁸⁴⁾。国庫からの支出がなくても運営を継続しえたことは、広東高等師範学校が広東省に深く根をはっていたことを反映していると言えよう。

奉天省は東三省の代表として広東省と同じく国立高等師範学校の設置省に指定された。1918年12月、教育部は元の奉天両級師範学堂の跡地に瀋陽高等師範学校を創設した¹⁸⁵⁾。

福建省も中華民国の建国に伴い元全閩師範学堂優級師範班を福建高等師範学校に改称し、引き続き省立の中等教師養成機関として経営していた。国立高等師範学校に指定されず、省の財政難で1914年以降徐々に廃校への道を進んだ。

以上、雲南省を除き、広東、奉天、福建の3省はすべて高等師範学校をもった経験があり、師範教育系統に属する高等師範学校への理解があったと思われる。広東省と奉天省は国立高等師範学校の設置省に指定され、教育部から重視されていたと言える。

一方、師範教育系統を放棄し、あるいは高等師範学校を廃止して中等教師養成を総合大学に任せるという案を出した黒龍江、甘肅、浙江、湖南、江西、山西の5省はいずれも国立高等師範学校の設置省に指定されなかった省であった。黒龍江省は東三省区に属したが、東三省には奉天省瀋陽に国立高等師範学校が設けられていた。甘肅省は四川区に属したが、四川区では四川省成都に国立高等師範学校が設置された。浙江省は江蘇省に南京高師をもつ江蘇区に属した。次章で述べるように、この南京高師では、この時期すでに総合大学へ昇格する運動が起きていた。湖南省と江西省は湖北区に属していたが、湖北区は湖北省武昌に武昌高等師範学校が設置されていた。また、両省はもともと省立の高等師範学校を有していたが、「レベルが低く、実際の効果が期待できない。且つ教育部が指定した省にある学校ではないので、部令で一律停止させた」という記録から¹⁸⁶⁾、教育部に廃止された

ことが分かる。両省は教育部に重視されることはなく、むしろ冷遇を受け、自前の高等師範学校を葬らざるをえなかった経験をもっていた。山西省は直隷区に属していたが、直隷区は北京高師が設置された。

こうした各省教育会の背景をみても、胡適の折衷案における高等師範学校の廃止は胡適個人の考えが巻き起こした問題ではなく、すくなくとも全国教育会案を作成した第七回全国教育会連合会ですでに論争をよんでいた議題であった。全国教育会案では総合大学に中等教師養成を開放していた点において、ある意味ではこの問題に一応の結論が出ていた。高等師範学校をもつ省ともたない省の間の溝を埋めたのは高等師範学校と総合大学師範科の両方を設定した全国教育会案であった。胡適の折衷案はこうした大勢に従い、高等師範学校を廃止するに至ったとも言える。

以上の考察から高等師範学校が消失した原因は、①胡適が中等教師養成を大学で行うべきと考えていた、②高級中学校が生まれたことにより高等師範学校の存在意義が薄まった、③高等師範学校をもつ省ともたない省の対立、に求めることができる。

第11章 総合大学教育科と師範大学における中等教師養成の成立

第1節 総合大学における中等教師養成の系譜

1. 東南大学教育科の成立

(1) 南京高等師範学校から東南大学へ

第8章で南京高師における郭秉文の改革についてすでに述べた。郭の改革は、学科の再編成および文理科の設置に留まらなかった。早くも1920年4月7日には、同校の校務会議で南京高師を「南京大学」に昇格することを提案し、全会一致で可決された。これを受け速やかに大学創設委員会を設置した。大学創設委員会は4回の討論会を経て大学創立計画書を作成した。討論の詳細は不明であるが、4回目(1920年9月8日)の討論会では大学の予定名称を「南京大学」から「東南大学」に変更した。郭秉文はこの計画書を携え上海へ赴き、教育界の長老である張謇などに相談した。1週間後、王正廷、蔡元培、張謇、江謙、袁希涛、沈恩孚、蔣夢麟、穆湘玥、郭秉文、黄炎培などの発起人が連名した東南大学設置の上申書がつくられ、張謇、蔡元培、蔣夢麟、郭秉文、黄炎培らから教育部へ上申した。この上申書には「10年(1921年—引用者註)度から南京高師は学生募集を停止し、現有の学生を卒業させた後に南京高師の名称を取り消す」と明記されていた¹⁸⁷⁾。

当時の教育部総長は再任されたばかりの范源濂で、次長は王章祐であった。范源濂は高等師範学校区制の実現をめざしたが、郭秉文や蔡元培らの東南大学の設置要望には反対しなかった。ただし、南京高師を完全に東南大学に昇格することは許可しなかった。それで、張謇らは大学創立計画書を「設置された南京高等師範の教育、農、工、商の各専修科はレベルが比較的が高く範囲もやや大きい。これらの各科を大学に転属させ、本科は南京高師に残し、これまでどおり運営を続ける」と改訂し、教育部へ再び陳請した。結果、范源濂の賛成をえて、閣議を通過し1920年12月3日に認可された¹⁸⁸⁾。3日後、范源濂は郭秉文を国立東南大学設置準備員に任命した。こうして東南大学は南京高師とは別個に設置され、南京高師の体育と教育の2専修科は教育科に、工芸専修科、農業専修科、商業専修科はそれぞれ工科、農科、商科に拡充されることとなった¹⁸⁹⁾。

教育科は、教育学系、心理学系、体育学系の3系より構成された。教育学系と心理学系は、1920年9月の単位制の導入に伴う教育専修科の改革によって派生した二系であり、

体育学系は元の体育専修科であった。

1921年7月8日、東南大学の学生募集要項が教育部に認可された。要項によると、東南大学は5年制で予科1年と本科4年であり、予科の定員は120名を上限とした¹⁹⁰⁾。ちなみに、1924年2月23日に教育部は「国立大学校条例」を公布し、これによって大学の入学資格は「高級中学校卒業あるいは同等の資格を具える者」と定められ¹⁹¹⁾、予科はその使命をようやく終えた。

1921年7月13日、東南大学の組織大綱が教育部に認可された¹⁹²⁾。大綱によると、東南大学は「高遠深奥の学術を研究し、専門人材を養成することを目的」とし、以下の22系からなった。この22系を性質によって5科に分類した。国文系、英文系、哲学系、歴史系、地学系、政法経済系、数学系（天文附）、物理系、化学系の9系を文理科に、教育系、体育系の2系を教育科に帰した。農芸系、園芸系、畜牧系、病虫害系、農業化学系の5系は農科とした。機械工程系は工科とした。会計系、銀行系、工商管理系の3系は商科に帰した。心理系は文理科と教育科が共同で運営する系であった。生理系は文理科と農科が共同で運営する系であった。また、同年10月に文理科には西洋文学系が追加して設けられたので、こうして文理科には10系、大学は23系より構成された（図12）。

1922年11月1日、教育部は壬戌学制を公布し、翌日、各高等師範学校を師範大学に昇格するよう命じた。しかし、12月19日、郭秉文は教育部に対し、「南京高師と東南大学は、実際には同じ場所に設置されており、教職員や学校施設も共有している。名前は二つの学校になっているが、実際は一つのものである。これを強いて分ければ、多くの無駄や問題が生じるであろう。校長である私はこうした事情を考慮した上、独立の師範大学に昇格する必要がないと判断した」と反対の意思を示した。そして南京高師を「新しい学制に従い東南大学に合併する」ことを要求した。当時、范源濂はすでに教育部から離れていたため、教育部は郭秉文の意見に特別反対することもなかった。12月26日東南大学および南京高師の教授会で合併が決議された。こうして1923年7月3日、南京高師は廃止され、同校の附属中小学校は東南大学の附属となった¹⁹³⁾。合併後の新しい東南大学の科・系は依然そのままであった。

南京高師における郭秉文の改革は、清末から継承してきた日本の中等教師養成システム、すなわち普通教育の系統とは別に独立して設けられた師範教育の系統を脱して、総合大学における中等教師養成を実現した。

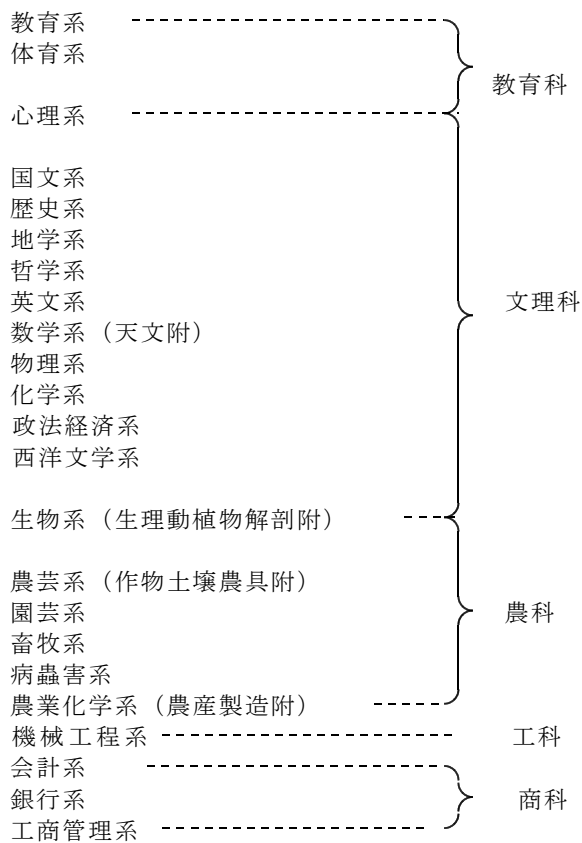


図 12 東南大学学科・系構成

(2) 設立当初の教育科

1923 年に出版された『東南大学一覽』(以下、『一覽』と略記)によれば、教育科は「教育人員の養成、教育学術の研究、教育事業の普及を目的」とした。高等師範学校が「中学校、師範学校の教員を養成する」と中等教員の養成を目的としていたことに比べ、研究と教育事業の普及をも含む広範な目的をもっていたことが分かる。

こうした広範な目的をもつ東南大学教育科はどのような教員陣容によって事業を展開したのだろうか。ここでは『一覽』中の「国立東南大学教職員一覽」に基づき 1923 年度教育科の専任教職員を表 69 にまとめた。

まず、注目したいのはアメリカ人で体育学系主任(講座長に相当)兼教授の麥克楽と教育学系教授の麦苛爾である。体育学系でもっとも重要なポストである系主任、さらに教育学系の教授ポストをアメリカ人に委任したことから、校長である郭秉文や教育科兼教育学系主任である陶知行のアメリカ教育に対する信頼がうかがえる。また、教育学教授の朱斌魁と鄭宗海、教育哲学教授の孟憲承ら専任教授はいずれも留米帰国者であったことから、

東南大学教育科におけるアメリカの影響が大きかったことが理解できる。

表69 東南大学教育科専任教職員一覧

授業科目及職位	氏名	字	最終学歴	主要職歴など
教育科主任、教育学系主任、行政委員会委員	陶知行	知行	イリノイ大学修士、コロンビア大学ティーチャーズカレッジ都市教育局長資格取得	なし
心理学系主任兼教授、行政委員会委員	陸志章	志章	シカゴ大学哲学博士	南京高等師範学校教務
体育学系主任兼教授	麥克樂		ハーバード大学体育専科	(アメリカ人)上海青年会体育主任
教育学教授	朱斌魁	君毅	コロンビア大学哲学博士	江蘇省立第一女子師範学校教務主任
教育学教授	鄭宗海	曉滄	カリフォルニア大学修士、ティーチャーズカレッジ教育学教授資格取得	江蘇省立一女師教務主任
教育哲学教授	孟憲承	憲承	ボストン大学・ロンドン大学にて研究	
教育学系教授	麦苛爾	なし	不明	(アメリカ人、原名W.A.Mccal)
教育学講師	程錦章	湘帆	不明	金陵大学国文主任兼教育学教授代理、湖北武昌陸軍学校英文教員

教員の陣容からみれば、教育学系、体育学系、心理学系（文理科と共同経営）の3系を擁していた教育科の規模はそれほど大きくないことが分かる。それは実際に予科から進学してきた学生の数からもうかがえる。

東南大学は1922年9月開学した。初年度の新生数は157名であった。前述したように、東南大学予科の定員は120名であった。新入学生は予科からのルートその他、旧制5年制の中等教育、たとえば師範学校などを卒業した者が大学側の審査に合格すれば、予科を経ず直接本科の入学試験を受け進学するルートもあった。予科の定員が120名であることから、初年度に後者のルートから入学したのは37名と推測できる。120名の予科生は1年後に本科に進学、23の学系に分かれた。単純に120名を23で割ってみると、1系あたり5名程度であった。実際、3系からなる教育科の1923年度新生は15名で、新生全員の1割であった¹⁹⁴⁾。

では、東南大学教育科設置当初の入学生数は元南京高師の教育専修科と体育専修科の入学生数と比べると、どのような特徴があったのだろうか。

南京高師では教育専修科が1918年5月に、体育専修科が1915年12月に設置された。体育専修科は南京高師が最も早い時期に創設した専修科で、中等以上の各学校の体育教員と地方公共体育館の体育主任や管理員を養成することを目的とした。最初は二年課程で、1918年度から三年課程、1921年度から四年課程となり、まもなく体育科に変名した。1922年6月までには2回の卒業生、すなわち1918年6月に32名、1921年6月に19名を送り出した。

教育専修科は最初は三年課程で、1919年9月に四年課程となり、まもなく教育科と変名した。1922年6月までに卒業生は1回のみ、すなわち1921年6月に卒業生37名を送り出した。

1923年1月に作成された「国立南京高等師範学校学生一覧」によれば、教育科（元の教育専修科）に在籍している学生は四年生が34名、三年生が30名、二年生が15名、一年生が1名、特別生が37名であった。体育科（元の体育専修科）に在籍している学生は三年生が9名、二年生が15名、一年生が1名、特別生が15名であった¹⁹⁵⁾。つまり、特別生を除き、教育専修科（後の教育科）は1919年度に34名、1920年度に30名、1921年度に15名、1922年度に1名が入学した。また、体育専修科（後の体育科）は1920年度に9名、1921年度に15名、1922年度に1名が入学した。各年度の南京高師の定員数は不明であるが、1920年度は180名で、「国文史地部一班、数学理化部一班、教育専修科一班、農業専修科一班、工芸専修科一班、商業専修科一班、英文専修科一班、体育専修科一班」の8つの班に分けられた¹⁹⁶⁾。「国立南京高等師範学校学生一覧」に示されたデータを合わせて見ると分かるように、180名には「教育専修科一班」は30名、「体育専修科一班」は9名で、合計39名であり、全入学者の2割を超えていた。これは、1923年の東南大学教育科の新入生15名と比べると倍以上となる。

東南大学教育科設置当初の規模は、その前身である南京高師教育専修科および体育専修科より大幅に縮小されたことが分かる。

2. 東南大学教育科の特質

(1) 教育科カリキュラムの構成

1923年版の『東南大学一覧』によると¹⁹⁷⁾、東南大学は単位制を採用し、予科1年間で32単位、本科4年間で128単位以上を修得すれば卒業できた。

表70は、東南大学教育科における教育系、心理系、体育系の3系の学生が4年間に履修しなければならない科目と単位である。

表70に基づき、教育科における教育系の学生の卒業単位である128単位は、①「共同必修の普通学程」（全科共通必修科目の普通科目）の39単位、②「共同必修の専科学程」（全科共通必修科目の専門科目）の12単位、③「選修の主系学程」（選択の主専門科目）

表70 東南大学教育科の履修単位

共同必修	共同必修の普通学程	英文(12)	計 39 単位	128 単位
		国文(6)		
		社会学大意(1)		
		生物学(6)		
		世界大勢(3)		
		哲学入門(2)		
		科学発達史(3)		
		体育(6)※		
	択業指導(無単位)			
	◎心理系の学生は、以上の39単位の他、数学(4-8)、物理化学(4-8)を履修しなければならない。 ◎体育系の学生は、以上の39単位の他、物理(3)、無機化学(3)、有機及び生理化学(3)、細菌学(2)、社会学(4)を履修しなければならない。			
共同必修の専科学程	教育通論(6)	計 12 単位		
	教育心理学大綱(3)			
	教育統計(3)			
選修	選修の主系学程	◎教育系心理系の学生は主系科目より <u>32単位以上</u> を履修(ただし教育心理系の学生は、共同必修の専科学程の単位を加算できる)。 ◎体育系の学生は <u>67単位</u> を履修。	計 20 単位	
	選修の輔系学程	輔系科目より20単位を履修しなければならない。		
	任意選修学程	以上の他、学系の指導によってその他の学系の科目を選ぶことができる。		不定

の 32 単位以上、④「選修の輔系学程」(選択の他専門科目)の 20 単位、⑤「任意選修学程」(自由選択科目)の五部分から構成される。そのうち、「共同必修の普通学程」の 39 単位と「共同必修の専科学程」の 12 単位は共通必修の教養科目であった。「選修の主系学程」の 32 単位の内 12 単位は必修の「専科学程」で振り替えが効くので、実際は最低 20 単位を選択すればよいことになる。教育系には 6 門(講座)、すなわち教育理論門、教育行政門、試験教育門、教学法門、教育史門、家政芸術門があり、「選修の主系学程」の最低 20 単位はこの 6 門から選択する。「選修の輔系学程」の 20 単位は心理系あるいは体育

系から選択する。これを合計すると 91 単位であり、残りの 37 単位は「任意選修学程」となる。「任意選修学程」は自分が所属している学系の担当者の指示を受けた上で修得することができた。

教育科における心理系の学生の卒業単位である 128 単位は、基本的に教育系の学生と同じであった。ただ「共同必修の普通学程」の 39 単位を履修する他、数学（4～8 単位）と物理化学（4～8 単位）を履修しなければならない。つまり、心理系の学生は 99 単位を履修した他、残りの 29 単位は「任意選修学程」となる。

教育科における体育系の学生の卒業単位は 128 単位を大幅に上回った。教育系の学生と比較すると、「共同必修の普通学程」の 39 単位を履修する他、物理（3 単位）、無機化学（3 単位）、有機及び生理化学（3 単位）、細菌学（2 単位）、社会学（4 単位）の 15 単位を履修しなければならない。また、「選修の主系学程」は 67 単位で、教育系と心理系の 32（実際 20）単位以上を遙かに超えていた。つまり、体育系の学生は 153 単位を履修し、「任意選修学程」の単位を取らなくても卒業基準の 128 単位を超えていたのである。

（2）教育学系カリキュラムにみる中等教師養成の変質

次に教育学系に設けられた授業科目について考察すると、その特徴は以下の 2 点にまとめることができる。

1 点目は、「共同必修」科目における教育学的教養科目の比重が小さいことである。表 70 から分かるように、「共同必修の専科学程」科目には教育学的教養科目は教育通論、教育心理学大綱、教育統計の 3 科目しかなかった。「共同必修」科目の 51 単位中 12 単位であり 23.5% に相当する。「共同必修」における教育学的教養科目の比重は小さい。

2 点目は「選修」科目における教育実習の比重が小さいことである。選修中の「主系学程」の授業科目名と単位数を表 71 に、「輔系学程」の授業科目名と単位数を表 72 に示す。

表 71 に示したように、教育系には教育理論門、教育行政門、試験教育門、教学法門、教育史門、家政芸術門の 6 講座があった。教育系の学生はこの 6 講座から 32（実際は最低 20）単位を選択し修得する。これらの「専修」科目で実習にあたる科目は試験教育門の「試験教育実習初歩」、「小学教育問題の試験」、「試験学校宗旨及成就」の 3 科目で合計 8 単位であった。この 3 科目はいずれも選択科目であり必修ではなかった。

では、この実習 8 単位を修得するためには、どのくらいの学習時間数が必要であったのだろうか。また、この学習時間数は元の高等師範学校の実習時間数と比較すると、どのよ

うな特徴があったのだろうか。

表71 東南大学教育科教育学系学生の「選修の主系学程」授業科目名および学分数

教育学系	教育理論門	教育概論(6)	教育学系	教学法門	中等学校普通科目の教学法(3)	
		教育概論(3)			英語教学法(3)	
		教育概論(3)			初級国文国語教学法(3)	
		教育概論(3)			地理教学法(3)	
		教育哲学(3)			生物教学法(3)	
		教育学説(3)			歴史教学法(3)	
		教育社会学(3)			数学教学法(3)	
		公民教育(3)			理化教学法(3)	
		現代教育潮流(3)			混合科理教学法(3)	
		課程の社会的基礎(3)			生理衛生教学法(3)	
	教育行政門	教育統計(3)		自然研究教学(3)	教育史門	家政教学法(3)
		学務表冊(3)		家政教学法(3)		工芸教学法(3)
		教育行政問題(3)		工芸教学法(3)		音楽教学法(3)
		欧米教育制度(6)		音楽教学法(3)		図画教学法(3)
		日本教育(4)		図画教学法(3)		戯曲研究と表現(3)
		都市教育行政(3)		戯曲研究と表現(3)		読法教学研究(2)
		中学校の組織及行政(3)		読法教学研究(2)		算術教学研究(2)
		師範学校の組織及行政(3)		算術教学研究(2)		教導児童節儉問題(1)
		小学校の組織及行政(2)		教導児童節儉問題(1)		西洋教育史(6)
		学校建築及衛生(3)		西洋教育史(6)		日本教育史(3)
		学務調査及報告(3)		日本教育史(3)	中国近代教育史(2)	
		幼稚教育(2)		中国近代教育史(2)	中国古代教育史(3)	
		職業学校の組織及行政(3)		中国古代教育史(3)	中等教育史(2)	
		職業指導と学校紹介部		中等教育史(2)	初等教育史(2)	
		郷村教育(6)		初等教育史(2)	食物成分(3)	
		学校と図書館(3)		食物成分(3)	食物成分の配合(3)	
		学務指導(3)		食物成分の配合(3)	衣料(2)	
		小学校問題(3)		衣料(2)	家内装飾(2)	
	教育経費の組織と行政(3)	家内装飾(2)		養護(5)		
	試験教育門	試験教育実習初歩(3)		養護(5)	家政芸術門	工芸研究(3)
		小学教育問題の試験(3)		工芸研究(3)		初級画(2)
		試験学校の宗旨及成就(2)		初級画(2)		高等画(2)
	教学法門	普通教学法(2)		中等画(2)		色彩研究(2)
		中等教学法と実習試験(3)		色彩研究(2)		機械画(2)
		初等教学法と実習試験(3)		機械画(2)		透視画(2)
		小学教材(2)		透視画(2)		陰影画(2)
		課程編制(3)		陰影画(2)		初級図案(2)
		小学校の教室管理と測驗(3)		初級図案(2)		高級図案(2)
		中学校の教室管理と測驗(3)		高級図案(2)		陶工(3)
		小学校の教学改良問題(3)		陶工(3)	石膏工(3)	
		中等学校の教学改良問題(2)		石膏工(3)		
		小学教法の新進歩及参改書目(2)				

表72 東南大学教育科教育学系学生の「選修の輔
系学程」授業科目名および学分数

心理学系	第一類 普通心理学	心理学入門(2)
		心理学入門(2)
		試験心理学(甲)(2)
		試験心理学(乙)(2)
		試験心理学(丙)(5)
		試験心理学(丁)(5)
		心理学の生理基本(3, 5)
		動物心理学(3)
		児童心理学(3)
		青年心理学(2)
		変態心理学(2)
		社会心理学(1, 2)
		児童心理学研究法(2)
		動物心理学研究法(3)
		宗教心理学(2)
		中国宗教心理学(2)
		中国人の美術観念(2)
		系統心理学(2)
		心理学略史(2)
	中国心理学史研究(2)	
	心理学研究(未定)	
	第二類 応用心理学	教育心理学(甲)(3)
		教育心理学(乙)(3)
		教育心理学(丙)(3)
		心理測驗と教育測驗(2)
		智力測驗(2)
		変態児童の研究(3)
		応用心理学入門(3)
商業心理学(2)		
体育学系	普通体育(臨時開講)	
	術科(38)	
	解剖学と実用肌学(6)	
	生理学; 顕微鏡解剖学と運動生理学を含む(8)	
	細菌学(1)	
	個人衛生学(2)	
	公共衛生と学校衛生(2)	
体育教学法(2)		

東南大学は1年を前期と後期の2期に分け、前期は9月21日から翌年1月27日まで、後期は2月25日から6月30日までであった。前期は8日半、後期は5日半の祝祭日休校日を除くと、それぞれ16週前後の学習時間であった。週の授業と自修を合わせて3時間を1

学期（半期、すなわち 16 週）で 1 単位とした。半期 16 単位の学習を標準（最低 12 ～最高 20 単位）とした¹⁹⁸⁾。

つまり、東南大学では、1 単位を修得するために 48 時間の学習時間を必要とする。これを基準として 16 週で 16 単位を修得するためには、週 6 日間の学習日数で 1 日あたり 8 時間の学習時間数が必要である。

実習にあたる 3 科目 8 単位を修得するためには、合計 384 時間が必要である。前 2 科目を修得するためには各々 144 時間が必要であり、後 1 科目を修得するためには 96 時間が必要である。

一方、「高等師範学校規程」によると、南京高師を含む国立高等師範学校は年を 3 学期にわけ、「第 3 学年第 3 学期を費やして実習を行う」¹⁹⁹⁾とされた。この第 3 学期は 4 月 8 日から 6 月 30 日までで合計 11 週であった。この間、祝祭日休校日はなかった。毎週の授業は 28 時間前後で、1 日 5 時間程度であった。自習時間については明確な規定がなかったが、各学校に任せたようである。南京高師の自習時間に関する規定は不明であるが、北京高師の場合、毎日夜 7 時半から 9 時半まで定例の「自習」があった²⁰⁰⁾。こうした傍証を含めて考えると、南京高師も東南大学とほぼ同様に一日の学習時間数が 8 時間前後であったと思われる。そうすれば、11 週の実習時間数は合計 526 時間になる。

東南大学教育系における実習時間数は、元の南京高師のそれに比べると、少なくとも 2 割以上の激減であったことが分かる。

以上、東南大学教育科における学生数とカリキュラムの構成や分配について考察した。この考察を通じて、この教育科の特徴を次のように捉えることができる。①入学した学生数は前身であった南京高師教育専修科と体育専修科に比べ、激減していたこと、②実習 3 科目は旧高等師範学校のように必修と定められておらず、いずれも「選修」科目であったこと、③「共同必修」科目には教育学的教養科目は少なく、「選修」科目における実習の時間数は旧高等師範学校より 2 割以上少なかったこと、である。教授のために必要とされる広い教育学的教養と教育実習はこの教育科のカリキュラムでは欠乏していた。研究型の総合大学をめざす郭秉文は、プロフェッショナルリズムの教員養成より、むしろアカデミズムの教員養成を目論んだのである。このように、東南大学教育科における中等教員の養成は、教育研究の重視に偏り、教育の実習や教職倫理の養成が充実していなかったという問題があった。

第2節 師範大学における中等教師養成の系譜

1. 北京師範大学へ向けての改革

前述したように、北京師範大学（以下、北師大と略記）設置の契機となるのは、その前身である北京高師の校長陳宝泉が1919年10月の第5回全国教育会連合会の大会で提出した師範大学構想であった。しかし、同年のアメリカ教育視察を経て陳宝泉の教育思想は一変し、アメリカ教育制度の導入、留米帰国者の採用などを積極的に行うようになった。この変化が留日帰国者を主流とする教授陣の反発を招き、陳宝泉は北京高師を去ることになった。

陳宝泉に替わって教育部から派遣されたのは、東京高師とコロンビア大学ティーチャーズカレッジ、日米両国への留学経験をもつ鄧萃英であった。鄧萃英は校長の「兼代」として就任し、1920年12月から1921年10月まで在職した。就任演説で「『兼代』というのは責任を負えないという意味ではない。……私は本校に永久に服務することはできないが、一日でも在職するかぎりその責任を負う」と宣言し、具体的に校内の組織改革を行っていた。改革の目的は、これまでの社会から孤立している体制を崩し、校長をはじめ積極的に他校と緊密に連絡しながら高等師範学校卒業生の有用性を社会に宣伝することであった。また、教員の採用において、留日や留米あるいは留学の有無に関わらず真正なる人材であれば採用する方針を示し、陳宝泉時代の人事紛争を鎮めた²⁰¹⁾。

鄧萃英が校内組織の改革に着手し始めたのは、就任した直後のことであった。1920年12月28日、鄧萃英は全校の主任会議で「北京高等師範学校内部組織暫行簡章」を成立させた。この議決案は翌年1月6日の主任会議で修正を加えた上、全校に通達された²⁰²⁾。さらに1921年9月、「本校内部改組計画草案」を作成し、学科編成や修業年限の改正に力を注いだ。まず、これまで「高等師範学校規程」に基づき設けられていた本科6部、すなわち国文部、史地部、英文部、数理部、理化部、博物部をまとめて文理両院、すなわち文学院と科学院に分けようとした。文理両院はいずれも4年コースであった。文学院は前半の2年を文一と文二に分け、後半の2年を文一を文一甲と文一乙に分けた。科学院は前半の2年を理一と理二に分け、後半の2年を理一を理一甲と理一乙に分けた。本科の上には依然として2年コースの研究科が設けられたが、この研究科は文学院と科学院の他、教育学院にも設けた。文学院に国文学、史学、外国文学の3科、教育学院に教育学科、科学院に数学、物理学、化学、生物学、地質鉱物学の5科、合計9科と構想した（図13）。「教育学

を中心とする本科と研究科」の再編成がこの草案最大の特徴であった²⁰³⁾。

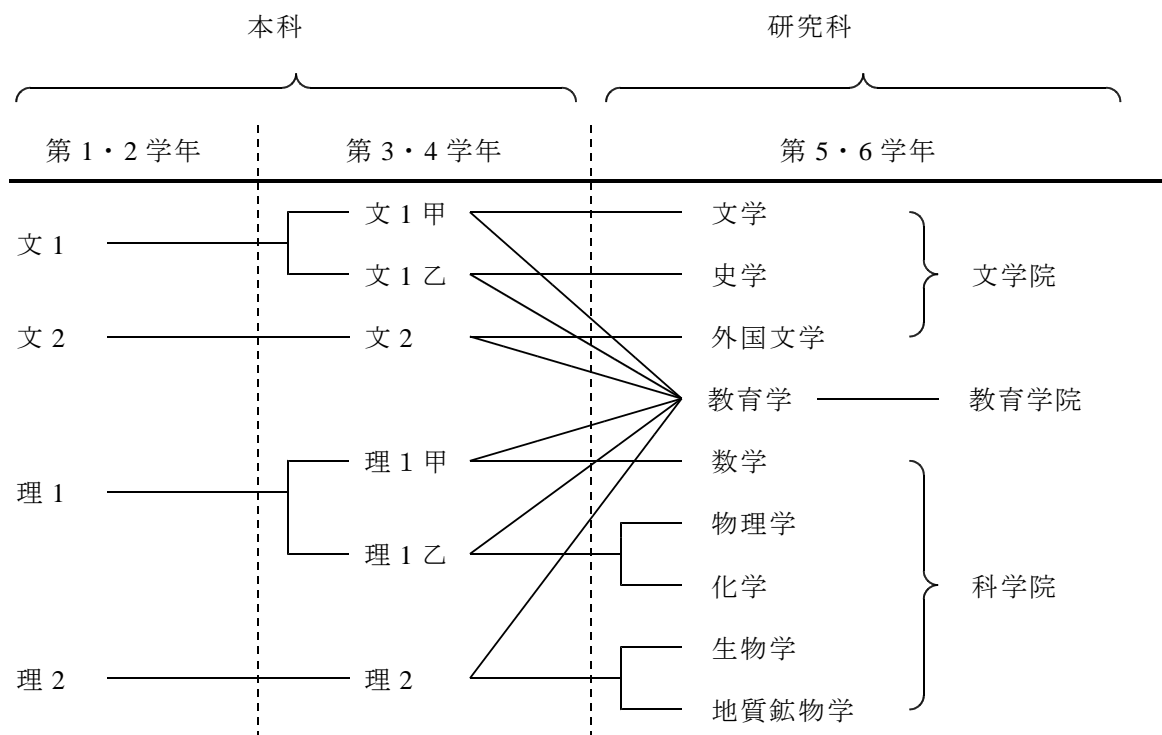


図 13 鄧萃英の「本校内部改組計画草案」における学科の再編成構想

この草案は後に再度修正された。修正のプロセスについては史料を見出せず不明であるが、1922年5月に教育部に提出し、同年7月に許可されたことが雑誌『教育叢刊』から分かる。「北京高師組織大綱」(以下、「大綱」と略記)と名付けられた²⁰⁴⁾。偶然とはいえ、新しい北京高師は「大綱」に基づき東南大学と同年同月の1922年9月にスタートした。定員は合計260名(国文系40名、英文系40名、数学物理系40名、物理化学系40名、体育系30名、工芸系30名、教育研究科40名)で²⁰⁵⁾、東南大学の倍の定員を擁していたことが分かる。

では、新しい北京高師はどのような特色を有したのだろうか。次の4点から説明できる。

1点目は、新しい北京高師の目的である。「大綱」によれば「本校は専門的學術を研究し、師範と中等学校教師および教育行政職員を養成することを宗旨とする」とされ、従来の「校規」に示された「本校は師範学校女子師範学校中学校女子中学校の教員を養成することを宗旨とする」という経営の方針を大幅に変更した。学校の目的の変化は、教授重視の教員養成を旨とする元北京高師とは異なり、研究重視の教員養成を旨とする新たな北京高師を運営していきたいという意識のあらわれである。陳宝泉が第5回全国教育会連合会

の大会で提案した研究重視の中等教師養成機関は、ようやく鄧萃英の手によって現実化しつつあった。

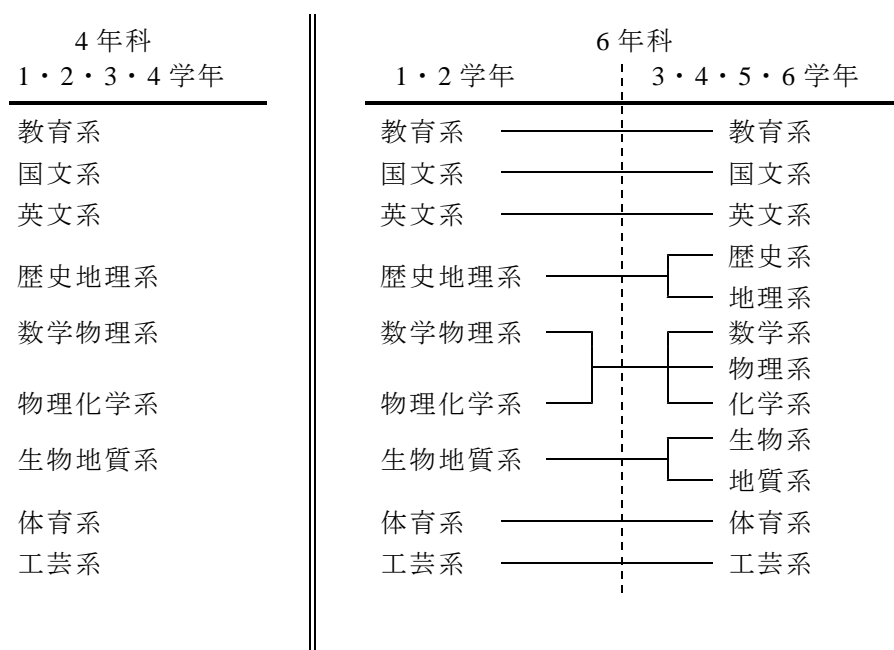


図 14 「北京高師組織大綱」による学科の編成

2点目は、1点目と関連して研究重視の新しい北京高師を名実ともに実現させようとしたことである。「大綱」によると、新しい北京高師は4年科と6年科に分けられていた(図14)。4年科か6年科の選択は入学時ではなく、第3学年進学時に行われた。6年科の場合、第3学年からは、それまでの9系からさらに細分化され12系に分かれた。歴史地理系が歴史系と地理系に、数学物理系と物理化学系が数学系、物理系、化学系に、生物地質系が生物系と地質系にそれぞれ分割された。専門によって細かくコースを分けることによって、さらに高い研究レベルをめざしていたと言えよう。この6年科を卒業すれば学士の学位が授与された。この6年科は前述した「本校内部改組計画草案」の本科と研究科を合体したものであった。ただ、学士の学位は大学と同様に交付することとなった。学位を出すのが大学院の雛型である研究科ではないことをみれば、新しい北京高師は高等師範学校の名前を冠していても、事実上は北京大学と同格になっていたと言える。4年科の上に単独的に2年間の教育研究科が設けられた。この研究科は、自校の4年科および他高等師範学校本科の卒業生、各専門学校の卒業生、大学本科3年以上の学歴を有する者で教育学士の学位取得をめざす者のために設置された²⁰⁶⁾。

3点目は、新しい北京高師の卒業基準である。新しい北京高師は6年科コース（4年科の場合プラス2年の教育研究科）の卒業生に学士学位を授与する。前述したように、東南大学は予科を含む5年制で卒業すれば学士学位を授与する。学士学位をえるための修業年限は、新しい北京高師は東南大学より1年長いことになる。修業年限が長ければ学習時間が長いとは限らないが、実際の学習時間数はどのようになっていただろうか。新しい北京高師は東南大学と同様に単位制を採用し、1年を上学期と下学期の2学期に分けた。上学期は9月11日から1月31日までで、祝祭日休校日を除いて18週弱の学習時間であった。下学期は2月20日から6月30日までで、祝祭日休校日を除いて17週強の学習時間であった。平均17.5週である。新しい北京高師は週1時間の授業と最低1時間の自修半年で1単位とし、年間最低35単位、6年科コースは236単位を修得して卒業することとされた²⁰⁷⁾。換算すると、1単位を修得するためには平均35時間の学習を必要とし、学士学位をえるためには8260時間（35時間／1単位×236単位）の学習時間数が必要となる。これは東南大学で学士学位をえるための7680時間（48時間／1単位×160単位）の学習時間数より1割程度多いことが分かる。

4点目は、新しい北京高師のカリキュラムである。新しい北京高師のカリキュラムは必修科（必修科目）と選修科（選択科目）に分かれていた。必修科には公共必修科（共通必修）と公共必修科外（選択必修）の二つがあった。選修科は自らが属する学系以外の学系の学科目を履修することができた。ただし、その際指導委員会の認可が必要とされた。

表73は必修科の授業科目名と単位数である。

表73 新しい北京高等師範学校必修科の授業科目と学分

学科目 学年	公共必修科						公共必修 科外
	英文	国文	数学	教育(実習)	体育	第二外国語	
1	10	4	4	-	5	-	12~22
2	10	4	4	-	3	-	14~24
3	-	-	-	10	2	12	17~27
4	-	-	-	10	2	12	17~27
5	-	-	-	8	2	-	25~35
6	前	-	-	4	2	-	13~18
	後	-	-	8(10)	-	-	-

表73から分かるように、必修科で修得する単位は224～279単位であり、必修科の単位のみで卒業に必要な236単位をみたすことができた。選修科が設けられていたものの、実際にはその単位は卒業に必要なものではなかった。

公共必修科目として、英文、国文、数学、教育、体育、第二外国語の5科目が設けられていた。それぞれの単位数をみれば、英数科目の重視、教育実習の重視、そして全学年を通して体育を実施していたことが分かる。この点は旧制高等師範学校時代と共通していた。旧制高等師範学校の性格を依然として温存していたと言えよう。なお、実習は必修であり、選択であった東南大学に比べ、教育実習を重視していた。

次で述べるように、新しい北京高師は1年後に北師大に昇格し、このカリキュラムは北師大の基盤となった。

2. 北京師範大学の成立と経営実態

(1) 李建勳による師範大学の実現

1921年10月初、教育部は鄧萃英をワシントンで開かれる国際会議に派遣し、そのかわりに研究科主任李建勳を校長に抜擢した。

李建勳は、1908年に直隸の官費留学生として広島高師に派遣され、そこで理化を専攻した。帰国後に直隸省の視学を務めた。1917年、厳修の推薦で再び官費留学生の機会をえ、コロンビア大学ティーチャーズカレッジに学び、1918年に教育学士、1919年に教育学修士の学位を授与された。1920年に帰国し、北京高師研究科主任に着任した。

1922年9月、李建勳は北京高師を代表し教育部が主催した全国学制会議に出席した。同会議で「全国国立高等師範学校を師範大学に改める案」を提出し、師範大学の設置を教育部に求めた。その理由は以下の3点であった²⁰⁸⁾。

1点目は、高等師範学校における教育のレベルの問題である。李は「高師は全国の師範学校と中学校の教員を養成するところである。これほど重要な役割を果たしているのだからレベルをできるだけアップしなければならぬ」と述べていた。李の言葉には、国民教育の普及を担う師範学校と国家の中堅人材を養成する中学校の教員を養成することの重要性を強く意識していることがあらわれている。国家の未来を左右する中等教師養成という事業を等閑視してはならないと訴えたのである。「現在の制度に定められた修業の基準は、英、米、徳、仏の各国より低いので、すぐにレベルをアップさせ各国の中等教師養成の基準に達する必要がある」と論じた。

2点目は、日本をモデルとした学制の時効性である。李は「我国の高師制度は日本から導入してきた。しかし、近年の日本では高師昇格が盛んになり、昇格案がすでに政府より

衆議院に提出され、議決される日はそれほど遠くない」とモデルである日本の改革現状を紹介し、「我国が旧制を墨守する理由はない」と現行学制の時効性を指摘した。

3点目は、これから実行される6・3・3制に適応していないことである。全国学制会議は政府が初めて主催した教育会議で、全国教育会大会で議決された6・3・3制の枠組を基盤とする新しい学制草案を検討することを目的として開かれた。それは新しい学制が公布されるまであと1ヵ月半あまりという時であった。李建勛は新しい学制の公布を見込んで、「高師卒業生の学歴は高級中学の卒業生よりわずか3年長いだけであり、レベルをアップしなければ、高師の卒業生には中学教員としての学力が足りない」と述べ、改革の必要性を説いた。

李建勛の師範大学案は、陳宝泉の師範大学発案と鄧萃英の高等師範学校改革を経て、より具体的につくりあげた計画であると言える。李建勛が考えた師範大学はあくまで総合大学とは異なる。彼の言葉を用いて説明すると「目的」、「教材」、「教法」、「訓練」をめぐって相違があった。「師範大学は中等教育上の実際的要望に応じて各科で応用できる知識を授け、教育的専門者を養成することを目的とする」。したがって、師範大学のカリキュラムは学生が卒業後に教える「専門科目を研究させながら中等教育機関に相応しい教材の開発をも」考えさせなければならない。さらに、開発した教材で分かりやすく学生に伝えるため、「教学の方法を研究する必要がある」。それが「教授と並んで重要な訓練」に求められる。訓練は師範大学を他大学と区別する重要なポイントである、と李建勛は考えていた²⁰⁹⁾。

李建勛の提案は同会議で認可され、11月1日に公布された新しい学制に採用された。同月、李は校長を辞任し、ふたたびアメリカへ留学した。教育部は北師大設置準備委員会を設け、范源濂、李煜瀛、袁希涛、鄧萃英、陳宝泉の5人を設置委員として招き、さらに范源濂を大学校長に任命した。翌12月、師範大学課程委員会が組織され、程伯廬、張耀翔、陳景唐、鮑明銓、袁子仁の5人が委員として選出された。經常予算も年に80万元と議決された。1923年1月、校舎の拡大増設案が議決され、袁子仁と鐘芷修が設計者として選ばれた²¹⁰⁾。5月の師範大学設置準備委員会および本校評議会連合会では、北師大の成立記念日を7月1日とすること、新入生の授業料を免除する他は一切の費用を自己負担とすること、教職員の待遇を高等師範学校時代のままとすること、などが決められた²¹¹⁾。こうして、北京高師は北師大へ向かって着々と準備が進められ、いよいよ新しい中等教師養成機関としてスタートした。

北師大は 1923 年 7 月 1 日に成立し、9 月 28 日に開校した。単位制の採用および単位の計算基準は前述した新しい北京高師時期と同様である²¹²⁾。北師大は予科 2 年と本科 4 年（初級大学部 2 年と高級大学部 2 年）により 6 学年制を採用していた。東南大学の 5 年制より依然 1 年長い。

表 74 は北師大における予科、初級大学部、高級大学部の具体的な構成である²¹³⁾。

表74 北京師範大学校設立当初の学科構成

学年	部・科	系
6	高級 大学部 (70)	・ 教育学系
5		・ 中国文学系 ・ 外国文学系 ・ 歴史地理学系 ・ 数理系 ・ 物理化学系 ・ 博物学系
4	初級 大学部 (80)	・ 中国文学系
3		・ 外国文学系 ・ 歴史地理学系 ・ 数理系 ・ 物理化学系 ・ 博物学系 ・ 工芸系 ・ 体育系
2	予科 (106)	文科 (50)
1		理科 (50)
		普通科 (56)

研究科						
・ 教育研究科	・ 国文研究科	・ 英文研究科	・ 史地研究科	・ 数理研究科	・ 化学研究科	・ 博物研究科

註1:初級大学部を卒業すれば初級大学部卒業証書を与え、高級大学部を卒業すれば学士学位を与える。

註2:高級大学部が設置されるまでに各研究科を設ける。研究科は高級大学部と同レベルである。

註3:初級および高級大学部における外国文学系は英徳仏の文学に限定する。

註4:()内は履修単位数である。

予科を卒業すれば初級大学部へ進学でき、初級大学部を卒業すれば高級大学部へも進学できた。具体的に言えば、予科は 1 年の普通科の後、文科と理科に分かれた。初級大学部は中国文学系、外国文学系、歴史地理学系、数理系、物理化学系、博物学系、工芸系、体育系の 8 系を設けていた。高級大学部は教育学系、中国文学系、外国文学系、歴史地理学

系、数理系、物理化学系、博物学系の 7 系からなった。初級大学部の工芸系と体育系は高級大学部につながっておらず、初級大学部修了時点で卒業する者には初級大学部卒業証書が授与された。教育学系は高級大学部のみに設置されており、初級大学部 8 系すべての系から進むことができた。

北師大は初年度の予科の定員は 160 名で²¹⁴⁾、前述した東南大学のそれより 40 名多い。この予科は東南大学の予科と同様で 1924 年の「国立大学校条例」の公布によって廃止された。

予科が廃止されるまで、北師大には 2 つの学生募集ルートがあった。1 つは、旧制の中学校や師範学校の卒業生を予科に受け入れるルートであった。もう 1 つは、旧制の高等師範学校や高等専門学校の卒業生および大学に 2 年以上在籍した者を各研究科に受け入れるルートであった。予科の受験科目は国文作文、英文、数学、歴史地理、物理化学、博物の 6 科目で、試験の範囲はいずれも「中学程度」であった²¹⁵⁾。研究科の受験は初試と再試に分けられた。初試は国文、英文、教育原理、心理学、心理測定の 5 科目で、「本校の卒業生であれば教育原理と心理学の試験が免除」された。再試は各研究科によって受験科目が違うが、「本校における過去 3 年間（1921 ～ 23 年度）の卒業生は卒業成績が平均 70 点以上であれば本系研究科への進学試験が免除」された。入試において本校卒業生への優遇政策がとられていた²¹⁶⁾。

（2）教育学系にみる経営の特色

では、北師大の本科はどのような状況であったのだろうか。序章で述べたように、近代中国の教員養成に関する先行研究は制度の大まかな流れに留まり、本格的な研究には至っていない。とくに中等教師養成制度についてはほとんど明らかにされていない。その大きな原因は史料の制約である。周知のとおり、中国では中華民国が建国されてから 1928 年の蒋介石政権の樹立まで軍閥政権の時代であり、確固たる中央政権が存在しなかったため、体系的な史料の保管がなされてこなかった。その後の日本侵華戦争、国民党と共産党の内戦、文革大革命などの混乱により、もともと存在する資料も散逸した。こうした状況ゆえ、北師大の校史ですらもっとも基本的な史料となるはずの『一覽』を 1912 年度と 1914 年度の 2 冊しか使っていない状況である。筆者は何度も北師大に足を運び史料の発掘に努めた。その結果、これまで日の目をみることのなかった 1934 年度の『一覽』を見出した。それ以外の年度のものは現時点では発見していない。

従って北師大が成立した 1924 年から 1932 年までの具体的な状況については不明であるが、ただ、唯一の手がかりである北師大が編集した教育雑誌『教育叢刊』には、実習について高級大学部に進学せず初級大学部を卒業する者は初級大学部における最終学期、すなわち第 4 学年後期に実習を受けなければならなかったことのみ記されていた²¹⁷⁾。つまり、初級大学部あるいは高級大学部の学生はいずれにしても最後の学期で実習を受けなければ卒業できなかった。実習をカリキュラムに取り入れ、必修の科目として設けたのは、高等師範学校時代と同様であった。これは北師大の特色であり、東南大学教育科と根本的に違っていたところであった。本科のカリキュラムについては不明であるが、したがって本科の全貌について明らかにすることはきわめて困難であるが、やむをえずわずかな手がかりを頼りに 1934 年度版の一覧を用いて経営の実態を検討することにしたい。そのまえに 1933 年までの北師大の変遷を簡単に述べておく。

1924 年 6 月、初級大学部と高級大学部は「修正師範大学組織大綱」に基づき統合され、本科となった。本科は教育系、国文系、英文系、歴史系、地理系、数学系、物理系、化学系、生物系の 9 系と、体育専修科、手工図画専修科の 2 専修科を擁していた。後に歴史系と地理系は合併された。1927 年以降、北京は北平と改称され、北京を冠する大学名も北平に変更された。1931 年 2 月、北平師範大学は北平大学女子師範学院と合併し、新たに北平師範大学として発足した。教育学院、文学院、理学院の 3 院を設け、合計 11 系を擁していた。教育学院には教育学系と体育系の 2 系があり、文学院には国文学系、外国文学系、歴史学系、社会学系の 4 系があり、理学院には数学系、物理系、化学系、生物系、地理系の 5 系があった²¹⁸⁾。

ここでは、この教育学院教育学系を事例として北平師範大学における中等教師養成の実態を明らかにする。

『一覧』によると、教育学系は卒業生に①学校あるいは教育行政機関で行政職務を担当できること、②中等学校で 1 つの教科を担当でき、しかもその以外の教科も教えられること、③各教科の教育実践の問題を独立に研究し解決できる、という 3 つの能力を備えることを経営の目標とした。単に知識を教えるだけではなく、教育実践の問題を解決できる人材を養成するという北師大の教育の原点がみられる。

こうしたプロフェッショナルな中等教員を養成する教員たちはどのような経歴を有していたのか。また、どのようなカリキュラムを設けていたのか。表 75 に示したように、1933 年度の教育学系には教授が 6 名、講師が 14 名在職していた²¹⁹⁾。かつて師範大学の設置に

尽力し、再びアメリカへ留学していた李建勛は、すでに帰国してこの教育学院の院長となっていた。20名の教員中、欧米留学の経験をもつ教員が12名で、留日帰国者が主導した10年前の北京高師とはかなり異なる様相を呈していた。また、教員には自校の前身である北京高師の卒業者が多かった。教員を自給自足できる段階に至ったと考えることができる。

表 75 1933年度北平師範大学教育学院教育学系教員陣容

氏名	字	出身	学歴	教職歴	着任年月	職位
李建勛	湘宸	河北清豊	広島高等師範学校理化卒業、コロンビア大学ティーチャーズカレッジ教育学士及教育学修士、カリフォルニア大学哲学博士	北京高師校長、東南北京精華各大学教授	1929年9月	教育学院院长兼教育学系主任、教授
朱希亮	習生	江西臨川	ウィスコンシン大学心理学修士	江西心遠大学文科教授、北京大学心理系講師	1931年8月	教育学系教授
程克敬	述伊	安徽合肥	カリフォルニア大学教育修士、科学博士、哲学博士	安徽省立二中教員兼訓育合肥三育中学校長	1933年9月	教育学系教授
楊蔭慶	子餘	河北武清	コーネル大学学士及び研究科修士、ロンドン大学教育研究科修士	国立北京大学教育系および英文系教授、女師大学教育系教授兼女附中主任、市立第一中学校長、河南中山大学文科主任	1917年7月	教育学系教授
常道直	導之	江蘇江寧	北京高等師範学校教育研究科卒業、教育学士	国立中央大学教授、安徽省立大学教授	1932年9月	教育学系教授兼教務長
黄敬思	仲誠	安徽蕪湖	カリフォルニア大学哲学博士	大夏大学教授、青島大学教授	1933年8月	教育学系教授兼研究所教授
劉吳卓生	なし	浙江永嘉	カリフォルニア大学理学士	北京師範大学教授、北京大学講師、燕京大学教授	1920年8月	教育学系講師
温公?	なし	福建龍岩	不明	北京大学講師、北平中国学院民国学院講師	1930年9月	教育学系講師
孫世慶	恵卿	河北行唐	保定師範学堂卒業	直隸第二師範学監、北京高等師範学校実習指導員	1913年4月	教育学系講師
伝葆?	毅生	四川成都	コーネル大学郷村教育学博士	中華平民教育促進会郷村教育主任、精華北大燕京齐鲁北平農学院等教授講師	1931年9月	教育学系講師
康紹言	叔仁	北平	北京高等師範学校英語部卒業、北京師範大学教育研究科	北師女師大および師大等教員、北平師大予科教授	1922年3月	教育学系講師
劉明越	和蝸	吉林吉林	北京師範大学卒業、スタンフォード大学教育修士	なし	1932年9月	教育学系講師
徐金淙	侍峯	河南南陽	北京高等師範学校卒業	河南第一師範校長、河南中山大学教授兼教育系主任兼文科主任代理、上海労働大学秘書兼講師、本校出版課課長兼総務長代理	1930年10月	教育学系講師
方永蒸	蔚東	遼寧鉄嶺	北京高等師範学校教育研究科卒業、教育学士、カリフォルニア大学教育研究院研究員	遼寧省立第三高級中学校長、東省特別区教育庁第二課課長および駐米教育調査員	1933年2月	教育学系講師
陳仲驥	なし	湖北黄陂	広島高等師範学校博物学部	北京高等師範学校博物部主任、北京女子高等師範博物部主任、農科大学生物系主任	1912年7月	教育学系講師
楊?	象乾	河北大名	リオン大学社会学博士及理科修士	河北大学北平大学女子学院社会科学系および中法大学社会科学院教授	1931年9月	教育学系講師
馬師儒	雅堂	陝西綏徳	北京師範大学卒業、ベルリン大学及スイスの大学に学ぶ	北京大学教授、青島大学教授、北平大学教授	不明	教育学系講師
呉鑑	葆三	河北?県	北京高等師範学校理化部卒業、北京師範大学教育研究科卒業、教育学士	北平師範大学附属中学教員、民国大学教育系教授、河北省民衆教育人員養成所教員、北平私立志成中学校長(現任)	1933年8月	教育学系講師
余天休	なし	広東台山	クラーク大学院哲学博士	なし	1933年8月	教育学系講師
尚仲衣	なし	河南羅山	カリフォルニア大学哲学博士	中央大学副教授、浙江省立民衆教育実験学校校長	1933年9月	教育学系講師

次に、教育学系の学生が卒業するまでに必要であった単位数や履修科目について考察してみる。「教育学系課程標準」によると、教育学系の単位計算方式は週 1 時間の授業と 2 時間以上の自修半年で 1 単位とし、合計 146 単位を修得して卒業することとされた。3 年生から「教育行政組」（教育行政コース）と「教育心理組」（教育心理コース）の 2 コースに分けていた。

図 13 によると教育系の授業科目は「主科」（104 単位）、「副科」（20 ～ 30 単位）、「選修」（8 ～ 20 単位）、「修養類科目」（14 単位）の 4 類に分けられた。「主科」は専門的な訓練のために設けられたものであった。

「副科」は卒業生が中等学校で 1 つの教科を担当できる能力を備えるために設けられたもので、系主任と相談した上、1 年生から 3 年生まで大学の各系から 1 つを選び、そこで専攻し 20 ～ 30 単位を修得することとなっていた。

「選修」は専門を深めるために設けられたもので、8 ～ 20 単位を修得することとされた。

図 15 の一番下に示した修養類は、全学年共通科目であった。これを除いて必修科目は主科のみであった。146 単位の卒業単位のなかに必修科目の占める割合が非常に高かったことが、教育系の特徴であった。なかには教育概論、教育史、教育心理、教育統計、各国教育行政、教育哲学という専門科目が多数設けられていた他、普通教学法、学校管理、健康教育、中学教育、師範教育、師範教育各科教材及教法、学務調査、参観と実習という教職科目も多く設けられていた。とくに、参観と実習の単位数がもっとも多く 8 単位を占め、実習を格別に重視していたことが分かる。また、道徳学をも設けていたことから、教職倫理をも軽視していなかったことが理解できる。

教職を重視することは教育系だけではなく、各系においても同様であった。図 15 には国文系主科における教職科目のみをあげた。これをみると、教育心理、教育概論、普通教学法、中等教育の単位数はまったく教育系主科のそれと同様であった。その他、哲学概論、教育史、教育行政、児童と青年心理、師範教育、教育統計及測驗も設けられており、単位数は少ないが、教育系主科と同様の科目を履修することとなっていた。とくに注目したいのは、参観と実習の単位数が合計 8 単位で、教育系とまったく同じであった点である。教育実習を重視したことは、まさに師範大学の根底にある姿勢であった。

教育系			国文系	
副科(20)	選修(8)	主科(104)	主科(96)	選修
(各系より科目が指定される。たとえば、体育系の場合、1年生は体育技術(8)、2年生は体育原理(6)、4年生は運動指導及評判(4)、合計20単位)	(以下の科目から選ぶ)職業教育概論(4)西洋哲学史(2)生理心理(4)幼稚教育(4)教育社会学(4)現代文化(4)、以上は1・2年生の選択科目;小学教育(2)小学教育実際問題(4)郷村生活及郷村教育(4)民衆教育(4)課程論(4)教学輔導(4)系統心理(4)科学概論(4)近代教育思潮(4)中国教育思想史(4)文化と教育(4)、以上は2・3年生の選択科目。	教育心理(4) 教育概論(4) 普通教学法(4) 中等教育(4) 哲学概論(4) 教育史(4) 各国教育行政(6) 児童及青年心理(4) 師範教育(4) 教育統計(4) 教育及心理測驗(4) 參觀と実習(8) 中国教育行政(4) 学校管理(4) 健康教育(4) 師範教育各科教材及教法(2) 学務調査(4) 教育哲学(4) 論文研究(4) 生物学(4) 社会学(4) 心理学(4) 教育的英文(4) 道德学(4) 論理学(4)	教育心理(4) 教育概論(4) 普通教学法(4) 中等教育(4) 哲学概論(2) 教育史・教育行政・児童及青年心理・師範教育(4) 教育統計及測驗(4) 參觀(2) 実習(6)	(省略)
修養類(14):社会科学概論(2)、自然科学概論(2)、衛生(2)、体育(6)、党義(2)				

図 15 北京師範大学教育系および国文系（一部）カリキュラム

このように北師大は中等教育機関で教えることのできる教科専門と教職専門の両方を有する教員を養成しようとしていた。陳宝泉を始め、鄧萃英そして李建勛らがめざした、専門的研究を取り入れ、高等師範学校時代の教育レベルの低さという中等教師養成機関の弱点を克服し、より高度なプロフェッショナルの中等教師養成が漸く実現したと言えよう。

- 1) 郭卿友主編『中華民國時期軍政職官志』第1卷、甘肅人民出版社、1990年、17、20頁。
- 2) 熊明安著『中華民國教育史』重慶出版社、1997年、2頁。
- 3) 『臨時政府公報』第4号、朱有瓚主編『中国近代学制史料』第3輯上冊、1頁。
- 4) 高平叔編『蔡元培年譜』中華書局、1980年参照。
- 5) 顧明遠主編『教育大辞典』增訂合編本上、上海教育出版社、1998年、692頁および、徐友春主編『民国人物大辞典』河北人民出版社、1991年、1379-1380頁参照。
- 6) 『陸費伯鴻先生年譜』台湾中華書局、1977年参照。
- 7) 「記事・大事記」『教育雜誌』第3年第11期、商務印書館、1912年2月、87頁。
- 8) 同前書、88頁。
- 9) 蔡元培「我在教育界的經驗」、前掲高平叔主編『蔡元培文集・自伝』、220頁。
- 10) 前掲郭卿友主編『中華民國時期軍政職官志』第1卷、38頁。
- 11) 李華興『民国教育史』上海教育出版社、1997年、405頁。
- 12) 前掲郭卿友主編『中華民國時期軍政職官志』第1卷、57頁。
- 13) 梁若容「記静生先生」、台湾『伝記文学』第1卷第6期。
- 14) 『政府公報』命令5月分、1頁、多賀秋五郎『近代中国教育史資料』（民国編上、日本学術振興会、1973年）所収。
- 15) 「参議院議決修正教育部官制」、前掲『教育雜誌』第4卷第6号「法令」、1912年9月。
- 16) 前掲『教育雜誌』第4卷第6号「大記事」、1912年9月。
- 17) 前掲『教育雜誌』第3年第12期「記事」「学事一束」、1911年12月。
- 18) 中国蔡元培研究会編『蔡元培全集』第17卷、浙江教育出版社、1998年、462頁。
- 19) 田正平著『留学生与中国教育近代化』広東教育出版社、1996年、356頁。
- 20) 前掲『教育雜誌』第4卷第1号「記事」「大記事」、1912年4月。
- 21) 前掲高平叔主編『蔡元培文集』卷10書信上、212頁。
- 22) 范源濂が東京高師に留学していた期間は不明である。『清国留学生会館第一次報告』（清国留学生会館、1902年）によれば、清国留学生会館の書記幹事范源濂は東京高師の自費留学生であり、1902年8月に夏休みで一時的に帰国した。また、表34の註に示した『嚴修東遊日記』（56頁）によれば、1902年9月9日、嚴修は日本清華学校を参観した際、范源濂が清華学校に在職中で、一時的に帰国していたことを記している。この2点の資料から、范源濂は、少なくとも1902年8月まで東京高師に在学していたことがわかる。

- 23) 表 34 の註参照。
- 24) 湯中については、表 34 の註に示した『民国人物大辞典』（1184 頁）参照。
- 25) 表 34 の註に示したとおり、毛邦偉は 1902 年 9 月 7 日夜、東京視察中の厳修を訪問した。よって、毛の来日はその以前のことであったと推察できる。
- 26) 許寿裳の卒業時期は表 34 の註に示した『日本支那要人録』（44 頁）参照。
- 27) 表 34 の註に示した『厳修東遊日記』（159 頁）参照。
- 28) 張邦華・伍崇学・周樹人の 3 名は、前掲『清国留学生会館第一次報告』によれば、同期の南洋官費として 1902 年 3 月に弘文学院普通科に入学した。張邦華の東京高師卒業時期については、『東京高等師範学一覧』（自 1908 年 4 月至 1909 年 3 月）参照。伍崇学の東京高師入学時期については、表 34 の註に示した『日本支那要人録』、64 頁参照。それにより、伍の弘文学院卒業時期は 1902 年 9 月であったと推測できる。また、『東京高等師範学一覧』には、1908 年度以後の外国人卒業生名簿があるが、中には伍の名前が載っていないことから、卒業時期は 1909 年 3 月前と推察した。周樹人の弘文学院卒業時期については、北京師範大学中文系編『記念魯迅誕辰百周年文学論文集及魯迅珍藏有關北師大史料』北京師範大学出版社、1981 年、254 頁参照。
- 29) 「臨時教育会議日記」邵爽秋等合選『歴届教育会議議決案彙編』教育編訳館、1935 年参照。
- 30) 前掲『教育雑誌』第 4 卷第 6 号「特別記事」、1912 年 9 月。
- 31) 錢曼倩・金林祥主編『中国近代学制比較研究』広東教育出版社、1996 年、161-163 頁。
- 32) 「高等師範教育之区域」、前掲『教育雑誌』第 4 卷第 9 号「記事」、1913 年 9 月。
- 33) 東三省区域の東三とは、奉天省、黒龍江省、吉林省を指すが、この時点ではいずれの省に高等師範学校を置くか決定していなかった。
- 34) 郭卿友主編『中華民国時期軍政職官誌』甘肅人民出版社、1990 年 12 月参照。
- 35) 丁文江・趙豊田編『梁啓超年譜長篇』第 2 冊、上海人民出版社、1983 年、187 頁、唐才質「唐才常和時務学堂」『湖南歴史資料』1958 年第 3 期参照。
- 36) 「同瀛録」『清国留学生会館第 1 次報告』、1902 年の「学校及科目」欄には范源濂の在籍学校が高等師範学校であったことを記されている。『東京高等師範学校一覧』には 1908 年からの留学生名簿が掲載されたが、その以前については記録はない。具体的にいつから、どのようなかたちで高等師範学校で学んだのかについては不明である。

- 37) 李友芝・李春年・柳伝欣・葛嘉訓編『中国近現代師範教育史資料』1冊、部内資料、未出版、129-132頁。
- 38) *Biographical Dictionary of Republican China*, vol. II (Columbia Univ, Przess, 1968, p.14)によると、范源濂は日本に留学する中国人が日々増えていく一方で、日本側ではそれに適する研究・訓練の学校が不足していることに留意し、校長嘉納治五郎に中国人留学生のために特別な学校を設置することを建議した。
- 39) 徐友春主編『民国人物大辞典』河北人民出版社、1991年、592頁。
- 40) 「教育先進伝略」、中華民国教育部『第一次中国教育年鑑』戊編「教育雜録」第9、伝記文学出版社、1934年、424頁。「本校歡宴日本服部博士記事・范校長發表關於日本对华文化事業意見」『教育叢刊』第5卷第2集、1924年1月、1頁。范源濂は、1901年に曹汝霖、蔡鍔、章宗祥などと一緒に清国留学生会館を創設し（さねとうけいしゅう『中国留学生史談』第一書房、1981年、137頁）、1902年に会館の書記幹事となった（前掲『清国留学生会館第一次報告』参照）。1902年8月頃日本の清華学校の教員となった（前掲『嚴修東遊日記』、56頁）。1909年冬に尚志学会を發起し、学会附設として病院や学校を設けた（前掲『民国人物大辞典』、592頁）。
- 41) 関曉紅著『晚清学部研究』広東教育出版社、2000年、214頁。
- 42) 「又奏請派学部郎中范源濂等充遊米学務処会弁等片」『教育雜誌』第2年第4期、商務印書館、1910年4月、27頁。
- 43) 阿部洋「清末直隸省の教育改革と渡辺龍聖」『国立教育研究所紀要』第115集、1978年所収。
- 44) 「致孫中山電（1912年3月4日）」、高平叔主編『蔡元培文集』卷10書信上、錦繡出版、1995年5月、195頁。
- 45) 「邀范源濂任教育部次長的談話（1912年4月）」、前掲高平叔主編『蔡元培文集』卷2教育上、92頁。
- 46) 「臨時教育會議日記」邵爽秋等合選『歷屆教育會議議決案彙編』教育編訳館、1935年、16頁。
- 47) 「致蔣維喬函（1912年12月31日）」、前掲高平叔主編『蔡元培文集』卷10書信上、246頁。
- 48) 范源濂「説新教育之弊」、璩鑫圭・童富勇編『中国近代教育史資料彙編・教育思想』

- 上海教育出版社、1997年、707頁。
- 49) 「我在教育界的經驗」、前掲高平叔主編『蔡元培文集』卷1自伝、220頁。
 - 50) 同上、220頁。
 - 51) 「教育部注重軍国民教育公布第12号訓令一則」、前掲『教育雜誌』第4卷第11号「記事」、1913年1月。
 - 52) 范源濂「論教育当注重訓練」『中華教育界』第4卷第1期、1915年1月。
 - 53) 「教育部通行師範教育注重實習」、前掲『教育雜誌』第5卷第3号「法令」、1912年3月。
 - 54) 范源濂「教師之大任」『中華教育界』第3卷第2期、1914年2月。
 - 55) 「我在教育界的經驗」、前掲『蔡元培文集』卷1自伝、220-221頁。
 - 56) 前掲『教育雜誌』第7卷第11号「特別記事」、1915年11月。
 - 57) 「湘省教育視察記」、前掲『教育雜誌』第8卷第2号「特別記事」、1916年2月。
 - 58) 「電請維持教育經費」、前掲『教育雜誌』第7卷第3号「記事」、1915年3月。
 - 59) 「三月十六日教育總長具呈大總統擬暫設高等師範学校為統一教育弁法」、前掲『教育雜誌』第6卷第1号「記事」、1914年4月。
 - 60) 「總統注重師範教育之近状」、前掲『教育雜誌』第7卷第7号「記事」、1915年7月。
 - 61) 「同月二十二日教育部具呈扩充北京高等師範教育弁法」、前掲『教育雜誌』第7卷第3号「記事」、1915年3月。
 - 62) 多賀秋五郎『近代中国教育史資料』民国編上、日本學術振興会、1973年、70頁。
 - 63) 陳永明『中国と日本の教師教育制度に関する比較研究』ぎょうせい、1994年、27頁。
 - 64) 多賀秋五郎『近代中国教育史資料』民国編上、日本學術振興会、1973年、70-71頁。
 - 65) 同前書、71頁。
 - 66) 「我在教育界的經驗」、前掲『蔡元培文集』卷1自伝、219頁。
 - 67) 陳宝泉「五十自述」「叙記類」、『退思齋文存』出版社出版年無、93-100頁。
 - 68) 同上、93-100頁。
 - 69) 同上、93-100頁。
 - 70) ただし、附属学校の目的には普通教育の方法の研究が記されていた。
 - 71) 美学については、多賀秋五郎『近代中国教育史資料』民国編上、日本學術振興会、1973年、55頁参照。

- 72) 蔭山雅博「アメリカ留学帰国者の社会的活動 — 20世紀初期・江蘇省の場合」（阿部洋編『米中教育交流の軌跡』霞山会（1985年）所収、94-95頁）には、「『高等師範学校規定』によれば、全国を六大師範区に分け…」と書かれていたが、確認した結果、「高等師範学校規程」には「全国を六大師範区に分け」云々が記されていない。
- 73) 同前書、95頁。
- 74) 「1914年8月30日江蘇巡按使韓国鈞委任江謙為校長籌弁南京高等師範学校文」、朱有燾主編『中国近代学制史料』第3輯下冊、華東師範大学出版社、1992年、633-634頁。
- 75) 南京大学高教研究所編『南京大学大事記』南京大学出版社、1989年、28頁。
- 76) 朱斐主編『東南大学史』東南大学出版社、1991年、34頁。
- 77) 前掲南京大学高教研究所編『南京大学大事記』、28頁。
- 78) 前掲「1915年2月江謙關於南京高等師範学校籌備成立情況報告」、朱有燾主編『中国近代学制史料』第3輯下冊、634頁。
- 79) 同上、634-635頁。
- 80) 蔭山雅博「清末江蘇省における『日本型』学校制度の導入過程 — 張謇の活動を中心として — 」『国立教育研究所紀要』第121集、1992年。
- 81) 『交通大学校史資料選編』第一卷、西安交通大学出版社、1986年、80頁。
- 82) 前掲蔭山雅博「清末江蘇省における『日本型』学校制度の導入過程 — 張謇の活動を中心として — 」。
- 83) 前掲南京大学高教研究所編『南京大学大事記』、28頁。
- 84) 『日本留学支那要人録』興亜院政務部、1942年、72頁。
- 85) 前掲「1915年8月南京高等師範学校招考簡章」、朱有燾主編『中国近代学制史料』第3輯下冊、635-636頁。
- 86) 前掲南京大学高教研究所編『南京大学大事記』、31頁。
- 87) 前掲朱有燾主編『中国近代学制史料』第3輯下冊、655頁。
- 88) 前掲朱斐主編『東南大学史』、48頁。
- 89) 陳学恂主編『中国近代教育史教学参考資料』中冊、人民教育出版社、1987年、449頁。
- 90) 前掲蔭山雅博「アメリカ留学帰国者の社会的活動 — 20世紀初期・江蘇省の場合」、阿部洋編『米中教育交流の軌跡』所収、98-100頁。
- 91) 前掲朱斐主編『東南大学史』、63頁。

- 92) 前掲南京大学高教研究所編『南京大学大事記』、30-31 頁。
- 93) 『国立東南大学一覽』1923 年 4 月参照。
- 94) 南京大学校史編写組編著『南京大学史』南京大学出版社、1992 年、21 頁。
- 95) 同前書、22 頁。
- 96) 陳青之著・柳沢三郎訳『近代支那教育史』生活社、1939 年、221-222 頁。
- 97) 前掲「1914 年 8 月 30 日江蘇巡按使韓国鈞委任江謙為校長籌弁南京高等師範学校文」、朱有瓚主編『中国近代学制史料』第 3 輯下冊、634 頁。
- 98) 前掲「1915 年 2 月江謙關於南京高等師範学校籌備成立情況報告」、朱有瓚主編『中国近代学制史料』第 3 輯下冊、634 頁。
- 99) 寺口昌男「戦前日本における中等教員養成制度史 — 『開放制』の戦前史素描」(日本教育学会教師教育に関する研究委員会編『教師教育の課題』明治図書、1983 年) 参照。
- 100) 陳永明『中国と日本の教師教育制度に関する比較研究』ぎょうせい、1994 年、12 頁。
- 101) 牧野篤『中国近代教育の思想的展開と特質 — 陶行知「生活教育」思想の研究』日本図書センター、1993 年、168 頁。
- 102) 阿部洋『中国の近代教育と明治日本』福村出版、1990 年参照。
- 103) 船寄俊雄『近代日本中等教師養成論争史論』学文社、1998 年、145-178 頁参照。
- 104) 邵爽秋編『教育参考資料選輯第五種・歴届教育会議議決案彙編』教育編訳館、1935 年、36 頁。
- 105) 「特別記事・第五届全国教育会連合会開会誌要」『教育雑誌』第 11 卷第 12 号、24 頁。
- 106) 「改革師範教育議案」は実際に経亨頤が書いたものであることは、経亨頤「改革師範教育的意見」(璩鑫圭・童富勇編『中国近代教育史資料彙編 教育思想』上海教育出版社、1997 年、816-824 頁) から分かる。
- 107) 経の生年は、『日本留学支那要人録』(興亜院政務部、1942 年、51 頁) によれば 1872 年、徐友春主編『民国人物大辞典』(河北人民出版社、1991 年、1302 頁) によれば 1877 年、また「同学姓名調査録」(『清国留学生会館第一次報告』、1902 年、83 頁) には、経は 28 歳と記されているので、1974 (数え年で考えると 1975) 年と推測できる。
- 108) 「卒業留学生附録」(『清国留学生会館第一次報告』、176 頁) によると、1903 年 11 月卒業。
- 109) 蔭山雅博「弘(宏)文学院における中国人留学生教育について(二)」(学習院大学

- 史学会内响沫集発行世話人編『响沫集』5、1987年3月、126頁、189頁）によると、1903年9月から1907年3月まで在籍していた。
- 110) 経が東京高師に入学した年は不明である。『東京高等師範学校一覧』（1908年度至1912年度）によれば、1908年度にすでに在籍しており、1911年3月に修了した。前掲『日本留学支那要人録』から数学科を修了したことが分かる。
- 111) 徐友春主編、前掲書、1302頁。
- 112) 蔡振生・劉立德編『陳宝泉教育論著選』人民教育出版社、1996年参照。
- 113) 許崇清「論第五届教育連合会改革師範教育諸案」『教育雑誌』第12巻第9号、1920年9月20日、2頁。
- 114) 陳宝泉「改革師範教育之意見」『北京高師教育叢刊』第1集、1919年12月（日付欠）、2頁。
- 115) 前掲邵爽秋編『教育参考資料選輯第五種・歴届教育会議議決案彙編』、35-36頁。
- 116) 前掲許崇清「論第五届教育連合会改革師範教育諸案」、3頁。
- 117) 本論文では、教師像をさす概念として、船寄にならないプロフェッショナリズムとアカデミズムという用語を用いた（前掲船寄俊雄『近代日本中等教師養成論争史論』、23頁参照）。
- 118) 前掲船寄俊雄『近代日本中等教師養成論争史論』、205-208頁参照。
- 119) 前掲船寄俊雄『近代日本中等教師養成論争史論』、211-218頁参照。
- 120) 余家菊「論師範学制書」『教育叢刊』第2巻第5集、1921年10月（日付欠）、16頁。
- 121) 同上、16頁。
- 122) 雲甫「高等師範改組師範大学之理由及弁法」『教育叢刊』第2巻第5集、1921年10月（日付欠）、9頁。
- 123) 莊沢宣「再論改革学制」『教育雑誌』第13巻第9号、1921年9月20日、6頁。
- 124) 導之「對於主張廢除師範学制者之質疑」『教育叢刊』第2巻第5集、1921年10月（日付欠）、17-18頁。
- 125) 常乃徳「師範教育改革問題」『教育雑誌』第14巻号外、1922年5月20日、7頁。
- 126) 余紹仁「北京高師改組大学の管見」『教育叢刊』第2巻第3集、1921年6月（日付欠）、5頁。
- 127) 前掲莊沢宣「再論改革学制」、6頁。

- 128) 前掲余紹仁「北京高師改組大学的管見」、2頁。
- 129) 顧明遠主編『教育大辞典』増訂合編本、上海教育出版社、1998年、2132頁。
- 130) 余(家)は、1918年に武昌にある中華大学本科中国哲学専攻を卒業し、1920年2月に北京高等師範学校教育研究科に入学した(徐友春主編、前掲書、402頁)。導之の氏は常である。常(導)は、南京金陵大学文科を中退し、南京高等師範学校に入学した。卒業後1920年に北京高等師範学校教育研究科に進学した(『北京師範大学校史』北京師範大学出版社、1982年、65頁と、『学府紀聞・国立北平師範大学』南京出版有限会社、1981年、63-64頁)。余(紹)は、1923年に北京高等師範学校英語系甲班を卒業した者であった(『国立北京師範大学卒業同学録 1907-1934』国立北京師範大学秘書処畢業生事務部、1935年、111頁)。常(乃)は、1916年に陽興中学を卒業して北京高等師範学校に進学した。1920年夏に史地部を卒業し、同校附属中学校の教師になった(徐友春主編、前掲書、825頁)。雲の経歴については不明である。
- 131) 徐友春主編、前掲書、1502頁。
- 132) 許椿生・陳侠・蔡春編『李建勳教育論著選』人民教育出版社、1993年参照。
- 133) 賈豊臻「閱全国教育連合会議決案贅言」『教育雑誌』第13巻第3号、1921年3月20日、6頁。
- 134) 賈豊臻「今後学制革新之研究」『教育雑誌』第12巻第6号、1920年6月20日、3頁。
- 135) 賈豊臻「続今後学制革新之研究」『教育雑誌』第12巻第9号、1920年9月20日、4頁。
- 136) 顧樹森「對於改革現行学制之意見」『教育雑誌』第12巻第9号、1920年9月20日、6頁。
- 137) 賈豊臻「再続今後学制革新之研究」『教育雑誌』第13巻第9号、1921年9月20日、3頁。
- 138) 前掲賈豊臻「続今後学制革新之研究」、4頁。
- 139) 雲六「現行師範学制的流弊及其改革法」『教育雑誌』第12巻第9号、1920年9月20日、9頁。
- 140) 同上、3頁。
- 141) 雲六の姓はこれまで明らかにされていなかったが、註35)に示した賈豊臻の文章から、姓が范、名は雲六であることが判明した。

- 142) 前掲蔭山雅博「弘（宏）文学院における中国人留学生教育について（二）」、121 頁。
- 143) 徐友春主編、前掲書、1680 頁。
- 144) 朱斐「郭秉文——著名教育家」『師範群英光耀中華』第 11 卷下冊、陝西人民教育出版社、1994 年、31 頁。
- 145) 周川・黄旭主編『百年之功——中国近代大学校長的教育精神』福建教育出版社、1994 年、120 頁。
- 146) 阿部洋「中国人のアメリカ留学その現状と史的背景」阿部洋編『米中教育交流の軌跡——国際文化協力の歴史的教訓』霞山会、1985 年、44 頁。
- 147) 小林善文『中国近代教育の普及と改革に関する研究』（汲古書院、2002 年、267-273 頁）および蔭山雅博「アメリカ留学帰国者の社会的活動——二十世紀初頭・江蘇省の場合」（阿部洋編、前掲書、100-108 頁）参照。
- 148) 前掲許崇清「論第五届教育連合会改革師範教育諸案」、9 頁。
- 149) 同上、8-9 頁。
- 150) 同上、13 頁。
- 151) 同上、13 頁。
- 152) 徐友春主編、前掲書、839 頁。
- 153) 前掲周川・黄旭主編『百年之功——中国近代大学校長的教育精神』、349 頁。
- 154) 前掲朱斐主編『東南大学史』、98 頁。
- 155) 北京師範大学校の開校については「籌備師大委員会本校評議会聯席会議」「国立師範大学校暫行組織大綱」、前掲『教育叢刊』第 4 卷第 4 集。
- 156) 陶知行「我們对新学制草案应持之態度」『新教育』第 4 卷第 2 期、1921 年 1 月。
- 157) 「廖世承先生对一九二二年学制的看法」、朱有瓚主編『中国近代学制史料』第三輯下冊、華東師範大学出版社、1992 年、802-803 頁参照。
- 158) 俞大同「評全国教育会連合会議決的改革学制案」『中華教育界』第 11 卷第 7, 8 期、1921 年 12 月。
- 159) 全国教育会連合会の性格についてはいまだ詳細な研究はないが、当該時期の教育部と全国教育会連合会の関係について基本的には前者が後者の動きに追随する形であったと捉えるべきであると考える。「弥縫に追われて根本的改革に積極性を欠いていた（多賀秋五郎『近代中国教育史資料』民国編中、日本学術振興会、1974 年、101 頁）」教育

部に対し、全国教育会連合会は学制改革に熱意を燃やしていた。全国教育会連合会で議決された議案は、提案として教育部に送られそのまま訓令として採用されたり（「各省区為教育界連合會議決蒙藏教育宜注重国語案応咨行查照文」第 376 号 1920 年 3 月 15 日など）、教育部を通じて大総統に呈され大総統訓示として発令された（義務教育推行に関する「大総統令」1920 年 3 月 19 日など）。このように全国教育会連合会は、単に研究団体というだけでなく、立法の実行力を失っていた教育部に代わって、実質的に法律を作成する機能を持っていたといえるだろう。

160) 『教育雑誌』第 7 卷第 6 号、商務印書館、1915 年 6 月。

161) 「全国省教育会第一次連合会記略」、前掲『教育雑誌』第 7 卷第 6 号。

162) 錢曼倩・金林祥主編『中国近代学制比較研究』広東教育出版社、1996 年、237-240 頁。

163) 邵爽秋等合選『歴届教育會議議決案彙編』教育編訳館、1935 年。

164) 「附 学制系統草案之進行方法（大会意見書）」「第七届全国教育会連合會議決案」、前掲邵爽秋等合選『歴届教育會議議決案彙編』、25-26 頁。

165) 多賀の研究によると、全国教育会連合会が結成した 2 年後の 1917 年 9 月 19 日、学制調査会規程が公布された。学制調査会は、内外の学制の調査と、教育総長の諮詢に答申するための機関である（前掲資料民国編上、105 頁）。1918 年 12 月 30 日には、これを改組して教育調査会が成立し、1919 年 4 月には、第 1 次会議が開催され、中学校についての検討などがされている。しかし、続出する難問に対応する教育部は、弥縫に追われて根本的改革に積極性を欠いていた。これに対し、全国教育会連合会は学制改革に対する研究が活発化した。こうなると、教育部としても猶予を許さず、1922 年 6 月 30 日に教育部学制會議章程九条を公布し、7 月 25 日に学制會議事務所組織を成立させ、9 月 8 日に学制會議細則を公布した。この章程や細則に基づいて会議が 9 月 20 日から 30 日に開催された。蔡元培が主席となって、10 回の集会が持たれた（前掲資料民国編中、101 頁）。会議参加者は約 80 名であった（「1922 年 9 月学制會議經過」前掲朱有燾史料第三輯下冊、803-804 頁。多賀は「会員 7、8 名が集まり」と述べたが、筆者は前者の記述を採る）。結果、教育部学制會議の「学校系統改革案」が作成された。

166) 「教育部召集之学制會議及其議決案」、前掲『教育雑誌』第 14 卷第 10 号、1922 年 10 月。

167) 「記第八届全国教育会連合会討論新学制的經過」『新教育』第 5 卷第 5 期（1922 年 12 月）、または欧陽哲生編『胡適文集 11』（北京大学出版社、1998 年）。

- 168) 同上。
- 169) 陳宝泉「改革師範教育之意見」『北京高師教育叢刊』第1集、1919年12月参照。
- 170) 前掲「記第八届全国教育会連合会討論新学制的經過」。
- 171) 審査会の会員は17名で、審査長は袁希涛（江蘇省教育会代表、2章1節で紹介したとおり、中華民国教育部の初代普通教育司司長であった。1913年末に司長の職を辞め、郷の江蘇省に帰り、同省教育会で活躍した。1915年に第1回全国教育会連合会に出席し、以降1921年の第7回にも出席した。第1回全国教育会連合会に出席した後に教育部に復帰し、1915年と1916年に2度教育部次長を務め、1919年に教育部総長代理に昇った）で、審査員は胡適（北京教育会代表）、張鴻浦、何日章、黃炎培（江蘇省教育会代表、袁希涛に続き第2回、第7回の大会にも出席した）、陳鴻模、許倬雲（浙江省教育会代表）、吳炳南、方克剛、經亨頤（浙江省教育会代表、袁希涛と同じく第1回大会から活躍し、以降ほぼ毎回出席し、いわば全国教育会連合会の長老であった）、李惠、段育華、劉炯文（直隸省教育会代表、第2回、第3回、第4回大会にも出席した）、徐鴻鐸、金曾澄（広東省教育会代表、第4回大会にも出席した）、徐方漢、王興義の16名の審査員がいた。
- 172) 前掲「記第八届全国教育会連合会討論新学制的經過」。
- 173) 学校系統草案、前掲「記第八届全国教育会連合会討論新学制的經過」と、壬戌学制（朱有瓚主編『中国近代学制史料』第三輯下冊、華東師範大学出版社、1992年、805-808頁）参照。
- 174) 「初到美国：康乃爾大学の学生生活」、欧陽哲生編『胡適文集1』北京大学出版社、1998年参照。
- 175) 『北京大学校史』（増定本）北京大学出版社、1988年、58頁。
- 176) 「哥倫比亞大学和杜威」、前掲欧陽哲生編『胡適文集1』、273頁。
- 177) 北京大学教育学院ホームページ <http://www.gse.pku.edu.cn> の「学院概況」欄の「歴史回顧」による。
- 178) 「大学教育与科学研究」、前掲欧陽哲生編『胡適文集12』参照。
- 179) 「教師的模範」、同前書、555頁。
- 180) 「中国教育史的資料」、同前書、553頁。
- 181) 「这一周」、前掲欧陽哲生編『胡適文集3』、434頁。

- 182) 同前書、441 頁。
- 183) 「对于新学制的感想」、前掲欧陽哲生編『胡適文集 11』、59 頁。
- 184) 温仲良編『広東省教育大事記』出版社記録なし、1926 年、81 頁。
- 185) 「1918 年教育部記高等師範学校概況」前掲朱有燾史料第三輯下冊、677-678 頁。
- 186) 「1918 年教育部記高等師範学校概況」、同前書、677 頁。
- 187) 「函張季直等改訂籌設南京大学各弁法準如所擬弁理（第 515 号、9 年 12 月 3 日）」、多賀秋五郎著『近代中国教育史資料』民国編中、日本学術振興会、1974 年、331-332 頁。
- 188) 同上、331-332 頁。
- 189) 南京大学高教研究所編『南京大学大事記』南京大学出版社、1989 年、33 頁。
- 190) 「令国立東南大学籌備員郭秉文（指令第 1034 号、10 年 7 月 13 日）」、前掲多賀秋五郎著『近代中国教育史資料』民国編中、372-373 頁。
- 191) 「国立大学校条例（教育部令第 23 号）」、前掲多賀秋五郎著『近代中国教育史資料』民国編中、214-215 頁。
- 192) 「令国立東南大学籌備員郭秉文（指令第 1075 号）」、前掲多賀秋五郎著『近代中国教育史資料』民国編中、372 頁。
- 193) 朱斐主編『東南大学史（1902-1949）』第 1 卷、東南大学出版社、1991 年、100 頁。
- 194) 「国立東南大学学生一覽（1923 年 1 月調査）」『国立東南大学一覽（1923 年度）』参照。
- 195) 前掲『国立東南大学一覽（1923 年度）』参照。
- 196) 「咨各省区南京高師校招考新生請查照選送文（第 633 号、9 年 5 月 17 日）」、前掲多賀秋五郎著『近代中国教育史資料』民国編中、276-278 頁。
- 197) 「普通規則」『国立東南大学一覽（1923 年度）』参照。
- 198) 「普通規則」『国立東南大学一覽（1923 年度）』参照。
- 199) 李友芝・李春年・柳伝欣・葛嘉訓編『中国近現代師範教育史資料』2 冊、部内資料、未出版、202-214 頁参照。
- 200) 「自習室規則」『北京高等師範学校一覽』、1913 年。
- 201) 「鄧校長就職演説詞」、北京高等師範編輯『教育叢刊』第 2 卷第 1 集「附録」、上海中華書局、1921 年 3 月。
- 202) 「北京高等師範学校内部組織暫行簡章」、前掲北京高等師範編輯『教育叢刊』第 2 卷第 1 集「附録」。

- 203) 「本校内部改組計画草案」、前掲北京高等師範編輯『教育叢刊』第2巻第5集「本校紀事」、1921年10月。
- 204) 「北京高師組織大綱」、前掲北京高等師範編輯『教育叢刊』第3巻第5集「附録」、1922年9月。
- 205) 「北京高等師範学校招考簡章」、前掲北京高等師範編輯『教育叢刊』第3巻第5集「附録」。
- 206) 前掲「北京高等師範学校招考簡章」。
- 207) 前掲「北京高師組織大綱」。
- 208) 「請改全国国立高等師範為師範大学案」、前掲北京高等師範編輯『教育叢刊』第3巻第5集「附録」、および許椿生・陳侠・蔡春編『李建勳教育論著選』人民教育出版社、1993年。
- 209) 同上。
- 210) 「師範大学籌備中之消息」、前掲北京師範大学編輯『教育叢刊』第4巻第1集「附録」、1923年4月。
- 211) 「師大籌備中之消息」、前掲北京師範大学編輯『教育叢刊』第4巻第4集「附録」、1923年7月。
- 212) 「国立北京師範大学校暫行組織大綱」と「本校招生簡章」は、前掲北京師範大学編輯『教育叢刊』第4巻第4集「附録」。「關於師大課程之意見」は、前掲北京師範大学編輯『教育叢刊』第4巻第6集「附録」、1923年7月。
- 213) 同上。
- 214) 「本校招生簡章」、北京師範大学編輯『教育叢刊』第4巻第4集「附録」、上海中華書局、1923年7月。
- 215) 同上。
- 216) 同上。
- 217) 前掲「關於師大課程之意見」。
- 218) 「校史概略」『国立北平師範大学一覽』、1934年。
- 219) 「本校職教員一覽」、前掲『国立北平師範大学一覽』、1934年。

終章 総括と今後の課題

1 内容要約

本来ならば、章立ての順を追って論文の纏めを行うのが一般的であるが、ここでは、理解を深めるために、論文全体をとおして明らかにした諸事実を一旦解体し再構成して提示する。こうした作業を経ることによって、本研究から得た新たな知見は以下の4点に纏められよう。

第1は、近代中国における中等教員養成制度の成立過程である。中国の3つの時期に施行された3つの学校制度、とりわけ各中等教員養成制度における具体的な作成経緯、特質、教員養成教育の内容などを明らかにした。1904年に公布された癸卯学制と1912年に公布された壬子学制はいずれも日本の影響が大きいといわれているが、制度の内実に立ち入った考察は行われていなかった。本研究は近代中国における学校制度全体の輪郭を描いた先行研究を踏まえ、中等教員養成制度に絞って分析を行った。明らかにした事実は以下の3点である。

- ①「高等師範学校規程」と「奏定優級師範学堂章程」の目的、学科、教員養成教育の内容、修業年限、授業料免除と服務義務、附属学校など様々な事項を日本のそれと丹念に比較し、日本の影響をより具体的に解明した。
- ②「高等師範学校規程」が根本的な性格において「奏定優級師範学堂章程」を継承していた原因を中華民国教育部の人事布置に求めることができた。継承の原因を追及するためには、規程の作成に関する公文書から着手するのが本筋であるが、史料未見のため、迂回的方法ではあるが、傍証として教育部成立当初の部員構成、すなわち、南側と北側の人事異動や職位変化の実態を詳細にわたって明らかにした。部員構成にみられる3つの特徴として、第1は、新教育部の部員には清朝の教育専門家が多かったこと、第2は、新教育部の部員の採用にあたって、南側と北側ではその処遇に違いがあったこと、第3は、新教育部部員の経歴として、留日帰国者が非常に多く、とくに専門分野が師範教育である留日師範生が多かったことがわかった。優級師範学堂から高等師範学校への変遷は、改革への教育界からの要望というよりは、清朝から中華民国への政体変化や政権交替の結果であったと見てよい。高等師範学校は優級師範学堂への反省と継承の結果誕生したものであった。こうした考察はこれまでなされておらず継承の原因が人事布置にあったということを指摘したのは、本稿のオリジナリテ

ィーである。今後の研究者にも資するところあるものと自負している。

- ③ 1922年に公布された壬戌学制における中等教員養成制度の形成過程、とくに高等師範学校が消失した原因を、胡適が中等教員養成を大学で行うべきであると考えたこと、高級中学校が生まれ高等師範学校の存在意義が弱まったこと、高等師範学校を持つ省と持たない省が対立したこと、の3点に求めることができた。総合大学教育科あるいは師範大学の誕生は、新文化運動の興起に伴い新たな社会中堅人材像を求める教育界みずから行った改革の結果であった。壬戌学制が癸卯学制や壬子学制と異なる性格を有した原因はここにあった。

第2は、単なる制度の解明に留まらず、優級師範学堂や優級師範選科、高等師範学校、総合大学教育科や師範大学の経営実態に踏み込んだ考察を行った。具体的には次の5点である。

- ① 清朝末期における優級師範学堂および優級師範選科の分布状況、受験者の資格、入学試験、両江師範学堂を事例とする授業科目の構成、卒業生の待遇など内実に立ち入って検討した。
- ② 先行研究では全く触れていない『教育時論』に掲載された中国在職中のお雇い教習内堀維文の手紙を駆使し、清朝末期における日本人教習の来華ルートや契約状況を解明した。さらに先行研究を踏まえ、全国の優級師範学堂や優級師範選科に赴いた日本人教習の出身、学歴、分布状況、月俸などを整理した。
- ③ お雇い日本人教習に替わって中等教員養成機関で活躍した留日師範生に焦点をあて、これまで解明されていなかった東京や広島高等師範学校の中国人留学生の状況、具体的には中国側の派遣動機、日本側の受け入れ姿勢、人数などを『東方雑誌』、『番禺県続志』、『北洋公牘類纂』、『教育時論』など当時の教育雑誌や郷土史料および『一覽』を駆使し明らかにした。さらに范源濂の6つの高等師範学校区、陳宝泉の北京高等師範学校の経営実態や師範大学構想、鄧萃英の北京高等師範学校改革、李建勛の師範大学論などの考察をとおして、留日師範生が近代中国の教育に果たした役割を明らかにした。近代中日の教育交渉で主役を演じた留日師範生のはなばなしい帰国後の活動を最大限に描いた。
- ④ 北京高等師範学校に焦点をあて、教員スタッフには留日経験、とくに東京高等師範学校や広島高等師範学校へ留学した者が多いこと、カリキュラム、校内の諸規程における東京高等師範学校の影響が大きいことなど、これまで知られていなかった諸事実を

明らかにした。北京高等師範学校の考察をとおして近代中国の高等師範学校における日本の影響の生成原因や到達点を明らかにした。また、序章で紹介したこれまで使用されていなかった北京高等師範学校の全卒業生名簿を徹底的に考察し、入学生数や卒業生数という数量的な把握のみならず、年度別にみる入学生の年齢や学歴、さらに就職先や服務期間後の職種変化をも分析した。結果、北京高等師範学校の卒業生は服務年限を果たした後も中等教育機関に留まり、その発展に尽力したことを明らかにした。

⑤南京高等師範学校の創設にあたっては郭秉文より江謙の役割の方が大きかったことを明示し、先行研究のズレを指摘した。アメリカ留学帰国者から大量の教員を採用したことは1919年に校長に昇った郭秉文の校内改革のための基盤づくりであり、文と理を以て南京高等師範学校における学科を再編したことは、郭秉文が考えていた研究型教員養成論の実践の第一歩であった。

第3は、中等教員養成に果たした教育学教育の実態である。とくにカリキュラムの分析に意を注ぎ、教員養成教育においてもっとも基本となる科目である教育学に光をあてた。両江師範学堂で使用された教育学教科書・張子和編纂『大教育学』を分析し、張が日本のいくつかの教科書から意図的に内容を抽出し、工夫を加え自らの主張を反映する教科書を作り出したことを解明した。こうした事実から1920年前後デューイの教育学が中国に影響を及ぼす20年前、すでに日本から教育学が導入され、近代教育学は胎動を始めていたことが分かった。また、1907年前後の教育学教科書の編纂は、単なる直訳のレベルから脱して、編纂者の意図を反映した選択的な翻訳段階に入っていた。清朝末期の教育学教科書編纂の到達点を明らかにした。

第4は、序章で紹介した現在の中国における「大学における教員養成」の議論に対する答えである。中等教員の養成は総合大学で行うか、それとも特設の単科大学でおこなうのかという議論は歴史的な難問であり、こうした大問題に直面している筆者は、中等教員養成論を問題史的に解明した。具体的には以下の2点である。

①近代日本の学校制度を参考にし作成した清朝末期および中華民国初期の学校制度には特設の中等教員養成機関という日本の伝統があった。それを集約し反映したのは高等師範学校存廃論争であった。空間を超える中等教員養成の理論研究において、日本の先行研究に用いられた師範大学を特設するか否か、アカデミズムかプロフェッショナルリズムかという4つの概念を有効に使い、近代中国における中等教員養成論の到達点を解明することができた。

②東南大学教育科と北京師範大学という2つのタイプの中等教員養成の内実に入り込んで考察を行い、相違点を明らかにした。まず東南大学教育科は教育実習を選択せずに卒業することができた。学力に重きを置く総合大学の中等教師養成の根底には、教育学的教養を十分に与えることなく、専門を極めれば十分であるという楽観主義が潜んでいた。一方、北京師範大学は全ての学部において教育学的教養の科目を多く設けており、教育実習も必修科目で単位数が多かった。師範大学においては、教科専門知識の習得はもちろん、高い教育学的教養の習得や厳しい教育実習を受けなければ、教員になることはできなかった。

大学の進学率が高くない今日の中国において、中等教育は社会の中堅人材を輩出する役割を担っている。すなわち、中等教員養成は、社会の発展を直接的に左右するといえる。こうした歴史の諸事実から、我々はどのような教訓を得ることができるのだろうか。先人たちが目指していた教科専門知識と教育学的教養を習得し、教育実習を経て、さらに教職の倫理を備えた教員像は、今日果たして実現したのだろうか。プロフェッショナルリズムの教員像を求める今日において、もう一度中等教員養成理論を吟味する必要があるだろう。

2 今後の課題

序章で述べたように、近代中国の教員養成に関する先行研究は制度の大まかな流れに留まり、本格的な研究には至っていない。とくに中等教員養成制度についてはほとんど明らかにされていない。その大きな原因は史料の制約である。周知のとおり、中国では中華民国が建国されてから1928年の蒋介石政権の樹立まで軍閥政権の時代であり、確固たる中央政権が存在しなかったため、体系的な史料の保管がなされていなかった。その後の日本侵華戦争、国民党と共産党の内戦、文革大革命などの混乱により、もともと存在する資料も散逸した。こうした状況ゆえ、北京師範大学の校史ですらもっとも基本的な史料となるはずの『一覽』を1912年度と1914年度の2冊しか使っていないという状況である。筆者は何度も北京師範大学に足を運び史料の発掘に努めた。その結果、これまで日の目をみることのなかった1934年度の『一覽』と1934年までの全卒業生の名簿をみい出した。これらの史料は本研究の第8章と第11章で活用した。『一覽』の保存状況に関しては東南大学（前身は南京高等師範学校、後身は中央大学、現在は南京大学）も同様であった。3冊の校史（『国立中央大学沿革史』秘書処編纂組編印、1930年版、『東南大学史』東南大学出版社、1991年、『南京大学史』南京大学出版社、1992年）を通覧した上で、1923年度の『一

覧』しか残存していないことが分かった。この貴重な史料は第 11 章で使用した。本研究の中では、中日両国の先人たちが 60 年代から蓄積してきた資料集や筆者自らが中国第二歴史檔案館、北京図書館、上海図書館、6 つの高等師範学校中の 4 つ（北京高等師範学校、武昌高等師範学校、南京高等師範学校、広東高等師範学校）の所在地にある省檔案館や後身である北京師範大学、武漢大学、南京大学、中山大学の附属図書館や校史編纂室で調査した史料を駆使し、最大限の努力を払った。しかし、埋めることのできない史料の穴が依然存在することは否めない。また、欧米や日本の中等教員養成史に関する勉強不足や日本語執筆の不自由のため、思っていることを十分に論述することのできなかつた点も多く残されている。

たとえば、①東京・広島高等師範学校に学んだ留日師範生の数、拙稿に関わる代表人物の帰国後の教育的活動を明らかにしたが、彼らの在学中の状況などは明らかにしていない。また、女子留日師範生については手付かずの状態である、②北京高等師範学校や南京高等師範学校を中心に考察をおこなったが、その他の 4 つの高等師範学校についてはほとんど解明していない、③中等教員免許に関してはまったく触れていない、④史料の発掘がまだ十分ではなく、やむを得ず推測によって論を進めた点がある。たとえば「奏定優級師範学堂章程」や「高等師範学校規程」の作成者を第三者の回顧文や教育部の人事考察などの傍証で推測した。もし、これに関する史料が発見できれば、推測を確実なものとするはずである。以上のような問題を今後の課題としたい。

付表1 清朝末期在華日本人師範教習一覽表

学堂名	氏名	職名	月俸	教授科目	日本における元の官職	被聘年月	期限	出身地
奉天兩級師範学堂	森本清蔵	正教習	銀票470円	教育学	文部省視学官	1906.5	満2年	兵庫
	南洞孝	教習	銀150両	日本語	東亜同文書院卒業	1906.2	満3年	岩手
吉林兩級師範学堂	峯籙良充	教習	銀230両	教育学、理科、数学、日本語		1910.2	満1年	京都
京師大学堂師範館 (1904年に京師大学堂 優級師範科と改名)	服部宇之吉	正教習	500円	教育学、心理学、論理学	東京帝大文科大学教授	1902.10.9	1903.2より満4年	東京
	太田達人	副教習	300円	数学、物理、化学の教授	文部省図書審査官、理学士、大阪府立第1中学校長	1902.10.12	1903.2より満4年	岩手
	高橋勇	教習	銀200元	図画、日本語	文学士	1903.7.1	満4年	
	鈴木信太郎	教習	銀360元	日本語、地理	文学士	1904.3.6	満3年	
	西村熊二	教習	銀300元	化学、算学	理学士	1904.5.14	1904.6.19より満3年	
	氏家謙曹	教習	銀360元	物理、数学	理学士、第2高等学校教授	1904.8.22	1904.8.27より満3年	
	坂本健一	教習	銀360元	世界史、外国地理	文学士	1904.8.22	満3年	
	矢部吉禎	教習	銀360元	植物学、鉱物学	東京帝大理科大学助教授	1904.8.8	1904.9.21より満3年	
	桑野久任	教習	銀360元	動物学、生理学	東京帝大理科大学助教授	1904.8.8	1904.10.12より満3年	
	法貴慶次郎	教習	銀200元	教育学	東京高等師範学校教諭兼助教授	光31.8	満3年	京都
北洋師範学堂	中島半次郎	教習	銀350元	教育学	文学士、早稲田大学教授	1906.9	満2年	熊本
	柴田勝熊	教習	銀170両	農学	高等師範学校卒業	1907.8	満1年	熊本
	大津源三郎	教習	銀200両	博物	高等師範学校卒業、陸軍教授	1906.9	満2年	山形
	瀧本潔	教習	銀150元	数学、物理学		1907.6	満1年	熊本
	安成一雄	教習	銀200元	図画、手工	名古屋高等工業学校教授	1907.8	満2年	熊本
	関榮太郎	教習	銀200元	歴史、地理	高等師範学校卒業、東京府第1中学校教諭	1907.1	満1年	青森
	北尾県	教習	銀200元	物理、化学		1906.1	1908.6	愛知
	後藤龍縁	教習	銀170元	日本語、倫理	早稲田大学卒業	1908.2	満1年	兵庫
	月原秀範	医官	銀60元	医官、学校衛生	金沢医科専門学校卒業	1907.5	満1年	長野
	藤林実	教習	銀120両		陸軍憲兵特務曹長	1908.9	満2年	福岡
	高橋寅治	教習	銀120両		第8師団法官部録事	1908.9	満2年	秋田
	大塚周太郎	教習	銀100両		陸軍憲兵曹長	1909.11	満1年	埼玉
	武正兼一				東京物理学校出身			
直隸師範学堂	新納時哉	教習	湘平銀110両	図画	鹿児島県郡視学	1902.10.21	2年	鹿児島
	竹内菊五郎	教習	湘平銀110両	農学	萩中学校教諭	1902.10.21	2年	愛媛
	大橋末彦	教習	湘平銀85両		歩兵特務曹長	1902.10.21	2年	東京
	渡俊治	教習	湘平銀85両		文学士	1902.10.21	2年	東京
	松本土農夫	教習	湘平銀85両		東京外語出身	1902.10.21	2年	福井
	吉武藤吉	教習	湘平銀85両		東京湯島小学校訓導	1902.10.21	2年	福岡
	紀田寛作	教習	湘平銀85両		東京外語出身	1902.10.21	2年	熊本
	児崎為□	教習		日本語、普通学	高等師範学校教諭	1904.10.18		福島
	大境鴻蔵	教習	銀150両	地理、歴史	山形県中学校教諭	1904.10.18		山形
	芝本為一郎	教習	銀120両	図画、手工	東京府第2高等女学校教諭	1904.1		和歌山

	関本幸太郎	教習	銀200両	物理、化学	東京高等師範学校教諭	1902.1	無期限	和歌山
	中谷延治	教習	銀200両	教育学	東京高等師範学校教諭	1904.3	1909.1	三重
	永井勇助	教習	銀150両	博物	東京府立川中学校教諭	1904.1	1911.1	宮城
	近藤出来治	教習	銀120両	音楽	和歌山県師範学校教諭	1905.4	1909.1	高知
	柏原伊之吉	教習	銀120両	手工図画	和歌山県師範学校教諭	1906.3	1911.1	福島
	都甲昂	教習	銀100両	法律学、経済学		1906.1		大分
直隸優級師範学堂	直江光次	教習	銀150両	地理、歴史	東京高等師範学校卒業、休職北海道師範学校教諭	1907.1	1912.11	新潟
	田尻茂	正教習	銀200両			1910.2	1912.2	東京
	松本常三郎	教習	銀150両	図画、手工		1911.4	1913.2	長野
山西優級師範学堂	大森千蔵	教習	銀200両		理学士	1906.9	1910.3	福岡
	早川新次	教習	銀150両	国文、法律、経済	中央大学卒業	1908.11	満1年	熊本
	林房吉	教習	銀200両		理学士	1906.9	1910.3	徳島
	小松崎武司	教習	銀50両	体操、唱歌		1907.5	1910.11.1	茨城
	上野矢熊	教習	銀50両	体操	警視庁巡查	1906.1	1911.12	鹿児島
	吉国半五	教習	参200両	物理、化学	理学士	1908.9	1912.2	鹿児島
	宮崎重蔵	教習	銀100両	地理、歴史	東京高等師範学校卒業	1908.4	満1年	京都
	伊東茂松	教習	銀200両	物理、数学、天文	岡山第6高等学校教授	1909.4	1911.4	山形
	丸野豊	教習	銀100両	図画	福井中学校教諭	1909.4	満1年	福岡
(陝西)高等師範学堂	吉川金蔵	教習	銀180元			1906	1909.3	東京
	松里政登	教習	銀140元	図画	岡山県師範学校教諭	1906	1909.3	福岡
山東全省師範学堂	宅野潔	副教習	金500円	理科、数学、日本語	(北京)外国語学校出身	1903.10.16	満2年	山口
	沢村大字	教習	銀150両		東京高等師範学校卒業		1910,10	熊本
	土佐林勇雄	教習	銀150両				1910.8	山形
	上田芳郎	正教習	銀150両	博物、図書			1912.12	三重
	内堀維文	正教習	銀300両	教育、倫理、日本語	休職東京高等師範学校教諭	1903.9	1909	熊本
	秋田友作	教習	銀150両		休職秋田県師範学校教諭		1908.6	北海道
	河瀬半四郎	教習	銀150両		東京高等師範学校卒業		1908.9	徳島
	井手勝治	講師	銀40両				無期限	長野
河南優級師範学堂	飯河道雄	教習	銀150両		東京高等師範学校卒業	1906.11	1913.1	福島
	氏家謙曹	教習	銀300元		前出	1909.8	1912.8	岩手
	小松崎武司	教習	銀150元			1910.11	1911.1	茨城
(武昌)師範学堂	戸野周次郎	総教習	銀350元	教育	東京高等師範学校教授	1902.9.1	27年	京都
(湖北)両湖師範学堂	稲並幸吉	教習	銀360元		理学士、第1高等学校教授	1904.4	1910.9	東京
	三沢力太郎	教習	銀400元		東京高等師範学校卒業	1903.11	1910.2	長野
	渡辺幾治	教習	銀300元			1903.11	1910.2	
	愛甲平一郎	教習	銀200元			1910.1	1912.1	鹿児島
(長沙)中路師範学堂	松山亮蔵	教習	銀150元	博物、理学	札幌中学校教諭	1907.5	満1年	岐阜
	山寺容磨	教習	銀250元	理化		1908.4	満1年	長野

(湖南)優級師範学堂	白田壽恵吉	教習	銀240元	教育、心理、論理	長野県師範学校卒業、東京弘文学院講師	1909.3	満1年	長野
	愛田平一郎	教習	銀200元	博物、教育史	東京高等師範学校卒業、鹿児島県川内中学校教諭	1909.10	満1年	鹿児島
	原田長松	教習	銀300元	博物	長野師範学校首席教諭	1908.9	1911.9	鳥取
	能勢頼俊	教習	銀300元	博物	東京高等師範学校卒業			山梨
(南京)三江師範学堂	菊地謙二郎	総教習	銀400元	教務	文学士、第2高等学校長	1903.5	3ヶ年	茨城
	平田徳太郎	教習	銀300元	理化	理学士			
	菅沼虎雄	教習	銀300元	倫理、教育	第1高等学校教授	1903.5	3ヶ年	福岡
	志田勝民	教習	銀300元	法制	法学士	1903.5	3ヶ年	長崎
	大森千蔵	教習	銀300元	博物	理学士	1903.5	3ヶ年	福岡
	安藤安	教習	銀300元	農学	農学士、静岡農技師陸軍三等主計	1903.5	3ヶ年	神奈川
	松原俊造	教習	銀300元	理化	理学士、第7高等学校造士館教授	1903.5	3ヶ年	山口
	岸廉一	教習		生理	医学士			
	岸達仲	教習	銀300元	生理衛生		1903.5	3ヶ年	青森
	那部武二	教習	銀250元	日本語、通訳		1903.5	3ヶ年	石川
	柳原又熊	教習	銀250元	日本語、通訳		1903.5	3ヶ年	熊本
	杉田稔	教習	銀200元	手工	東京高等工業学校助教授	1903.5		大阪
	亙理寛之助	教習	銀200元	図画科教授	陸軍助教授(日本仙台)	1903.5		兵庫
	(南京)两江師範学堂	松本孝次郎	総教習	銀350元銀140兩	教育	休職高等師範学校教授	1906.4	満3年
一戸清方		教習	銀260弗	手工	文部省検定手工科教員、東京高等工業学校卒業	1909.2	1910.3	青森
山田栄吉		教習	銀200弗	図画	東京美術学校卒業	1909.9	満1年	大阪
伊藤邨雄		教習	銀250弗	農学	農学士	1909.3	満1年	愛知
桧垣精三郎		教習	銀200弗	法制、経済		1909.12	満1年	東京
掛江虎三		教習	銀300弗	物理学		1910.10	満1年	広島
亙理寛之助		教習	銀200元	図画	仙台陸軍幼年学校助教諭	1906.5		兵庫
杉田稔		教習	銀200元	教授	東京高等工業学校助教授	1906.5	1908.7	大阪
小川邦人		教習	銀300元	物理	文学士	1907.9	満1年	広島
栗野宗太郎		教習	銀300元	博物	理学士、東京帝国大学卒業	1907.9	満1年	石川
志賀實		教習	銀300元	博物	理学士、東京帝国大学卒業	1907.9	満1年	宮城
森祐好		教習	銀300元	化学	理学士	1907.9	満1年	大阪
増田真吉		教習	銀250元	農学	農学士	1907.9	満1年	福岡
須田哲三		教習	銀300元	農学	農学士			
小野孝太郎		教習	銀250元	博物	理学士			
早瀬完二		教習		法制	法学士			
松田茂		教習	銀250元	日本語	東京国語伝習所修了			
西沢勇志智		教習	銀300元	理化	理学士			
菅沼虎雄		教習		教育	文学士			
石野巍		教習	銀200元	音楽	元音楽学校教諭	1906.4	満2年	東京

(蘇州)江蘇兩級師範学堂	小川市太郎	教習	銀200元	法制	法学士	1907.9	満1年	秋田
	松浦秋作	教習	銀170元	教育	理学士	1907.9	満1年	群馬
	塩見競	教習	銀200弗	図画	東京美術学校卒業	1908.9	満1年	岡山
	藤田豊八	総教習	銀300元		文学士	1904.8	無期限	徳島
	池田夏苗	教習	銀250元		文学士	1906.11	満2年	東京
	小野孝太郎	教習	銀250元		理学士	1907.1	1909.2	静岡
	細井貫了	教習	銀200元		理学士	1906.6	満2年	滋賀
	浅野金兵衛	教習	銀200元		工学士	1907.7	1909.2	宮城
	八木光貫	教習	合計銀200元		文学士	1907.7	1909.2	三重
	西岡永太郎	教習	銀150元		東京高等師範学校卒業	1906.9	満2年	徳島
	巽健雄	教習	銀120元			1907.11継続	1909.2	北海道
	中村信三郎	教習	銀120元			1907.11継続	1909.2	宮城
	高田九郎	教習	銀100元		東京府立師範学校卒業	1907.11継続	1909.2	熊本
	辻武雄	教習	銀100元		慶応大学卒業	1906.3	1908.3	熊本
	梶原熊雄	教習	銀100元		東京美術学校卒業	1907.5	満2年	福岡
小野清一	教習	銀60元			1905.5	満3年	東京	
鳥谷部政人	嘱託医	銀50元			1905.6	無期限	静岡	
永井元吉	教習	銀250元		理学士	1908.3	1909.2	宮城	
全浙兩級師範学堂	鈴木珪寿	教習	合計銀280元		東京高等師範学校卒業	1905.8	1909.7	福島
	元橋義敦	教習	銀110元			1906.8	1909.8	東京
	吉加江宗二	教習	銀200元			1908.5	1910.5	宮崎
	中桐確太郎	教習	銀300元		早稲田大学卒業	1908.5	1911.5	福島
	本多厚二	教習	銀240元		東京高等師範学校卒業	1909.4	1910.3	長崎
	福井直秋	教習	銀150元		東京音楽学校卒業	1909.9	1910.8	富山
(成都)優級選科師範学堂	野崎常蔵	教習	銀200元		元東京府中学校教諭	1906.11	1911	鳥取
	池田方正	教習	銀200元		山口県中学校教諭	1906.11	1911	三重
	落合兼松	教習	銀180元		東京府中学校教諭	1906.11	1911	鹿児島
	広瀬吉彌	教習	銀200元			1909.7	1910.6	新潟
(成都)師範学堂	和田喜八郎	教習	銀350元		秋田県師範学校教諭	1903.12	2ヶ年	秋田
(成都)中央師範学堂	豊岡茂夫	教習	銀200元		休職岡山県師範学校教諭	1906.2	1911	福岡
	小西三七	教習	銀250元	鉱物	理学士、中央气象台嘱託	1906.2	1911	東京
四川通省師範学堂 (1905年成立、1906年正式に開学。創設当初は「中央師範学堂」という仮名を使用)	田中雄之進	教習	銀50元			1908.2	1ヶ年	東京
	田中久蔵	教習	銀200元			1908.7	1ヶ年	東京
	大島弘公	教習	銀180元	手工	東京高等師範学校卒業	1908.2	1911年	熊本
	山蔦一海	教習	銀250元	博物	東京高等師範学校卒業	1908.5	1911年	秋田
	小川正	教習	銀200元	代数	東京物理学校卒業	1908.5	1911年	福井
	松本義成	教習	銀100両			1910.10		愛知
	藤堂良讓	教習	銀300元			1911.2	1912.11	三重
	藤井慶乗				文学士			
	徳永熊五郎	教習	銀200元	幾何	休職佐賀県立中学教諭	1906.6	1911年	熊本

	山本豊次	教習	銀270元	理化	理学士	1906.6	1911年	山口
	須藤一多	教習	銀200元	博物	中学教諭	1905.12	1909在職中	群馬
	相田三代治	教習	銀200元	代数	東京物理学校卒業		1909在職中	山形
(成都)優級師範学堂	川崎武親	教習	銀200元		東京高等師範学校卒業	1909.4	1911	福岡
	高野定治	教習	銀300元		北海道庁技師	1910.7	1911	北海道
(貴陽)優級師範学堂	落合兼光	教習			早稲田大学卒業			宮崎
(福州)全閩師範学堂	桑田豊蔵	総教習	手当30弗	歴史、日本語	台湾総督府事務嘱託	1904.10	2ヶ年	北海道
	森原通	教習	手当30弗	日本語				
	向後順一郎	教習	銀160元		早稲田大学卒業	1903.11	2ヶ年	東京
	土田忠治	教習	銀210元		島根県立第2中学校長	1907.1	2ヶ年	静岡
	小畑勇吉	教習	銀180元			1908.2	5年半	福井
	森本修	教習			東京高等師範学校卒業、台湾国語学校教諭			和歌山
	永沢定一	教習	220元		東京高等師範学校卒業、台湾国語学校教諭	1908.5	2年	青森
(福州)両級師範学堂	赤松邦太郎	教習	銀260元	理科		1911.9	2年6ヶ月	兵庫
(広州)両広優級師範学堂	伊藤允美	教習	銀300元		文学士、茨城県中学校教諭	1905.3	1908.8	新潟
	浦順平	教習	銀250元		東京高等師範学校卒業、東京師範学校教諭	1907.5	満2年	熊本
	佐藤廉造	教習	銀200元		群馬県師範学校教諭	1906.10	満2年	山形
	橋本福蔵	教習	銀200元		沖縄県師範学校教諭	1907.5	満2年	東京
	飯田一雄	教習	銀150元		早稲田中学校教諭	1907.5	満2年	大分
[出典]南里知樹編『中国政府雇用の日本人—日本人顧問人名表と解説』(『日中問題重要関係資料集』第3巻『近代日中関係史料』第Ⅱ集所収、龍溪書舎、1976年2月)と汪向荣著・竹内実監訳『清国お雇い日本人』(朝日新聞社、1991年)より作成した。								

付表2 中日両国「高等師範学校規程」比較表

中国		日本		
第1章 学科	第1条	高等師範学校の学科を分ちて、予科、本科、研究科とする。	第1条	高等師範学校ノ学科ヲ分チテ予科本科研究科トス本科ハ分チテ国語漢文部、英語部、地理歴史部、数物化学部及博物学部トス
	第2条	本科を分ちて、国文部、英語部、歴史地理部、数学物理部、物理化学部、博物部とする。		予科ノ科目ハ倫理、国語、漢文、英語、数学、論理、図画、音楽、体操トス但一部ノ生徒ニハ図画、音楽ノ一科目若クハ二科目ヲ課セサルコトヲ得
	第3条	予科の科目は倫理学、国文、英語、数学、論理学、図画、音楽、体操とする。	第2条	
	第4条	本科各部の共通科目は、倫理学、心理学、教育学、英語、体操とする。	第3条	本科国語漢文部ノ科目ハ倫理、心理学及教育学、国語、漢文、英語、歴史、哲学、言語学、体操トス但随意科目トシテ独語、音楽ノ一科目若クハ二科目ヲ加フルコトヲ得 本科英語部ノ科目ハ倫理、心理学及教育学、英語、国語及漢文、歴史、哲学、言語学、体操トス但随意科目トシテ独語又ハ仏語、音楽ノ一科目若クハ二科目ヲ加フルコトヲ得 本科地理歴史部ノ科目ハ倫理、心理学及教育学、地理、歴史、法制経済、国語及漢文、英語、体操トス但随意科目トシテ独語、音楽ノ一科目若クハ二科目ヲ加フルコトヲ得 本科数物化学部ノ科目ハ倫理、心理学及教育学、数学、物理学、化学、天文気象、英語、図画及手工、体操トス但随意科目トシテ独語、音楽ノ一科目若クハ二科目ヲ加フルコトヲ得 本科博物学部ノ科目ハ倫理、心理学及教育学、植物学、動物学、生理学及衛生、鉱物学及地質学、農学、英語、図画、体操トス但随意科目トシテ独語、音楽ノ一科目若クハ二科目ヲ加フルコトヲ得
	第5条	本科各部の専修科目は、以下の通り。国文部：国文及国文学、歴史、哲学、美学、言語学。英語部：英語及英文学、国文及国文学、歴史、哲学、美学、言語学。歴史地理部：歴史、地理、法制、経済、国文、考古学、人類学。数学物理学：数学、物理学、化学、天文学、気象学、図画、手工。物理化学部：物理学、化学、数学、天文学、気象学、図画、手工。博物部：植物学、動物学、生理及衛生学、鉱物及地質学、農学、化学、図画。各部において世界語、徳語、音楽を随意科目として加えることができる。英語部においては法語を加えることができる。		
	第6条	予科及び本科の各科目授業時間は、校長が定めこれを教育総長に報告する。		
	第7条	研究科は本科各部のうち二、ないし三科目を選びこれを研究する。	第3条ノ2	研究科ノ科目ハ本科各部ニ置ク所ノ科目トス(33年省令第11号ヲ以テ追加35年省令第13号ヲ以テ改正)
	第8条	高等師範学校は専修科を設けることができる。 前項の専修科は、師範学校及び中学校の教員が欠乏した場合これを設けることができる。	第12条	師範学校中学校高等女学校ノ教員ノ欠乏ヲ充タス為ニ特別ノ必要アル場合ニ於テハ専修科ヲ置クコトヲ得(同上改正)(41年省令第30号ヲ以テ本条

	第9条	専修科の科目及び授業時間は、校長が定め教育総長の認可を求めるものとする。		二項削除)
	第10条	高等師範学校は選科を設けることができる。 前項の選科は、師範学校及び中学校教員となる希望を持つ者のために設ける。科目は本科及び専修科のうち一科目あるいは数科目を選ぶことができる。但し倫理及び教育はひとしく兼修するものとする。	第13条	師範学校中学校高等女学校ノ教員タルノ志望ヲ有スル者ニシテ本科中ノ一科目若クハ数科目ヲ選ビテ学修セントスル者ハ撰科生トシテ入学セシムルコトヲ得
第2章 定員および 修業年限	第11条	予科本科の学生定員は600人以下、研究科及び専修科は定員を定めない。予科の学生定員は150人とし、本科各学級の定員は、国文部、英語部、歴史地理部各30人、数学物理部、物理化学部、博物部各20人とする。研究科及び専修科の定員は校長が定め、教育総長の認可を得るものとする。		
	第12条	高等師範学校の修業年限は、予科一年、本科三年、研究科は一年あるいは二年、専修科は二年あるいは三年、選科は二年以上三年以下とする。	第5条、第14条	修業年限ハ予科一箇年本科三箇年研究科一箇年乃至二箇年トス 選科生徒ノ在学期限ハ二箇年以上三箇年以下トス
	第13条	本科第三年級の学生には、附属中学校、小学校において実地授業を課す。専修科、選科についても最終学年において同様に実地授業を課す。	第6条	第三年級生徒ハ附属学校ニ於テ実地授業ニ従事セシムヘシ
	第14条	予科及び専修科の入学資格は、身体健全にして、品行端正、師範学校、中学校卒業あるいは、これと同等の学力を有する者であり、行政長官の推薦、並びに信用に足る保証人の保証書が必要である。 前項の推薦を受けた者は、師範学校及び中学校の卒業生でなければ、師範学校及び中学校卒業程度の試験と、口答試験を課す。	「高等師範学校 生徒募集規則」 第1条、第3条	高等師範学校予科生及官費専修生ハ師範学校官公立中学校及文部大臣ニ於テ徴兵令第13条ニ依リ中学校ノ学科程度以上ト認メタル私立中学校ノ卒業生ニシテ身体健全品行方正ナル者ニ就キ地方長官之ヲ薦挙シ高等師範学校長其ノ中ヨリ試験ノ上選抜スルモノトス 高等師範学校長ハ必要ト認メタルトキハ文部大臣ノ許可ヲ受ケ前項ニ規定シタルモノノ外薦挙ニ関スル条件ヲ定ムルコトヲ得 第1項ニ掲ケタル師範学校及中学校ノ生徒ニシテ当該学校長ニ於テ本條ノ募集ニ依リ入学スヘキ者ノ入学期以前ニ卒業スヘシト認メタル者ハ当該学校ノ卒業生ニ準スルコトヲ得 第1条ニ依リ募集スルモノハ外高等師範学校長ハ身体健全品行方正ニシテ学力年齢当該学級ニ相当スル者ヲ募集シ試験ノ上入学セシムルコトヲ得

第3章 入学、退学及び懲戒	第15条	予科は年に一回、専修科は必要に応じて生徒を募集する。その期日、定員については、校長が定めあらかじめ通告する。	「高等師範学校生徒募集規則」第2条	高等師範学校予科生及官費専修生ハ毎年一回之ヲ募集シ其ノ期日及員数ハ其ノ都度高等師範学校長ヨリ地方長官ニ通知スルモノトス
	第16条	予科はすべて公費生とする。但し情状によっては私費生を認める。		
	第17条	本科は予科の卒業生を入学させる。		
	第18条	研究科公費生は、校長が本科及び専修科卒業生の中から選抜する。本国あるいは外国の専門学校を卒業した者、教育活動に従事するに相当する学識経験を有する者は、校長の認可を得て自費で入学することができる。	第10条	研究科ニ入学スヘキ者ハ本科及専修科ノ卒業生ニ就キ学校長ニ於テ選択シ文部大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ命ス但私費ヲ以テ入学セント欲スル者ハ本文ノ者ニアラサルモ入学ヲ許可スルコトアルヘシ
	第19条	専修科生及び選科生の入学規則は、校長が定め、教育総長の認可を求めるとする。	「高等師範学校生徒募集規則」第5条	私費研究生私費専修生撰科生の募集ニ関スル規程ハ高等師範学校長之ヲ定メ文部大臣ノ許可ヲ受クヘシ
	第20条	学生が以下の条項の一つに当たる場合、校長は退学を命じることができる。 一、身体脆弱で学業成就の可能性がない者 二、成績が著しく劣る者 三、性質不良で教職に不適當である者	第8条、第9条	生徒在学中疾病ニ因ルノ外自己ノ便宜ニ因リ退学ヲ願フ者ハ支給セラレタル学費ヲ償還スヘシ 文部大臣ハ其情状ニ依リ前項償還スヘキ学費ノ全部又ハ一部ヲ免除スルコトアルヘシ 生徒在学中疾病ニ罹リ若クハ学業進マス又ハ品行修マラサルカ為ニ成業ニ適セスト認ムルトキハ学校長ヨリ退学ヲ命スヘシ 予科ノ生徒ニシテ学年試験ニ落第シタル者ハ前項ニ依ルヘシ
	第21条	学生はやむを得ない場合を除いては、校長の許可を得ずに任意に退学することはできない。		
	第22条	学生が校規に違反した場合、校長は懲戒を加えることができる。		
第23条	公費生は学費を免除され、本学より食費及び雑費を給付される。前項の給付額は、校長が予算を出し教育総長の決定を求めるとする。自費生の人数及び給付額は、校長が定め、教育総長の認可を求めるとする。	「高等師範学校生徒学資支給規程」(1)予科本科及研究科生徒学資支給ニ関スル件	明治37年4月以後其ノ学校ニ入学スル予科、本科及研究科生徒ニ支給スヘキ学資ハ全部(月額凡金7円)及一部(月額凡金4円)ノ二種トシ其支給方法及全部又ハ一部支給ノ人員ハ学校長ニ於テ之ヲ定メ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ 予科、本科及研究科生徒学資支給ニ関スル従前ノ訓令ハ既ニ在学スル生徒ニ就テハ仍其効力ヲ有ス	

第4章 学費	第24条	専修科、選科生はすべて自費生とする。但し専修科生においては、特別の情状が認められる場合は公費を給付するものとする。	同上規程(2) 官費専修生学費支給規定第1条第48条、第61条	官費専修生ニ支給スヘキ学資ハ1ヶ月金4円トス 但シ入学ノ月ハ入学ノ日ヨリ退学ノ月退学ノ日マテ日割ヲ以テ支給ス 専修科ノ…(中略)…入学者資格、官費私費の別、授業料等ハ其都度文部大臣ノ認可ヲ経テ之ヲ定ム 撰科生徒ハ毎月授業料金式圓五拾銭ヲ納ムヘシ但シ毎年八月及ヒ本校ノ都合ニヨリ全ク休業スル月ハ之ヲ徴取セス
	第25条	第20条及び第22条によって退学、或いは自己の意志によって退学する場合、公費生は学費及び給付金を、自費生は学費を償還しなければならない。但し特別な事情のある場合、その一部或いは全部を免除することができる。前項の償還すべき学費は、専門学校の学費を基準とする。		
第5章 服務	第26条	本科公費生の服務期間は、卒業証書を授与された日から6年とする。但し教育総長の指定する特別な職務、及び辺境地域における服務については4年とする。	「高等師範学校卒業生服務規則」第1条、第2条	高等師範学校本科卒業生ニシテ所定学資ノ全部支給ヲ受ケタル者ノ服務年限ハ卒業証書受得ノ日ヨリ7箇年一部支給ヲ受ケタル者ハ5箇年自費生ハ3箇年トシ其ノ間教育ニ関スル職務ニ従事スル義務ヲ有スルモノトス但全部支給ヲ受ケタル者ハ卒業証書受得ノ日ヨリ3箇年間一部支給ヲ受ケタル者ハ2箇年間ハ文部省ノ指定ニ従ヒ奉職スル義務アルモノトス 高等師範学校官費専修科卒業生ノ服務年限ハ卒業証書受得ノ日ヨリ5箇年トシ其ノ間教育ニ関スル職務ニ従事スル義務ヲ有スルモノトス但卒業証書受得ノ日ヨリ2箇年間ハ文部省ノ指定ニ従ヒ奉職スル義務アルモノトス
	第27条	専修科公費生の服務期間は、卒業証書を授与された日から4年とする。但し教育総長の指定する特別な職務、及び辺境地域における服務については3年とする。		
	第28条	本科専修科自費生の服務期間は、公費生の半分の期間とする。		
	第29条	本科及び専修科卒業生で、特別な事情によって規定の期間服務に就くことが出来ない者は、教育総長の裁量によってその服務義務を軽減あるいは免除することができる。	同上規則第4条	第1条第2条ノ義務ヲ尽スコト能ハサル事故アル者ハ其ノ理由ヲ具シテ義務ノ免除ヲ文部大臣ニ請願スルコトヲ得
	第30条	本科及び専修科卒業生は、服務期間中以下の条項のうち一つに当たった場合、公費生は学費及び給付金を、自費生は学費を償還しなければならない。但し特別な事情のある場合、その一部或いは全部を免除することができる。 一、正当な理由なく、第26、第27、第28条の義務を果たさない者 二、懲戒免職に処された者 三、「教員許可状」を剥奪された者 四、第29条によって服務を免ぜられた者	同上規則第6条	第1条第2条ノ卒業生ニシテ左ノ一項ニ該当スル者アルトキハ文部大臣ノ命ニ依リ在学中給与シタル学費ノ全部若クハ幾部ヲ償還セシム 1 第1条第2条ノ義務ヲ尽ササル者但第4条ニ依リ文部大臣ノ許可ヲ得タル者ハ学資ノ全部モシクハ幾部ノ償還ヲ免除スルコトアルヘシ 2 服務年限中懲戒免職又ハ免許状褫奪ノ処分ヲ受ケタル者

	第31条	服務期間に大学或いは高等師範学校研究科への入学を志望する者は、教育総長の認可を請うことができるものとする。		
	第32条	本科卒業生で第29条によって服務期限を軽減された者及び第31条によって大学或いは高等師範学校研究科に在学する期間義務年限に算入することができない	同上規則第7条	服務年限中ノ卒業生ニシテ自費ヲ以テ分科大学高等師範学校研究科専修科及撰科ニ入学志願ノ者アルトキハ時宜ニ依リ許可スルコトアルヘシ指定義務ヲ終ラサル者ニシテ前項ノ場合ニ該当スルトキハ入学中ノ年限ハ指定服務年限中ヨリ除算スルモノトス
第6章	第33条	高等師範学校は、附属中学校及び小学校を設けるものとする。	「附属学校規則」第2条	附属学校ヲ分チテ中学校及ヒ小学校トス
附属学校	第34条	附属中学校は「中学校施行規則」を遵守するものとする。但し毎学級の学生数は40人以下とする。附属初等小学校は単級編制の学級、二学年以上に連続すべき多級編制の学級及び1学年の単級編制の学級を分けて設ける。また二部教授法を使用すること。附属高等小学校は一学年編制の単式学級を設けることができる。	同上規則第29条	小学校ヲ分チテ三種トス、中学校ニ連続スヘキ多級編制ノ尋常小学校ヲ第一部ト称シ多級編制ノ尋常高等小学校ヲ第二部ト称シ単級並ニ二部教授編制ノ尋常小学校ト尋常小学校補習科ト併セ置キタルモノヲ第三部ト称ス
第7章附則	第35条	本規程は公布日より施行する。		

あ と が き

今、中国の教師養成機関は改革の正念場を迎えている。とりわけ師範大学の改革は1999年6月に北京で開催された第三回全国教育工作会议によって新しいステージへ進んでいる。1952年以来、中国では中等教師を師範大学など特設の単科大学で養成してきた。この制度は文化大革命によって中断されたが、改革開放期に入り復活し、制度の充実がはかられた。ところが、近年中等教師養成を行う単科大学と総合大学の間で相互乗り入れの動きが出てきた。それは、師範大学は教師養成系以外の学部も設けることができるようになり、同時に独占してきた中等教師養成機能を総合大学に開放することになった。私が近代中国における中等教師養成史研究に着手したのは、こうした母国の改革の荒波を乗り越えていく上で、歴史研究が極めて有効な羅針盤の役割を果たしてくれると考えたからである。

こうした動機を抱えながらもどのように進んでいくべきか分からなかった私の前に道を開いてくださったのは船寄俊雄先生（神戸大学教授）であった。それはまさに千載一遇の出会いであった。1999年早春のこと、私は当時所属していた広島大学の研究室での研究活動に行き詰まり途方に暮れていた。その時偶然調べものために広島大学を訪れられていた船寄先生に専門分野に関する質問をさせていただく機会を得た。船寄先生は『近代日本中等教員養成論争史論』を著された教師教育学の専門家であり、広島大学での所属研究室の大先輩でもあった。はじめは質問だけのはずが、いつの間にか進路相談となり、ついに私は神戸大学の先生の研究室に移ることになった。進退きわまっていた私を暖かく受け入れてくださった船寄先生の姿をあたかも昨日のここのように思い出す。

本書の出版に際し、恩師船寄俊雄先生にまず誰よりも先に感謝の気持ちを捧げたい。2001年4月から2004年3月までの3年間、船寄先生は土日休日、昼夜を問わず私の論文をみてくださり、日本語での執筆能力が未だ十分でない私に一字一字懇切丁寧なご指導をくださった。返していただいた原稿は、私の書いた文字以上に船寄先生が書き込まれた朱の文字の方が多いほどである。その過程で一本の論文をまとめることの難しさを身をもって学ばせていただいた。「研究は頭より手と足だ」、「素直に丁寧に書く」との船寄先生の言葉は私の心に染み入り、研究を進めるうえでの道標となった。

研究のことに限らず船寄先生は様々な相談に乗ってくださった。自らの大切な研究時間を犠牲にして私の話に真剣に耳を傾けてくださった。時には本に埋まった研究室で酒を飲みながらの話になることもあった。悩みと不安が溢れる院生時代において、こうした時間と空間は新たな研究の発想や、研究者としての道を進んでいこうという夢を与えてくれた。常に熱意をもって学生に接する船寄先生のお姿は、現在教壇に立つ身の私に大きな影響を与えている。

研究者としてだけでなく、船寄先生からは人間としての教師像を学んだ。いかなる場面においても決して怒らず、誰に対しても穏やかに接しておられる。気が短くすぐに頭に血が昇る質の私は常々船寄先生のようにありたいと心がけている。

船寄先生のほか、お忙しいなか副査として学位請求論文を審査してくださった同大学教授の土屋基規先生、三上和夫先生、末本誠先生および同大学名誉教授の安井三吉先生には格別のお礼を申し上げたい。廊下ですれ違うたびに、ただ一言「いい論文を書いて下さい」

とお声をかけて下さった土屋先生、何もおっしゃらず常に微笑んで見守って下さった三上先生。両先生の存在にどれほど励まされてきたか知れない。さらに、歴史と現在の接点を改めて考えさせて下さった末本先生、研究者として一つの事柄を深く追究する姿勢を教えてくださいました安井先生。先生方の示唆に富む御意見によって、淡白な私の研究もいくらか味わいを増すことができた。これらの先生方に恵まれた神戸大学での3年間は、学位論文をまとめるうえでこれ以上ないほど絶好の環境であった。「学位論文は研究者としてのスタート地点である」という船寄先生のお言葉を胸に、今後も一步一步研究の道を歩んでいきたい。

神戸大学大学院に来る前、私は大分大学大学院および広島大学大学院で研究活動を続けてきた。その際、佐藤尚子先生（大分大学教授を経て広島大学教授）と大林正昭先生（元広島大学助教授）から研究の基本を教えていただいた。様々の意味でここでの経験がなければこの本も存在しないし、現在の自分はないだろう。この場を借りて両先生に感謝の意を表したい。

8年間の院生生活を通じて出会った多くの先輩・同輩・後輩にも一言感謝したい。一見あたりまえのことのようだが、分からないこと、知らないことをすぐに尋ねることのできる先輩がおり、先輩は後輩に自分がかつて先輩から教わったことを伝えるといった、いわば研究室文化が健在であった研究室に身を置くことができた。当時はそれがどれほど得難い環境なのか理解していなかったが、今では私にとって大きな財産となっている。こうした研究室で国籍を問わず互いに励まし合うことで、多くの困難を乗り越える動力を得た。

来日以来10年間の留学生生活を思い起こせば、数え切れないほどの方々に多様な援助をいただいていた。とくにお世話になった北九州市の麻川尊義氏、飯島和美氏、高尾喜久子氏、大分市の衛藤規久夫氏、衛藤文秋氏、藤本速雄氏、牧野光氏、別府市の江藤富美子氏に深くお礼を申し上げたい。テレビや新聞を見れば中国人の犯罪の報道は枚挙にいとまがない。政治的にも靖国問題や尖閣諸島問題など中日関係は決して理想的な友好関係にあるとはいえない。にもかかわらずこうした人々が真心から私を支え手助けして下さったことによって、私の留学生活は多彩なものとなった。

経済的に大きな支えとなったことをどうしても書いておきたい。私は大分大学大学院、広島大学大学院および神戸大学大学院への入学金はいずれも半額免除された。また大分大学大学院での2年間、広島大学大学院での3年間、神戸大学大学院での3年間うちの2年間、計7年間の授業料が全額免除された。さらに幸運なことは文部科学省の私費外国人留学生学習奨励費を4年半、大分県私費外国人留学生奨学金を1年間受けることができた。これらを合計すれば800万円を超える額になる。そのお金は元をただせばすべて日本国民の税金である。時に自分一人で苦勞してここまで来たような錯覚に陥ることがあるが、今日の私があるのは紛れもなくこうした支えがあったればこそである。

奨学金のおかげで私は何度も資料調査を行うことができた。その足跡は日本国内に留まらず、中国の北京、天津、上海、南京、杭州、武漢、広州に及んだ。この場を借りて資料調査にあたって中央教育科学研究所宋恩榮先生、北京師範大学王淑芬先生、首都師範大学李友芝先生、南開大学李喜所先生、武漢大学徐正榜先生、広東省中山文献館倪俊明氏など、ご協力をいただいた多くの方々に感謝の気持ちを表したい。

その他、この機会にご芳名を挙げて感謝したい諸先生、友人たちは少なくないが、失礼させていただきます。

本書は、2004年春に神戸大学から博士（学術）の学位を授与された学位論文に加筆したものである。学術書の出版が大変厳しい時代、本書の出版に尽力していただいた学文社の方々、とりわけこの事業に情熱を傾けておられる三原多津夫氏に感謝したい。

最後に若干の私事を記すこととお許し願いたい。私の日本留学を積極的に手伝ってくれた兄夫婦に感謝したい。そして私の厳しい留学生生活を配慮し 1997年夏に父が亡くなったことさえ通知を控えた母、姉、兄に礼を述べると同時に、亡き父の霊前に本書を捧げたい。また私は 2003年、院生の身分のまま結婚した。将来の分からない人間との結婚を許してくれた義父母にも感謝したい。妻のさきは、執筆過程で私の日本語を直し、有益な助言を与え続けてくれた。彼女は広島大学大学院時代の後輩であり、知り合ってから7年余り、私と共に多くの困難を乗り越えた。本書の最後の最後に再び妻に感謝したい。

2005年12月10日

経志江